

平成二十一年六月定例会

平成 21 年 第 2 回

菊陽町議会 6 月定例会会議録

平成 21 年 6 月 9 日～6 月 17 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成21年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 9	火	開会・委員会構成・発議・行政報告・提案理由説明・研修報告
6 / 10	水	一般質問
6 / 11	木	一般質問
6 / 12	金	一般質問
6 / 13	土	休会
6 / 14	日	休会
6 / 15	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
6 / 16	火	休会（議事整理）
6 / 17	水	議案審議（議案第39号～諮問第2号）表決・閉会

平成21年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	小林久美子 (P29～)	1. 町立保育所の民営化問題 について	<p>①行財政改革大綱に基づく公的関与の在り方について</p> <p>②町立保育所の民営化の基本的な考えについて</p> <p>③子どもについて、どのような影響を及ぼすと考えているのか</p> <p>④民営化により捻出された財源を在宅支援を含めた広範な子育て環境整備に充てるとあるが、具体的内容は</p> <p>⑤障害者保育など、養育困難なケースへの対応はどのように考えているのか</p> <p>⑥民営化をすすめるにあたって、保護者や地域への説明は不十分ではないか</p> <p>⑦現場で働く保育士の保育、子どもへの思いについて配慮が足りないのではないか</p> <p>⑧今まで積み上げてきた町立保育所の「保育の積み重ね」や保育士の果たしている役割を町長としてどのように認識されているのか</p> <p>⑨「みどり園」では保護者への説明が不十分であるとして、約800名近くの署名とともに、「民営化計画の見直し」が町長に提出されたが、どう受け取られ、その後どのようにいかされたのか</p> <p>⑩臨時職員の不安への対応や今後の待遇についてどう考えておられるのか</p> <p>⑪民営化についての保護者の受け止めは。地域の理解はどのように進めていかれるのか</p> <p>⑫財政難のしわよせを一番弱い立場の子どもに向けていいのか</p> <p>⑬町長の選挙公約は「人が大切にされる町づくり」「子育て支援が充実した町づくり」ではなかったのか</p> <p>⑭民営化をすすめた場合の「合同保育」について</p> <p>⑮武蔵ヶ丘第一保育園の民営化中止を</p> <p>⑯町長が考えておられる町の今後の財政運営とは</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
2	福島 知雄 (P43～)	1. 教育行政について	①青少年健全育成のためどのような対策を練っているか ②本町小中学校における学校内携帯電話の使用状況を問う ③学校内携帯電話使用についての基本的な方針・対策を問う
		2. 小中学校におけるアレルギー対策について	①アレルギーの有症率と現時点での対応を問う ②アレルギー疾患に対する取り組み（ガイドライン）への認識と今後の学校現場での取り組み方針を問う
		3. 学校給食における食物アレルギーについて	①本町小中学校において、アレルギーを持つ児童・生徒数の推移と認識を問う ②食物アレルギーの原因となる食品品目と推移を問う ③各学校において、就学前指導・症状把握などの方針を問う ④教育委員会として、アレルギー対応の基本的考えを問う
3	梅田 清明 (P56～)	1. 温暖化対策について	①全小中学校に太陽光発電パネルの設置を ②全小中学校に電子黒板の設置を ③電気自動車の所有者に対して軽自動車税の全額免除を
		2. 健康福祉対策について	①新型インフルエンザ対策（町全体、保育所、小中学校）はどのように考えているのか ②妊婦にはマスクの配布ができないか ③ヒブワクチン予防接種に町の助成を ヒブワクチン：乳幼児の細菌性髄膜炎を引き起こすインフルエンザ菌b型【Hib=ヒブ】
4	石原 武義 (P70～)	1. 中部小学校建替えについて	（3月定例議会で現地建替え案は3分の2の反対多数で否決された。） ①町長は、この重みをどうとらえているのか見解を問う ②否決後2ヶ月が過ぎたがこの間、何をどう検討してきたか問う ③決断はいつするのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
5	北山 正樹 (P81～)	1. エコ・グリーン運動の方針について	①グリーン・カーテンの効果・効用は ②グリーン・ルーフへの取り組みは ③焼却ゴミを減らし、再資源化が可能なバイオ処理の推進の意志は
		2. 中部小学校の今後の計画について	①否決の認識について ②意見集約の方法は ③工程表の公表は何時か
		3. 町道整備について	①下原堀川線の延伸の取り組みは
		4. 子ども教室について	①放課後子ども教室の方針は
6	甲斐 榮治 (P96～)	1. 町政運営の手法について	①地方分権の本質はどこにあると考えているか ②国の形を変える、地方分権の大きな流れの中で、今の菊陽町の政治手法は理に合っていると思うか ③パートナーシップによるまちづくりの理念と具体策を問う
		2. 中部小学校建設計画について	①3月議会における、同小建設計画にかかわる予算修正をどう評価しているか ②今後はどのような方針をとるか
		3. 保育所の民営化について	①民営化の基本的コンセプトは何か ②民営化された場合、当該園の児童や保護者が不利益を被ることはないか ③4月28日の新聞発表前後の経過を明らかにせよ ④手順は民主主義の命である。今後の手順とその内容を問う
7	吉本 堅 (P110～)	1. 菊陽町耕畜連携・資源循環総合対策事業豚舎等施設の設置及び管理に関する条例について	①第1条に菊陽町耕種農家と畜産農家が連携をとりとある。 その連携のとりかたと、その成果を問う ②貸与及び管理（第4条）における賃貸借状況を問う ③菊陽町耕畜連携・資源循環総合対策事業は、事業費に見合う効果か ④養豚等施設の設置及び管理に関する条例（第7条）改正の考えを問う
		2. 菊陽町大型共同作業場施設の貸付けについて	①この施設を無償貸付けする理由を問う ②この2事業所の現在の組織を問う ③この施設の貸付けに関する今後の契約の仕方を問う

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. セミコンテクノパーク公園管理業務に関する確約書について	①町が作成した確約書の存在を問う ②町が作成した確約書の効力を問う ③町が作成した確約書の内容は実現可能か ④これらの確約書に関する今後の町の対応を問う ⑤確約書の存在に対する町長の姿勢を問う
		4. 中部小学校建替えについて	①平成21年広報きくよう5月号に掲載された中部小学校記事を問う ②現在地で建替える為の実施設計予算否決後の改築計画を問う
8	佐藤 竜巳 (P123～)	1. 久保田台地（JA菊池菊陽中央支所東側周辺）の開発について	①現在の農地状況（耕作放棄地）の把握はできているか ②この地域の町の将来（農地・開発）の考えは
		2. 小学校区の状況について	①通学路に対して危険箇所の把握と対応は ②小学校区の見直しの考えはないか
		3. 菊池環境保全組合の各市町の負担金について	①ごみ収集量の誤差に対する首長の説明を ②長期包括的運営事業予算の積算根拠は
9	大塚 昇 (P139～)	1. 町立保育所の民営化について	①国も子育て、親育て社会（地域）をつくることを最優先課題としているが、民営化に移行して問題はないか ②新しい時代の保育・子育て支援には経験豊富な職員が必要と思うが、何年も職員採用がない時期もあるが対応できるか
		2. 鼻ぐり井手公園の将来について	①資料館やトイレの建設計画は考えていないか ②観光的には常時中須山に渡り白川を眼下に、井手の吐や分水の工夫に接することが一番と思うが実現できないか ③南校区の活性化にどうつないでいく考えか
		3. 農業問題について	①国は自給率をおおよそ10年で39%を50%に上げる目標を立てている。農地転用等都市計画の見直しは望めないのであれば今後、農業をいかに守り育てていくかであるが、どのように考えているか
10	坂本 秀則 (P152～)	1. 農道の車両規制について	①タクシー等の営業車両等を進入禁止に出来ないか ②下原堀川線完成に伴い、堀川地域の農道に一般車両等の進入が考えられるが対策は

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			③看板や広報等で農道への進入自粛の周知徹底をすべきと思うがどうか
		2. 新規就農者及び後継者の支援について	①新規就農者及び後継者へ町独自の支援は出来ないか
		3. 農工商連携推進について	①農業・工業・商業の連携を促進すべきだが本町の取り組みは ②年に一度は合同で推進大会等をすべきと思うがどうか
		4. 小学校区再編について	①各小学校の現状は ②小学校区を見直すべきではないか
		5. 同居世帯促進について	①社会保障費の増額や高齢化率の高い集落が増えると懸念される。又若者が町に定住するためにも同居世帯を促進し減税等の支援をしてはどうか

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成21年6月9日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成21年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成21年6月9日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員の選任について
- 日程第6 議長の常任委員の辞任について
- 日程第7 (発議第2号) 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 行政報告
- 日程第9 町長提出議案第39号から諮問第2号までを一括議題
- 日程第10 町長の提案理由の説明
- 日程第11 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	坂本秀則君	2番	北山正樹君
3番	石原武義君	4番	甲斐榮治君
5番	芝和長君	6番	岩下和高君
7番	佐藤竜巳君	8番	大塚昇君
9番	福島知雄君	10番	川俣鐵也君
11番	吉本堅君	12番	小林久美子君
13番	酒井良一君	14番	上田茂政君
15番	梅田清明君	16番	鍋島有志男君
17番	永野輝全君	18番	吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

1番	坂本秀則君	2番	北山正樹君
----	-------	----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後藤三雄君	教育委員長	三島誠一君
教 育 長	赤峰洋次君	教育次長	田中真治君
総務部長	宮本義次君	福祉生活部長	大川育男君
産業建設部長	服部貞夫君	会計管理者兼 会計課長	大野秀治君

総務部審議員
 兼総務課長 吉岡典次君
 税務課長 廣野豊徳君
 福祉部審議員
 兼福祉課長 眞鍋清也君
 環境生活課長 吉野邦宏君
 武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君
 建設課長 松村孝雄君
 下水道課長 山崎謙三君
 教育審議員兼
 図書館長 帆保勇君
 中央公民館長 堀川俊幸君
 農業委員会事務局長 志垣敏夫君

総合政策課長 松本東亞君
 人権教育・
 啓発課長 渡邊幸伸君
 健康・保険課長 阪本修一君
 町民課長 堀川正信君
 農政課長 荒木一雄君
 都市計画課長 坂本恭一君
 商工振興課長 平野誠也君
 教育審議員兼
 学務課長 大山晃君
 生涯学習課長 佐藤清孝君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 阪本健治君
 書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

- 議長（吉村豊明君） それでは、ただいまから平成21年第2回菊陽町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番坂本秀則君、2番北山正樹君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
この件につきましては、去る6月3日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より6月17日まで9日間と諮問することを決定しました。  
会期日程につきましては、別紙のとおりにしたいと思っております。  
お諮りします。  
今定例会の会期は、本日から6月17日まで9日間としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は本日から6月17日まで9日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（2月、3月、4月分）の結果報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。
次に、全国町村議会議長・副議長研修会が5月19日から20日まで東京メルパルクホールで開催されました。全国町村議会議長・副議長研修の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。
次に、今回受理しました陳情等は、別紙のとおり配付のみといたします。
これで諸般の報告を終わります。
本日は、最初に委員会構成を行います。
しばらく休憩します。

議員の皆様は、全員協議会を開きますので、委員会室へお集まりください。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時2分

再開 午前10時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 常任委員の選任について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、常任委員の選任についてを議題とします。

ただいまから名簿を配付します。

[名簿配付]

○議長（吉村豊明君） お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

次に、各委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項により、委員会において互選となっております。したがって、本日の委員会は年長の委員が委員会の職務を行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

正副委員長が決定しましたら議長まで報告願います。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時8分

再開 午前10時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、報告します。

総務常任委員長に大塚昇君、副委員長に小林久美子君、文教厚生常任委員長に川俣鐵也君、副委員長に福島知雄君、産業建設常任委員長に佐藤竜巳君、副委員長に岩下和高君がそれぞれ選任されましたことを報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議会運営委員の選任について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議会運営委員の選任についてを議題とします。

ただいまから名簿を配付します。

[名簿配付]

○議長（吉村豊明君） お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項により、委員会において互選となっています。したがって、本日の運営委員会は年長の委員が委員会の職務を行うとなっておりますので、よろしく願いいたします。

正副委員長が決定しましたら議長まで報告願います。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時21分

再開 午前10時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、報告をします。

議会運営委員長に梅田清明君、副委員長に大塚昇君がそれぞれ選任されましたことを報告いたします。

議長を交代します。

[議長交代]

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 議長の常任委員の辞任について

○副議長（永野輝全君） 議長を交代いたします。

日程第6、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、吉村議長の除斥を求めます。

[18番 吉村豊明君 退席]

○副議長（永野輝全君） 吉村議長から、議会運営上の理由によって常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（永野輝全君） 異議なしと認めます。したがって、吉村議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

吉村議長の除斥を解きます。

[18番 吉村豊明君 入場]

○副議長（永野輝全君） 吉村議長に告知いたします。

ただいま常任委員の辞任を許可することに決定しましたのでお知らせし、議長を交代いたします。ありがとうございました。

[議長交代]

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第2号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、発議第2号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、梅田清明君外4名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、梅田清明君より趣旨の説明をお願いします。

○15番（梅田清明君） おはようございます。

菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

お手元の資料の最後のページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。左が現行で、右が改正後であります。

改正の内容としましては、各常任委員会に所属する課等をもって所管を定めておりましたが、今回部・課等の所管に改め、わかりやすくするものであります。

なお、各委員会に所属する部・課等は現在のままで、所管の変更はございません。

以上、説明を終わります。議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。また、質疑については自席より答弁させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8 行政報告

○議長（吉村豊明君） 日程第8、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 皆さんおはようございます。

議員各位におかれましては、本日から17日までの9日間にわたり、平成21年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、全員の方にご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、ただいま常任委員会の新しい構成が決まりまして、それぞれの常任委員会に各議員さん入られたところであります。これから2年間、それぞれの常任委員会におきまして、行政に対して温かいご理解と、そしてご指導、ご支援等いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それではまず、最近のニュースであります、暗いことばかりのようではありますが、昨日、今日のテレビ、新聞等で報道されておりましたように、つい先日の7日、日本では8日になりますが、アメリカのテキサス州で開かれました第13回バン・クライバーン国際ピアノコンクールで、盲目の日本人ピアニストで東京上野学園大学生の辻井伸行さん（20歳）が見事優勝しました明るい話題を報道しておりました。1962年、昭和37年にスタートした同コンクールでの日本人の優勝は初めてであり、障がいを克服しての快挙であります。辻井さんは、東京都生まれで、生まれつきの全盲で、2歳3カ月のとき、母親が歌ったメロディーに合わせてピアノを弾いたことがきっかけで幼少期に音楽を始められたということでもあります。辻井さんの受賞を心からお祝い申し上げるとともに、今後ますますのご活躍をお祈りしたいと思います。

さて、皆様ご承知のとおり、アメリカの自動車最大大手ゼネラルモーターズ、GMが、今日1日に連邦破産法、いわゆる日本の民事再生法に相当するわけではありますが、いわゆる連邦破産法の適用を申請し、経営破綻しました。今年3月末の負債総額は、日本円で約16兆4,000億円にも上り、アメリカ製造業史上で最大の破綻となりましたと報道されているところであります。サブプライムローンで巨額損失を出したアメリカの証券大手リーマン・ブラザーズが破綻したのは昨年9月で、アメリカ金融史上最大の倒産劇でありました。このときのリーマンショックは世界金融危機の引き金にもなったところであります。今度のアメリカ経済を牽引してきた自動車産業の最大大手のGMの破綻は、世界経済をリードしてきたアメリカの産業界に与えるショックも、また同時不況に苦しむ世界経済に大きな影響を及ぼすことになると思っております。

さて、今日の我が国の経済は、世界経済の冷え込みの影響を大きく受け、景気の急速な悪化が続いており、依然として大変厳しい状況に置かれております。国においては、経済対策を最重点課題として、さきの安全実現のための緊急総合対策、生活対策及び生活防衛のための緊急

対策に続き、追加の経済対策となる経済危機対策が打ち出され、現在その平成21年度補正予算13兆9,000億円余りの成立に伴う関連法案が国会で審議されているところであります。

この経済危機対策は、雇用や金融面において経済の底割れを防ぐ緊急的な対策に加え、中・長期的な成長を図るための新たな経済成長戦略や国民の安全と活力を実現するための政策などが盛り込まれており、本町といたしましても、国または県の新たな経済対策に即応できる体制を整えるとともに、町独自の施策展開についても可能な限り取り組んでまいりたいと考えているところであります。

それでは、本町の行政報告をさせていただきます。

まず、防災についてであります。これから本格的な雨季を迎えるため、去る6月3日に防災及び水防会議を開催し、関係機関等に協力をお願いしたところでございます。昨年は5月28日ごろに梅雨入りをいたしました。今年も今月11日ごろに梅雨入りが発表されるようであります。気象台の予想によりますと、今年6月から8月までの向こう3カ月間の降雨は平年並みということであります。昨年は、幸い本町におきましての集中豪雨や台風による被害も発生せず、人身にかかわる被害はありませんでした。今年も被害もなく平穏な年であることを願っているところであります。

ご承知のように、本町では、各世帯へのハザードマップの配布、総合防災訓練等でさらなる防災体制の強化を図っているところでありますが、今年度、災害時要援護者対策を講じるための計画策定に取り組んでまいります。

次に、定額給付金の給付状況についてであります。3月2日に総合政策課内に定額給付金対策室を設置しまして、専任の職員2名及び非常勤職員等によりこの事務に当たらせてところでございますが、3月30日に菊陽町の対象世帯1万3,612世帯に申請書を送付し、4月6日から定額給付金の申請書受け付けを開始しました。5月の連休前の交付を目標として集中的に口座登録を行い、4月28日から第1回目の口座振り込み、その後も順次給付金の交付を行いつつ、5月末において1万1,715世帯、1万3,160全世帯の約89%に相当いたします。金額で4億9,498万4,000円、予算で5億3,272万8,000円を計上しておりますが、その93%となっております。地域経済の浮揚に十分寄与したのではないかと考えているところであります。また、まだ申請のされていない世帯に対しましても、個人通知はもとより、広報等で周知を図りながら進めてまいります。

次に、中学生海外派遣事業についてであります。

既にご承知のとおり、メキシコで発生しました新型インフルエンザについて、世界保健機構(WHO)は、6月3日、感染者の累計が世界で計1万9,273人、うち日本では385人と発表し、感染が世界じゅうに拡大しつつあり、終息する兆しが見えておりません。中学生海外派遣事業を例年夏休みに実施していましたが、派遣先のオーストラリアの感染者数は501人と発表されております。派遣時期の7月ごろの感染状況はわかりませんが、オーストラリアはこれから冬に向かいますので、さらに感染者がふえることも考えられます。このような状況から、

教育委員会では、派遣生徒の健康、安全を第一に考え、やむを得ず中止することにいたしましたので、ご報告いたします。

最後に、図書館利用についてであります。図書館の利用は、これまで菊陽町にお住まいの方や菊陽町に通勤、通学、通園等されている方に限らせていただいておりますが、今年6月1日から、菊池市、合志市、大津町にお住まいの方にも本町の図書館で図書資料等の貸し出しを利用できるようにしました。菊池地域館内の菊池市、合志市、大津町の各図書館におきましては、以前から菊陽町の住民に対しましても図書館の利用を認めておったところであります。このような中で、近隣市町にお住まいの方から菊陽町図書館を利用したいという要望が多く寄せられており、今回広域利用を開始することにいたしましたところであります。今後とも、近隣の公共図書館との連携を深めながら、少しでも利用者のお役に立てるような環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上をもちまして行政報告といたします。

○議長（吉村豊明君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 町長提出議案第39号から諮問第2号までを一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第9、議案第39号から諮問第2号までの件について一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第10、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成21年第2回菊陽町議会定例会に付議します提案理由を申し上げます。

今回の付議事件につきましては、9件であります。その内訳は、条例1件、平成21年度補正予算1件、計画策定1件、報告5件、諮問1件についてご審議をお願いするものでございます。

付議事件の順に申し上げますと、議案第39号は、菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、原水団地の建てかえに伴う構造等の改正と敷地合筆に伴う駐車場の所在地を改正するものであります。

議案第40号は、平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

平成21年度に入って2カ月余り経過したところでございますが、急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,917万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億3,665万4,000円と定めるものであります。

歳入では、国庫支出金508万6,000円、県支出金1,565万円、諸収入840万2,000円をそれぞれ増額し、歳出の主なものとしましては、民生費を306万9,000円、農林水産業費を964万6,000円、商工費を340万6,000円、土木費を618万9,000円、教育費を606万4,000円それぞれ増額するものであります。

議案第41号は、菊陽町国土利用計画の策定についてであります。

国土利用計画法第8条第1項の規定に基づく菊陽町国土利用計画を策定するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

報告第1号から報告第3号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

その中で、報告第1号は、平成20年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について報告するものであります。

内容は、総務費の定額給付金事業、電子計算事業、住居表示事業、民生費の子育て応援特別手当給付事業、土木費の道路橋梁維持事業、北小学校原水駅線道路改良事業、横道合志2号線道路改良事業、原水駅線道路改良事業、土地区画整理事業の9件で、繰越総額は9億8,676万418円となっております。

なお、財源といたしましては、既収入特定財源が5億9,222万1,918円、未収入の国庫支出金が1億8,592万5,500円、地方債が8,710万円、一般財源が1億2,151万3,000円であります。

報告第2号は、平成20年度菊陽町土地取得特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について報告するものであります。

内容は、諸支出金の光の森公共用地整地事業で、繰越額は6,800万円であります。

なお、財源といたしまして、既収入特定財源の6,800万円であります。

報告第3号は、平成20年度菊陽町下水道特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について報告するものであります。

内容は、菊陽町公共下水道事業認可、変更、設計の業務委託の工期の変更を行い、約95ヘクタールの下水道計画区域の拡大を図るための認可申請業務に係る費用であります。

次に、報告第4号、5号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

この中で、報告第4号は、菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてあります。

内容は、菊陽町土地開発公社の平成20年度決算に関する書類及び平成21年度事業計画に関する書類を報告するものであります。

報告第5号は、有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出についてであります。

内容は、有限会社「さんふれあ」の平成20年度決算に関する書類及び平成21年度事業計画に

関する書類を報告するものであります。

諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

内容は、人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員の候補者の上村隆一様は、平成11年2月から3期9年間にわたり、人権擁護委員として幅広く活動していただいております、人格及び識見ともに高く、人権擁護委員としてふさわしい方であり、平成21年9月30日の任期満了に伴い、再任の推薦をお願いするものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては、議案審議の際、説明いたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時47分

再開 午前11時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 研修報告

○議長（吉村豊明君） 日程第11、研修報告を行います。

去る5月21日から22日に東京で開催されました地方自治経営学会研究大会に甲斐榮治君外3名の議員が参加されましたので、代表で甲斐榮治君に報告をお願いいたします。

○4番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

ただいま議長から紹介がありましたけれども、5月21日から22日、明治大学のホールで、ちょっと恐ろしい名前ですけども、「地方自治経営学会研究大会」という、そういう研修がございまして、福島知雄君、岩下和高君、北山正樹君、それに私、4人が参加をしてまいりました。

昨年度から議員の研修についても別枠の予算が設けられまして、今年は5名予定がありましたが、4名参加をしてきました。東京での2泊3日の研修ですから、これはやはりかなりの金額を要しますし、こういう機会を与えていただいた菊陽町に心から感謝をする意味で、今日は議長に申し込みまして、こういう機会をいただきました。

それから、せっかく研修をしてきたわけですので、皆さんにちょっと二番せんじにはなりませんが、精いっぱい気持ちを込めて報告をいたします。また、今後これは私の議員活動の中でぜひ生かしていきたいというふうな気持ちの中で、若干報告をさせていただきたいというふう

思います。

あと3名の方も、それぞれテーマを持って今回の研修会には出席をされましたけれども、私も課題を持っていきました。整理上、それに従って、報告をしたいと思います。

1つは、非常にホットな話題で、今中央集権型の国家から地方分権型の国家に移行するとう、そういう局面に私たちは直面しておりますけれども、これは本当に必然性がある変化なのか、また変化が起こるとすればどういう変化が起こるのか、そのためには何が必要であるか、こういったことを東京の第一線でじかに聞きたいと、そういう思いで行ってまいりました。

大体日本の国というのは、地方分権と中央集権が交互にかわりながら今日に来ております。どちらがいいということでは私はないと思います。ときによっては地方分権型の国家がいいし、ときによっては中央集権型の国家がいいと、そういうふうなものであるかと思いますが、直前には私たちは江戸時代を持っております。これはもう徹底した地方分権の国家です。江戸幕府といえども、その大名の領地には簡単には入れないというぐらいの自治を広く認められた国家です。この連合体で江戸幕府がありました。それが、明治維新で徹底した中央集権に変わっていきます。その引き続きとして現在があるというふうに私は理解をしております。まだ中央集権型国家です。いろんな分析をすれば、小さなことがいろいろありますけれども、大きく言えば、官僚が主導する、要するに東京一極集中で、東京に行かなければ夜も日も明けないと、こういう形の国家に今なって、それが行き詰まってるという状況ではないか、その中から地方分権がということが出てきておると。

2日間、本当に、何ていいますか、休み時間は昼休みの1時間だけ。あとはもう、その間の5分の休憩もないように、14名の講師が入れかわり立ちかわりの、そういう講演でした。みんな、テレビに出てきたりとか、府知事さんであるとか、県知事さんであるとか、市長さんであるとか、第一線で活躍してらっしゃる方が、私たちの本当に目の前で話をさせていただきました。あの中田市長、横浜市長、我々は、これはもう北山君の趣味だろうと思いますが、もう真っ先に、一番先に席を、演壇のすぐ前に、それに引っ張られて、本当に近くで見ることができましたけれども、中田市長なんていうのは、これ野武士ですね、見てて。もう精悍な顔をしています。これは、やっぱりそばに寄れば、寄らば切るぞというふうな感じで日ごろ政務に当たってらっしゃるんじゃないか、非常に緊張感が伝わってきました。

それで、今日は私の質問に総合的に答えていただいた方2人をちょっと中心にしながら、あとそれぞれの一言ずつぐらいをご紹介します報告にかえたいと思います。

第1番目は、増田寛也さん、これは前総務大臣、現在東京大学の公共政策大学院客員教授という肩書です。こんなことを言ってらっしゃいました。項目別にちょっといいますが、基礎自治体である市町村への大幅な権限移譲を実現すること、今から大事なことです。基礎自治体というのは、要するにここと言えば菊陽町ですよ、基礎自治体、に権限を移譲を実現し、地域の政策決定過程への住民参画を拡充、住民を参加させると、できるだけ行政に参加させる。そのかわり、住民としては、やっぱり自己決定、自己責任、そういった自覚を持っていただく

と、そういう中で行政に参加をしてもらおうと、これが大事であると。地方分権の一番本質はここにあるということを力説されておりました。

道州制が関連でございますけれども、この基礎自治体に権限を移譲する、この形ができ上がると同時にこの道州制もあるというふうに理解せないかんとおもいますけれども、どちらが先かといえば、基礎自治体への権限移譲が先であると、その先に道州制があると、こういうことを言ってらっしゃいました。

この道州制というのも、これも我々はやっぱりしっかり考えておく必要があると思うんですけども、日本を仮に11ぐらいの道州制に分けるとした場合、その道州の一つ一つが、規模、人口とかそういった規模、それから経済力、ヨーロッパやアジアの諸外国と肩を並べる圏域になり得ると。例えば九州なら九州がオランダならオランダというそういう一国と肩を並べるぐらいの力があるんだと。これをやっぱり自立させて、その連合体をつくって国力を回復していくと、これが今言われている道州制であると。この際、国の権限、皆さんこれはご存じと思いますが、国は国家戦略の設定、安全保障、外交、国家基盤の維持整備、必要な全国統一基準の制定に限定して、あとはすべてその地方に任せると、こういう形が今後の国の形であろうというふうなことです。

それと、第2日目に、飯尾潤さん、政策研究大学院大学教授の問題の整理がございました。1つは、これは皆さん頭の中で思い浮かべながら聞いていただくと結構と思いますが、1番目に戦後政治の構造。箇条書きでいきます。外国に手本があったので、官僚が物まね企画し、政治家が落ち穂拾いしていればよかったと。戦後のこれまでの政治ですね。それから、国民はおお客様と。国民というのは、その欲望に従って次々と要求を出した。これに政治家がこたえるわけですけども、その政策と選挙と政局は相互に関連性はなくばらばらであったと、戦後はですね。ですから、政策でいろいろ言っても、選挙のときには地盤、看板、親戚、血縁、こうだったので選ばれる、政策とは何の関係もない。政局も政策とは何の関係もない、そういう状況で戦後はずっと移行してきた。その結果、累積赤字が国庫にはずっと積み重ねられていったということですね。

水戸黄門の劇を例にとつて言われましたけれども、政府の役人が悪代官で、与党が、要するに自民党ですね、これは水戸黄門で、これが悪いのをやっつけるというふうな、そういうスタイルの、それがよく通るような状態で今日まで来た。そして、列島改造に見られるように、インフラの整備が一番の中心課題でした。日本は、今山の上まで舗装されてますけれども、田中角栄さんのこれはもう功績かもしれませんが。そういったインフラですから、これはもう中央集権が一番やっぱりやりやすかったと。

次です。じゃあ、これからどうするのか。現在私たちが直面しているのは、少子・高齢化、東京の一極集中、それから教育問題いろいろありますですね。それから、環境問題もあります。日本人が今直面しているどの問題をとつても、人類が経験したことのないその最先端の問題に私たちは直面をしておると。これを解決しなくちゃいけない、世界に先駆けて。ですか

ら、もう外国にはお手本はないと。これまでは物まねで通りましたけれども、お手本はない。日本人が自分の頭で考えなくちゃいけない、そういうところに来てる。だから、次が大事なんですが、何が正しいかわからなくても、決断するときには決断しなければいけない、そういう状況に我々は今立っておると。

次です。今政権交代の問題が出てますけども、長期政権では過去の清算が難しい。前進できない。政権交代というのは先進国の必須要件であると。日本ももうそろそろそういうふうにならなくちゃいけないと。日本人同士が学び合い、まねし合う時代になったんだと。そういうときに、やっぱり先ほど出ましたように、住民の知恵を吸収するシステム、もう一般大衆というのは何を言うかわからんという不信感じゃなくて、やっぱりそこからの、そういうのもあるかもしれませんが、知恵を吸収して、それを本当システムで吸い上げていくと、これが今後は必要になるだろうと。

残念ながら、ただ、今のところ、自民党はたそがれてますし、一方野党のほうは準備不足であるという状況がある、これも克服しなくちゃいけないということですね。

ただ、もう一つ、この飯尾さんが一生懸命言われたことは、分権をすればいいことがあるという発想はもうやめなくちゃいけないと。地方分権になったら、かえって厳しい状況が目前に出てくるかもしれない、そういう覚悟をすべきであると。ぎりぎりの選択としての地方分権がこれからの課題だと、こういうことをおっしゃっていらっしゃいました。

その中で、議会は質を向上させなくてはいけないし、活性化しなくてはいけないし、それから住民の行政への参加の有無、これが今後の改革の真偽を決めると。もうはっきりこれはおっしゃってました。これは、もう口をそろえて皆さんがおっしゃってたことです。

それで、あとは、もう時間が大分過ぎましたので、一言ずつ紹介します。

丹羽宇一郎さん、地方分権改革推進委員会の委員長さんです。官僚は、口で言ってもなかなか動かない。改革をするには法律を変えて動かす以外にはないと。自分たちは今、地方を縛る法律が4,000あると、それを変える作業をしておると、こういうことでした。これは、やっぱりかなり本腰を入れた話だと思います。

それから、中田横浜市長。将来の国家像、国家を代表する幾つかの大都市と地域の核的都市、それを囲むよう衛星状に小都市が点在し、美しい農山村が広がっていく、21世紀の日本は、そういった都市国家がイメージされる。

浅野史郎さん、これは慶應義塾大学総合政策学部教授、元宮城県知事です。介護保険制度とか医療保険制度、年金制度、いろいろ困難に直面しておるけれども、批判する余りに、この制度そのものをたたいてはならないと。これはやっぱり国民がお互いに助け合おうということが基本になってこの制度ができてるんであるから、その辺は冷静に考えて今後対処していかなくちゃいけないんじゃないか。

それから、片山善博さん、慶應義塾大学の法学部の教授。分権とは、住民の政治参画機会を拡大することである。

それから、香山充弘さん、これは元総務事務次官。交付税のことについて話がありました。地方交付税は、国民全体のかなめ、要するにこの凹凸をなくす、そういう役割ですけども、地方固有の財源であると。権利として獲得に声を上げよと、遠慮は要らんぞと、こういう話でした。

それから、京都府知事がお見えになって、今関西の自治体は、日本版EUとも言うべき関西広域連合を目指しつつあると。あちこち動いてますですね。

それから、最後です。あとは、新宿の区長さん、中山弘子というこれは女性の方です。かなり美人でした。年を感じさせないような感じで。それから、山内道雄さん、島根県の、これは隠岐の島の近くの海士町長、「海」の「士」と書いて「アマ」と読みます。海士町長のお話です。これも簡単にいきます。

この新宿区は、人口31万5,000人です。大変なやっぱりもう大都市ですね、これ、言うならば、地方で言えば大都市です。今、非常に怖い町、風俗の町というのが言われておったので、それから脱却するために、特に歌舞伎町の産業構造を警察の力もかりて変化させたと。要するに、風俗産業を追い出して、文化的な産業を組み込んでいったと。非常に地道な努力を長年されてきております。こんなことを言ってらっしゃいます。随分長くかかって、もうイメージは変わつとるそうですけど、まちづくりには、志を持った人々の結集がかぎであると。志が必要だということです。それからもう一つは、これは区役所の話ですが、人の生活に縦割りはないと。役所は徹底した現場主義をとっていると。現場に出かけてると、こういう話でした。

それから、最後です。その海士町長、絶海の孤島の海士町長ですが、人口が2,400人。一般会計が40億円、これはもう要するに依存財源が随分たくさんあるみたいで。この方が町長に就任されたときは、一般会計の約2.5倍が借金だったと。再建団体転落寸前だったということです。最初に当選されてから、給与カットをされとります、50%、町長の給与カット。ただし、この方が偉いのは、給与カットをするのはよい手法ではないとはっきり言ってらっしゃいます。やむを得ずそういうことをしたんだと。いずれこれは、将来は回復するという見込みのもとに自分もしたと。そしたら、その町の三役も、職員も、議員も給与カットを申し出たと。みんな、その中で、未来への投資だと、今のカットは、そういう考え方をしたと。だから、自分のところはそれである程度成功して、今回復しつつあるけれども、余り給与のことで手をつけて、それでどうのこうのというのはいい手法ではないと。この町長さん、やっぱり経営者として、町の経営者として偉いですね。

それから、島にいろんな産業、これはもう省きますが、いろんな産業を興されてます。それを東京に売りに行ってるというんですか、東京をターゲットにして。この方は、皆さん、金がない、行政マンでも、議員でも、それから市長でも、金がないというならもうやめたほうがいいと、もう辞職してやめたほうがいいと。金がありますよと。どこにあるかというたら、国にあるというんですね。本当かどうか知りませんが。霞ヶ関にしょっちゅう職員を出してるそうです。ただし、ただ行ってもだめだと。やっぱり今の状況をこうすれば変えられる、こういう

アイデアがあると、そのアイデアを持って各省庁を訪ねていくんだと。ありますよと。遠慮なく言ってくださいと、こういうことでした。

現在は、そういう政策が実って、Uターン、Iターンが5年で202名と。隠岐の島の近くに帰ってきてるそうです。この方も、まちづくりには志が要ると。やっぱり緊張した気持ち、自立をして、そして人には頼らないんだけど、自分たちでちゃんとやっていくんだというそういう志、創意工夫、そういったものを抜きにはまちづくりはできないんだということを一生懸命言ってらっしゃいました。

以上がざっとした報告ですけれども、重ねて申し上げますが、議会の研修、議員の研修にしかるべき予算をつけていただきまして、これ感謝を申し上げます。できるだけ、やっぱり職員の方でもそうですけど、1年に1回ぐらいは首都に出かけて、首都の様子も見、そして日本の第一線で活躍していらっしゃる方の生の意見を目の前で聞くという、そういう機会、これ大変大事じゃないかと思います。

今年は町議は私たちだけでした、4人だけでした。あとは全部市議、県議、それから職員、市長、そういった構成で研修がありました。本当にいい研修でしたので、お礼とともに報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 研修報告を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

明日は一般質問となっております。

本日はこれをもって散会します。

ご苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時24分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成21年6月10日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成21年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成21年6月10日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 坂本秀則君 | 2番 | 北山正樹君 |
| 3番 | 石原武義君 | 4番 | 甲斐榮治君 |
| 5番 | 芝和長君 | 6番 | 岩下和高君 |
| 7番 | 佐藤竜巳君 | 8番 | 大塚昇君 |
| 9番 | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君 |
| 11番 | 吉本堅君 | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君 |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 坂本秀則君 | 2番 | 北山正樹君 |
|----|-------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|-------------------|-------|
| 町 長 | 後藤三雄君 | 副町長 | 松永政秋君 |
| 教育委員長 | 三島誠一君 | 教 育 長 | 赤峰洋次君 |
| 教育次長 | 田中真治君 | 総務部長 | 宮本義次君 |
| 福祉生活部長 | 大川育男君 | 産業建設部長 | 服部貞夫君 |
| 会計管理者兼
会計課長 | 大野秀治君 | 総務部審議員
兼総務課長 | 吉岡典次君 |
| 総合政策課長 | 松本東亜君 | 税 務 課 長 | 廣野豊徳君 |
| 人権教育・
啓発課長 | 渡邊幸伸君 | 福祉部審議員
兼福祉課長 | 眞鍋清也君 |
| 健康・保険課長 | 阪本修一君 | 環境生活課長 | 吉野邦宏君 |
| 町民課長 | 堀川正信君 | 武蔵ヶ丘支所長 | 村田保孝君 |
| 農政課長 | 荒木一雄君 | 建 設 課 長 | 松村孝雄君 |
| 都市計画課長 | 坂本恭一君 | 下水道課長 | 山崎謙三君 |
| 商工振興課長 | 平野誠也君 | 総務課長補佐
兼庶務法制係長 | 服部誠也君 |
| 教育審議員兼
図書館長 | 帆保勇君 | 教育審議員兼
学務課長 | 大山晃君 |
| 中央公民館長 | 堀川俊幸君 | 生涯学習課長 | 佐藤清孝君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 阪 本 健 治 君

書 記 山 川 真 喜 子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 本日は日程に従って一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。なお、質問時間は、1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

一般質問の発言の順位が決定しておりますので、報告します。

1番小林久美子君、2番福島知雄君、3番梅田清明君、4番石原武義君、5番北山正樹君、6番甲斐榮治君、7番吉本堅君、8番佐藤竜巳君、9番大塚昇君、10番坂本秀則君の順となっております。なお、今回は3日間の予定でありますので、本日は1番から4番までの方をお願いいたします。

質問される方に念のために申し上げます。通告された内容以外の関連質問は認めませんので、よろしく願いをいたします。

傍聴者の方に申し上げます。私語や拍手などはされないようお願いをいたします。

それでは、小林久美子君、一般質問を許します。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） おはようございます。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。小林久美子です。

今日は町立保育所の民営化問題に絞って行いますので、簡潔な答弁をお願いします。

民営化問題につきましては、この間も議会で質問を行ってまいりました。しかし、保育所運営検討委員会や、昨年9月から行われました菊陽町公立保育所民営化検討委員会での審議が中心になっており、議会で質問しますと、まだ答申が出ていないとか、明確な方向が出されませんでした。

私は、昨年の3月議会だったかと思いますが、保護者への説明も、また地域住民への説明も必要ではないかと再三議会で求めていました。そのとき担当課長は、保護者への説明も十分行い、理解を得ていきますというお話でした。しかし、今年4月8日の新聞報道で、3年かけて2園の民営化を行う、4園候補が挙がった中で、西部、東部それぞれ1園ずつ2園を行うということが発表されました。それをごらんになった保護者の方が役場に説明を求め、保護者の方にはやっと資料が配付されたと聞いています。さらに、4月28日の熊日の報道で、武蔵ヶ丘第1園、さくら園の民営化を進めると、これも新聞で報道をされました。驚いたのは、その該当する園の園長先生初め関係者には、新聞報道の後に、4月28日だと思いますが、担当者から連

絡をされたということです。もちろん議員の私たちにも知らされませんでした。

私は、立場は、議会の中では民営化を賛成する人、また反対をする人、そのまま保護者の意向をしっかり伝えたいという人、この18人の議員の中にはいろんな意見があることは十分承知しています。しかし、議会で質問もしており、進捗状況も担当課に聞いている中で、このように何にも報告もなしにすぐ新聞報道というのは、やはり民主主義のルールに反するのではないのでしょうか。私たちが、議員一人一人が無視をされているということは、住民の意向を無視した進め方だと言わざるを得ません。

さらに、きくよう6月号の広報には、既に決定したかのように報道をされています。これを、民営化を進めるかどうかを決定していくには、もちろん議会の議決が最終的には条例の改正など必要になってきますが、今の執行部の運営はおかしいのではないのでしょうか。このきくようの6月の広報を見てみますと、今までの経過を知らない町民の方は、あっ、決まってしまったんだ、あっ、民営化をされるのは武蔵ヶ丘第1園が民営化をされるんだ、このようにとられても何ら言うことはないのではないのでしょうか。私は、これでは民主主義的な議論ができない、このようなことを繰り返していけば、中部小の問題の二の舞にならざるを得ないし、やはりどこかで大きな失政につながるのではないかと懸念します。

私たち議員があるのは、町が進めようとしていることをしっかりと町民の立場で、それでいいのかどうかをチェックするのが仕事なんです。要するに、今の体制では、検討委員会等々が優先されており、きちんと議会に情報を提供するなどの説明責任がなされていません。もちろんガイドラインやその辺の資料の説明は事前にはありましたけれども、今まで公立8園の大きな制度を動かそうとしているわけです。町民の方は、今の民間は今の国の流れだから、何でも官から民へ。でも、官から民へ進めてきた小泉構造内閣、本当に格差社会をつくっただけで、私たちの暮らしがそれで豊かになり、いい状況に改善したのでしょうか。反対のほうを行っているのではないかと思います。十分な議会での審議やチェック機能が働いてこそいいまちづくりができる第一歩だと私は考えて、質問をさせていただきます。

それでは、議長のお話にもありましたように、通告に従って質問をします。

第1の行財政改革大綱に基づく公的関与のあり方についてです。これは、報告書にも、答申にもありましたので、私も十分読んでいますので、町民の方にわかりやすいように、簡潔に、何を求めているのか、それから第2番目の今町が進めてる町立保育所の民営化の基本的な考えについて、これも、時間もありますから、重点なところだけに絞ってお答えをお願いします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福祉審議員。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） それでは、質問の1点と2点、同時にございましたので、説明をいたしたいと思います。

まず、1点の行財政改革大綱に基づく公的関与のあり方についてということでございます。これは、17年12月に策定されました第3次の行財政改革でございまして、この中に、菊陽町の

まちづくりの指針であります菊陽町総合計画の将来像「人・緑・元気輝く生活創造都市」の実現を目指して、平成17年に第3次菊陽町行政改革大綱が示されたところであります。

3つの基本方針が掲げられておりまして、その一つが効率的で効果的な行政経営であります。取り組む事項といたしまして、事務事業の徹底的な見直しの中で、公共関与のあり方に見直しとして、町が行っている施策及び事業について、町の関与の必要性、サービス提供の実施主体、業務の民間委託化への見直しを行うと規定されています。

さらに、外部委託等の推進といたしまして、すべての事務事業について、事務効率化と住民サービスの向上を図るため、行政責任、サービスの質、コスト面を十分に精査し、行政、民間団体、または地域等のだれが担ったほうが効率的、効果的によいのかといった公的関与のあり方について検証した上で、民間活力の活用に向けて、業務委託、指定管理者制度導入、PFI手法の活用、民営化の検討について積極的に推進してまいりますと定めてあります。

また、保育所の運営については、町及び住民共通の重要な事項であることから、公と民でのメリット、デメリットについて、住民の視点に立ったサービスの内容や行政における費用対効果等の点から整理するために、特に検討委員会を設けてその方向性を調査、整理、検討してまいりますとしております。保育所においては、保育所運営検討委員会を設置し、今後の運営全般に関して検討していくことがこの中に盛り込まれております。

それから、2番目の質問であります町立保育所の民営化の基本的な考え方についての質問でございますけれども、この菊陽町公立保育所民営化検討委員会から提出された答申書の中に基本的な考え方が述べられております。本町の認可保育所においては、公立私立間に保育サービスの格差はないと思われ、むしろ弾力的な運営という点では民間のほうが早急な対応が可能な面がある。また、民営化により捻出された財源は、在宅を含めた広範な子育て環境整備に充てることが可能と考える。以上のことから、民間で対応可能な業務については民間にゆだねるという考え方のもと、基本的には公立保育所は地域や保護者の理解のもと民営化の方向に進むのが望まれると思われ。ただし、民営化を行う場合は、サービス水準は変わらないという基本方針を踏まえた上で実施されたい。専門的な知識や豊富な経験を必要とする障がい児保育等の養育困難ケースへの対応、保育実習、保育体験を通じた人材育成については、引き続き公立保育所において中心的役割を果たすべきである。他方、将来的に子どもの数が大きく減少することが想定される地域については、保育所の存続が憂慮される面があり、民営化する場合は、地域の幼児教育のあり方を含め、十分な検討が必要である。以上が民営化検討委員会から示された民営化の基本的な考え方です。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今担当課のほうから説明がありましたけれども、結局1番の行革の中で、やっぱりすべての事業において、だれが担ったほうがいいのか、また公と民との関係、やはりこれは国が官から民へ、民間でできるものは民間へ、その考え方を踏襲されてるという答

弁だったと思います。

また、基本的考え方の中で、保育サービスに格差はないということがありましたので、このサービスは変わらないという点について、その後の質問でまたお尋ねをしていきたいと思いません。

今財政的なことは出されていませんけれども、やはりこれは国の構造改革方針ありきで進んで、官から民へのかけ声のもと、保育もコスト優先で、費用対効果とかおっしゃいましたけど、考えておられるのではないのでしょうか。

三位一体改革が進められてきて、その目的は、国の財政赤字縮減のための国庫補助負担金と地方交付税の削減で、保育所運営費の国庫負担金廃止、一般財源化が行われました。政府は、2004年実施で公立保育所運営費1,664億円を一般財源化しました。私立保育所の運営費については国庫負担金として残りました。後でまた出てくるのかもしれませんが、町の一般財源の持ち出しが、公立の場合年額55万円、私立が年額34万円とあります。私は、国はこの国庫負担金を廃止するときに、交付税に算入するという約束ではなかったかと思いません。交付税に算入されないということであれば、国にこそその財源を求めるべきだと思います。地方分権一括法が通り、地方に権限も財源も本来であれば移譲されなければなりません。町当局も議会も一致して、今の国のやり方に物を申すことが本当は一番基本で、私は大事なことだというふうに思いません。

新自由主義的な運営が今破綻している今の状況で、民間保育園も、今の制度の改革の動きを見ると、後で触れますけれども、将来にわたって保証されるとは限りません。いろんな問題点がまた触れたいと思いません。

3番目ですけれども、子どもについてどのような影響を及ぼすと考えておられますか。

○議長（吉村豊明君） 福祉審議員。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） 子どもについて、どのような影響を及ぼすと考えているかという質問でございますけれども、保育所の民営化によりまして園児に悪影響が出るということは我々も一番避けなければならないということで感じております。もし保育士が一度に全部入れかわったり、保育内容が急激に大きく変わったりすれば、園児にとっても、保育園の施設管理などの運営面にとっても支障が生じます。

今回の民営化計画では、いかに園児へ及ぼす影響をなくすかに重点を置いております。具体的な対処方法といたしましては、町と引受法人の合同保育期間を1年間としております。他の自治体の例を見ますと、3カ月あるいは6カ月といった期間を設定しているところが多いようでございます。本町では、保育士の引き継ぎと保育内容の継続に万全を期するため、1年間という期間を設定しているものであります。

また、合同保育の期間には、引受法人からの保育士を町の保育所のほうに派遣をしてもらい、各クラス担当は全員が入れかわってしまわないように今したいと考えております。

さらに、現在の臨時保育士については、これは本人の希望もあるんですけども、引受法人に

できるだけ雇用してもらえように条件に入れることにしております。これにより、保育士が一度に入れかわらないようにできると思います。

引受法人の移管の条件を厳しい内容とし、現在の保育内容の維持向上ができる法人でないと選定されないようにすることで、園児への影響が出ないようにしたいと考えております。

民営化が行われても、子どもたちが楽しく、また安心して保育所に通所できるようにするため、保育の引き継ぎについては十分に配慮をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 菊陽町は、私が言うまでもなく、1,000人当たりの出生率は県下で2番目です。ちなみに、平成19年度の財政力指数は県下で3番目です。この財政力で、人口も増加し、子育て世代も一番多い町です。本当に子育てしやすい、住みやすい町をつくるのが行政の仕事ではないかと思えます。

今、子どもについては影響のないように考えているということでしたが、特に今候補に挙がっている武蔵ヶ丘第1保育園では、家庭の事情で1人で子育てをされている方もおられます。また、今この新たな局面に入った世界的な不況の中で、かなり低賃金で働き、やっぱりお母さんも仕事に出ないといけない。私の知ってる方も、ダブルワークをしてるといような方もいらっしやいながら、一生懸命保育をされています。今非常に今の公立に対するお母さん方の信頼も強いというふうに思います。

子どもについての影響は、いろいろ今まで民営化されたところを見てみますと、かなりいろんな状況が出ています。これは大阪府、何カ所か、東京とか大阪とか横浜とかありますけれども、保育所へ行きたがらない、行っても泣きじゃくる、保育所をやめると言い出す子どももいる、そしてまた、入れかわったときにけがが多いとか、そういうようなことがある中で、私は民営化後の話は今日は余り触れたいとは思わないんですが、専門家の意見では、やはり合同保育1年は非常に無理じゃないかっていう意見もあります。2年ぐらいいはどうしても最低必要ではないかという意見をお持ちの方もいらっしやいます。そしてまた、保育園っていうのは6年単位でしますし、3歳未満と3歳以上っていうところで、非常に3歳未満の子どもさんたちに手がかかりますけれども、その保育所の異年齢というか、自分の受け持っていない子どもさんでも目が届き、どういう家庭状況であったり、お母さんとの関係であったり、どういう性格であったり、兄弟がいるのかいないのか、そういう細かなところまでわかるというところで、本当にそういう6年間のスパンの中で子育て、保育をされてるっていう状況もありますから、これはぜひまた今後検討を深めていただきたいということを述べて、次に移ります。

次は4番目です。民営化により捻出された財源、たしか28日の報道では、2園を民営化すると4,000万円ほどの財政効果があるというふうにちょっと記憶してるんですけども、民営化に捻出された財源を在宅支援を含めた広範な子育て環境整備に充てるとありますが、具体的には、私が見た限りでは余り具体的どころがよくわかりませんでしたので、具体的にはどうい

う内容を示されているのか、そしてどのくらいの財源を使う予定なのかについてということをお尋ねしたいと思います。

それから、5番目の障がい児保育など養育困難なケースへの対応はどのように考えているのか、あわせてお答えください。

○議長（吉村豊明君） 福祉審議員。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） それでは、4番目の民営化により捻出された財源を在宅支援を含めた広範な子育て環境整備に充てるとあるが、具体的内容はということでご説明を申し上げます。

この文書、文言につきましては、質問の②でお答えいたしました民営化検討委員会からの答申の公立保育所の民営化についての基本的な考え方の中で示されたものであります。

また、答申書の中の公立保育所の今後の方向性を定めるに当たっての視点の財源の有効活用においても、地方自治体における厳しい財政状況を考慮した場合、サービス水準が変わらず民間で対応可能な業務は民間にゆだねるという町の基本方針に基づき、公立保育所を民営化し、人件費等の経費を削減することは効果的手法であると考えます。今後、女性の就労やライフスタイルの変化などによりさらに増大する保育ニーズにこたえるため、民営化により生み出された財源を在宅支援を含めた子育て環境の整備拡充に活用していく必要があると示されております。

町では、この答申の内容を踏まえて、子育て環境の整備についての計画といたしまして、1つ目に待機児童の解消であります。本町では、近年の人口増加に伴い、保育需要も増大しており、待機児童も増加しております。保育を必要とする児童の保育を受ける権利を確保し、保育を受ける環境整備を行うことは行政の責務であります。待機児童の解消は、本町の保育行政の課題であり、平成22年4月の開所を予定している私立保育所2園の開所に向けた取り組みを推進する、これは21年度予算にも掲げております約2億円程度を交付金として計上しているかと思っております。

次に、2つ目ですけれども、一時保育の増設ということで、現在一時保育を実施している公立保育所は、この8園の中のみどり園のみで行っております。一時保育のニーズにつきましては、年々高まってきておりまして、これに対応できるように、西部地区の町立保育所においても3年以内の実施できるように体制づくりを進めていきたいと考えております。

3つ目に、夜間保育、休日保育であります。近年保護者の就労形態は多様化しており、就労の時間も複雑化しております。今後は、夜間保育や休日保育のニーズも高まっていくものと思われま。このニーズに対応できる体制づくりを進めていきたいと考えております。

4つ目に、地域の子育て支援であります。子育てに不安を抱えている保護者への相談、助言や虐待家族への支援など、町立保育所を地域における子育てネットワークの基幹施設と位置づけ、在宅子育て家庭を含む地域におけるすべての子どもと子育て家庭の養育支援の拡充に努めたい。その際、経験豊富な公立保育所の職員を活用し、そのノウハウを地域子育て支援の充

実に生かしたいと考えております。

5つ目の障がい児保育についてであります。これまで取り組んできた実践を踏まえて、高機能自閉症や注意欠陥多動性障害など軽度発達障害のある子どもの早期発見や早期対応など、障がい児保育のさらなる充実に努めたいと考えております。

それ以外の子育て支援策として、妊婦健診の充実、これは21年度で約5,000万円を計上しております。病児・病後児保育や集いの広場事業、これについても以前から実施しております。予算計上しているところであります。

それから、子ども医療費助成、これにつきましても、今年度小学校6年まで引き上げたということで、議員もご存じかと思えますけれども、そういった子ども医療費助成や学童保育の充実、これにつきましても、近年学童保育の待機児童ではないんですけれども、児童数がふえて、分割化を進めなければならないような状況になっておりますので、19年度より計画的に今進めているという状況でございます。

また、光の森の公共施設用地に予定している複合施設に子育て施設の拠点となるスペースの確保も検討しているところであります。

以上が④の質問でございます。

それから、⑤の障がい者保育など養育困難なケースへの対応はどのように考えているのかとの質問に対しまして、民営化検討委員会の答申の中に公と市の役割分担が示されており、その中の公立保育所の役割で、特別な支援を要する児童など養育困難ケースへの対応が掲げられております。私立保育所では、運営費の基準から障がい児への対応が厳しいものがあると思えますので、障がい児への対応などは町立の保育所で取り組んでいくべきものであると考えております。受け入れ態勢づくりや施設整備などの課題もありますが、できる限りの取り組みを行っていきたいと考えております。

町では、障がいを持つ児童もそうでない児童もお互いを認め合い、お互いが成長していくことを主眼として、障がい児保育への取り組みを進めております。民営化に当たっては、保育所の保育計画や指導計画を引き継ぐ中で、障がいを持つ児童に関しても、個々の発達状況や配慮すべき点などを時間をかけて確認し、移管先法人が万全の受け入れ態勢で保育に当たることができるよう努めてまいります。障がいのある子の保育は、公立あるいは私立保育所だけの問題でなく、保育を実施する町の責任として取り組む課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今公立保育所、当面2園の計画で、生まれた財源を、在宅支援を含めた子育て支援で、待機児童の解消に充てるということでしたけれども、私は非常にこれは矛盾があるのではないかと考えています。来年4月から民間の施設が、90人、90人で180人の私立保育園が開園をします。もちろん待機児童を解消するっていうのは非常に大きな問題で、私たちが望むところなんですけれども、公立を民間にするから待機児童は解消できるのかとなる

と、それはちょっといかなものかと思います。やはり予算をどれだけつけて拡充していくのか、そういう環境をつくって公立でも人数をふやしていくのかっていう、予算を入れなければ、ただ公立を民間に入れたから、そのお金が待機児童解消に行くっていうのはちょっと本末転倒だし、私は理解できません。ちょっとこの辺はやっぱり大きな矛盾があるというふうに指摘をして、次に進みます。

次は、6、7、8、9、10、11ということで質問をさせていただきます。

一番最初に、私が冒頭でも述べましたので、大体言わんとするところは十分おわかりかと思えますけれども、この部分についてはぜひ町長にお答えをいただきたいと思います。

6番の民営化を進めるに当たって、保護者や地域への説明は不十分ではないかということですよ。この民営化検討委員会の学園大の伊藤先生も、伊藤委員長も、昨年9月の委員会で、早目の情報提供を行い、行政ができる範囲内で保護者や地域の方の理解を得ることが大切ですよというふうにおっしゃっています。その先生は、この中では、ひざ詰めをしてでもそういう話し合いをする必要がありますよということをおっしゃっていたにもかかわらず、どうしてそのような対応をとられなかったのでしょうか。

それから、次の7番ですけど、現場で働く保育士の保育、子どもへの思いについて配慮が足りないのではないかと、これも先ほど冒頭に述べたとおりです。一緒に公務員として働いてこられた保育士さん、園長先生あたりは私と同年代の方もいらっしゃいますけれども、本当に51、2年ぐらいから二、三十年もこの菊陽町の公立保育所で子どもの保育に当たってこられ、本当に子どもがけがをしないように一生懸命長年働いてこられたわけですよ。そして、そういう園長先生とかの該当する園にも何の連絡もしないで、新聞だけ報道してしまう。余りにも冷たい今の行政のやり方ではないですか。私は、保育園の園長先生に、園長先生は、もちろん公務員という立場ですので、いろんな、行政の立場に立たなければいけない管理者でもあります。なかなか思いも言えないと思いますけど、私がお話を聞いた限りでは、自分のことは全然おっしゃいませんでした。子どものことがどうなるかを非常に心配をされていました。やはり、さすがベテランの保育士さんだなというふうに思いました。私は、やっぱりここに1つは公立の保育士さんたちのすばらしさを感じられました。本当にこの辺についての配慮が今のやり方では足りないのではないですか。

8番目ですけど、今まで積み上げてきた町立保育所の保育の積み重ねや保育士の果たしてる役割を町長はどのように認識されていますか。

9番目です。みどり園では、保護者への説明が不十分であるとして、4月30日に私も同行しましたけれども、768名の署名、これは保護者にきちんと説明をしてほしい、民営化計画を見直してほしい、みどり園は一時保育は非常にすばらしく、私立では何かクラスに入ってしまうみたいですけども、そのための態勢をとってくれる。また、伸び伸びと泥んこ遊びとかそういうのを大切にしてくれる、残してほしいということで、保護者の役員の方がわずか4日間でこの768名の署名を集められたんです。私は、今の若い人の、またお母さん方が子どもさんを思

う思い、そのスピード感に圧倒されたんですけれども、町長は地元ですよ。今までたくさん、みどり園やもみじ園、近くの保育所を巣立って菊陽町で頑張っている人をたくさん見られてるわけです。そういうのを受け取られてどのように感じられたのか。私は、これは誇りにしていいものだというふうに思いますけれども、どう感じられたのか。そして、臨時職員の不安への対応や今後の待遇についてどう考えておられるのか。

11番目は、民営化についての保護者の受けとめは、地域の理解は今後どのように進めていかれるのか。私は、7月に議員がここで条例改正案を、7月の臨時議会をするというふうに聞いてますけれども、本当にそれまでに、これだけ保護者の方や地域の方に責任を持って十分な説明ができるんですか。同意を得られるんですか。私はそのことをお尋ねをしたいと思います。

町長だけで結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 福祉審議員。

（12番小林久美子君「これは町長だけをお願いします。これは保護者と地域の関係ですので、よろしくお願いします」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それじゃ、小林議員の質問に答えていきたいと思います。

まず、民営化を進めるに当たって、保護者や地域への説明が不十分ではないかということですが、この件につきましては、保護者への説明というのは、担当課のほうに十分するように指示しているところでありますけれども、まず武蔵ヶ丘第1保育園の保護者の方を対象にした説明会を5月19日、そして第2回目を6月5日に開催しております。そして、さくら園の保護者を対象に第1回目を5月21日に開催し、6月13日に第2回目の説明会を予定しているところであります。保護者の説明会をどの時期に行うかが一番いいかというのを検討し、担当課のほうでこの時期に開催をさせたところであります。

民営化検討委員会の答申で、4園の民営化対象に、候補に挙げられた段階での説明開催も考えたところでありますけれども、その辺、いろんな保護者等の混乱等も予想されましたので、対象保育所を決めた後の説明会ということにしたところであります。

今後、必要に応じてその保護者への説明会を積極的に行って、保護者の皆さんの不安を解消し、また移行に関しても保護者の方々のご意見を十分聞きながら進めていかなければならないと考えているところであります。

それから、地域への説明ということでもありますけれども、この件につきましては、先般行いました町の囑託員会議の中でも保育所の民営化についての現状報告を行ったところであります。今後におきましても、情報の提供をしていただきたいという区長さん方の要望もございましたので、こういったことは逐次積極的に実施していきたいというふうに考えているところであります。

次に、現場で働く保育士の保育、子どもへの思いについての配慮が足りないのではないかと聞いておりますけれども、この件につきましては、保育所の民営化につきましては、19年2

月、菊陽町保育所運営検討委員会を設置し、約1年間をかけて議論をしていただいたところがあります。委員会からの答申を受けまして、20年9月に保育所民営化検討委員会を設置し、民営化の現段階で決定を見たところでもありますけれども、質問の、現場への保育士への配慮についての質問でありますけれども、この保育所運営検討委員会には、町立保育所の園長2名がこの委員として参加をいたしております。それから、民営化検討委員会におきましても、保育園の園長を1名委員として配置したところでもあります。この検討の内容につきましては、毎月福祉課のほうで行っております園長会においても話題として出すようになっておりましたので、そういった面では、この民営化の状況についての認識はされていたものだと思っております。

この2つの検討委員会の進捗状況についても、新聞や町の広報紙に、先ほどいろいろご指摘あったところでもありますけれども、そういったところで掲載をしてるところであります。

また、昨年11月に、中央公民館におきまして、保育士と調理員40名に対して、検討委員会における現在までの経緯と経過、今後の状況について担当課のほうで説明会を行ったところがあります。

しかしながら、民営化への決定について、新聞報道が先行し、保育園長等に対しての後日の説明になったということでもありますけれども、こういった面で、反省すべき点につきましては十分反省しながら、保育所の園児を含め、保育士あたりのそういった不安要素あたりも十分解消していかなければならないと思っております。

それから、今まで積み上げてきた町立保育所の保育の積み重ねや保育士の果たしている役割をどう認識しておるかというご質問でもありますけれども、この件につきましては、菊陽町が昭和30年に合併して、当時菊陽村ということで誕生して、現在もう54年が経過したところではありますが、最初の保育園が、昭和33年にもみじ園が開園しまして、その後なかよし園、白菊園、白鈴園、みどり園、さくら園、武蔵ヶ丘第1園、第2園の8つの保育所が開園しております。開園当時は、なかよし園と武蔵ヶ丘第1、第2の3つが町立でありまして、他の5園は民間として出発したものが、その長い歴史の中で町立に引き継いでおるような経緯もたどっているところでもあります。

18年度までは、町内には町立の保育所だけでありまして、保育行政施策の変化や保育を取り巻く社会環境の変化の中で、そういった事情に対応しながら保育を実施してきたところがあります。一時期は定員割れをして、県あたりから非常にこの町立の8園は多過ぎるということで指摘を受けた時代もありましたけれども、そういったいろんな経緯をたどりながら、町立保育所がこれまでの菊陽町の保育を支えてきたということはもう間違いのないところがあります。どの保育所にもそれぞれの歴史があり、多くの子ども、保護者、保育士の協力によって現在の保育所があるものと思っております。

ただ、近年は、ゼロ歳児から3歳児未満、いわゆる未満児の多い、非常に預かってほしいということが多くなりまして、正規の職員だけでは足りませんので、臨時の保育士さん方も多く

入れて今対応しているような状況でありますので、正職のみならず、臨時保育士が大きな役割を果たしていることが今日の町立保育所につながっているものと思っております。

それから次に、みどり園では、保護者へ説明が不十分として、約800名近くの署名とともに民営化計画の見直しが提出されたが、どう受け取られ、その後どういうふうにかされたかというご質問でありますけれども、この件につきましてはもう小林議員も、このみどり園の保護者の代表者3名の保護者の方がお見えになりまして、子どもの幸せを第一に、保育所民営化の見直しを求める要望書ということを出されたところであります。

その中で、要望項目は大きく2つ出ておりまして、1つ目が民営化計画の見直しと、2つ目が民営化する場合は子どもたちに影響を与えないようなルールの確立というものであります。この要望書は、本当に短期間で約800名の方々が署名をされたということで、その中で非常に町立保育所を高く評価されるところということで、そういうことを感じたところでありますけれども。要望書の中の分析も担当課のほうでやっておりますけれども、町内の住所が記載された人が397名、全体の約52%、町外の方が371名で48%であったということを知っているところでもあります。約800名の方がみどり園を高く評価されたということで、ありがたいとは思いますが、ただこの要望書が集められている時期というのが、福祉課のほうで、民営化検討委員会からの答申書は出たものの、民営化計画の策定中の時期でありまして、答申で民営化の候補となった4園の保護者の皆さんには、これまでの経過、答申の主な内容、今後のスケジュール等はお知らせはしてはいたところでもありますけれども、具体的な計画内容をお示しできる時期ではありませんでしたので、要望書で民営化の計画の見直しということがありましたけれども、答申の内容についての不安の意見だなということを受けとめたところもありました。要望書によって、保護者の皆さんが不安に思われていることはわかりましたので、民営化計画の策定や保護者説明会での説明を参考にさせていただいたところであります。

仮に民営化を進めないとした場合に、現状のままでは、これまで非常に、財政的な面でも、非常にこの一般財源化というのは、さっき小林議員が言われましたように、この三位一体改革の中で、いわゆる公立のものについては交付税で、その交付税の需要額に算入するという形になりまして、いわゆる今まで来とった、現金で補助金がかかった分が16年度から一般財源化ということで、非常に、一方では町のほうで財政力も高まって交付税の交付額が非常に減少している中で、そういった厳しい状況もあるような状況であります。

そういう中にはありますけれども、これまで以上のサービスの充実といいますか、この現状を維持していくのも非常に一方では厳しいような状況が出ております。さっき課長のほうから、いろんな面で民営化した財源が浮いたものについてはということでは申しましたが、いろんなこの子育て支援というのは、保育所の問題だけではなくて、いろんな大きな事業が幾つもあるわけでありまして、そういうものも充実していかなければならないということで考えておりますので、これからの保育園の利用を要する人のことも考えますと、民営化、私立の保育園が今1園出ておりますけれども、ここもいろんな行事等あるときには、できるだけ案内があった

場合は出ていって様子を見ておりますけども、園長以下保育士の先生方、こちらもやっぱり一生懸命子どもたちの保育のために頑張っておられる姿を見ておりますので、そういうことも考えながら、民営化のほうは必要であると考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

（町長後藤三雄君「ああ、11があった」の声あり）

○12番（小林久美子君） 10、11は後でまたいいです。

今町長は、いろいろ保護者の、みどり園の保護者の意向とか、今まで保育士さんたちの頑張りとか、私よりも一番もう見てきていらっしゃるところなんですけれども、そういうのはあるけれども、民営化を進めないとした場合は、町の財政力が高まって交付税が減少しているので、現状を維持していくのは厳しいという、結局民営化を進めたいという答弁でした。

私は、財政的なことも後で言いますけど、12番の財政難のしわ寄せを一番何も言えない弱い立場の子どもに向けていいのかという、町長の姿勢がそれでいいんですかというのを今日は特に一番聞きたいというふうに思っています。

町長の選挙公約を持ってまいりました。これには、1番に福祉と教育の充実による子どもを産み育てやすい町というふうが一番最初に書いてあります、もう皆さんもご存じだと思いますけれども。それで、2つ目ですけども、町長の選挙公約は、人が大切にされるまちづくり、子育て支援が充実したまちづくりではなかったのですか。

14番目の民営化を進めた場合の合同保育については、先ほど触れましたので、ここでは割愛します。

15番目です。武蔵ヶ丘第1保育園の民営化中止をとということです。先ほど、やはりこの厳しい不況の中で、非常に若い世代の方が生活が大変な中でやっている、これから民営化になりますと、今国が考えているのはどういうことかといいますと、市町村の保育の実施義務が、これは今年2月に厚生労働省の審議会が出したものですけれども、保育の実施義務をなくして、新制度では保護者が自分で入所先を探して契約を結ぶ直接契約方式になります、転換するというふうに今考えてます。今の制度では、認可保育所に入所を希望する保護者は、町の窓口に入所したい保育所を第1希望から順に指定し申し込みます。希望者が定員を上回ったときは、市町村が選考会議を開いて、保護者の労働状況などに応じて保育の必要度が高いと認められた順に入所が決まります。ところが、今国がこれから考えを進めようとしているのは、保育所に入所できるかどうか、どの保育所に入所するかもすべて保護者の責任にしようということです。また、町は週40時間まで保育所利用を認めるといった証明書を交付するだけにしよう。そして、施設の側が、保育料滞納などを嫌い、低所得者などの入所を拒む懸念もあります。

こういうふうこれから変わってきますと、親が自由に選べるどころか、保育所が親を選ぶことにもなりかねません。いろんな時間が制限されたり、園での生活が本当に子どものリズムにとってどうかというような問題等々もありますが、時間もありませんので、まず1つ、それだけ紹介をしておきます。

そして、町長が考えておられる町の今後の財政運営とはということは、結局今日述べてきました、今国が進めている構造改革に沿って官から民へをこのまま進めていくのか、それとも菊陽町が、いろいろ今までも言われてきたことがあるでしょう、でもやはり公立8園をしっかりと守ってきた、今町長はその中心にもおられた方だというふうに思いますので、そこをやはり踏ん張って守っていくのか。そして、これから大きく制度が変わったときに、本当に一番厳しい経済状況だった人が保育所に預けられない、民間に預けられない、こういうことも考えられる中でどう進めるか、非常に大事な問題だと思います。

私は、来年から2カ所民間がスタートしますけれども、今のスケジュールでいけば混乱するんじゃないですか。民間の民営化の2カ所をまず受け入れて、あと一年ぐらい、議員とも、住民とも、保護者とも、もちろん保護者ですけども、今日は議員に対しては全然どうだったというのはありませんでしたけれども、やはりきちんと情報を提供してもらって、もっと議論をしたほうがいいのではないですか。私は、もちろん公的な保育所を残してほしいと思っていますが、本当にほかの議員さんはどういう意見をお持ちなのか、もっと詰めた中で進められたほうが、今まで町立保育所が支えてきた歴史をこんなふうに、園長先生にも言わず、議会にも言わず、どんどん新聞報道、議会、町の広報で進めていって、あたかももう決まってしまったごとのように進めるやり方で本当にいいのか、町長に反省をし、改善をしていただきたいと思います。

最後に、財政問題ですけども、確かに交付税がどんどん減ってきていますので、非常に財政が厳しくなってるというのが町長の認識だと思います。私も財政を調べてみました。平成13年から19年ですから7年間、決算書とかの関係もありますので、この7年間、どういうふうに菊陽町の状況がなっているのかを見てみました。

町税は、平成13年から見ますと11億円プラスになっています。うち個人町民税は2億5,000万円プラス、法人税はマイナス1億円、これは18年度で比べてます。それから、固定資産税はプラス8億円ふえています。だから、町民が納めている個人町民税や固定資産税は約10億円近くふえているんです。また、積立金の現在高も見てみました。確かに積立金の現在高は減っていますが、18年度で35億円あります。こういう、先ほど言いましたように、平成19年度の町の財政力指数も県下で3番目です。今子どもたちに、数千万円の負担のために、今まで積み上げてた公立を今急いでする必要がこの財政状況から見てとれるとは思いません。

なぜ今厳しくなってるのかをもう一つ述べますと、それはやはり光の森の公共用地を22億円で購入をしましたね。それで、毎年2億円ずつの借金払いをしています。それが経常収支比率を非常に引き上げて、財政を、動脈硬化とまではいきませんが、非常に運営をしづらくするのはそれが一番の原因ではないですか。税収はこれだけ伸びてきてます。この22億円は、そりゃいろいろ、私たちはもう少し慎重に検討されたほうがいいというふうに意見を申しましたけれども、町は先行取得で、やはり将来的に必要なだからということで取得されました。毎年2億円ずつの返済をしています。そういうところにはこれだけのお金を使いながら、子どもたち

のためには3,000万円、4,000万円で本当に民営化に進めていくというやり方に私は疑問を持っているし、おかしいというふうに思いますので、町長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この21年度の予算を見ていただいておりますので、おわかりかと思っております。総額で約100億円の計上をいたしているところであります。この歳出予算を見ていただきますと、民生費の予算として、その中で28億円計上しているところであります。これは全体予算の約28%で、目的別に言いますと第1位の状況であります。この中には、たくさんの子育て支援のための予算を計上いたしております。先日説明しました公立保育園……

（12番小林久美子君「1分だけ残してください」の声あり）

はい。1分ですね、わかりました。公立保育所のあり方と子育て支援施策の中におきましても、待機児童の解消として、本年度で2園の私立保育所を誘致いたすところであります。待機児童というのは、もう小林議員もご存じのとおり、保育所に入りたくても入れない人たちが多くおるということでありますね。そういうためにこの私立保育所が2園できるということでもあります。その施設整備費として交付金で約2億円、それから妊婦健康診査等で約5,000万円、子ども医療費助成で1億3,000万円、新規あるいは増額を計上したところであります。そのほかにも、病児・病後児保育や集いの広場事業、学童保育に対する運営補助や施設整備の予算も計上しているところであります。今後につきましても、非常に厳しい財政状況でありますけれども、この子育て支援を含めた福祉の充実には十分配慮していかなければならないと考えております。

財政の問題言われましたけれども、確かに今この三位一体改革の中での税源移譲の分では、本町の場合は幸いにも、いわゆる町民税、それから固定資産税等でも伸びておりますけれども、一方では交付税のほうがその分減額になって、やがてはもう不交付団体になるということでもあります。そういった中で、非常にこの経常収支比率が19年度決算でも90%を超えておるような状況でありまして、先ほど言われました光の森の公共用地の分も確かにありますけれども、いろんな面で、こういった特に福祉関係の予算措置の分はほとんどがこの経常収支比率のほうに影響していきますので、大変厳しいような状況であります。

そういったことで、この財政の運営につきましては、いろんな点はありますけれども、やはり町の将来像に掲げました施策をどう展開していくかということでもあります。そのためには、住民の皆さんや地域の要望などの課題に対応するとともに、議会での審議を踏まえながら、各種事務事業の評価による見直しや改善などを取り組みながら、優先すべき施策の重点化を図るよう努めていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 私は、町長はやはり町の方を決めるこの菊陽町のトップリーダーだ

と思います。将来を見据えて、後々後藤町長のときに公立保育所がなくなったと言われたいようにしていただきたいと思います。

私は、保育はやはり公的責任で実施していくというのが、将来の子どもたち、未来のことを考えても一番大切だというふうに考えています。もちろん民間がだめだと言っているわけではありません。民間の私立の保育所で頑張っているところもたくさんあります。しかし、やはり厳しいところ、また養育に困難なところ、障がい者も含めて、今の、せっかく8園あるわけですから、この歴史を大事にしながら進んでいただきたいと思います。

私も、第1保育園やさくら園の……。

○議長（吉村豊明君） 小林議員に申し上げます。時間が参りましたので……。

○12番（小林久美子君） 保護者の……。

○議長（吉村豊明君） 直ちにやめてください。

○12番（小林久美子君） 保護者の方と頑張っていきたいと思います。もうちょい、1分半残してもらえばよかったですね。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島知雄君、一般質問を許します。

○9番（福島知雄君） おはようございます。

今日は雨が降ってるせいでしょうか、傍聴者の方が少ないようでありますけども。昨日梅雨入り宣言がありまして、振り返ってみますと、去年は集中豪雨が各地を襲いまして、全国各地に相当な被害をもたらしました。幸い本町におきましては大して被害は起きなかったわけでありまして、災害のないのを願うばかりであります。

外は雨が降ってじめじめしておりますけども、この議場内だけは晴れ晴れといきたいと思っておりますので、答弁に際しましては、さわやかなわかりやすい答弁を期待いたします。

さて、最近朝からテレビをつけますと、毎朝のように凶悪な犯罪あるいは事件等が目、耳に入ってきます。特にこういった犯罪事件等に青少年のかかわりが多くなってきていることとあります。本日はそういった青少年の健全育成等について、本町の対策、考え方を質問していきたいと思っております。

また、低学年においてアレルギー発症というのが多くなってきているようであります。こういったアレルギー問題について質問をしてみたいです。あと、通告に従いまして質問席にて質問をいたします。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） まず、それでは、質問事項1番目の教育行政についてということで質問を
してまいります。

子どもは国の宝とよく言われますけども、子どもを取り巻く環境が、私たちの小さいころと比べると大きく変わってきております。少子化を初め核家族化、都市化、情報化、または消費社会等の進行による影響であるというふうに思われます。さらには、犯罪の凶悪化、低年齢化、あるいはひきこもり、不登校、児童虐待などが多く発生しており、社会問題になっているのは、皆さんご承知のとおりであります。明日の社会を担う青少年の健全育成を図るためには、よりよい生活環境を提供し、青少年の非行根絶を目指すということは、また自治体の重要な責務であり、役割でもあるわけです。

ここに大津警察署の情報があります。ちょっと触れてみますと、直近ですが、今年の1月から4月まで、警察で認知した刑法犯罪総数が、熊本県下で5,295件、大津署管内が441件、これ県下第4位でありまして、第3位までが熊本市内の北署、南署、東署でありますんで、この市内署を除きますと実にワーストワンという結果が出ております。また、市町村別に見ましても、玉名市が1番なんですけど、次が菊陽町であります。対昨年を見ますと、実に今年の4月までが53件増ということでありまして、また、犯罪罪種を見てみますと、自転車窃盗、オートバイ窃盗、万引き、器物破損、侵入等が主に占めているようであります。刑法犯少年の検挙、補導状況は、年齢別で、平成20年度が128件、この128件のうち、実に14歳から17歳までに集中しておりまして、105件発生をしております。本年の、今の平成20年1月から12月までですが、本年4月までを見ましても、大体14歳から17歳に集中しているという結果が出ております。実に驚くべき結果が出ておりまして、危惧しているところでありますが、これも人口増、都市化現象のあらわれであるというふうに私は思っております。

そこで、質問なんですけど、①の青少年健全育成のためどのような対策を練ってるかということですが、本町として現在とっている対策、方針等を示していただきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） 地域の青少年健全育成の取り組みとして、現在菊陽町青少年健全育成町民会議等の中で年間計画を立てまして、まずはあいさつ運動、登下校中のパトロール、世代間交流の事業、あと環境美化作業として橋げたの落書き消し、そういったものを取り組んでおりますし、また大津警察署の指導とか協力をいただきまして、夜間パトロールなど、非行防止への取り組みとして実施をしております。

また、夏休みの期間中には、親子での工作や料理教室、1日見学旅行、介護体験教室、そして図書館ホールでの記念講演といった青少年の集い事業を実施したりして、親子の触れ合い、家庭教育の大切さなどの啓発を行っているところであります。そして、今年度は、21年度におきましては、委員の研修として、委員の青少年健全育成に対する意識を高めようと、他市町村の取り組み事例についても学習を行いたいというようなことを計画しております。

また、各小学校区の青少年健全育成協議会ですけれども、ここでも年間を通じてあいさつ運動、登下校中の見守り運動、世代間交流事業、そしてまた夜間パトロールなどを実施しております。

それから、南部町民センター、ふれあいの森研修センター、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターといった町民センターでは、子ども向け、中学生向けの習字や茶道、工作、料理講座などを実施して、地域の大人の方たちとの触れ合い、他学年との交流を図って、子どもたちの育成を図っているところでございます。

一方、各小学校では、PTAと連携して家庭教育学級を開催し、子どもたちの健康面、家庭教育面についての講演会などを実施しております。

今後の方策として、今風俗系営業所への強化として、国のほうでは平成18年5月に風俗営業所等の規制及び業務の適正化に関する法律の改正が行われ、少年指導員制度が盛り込まれております。

(9番福島知雄君「いいです。現在とっている対策、方針だから、あとは結構です」の声あり)

はい。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 今とってる対策、方針等答弁していただきましたが、なかなか多方面にわたってされているということで、効果が出るよう努力をしていただきたいというふうに思っております。

また、本町を見回してみますと、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等が多数存在し、そういった店舗には成人向け雑誌あるいはCD-ROM等がところ狭しと陳列してあります。特にCD-ROMに関しましては、暴力、虐待など青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるようなものがたくさん入っているようであります。また、これらの店舗においても青少年が容易に購入しやすい状況であり、青少年への影響もはかり知れないというふうに思われます。

そこで、本町として、青少年非行問題を今後どのようにとらえ、取り組んでいくのか、方針を示していただきたい。今後の方針です。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） 風俗系DVD、ビデオ、本の販売等の規制とかそういった部分ですけれども、そういった条例による規制といったことも考えられますけれども、今のところ菊陽町では、営業規制の問題とか、あるいは違反者の犯罪としての判断、さらには罰則等の問題があって、今のところ町条例での規制は難しいものがあると私は思っております。

その点、現在そういう難しさ、市町村での難しさがあるかと思いますが、風俗系営業所への規制強化として、国のほうで平成18年5月に風俗営業所等規制及び業務の適正化に関する法律の改正が行われ、少年指導員制度が盛り込まれております。少年指導員には、少年の健全な育

成に障害を及ぼす行為を防止するための立ち入り権限が付与されております。また、熊本県少年保護育成条例では、平成19年7月に改正が行われ、インターネットカフェ等への夜間の少年の立入禁止、事業者には有害情報の閲覧禁止の規制、努力義務等が盛り込まれております。

町といたしましては、これから菊陽町の発展とともに、いろんな風俗系営業所が出てくると思われますので、まずこれらの法律や熊本県条例の改正、また少年指導員の新設を踏まえ、そして大津警察署のご協力、ご指導をいただきながら、菊陽町の青少年健全育成町民会議等と連携して、青少年を取り巻く有害な社会環境の浄化、また非行防止の活動に努めていきたいと考えています。

それから、これはお願いになってしまいますけれども、このたび福島議員におかれましては、熊本県公安委員会から、2名なんですけれども、大津警察署管内の少年指導員に就任されたとお聞きしております。その点、さらに菊陽町の青少年健全育成町民会議等の活動が活発化していきますようにご協力を賜りますようお願いして、答弁したいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 今の答弁にありましたように、確かに条例制定というのは町単独では難しいかなというふうに思われます。法的問題もありますし、営業権等の問題もありますので、非常に難しい問題ではあります。

そこで、こういった法律も含めたところで、環境、治安維持等に特に詳しい副町長にお尋ねいたしますけれども、副町長におかれましては、熊本県警時代、幹部として治安維持等に特に活躍されてこられたということであり、副町長の豊富な経験と知識、また人脈を生かしていただいて、こういった青少年育成等に努めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか、副町長。

○議長（吉村豊明君） 副町長。

○副町長（松永政秋君） 福島議員の質問にお答えをいたします。

議員からも指摘がっておりますように、菊陽町が急激に都市化をしております。したがって、昼間の人口というのが、土曜、日曜になりますと町の人口の4倍も5倍もふえておるといような状況でございまして、人が蝟集してくる町になってきておる。また、商業施設、それから飲食店あたりもふえまして、夜型社会に町が変化をしてきておると、こういう状況でございまして、人口が増加するとともに、こういったマイナス要素、負の要素も非常にふえてきております。交通事故が増加するとか、犯罪が増加するとか、こういったことで、そういった方面の対応がこれから菊陽町も必要であるというふうに思っております。

特に西部地区におきましては、まだ新しい町でございまして、まだ町自体、地域自体のコミュニケーションもきちんとできていない。さらには、ご存じのように、菊陽町には警察力といたしまして駐在所が1カ所しかございません。夜になりますと、非常に治安に対する地域住民の皆さん方の不安要素が高まってきておると。菊陽合志交番というのがござい

ますけれども、所在地が合志市でございまして、しかも勤務員は5名が2班に分かれて前半、後半の勤務をしておると。ですから、菊陽合志交番の夜の管内人口というのは、負担率が県内でもトップクラスではなかろうかと、こういうふうに思っております。それで、町長のほうとしましても、何とか菊陽町の治安体制をいかにして今後進めていくかと、よければ交番所でもつくっていただいたらどうだろうか、こういったことで、今いろんな基礎資料あたりを調査をしておるといふ状況でございます。

犯罪も、先ほど議員が言われましたように、非常に増加をしております。こうした中で、ほとんど、90%ぐらいは軽い少年の犯罪でございます。自転車盗とか、それから万引き事案とか。ですから、自転車盗につきましては、駅前あたりの駐輪場の整備、それから駐輪条例の制定、こういうことで、こういった自転車盗あたりの防止と予防あたりを進めておるところでございます。また、万引き事案等につきましては、大型商業施設あたりとも協力をしながら、これは一生懸命保安体制が整うておるところが万引き事案がふえると、万引き事案を検挙すると犯罪がふえると、こういった状況でございますので、非常に万引き事案がふえておるといふのは、その少年の健全育成の立場から、これは学校、それから地域、それからやっぱり商業施設、そういったところと連携をしながら、しかも警察の協力をいただきながら今後進めていかなければならないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 確かに青少年問題というのは大変難しい問題なんです。だからこそ、近隣市町村と協力しながら取り組んでいく必要があるというふうに思われます。

熊本県で、県内23警察署がありますけども、今副町長言われましたように、大津署管内の人口が約13万、宇城市が13万1,600ですから、実に熊本県内で2番目の人口を示していると。ここに、この数字に犯罪件数があらわれているのかなというふうに思っています。さっき課長が言われましたけども、青少年育成会議あるいは大津地区警察ボランティア連絡協議会等で夜間パトロールをやっておりまして、私も一員として参加をしておりますが、今後さらに強化を図っていかれたらというふうに思っております。

それでは、②の本町小・中学校における学校内携帯電話の使用を問うということですが、最近は携帯電話の利用が低年齢化しておりまして、小・中学校の間で普及が進行しているということでもあります。特に携帯でインターネットを利用する子どももふえております。今やパソコン、インターネットは子どもに欠かせないツールの一つになっており、また大変利便性のよいものであります。しかし一方では、インターネットでさまざまなサイトを閲覧することで健全な育成に悪影響が出るのではないかとというふうに懸念されております。また、子どもが被害者や加害者になった事件も多数報道されておりまして、その危険性も大きくクローズアップされております。

そこで、②の質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 議員のご質問にお答えしたいと思います。

町内には、小学校が6校、それから中学校が2校ございますけども、中学校は2校とも携帯電話の学校内への持ち込みを禁止しております。一方、小学校は、6校とも条件つきで学校内への持ち込みを認めているという状況でございます。条件つきといいますのは、保護者からの申し出を受けて学校が許可する場合でございます。具体的に申し上げますと、両親が共働きのために、子どもが家に帰っているかを確認できないので、GPS機能付きの携帯を持たせたい、また1人下校の区間がかなりあるので、事故防止の観点から携帯を持たせたいといった申し出の場合は、家庭と学校が相談いたしまして、携帯電話の持ち込みを認めているというふうに聞いております。

議員のお尋ねの学校内携帯電話の使用状況でございますが、条件つきで携帯電話の持ち込みを認めている小学校6校につきましては、各学校数名という状況でございます。学校内で携帯電話を使用しているというのはゼロに近いというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 原則的に使用禁止と、条件つきで各学校において数名の方が利用しているということですが、大変結構なことでありまして、さらに今後それを維持できるようお願いします。

それでは、3番目は、今基本的禁止ということでありましたので、これは割愛いたします。

それでは、質問事項の2、小・中学校におけるアレルギー対策についてということでございます。

近年、低年齢層においてアレルギー疾患がふえているということでありまして、アレルギーといいましても、食物アレルギーあるいはアレルギー性の鼻炎、結膜炎、皮膚炎など、内科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科などの診療科に見受けられ、大変広範囲にわたっているわけでありまして。

そこで、アレルギー症状全般について質問いたしますけども、①の本町小・中学校におけるアレルギーの有症率と現時点での対応を示していただきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

近年、全国的に児童・生徒におけますアレルギー疾患の増加が指摘をされております。これは、児童・生徒を取り巻く生活環境の変化等によるものと言われております。

アレルギー疾患には、今議員さんがおっしゃいましたとおり、たくさんございまして、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、それから結膜炎、食物アレルギー等多様な疾患が含まれております。本町の有症率でございますが、平成20年度の学校保健統計では、いろんな中で一番多いのがアレルギー性鼻炎でございますが、これを申し上げますと、小学校

1年生が441人のうち71人、率にいたしますと16.1%、小学校4年生が419人中107名、率にしまして25.5%、中学校1年生が340人中73人、率にしまして21.5%の状況でございます。

ただ、お断りでございますが、この調査は保護者からの報告をもとに集計したものでございまして、アレルギーの専門医等の医師の診断結果ではないということでご了承いただきたいと思っております。

学校で、じゃどういふふうにしておりますかと申しますと、学校生活のほうでは、児童・生徒一人一人の症状に合わせて、保護者や校医の先生、それからそういったのを参考にしながら、安全・安心に学校生活を送れるよう配慮をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） これ、多いほうなんでしょうね。私、こんなにおると思わなかったんですけども。

それでは、②のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインへの認識と今後の学校現場の取り組み方針を問うということで、取り組みガイドラインの認識と今後の学校現場の取り組み方針、この2点について示していただきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

平成20年3月に、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインというのが財団法人の日本学校保健会から各学校に配布をされております。これは、平成19年4月に文部科学省がアレルギー疾患に関する調査研究報告書を発表いたしましたして、学校やクラスにアレルギー疾患の子どもがいるとの前提に立って、学校での取り組みが必要であるとの認識がこの調査結果に出ております。これを受けましてガイドラインがまとめられ、冊子として配布をされたものでございます。

内容は、アレルギー疾患の子どもが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、アレルギーの疾患ごとに学校で配慮すべき点などが記載をされております。このガイドラインに基づき、各学校で取り組みが行われてる状況でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） わかりました。アレルギー予防対策、特に今言われたアトピー、ぜんそく、花粉症、こういった予防対策としては、空気中を浮遊する雑菌、これを取り除くことが一番だというふうに言われております。対策として、例えば空気清浄機の設置、冬場におきましては加湿器、梅雨どきにおきましては除湿器等を設置するのも有効な手段ではないかというふうに思っておりますけども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

今議員さんのほうからのお尋ねでございますが、まず空気中の雑菌等々の問題でございますが、これにつきましては、現在学校のほうでは、教室の入り口あるいは窓をあける、それによって換気を十分に行うという等々の対策をとっております。それ以外、例えば加温器、そういったところにつきましては、今後アレルギーを持つ子どもたちの状況を見ながら今後検討させていただくことになるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 対策の一つとして、窓を開放するというのも一つの方法であるというふうに今答弁でありましたけれども、それも一つの方法かもしれませんが、窓をあけるということは、逆に雑菌を呼び込むということにもなるわけです。特に冬の寒い時期、あるいは雨降り等というのは窓の開放は無理があるかなというふうに思われます。やはりこういった、今はどこの家庭でもよく空気清浄機、除湿器、加湿器等を置いてあるみたいですが、学校現場においてもこういった対策も必要じゃないかというふうに思いますけれども、もし設置できないならば、非常に、さっき言われました発症率が私から考えると高いんですが、そういった生徒さんを一堂に集めて、設備の整った教室等で教育をするという方向はできないでしょうか。その辺について質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） まず、先ほど私が申し上げました率と申しますか、この部分が大いというふうなご認識かと思えます。私自身もこれはちょっと大きいのではないかと思っております。実は、この数字は、先ほど申し上げましたとおり、アレルギーの専門医の診断によりまして、その診断結果に基づいた数値ではございませんで、今のところ学校のほうで調査をかけております部分というのは、あくまでも保護者の方からの、自分の子どもはこういう状況にあるよってというお申し出を受けての集計でございます。そのために、実際の専門医の先生のご診断による数値になるとこの率が下がるのではないかなというふうな判断をしております。

現在、学校のほうでは、いろんな部分で子どもたちの健康管理について努めておりますし、また校医の先生等々の健康診断もございます。それから、保護者の方のそういった子どもの状況がこう変わったよってという報告もあるかと思えます。そういったのをもとに、個別に学校のほうで指導をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） よろしく指導をお願いいたします。質問回数が限られた3回になりましたので、次の質問に移ります。いずれにしましても、何らかの対応、対策というのを十分練っていただきたいというふうに思っております。

それでは、質問事項の3番目、学校給食における食物アレルギーについてということですね

ども、アレルギー発症というのは、アレルギーを起こしやすい素質を受け継いだ人が、アレルゲンと、原因となるものというふうに言われておりますけども、アレルゲンと接触を繰り返すうちに、健康な人に比べ少しの刺激でも過敏に反応することで起きるということでもあります。あるいは、体質だけでなく、住宅環境、運動不足あるいは精神的なストレス、特に食生活など生活環境の影響が大いにあるということでもあります。

アレルギーを起こしやすい食物の代表的なものは、大豆類、牛乳、卵、この3つというふうに言われております。これを3大アレルゲンというふうに呼ばれておるわけでありましてけども、先ほど課長の答弁にありましたように、本町においてもアレルギー疾患を持っているお子さんが多かったんですが、そこで、本町小・中学校において、食物アレルギーを持つ児童・生徒数の推移と認識、先ほどは全体的なアレルギー数なんですが、食物アレルギーについての生徒数の推移と認識、これを質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

食物アレルギーの児童・生徒につきましては、これは私どものほうで、ほかのアレルギーの疾患の方と違いまして、現実的に私どものほうで、学校給食で食材というか給食を提供しております。その関係で、この食物アレルギーの方につきましては私どもでしっかり把握をしているところでございます。

この人数は、平成21年5月現在、小・中学校合わせましてでございますが、26名でございます。内訳といたしまして、小学校が20名で、平成20年度が26名でございますので、6名減というふうになっております。それから、中学校でございますが、中学校は6名、この数字は20年度も同じ6名でございます。

認識といたしましては、やはり食物アレルギーというのは、食べなければこのアレルギー症状が出ないということになるかと思っておりますので、この食物アレルギーの症状を持つお子さん方にはできる限りそのアレルギーの症状を出す食材の提供を避けたいということで対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） わかりました。それで、学校給食での食物アレルギー事故、これは発生していないかということでもあります。もしあったとすればどのようなものが原因かと。

それと、安全・安心のためにも、地元の食材を大いに活用していくということがいいかなと思います。要するに地産地消なんですが、それを推進していくことも重要であるというふうに思われます。その辺の答弁をよろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 食物アレルギーの事故と申しますか、そういうのがあったかというお問い合わせでございますが、私のほうでは現在のところそういった事故の報告は

受けておりません。

食物アレルギーを避けるためにもということで、地元の食材を使用したらどうだろうかというご提案だと思いますが、これにつきましては、地元の食材、菊陽町で賄えるものは菊陽町、なければ県内とかという形で、できる限り地元の食材を使用する形でやっておりますし、これからもそういう形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 事故が発生してないということで、大変結構なことであります。また、学校給食においても地産地消を図っていくという答弁でありますので、さらなる活用をお願いしたいというところであります。

それでは、次の質問に移ります。②の食物アレルギーの原因となる食品品目と推移を問うということですが、食品品目と推移を示していただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

一般的にアレルギーの原因となります部分につきましては、先ほど議員さんがおっしゃいました卵等々、いわゆる代表的な3品目あるいは5品目とも言われます。また、いわゆるそれ以外20品目がアレルギーの原因となるよということで食品のほうに表示をされております。

私どものほうで現在把握をしております部分でその症状があるものとしたしましては、卵、それからいわゆる乳製品、それから小麦、ソバ、落花生、この5品目がやはり多ございます。それからあと、ナッツ類、それからエビ、イカ、マヨネーズ、サバ、ウズラの卵、ワカメ、ヒジキ等々がございます。これは、それぞれお一人お一人の症状によりまして原因となります食品が違っておりますし、またそういうことですべてを申し上げることはできませんが、一応代表的な分は今のような状況というところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） わかりました。それでは、加工食品におけるアレルギー物質表示を徹底することが重要かと思えますけども、その辺のところはいかがでしょうか。アレルギー物質表示、加工商品における。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 食品アレルギーに対する表示義務ということでしょうか。

（9番福島知雄君「はい」の声あり）

今言いました5品目については、これは販売するときには表示義務というようなのが食品法で定められておりますから、一応5品目については必ず表示をしなければという表示が、しなければ表示違反というようなことになります。

それと、今課長のほうで申し上げました20品目については、表示をするよという表示努

力義務が課せられてるというふうな状況でございまして、食品には書いてあるものと書いてないものがございます、20品目。最近、ここ何年か前にはバナナまで結局この20品目の中に入っていて、そういったものにも、その表示をする努力をなささいということは20品目についてはしてございます。必ずしなければならないっていうのは、健康被害の発生防止というようなことで、表示義務っていうのは5品目だけでございます。20品目については、加工の一定のその状況とか頻度について、こういったのが多く発生をしておりますよというふうなことで、20品目の表示というふうなことになっております。

それと、各学校給食に納めております食品業者によっては、販売品目の項目にそれぞれ取り出して、これにはこういったものが入ってますよという加工品にも表示がしてございますから、子どもたちが献立を食べていく状況の中では、学校によってはそれを一つ一つ除去をして食べてるという子もおりますし、頭から、今日の献立じゃもう給食が食べられないというところについては、お母さんがつくって与えたりというふうな、いろんな工夫をしてるようでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） わかりました。それで、アレルギー専用の調理設備、これ整っているかということですが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 町のほうでは専用の調理室っていうを設けてる状況はございません。県のほうでは、アレルギーの対応について、その専用の調理室を持ってるっていうのは1カ所か2カ所という状況でございまして、ほとんどは共同調理場という給食センターでやってる部分と、単独調理場という各学校でやってる部分がございますが、そういったものについては、各調理室で栄養士さんがその調理に当たるとか、あるいは調理員さんがその調理に当たるとかというふうな形で対応をしているようございまして、専門の調理室を持ってるというところは、県下の状況としてもほとんどないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） これ、調理設備というのは、やっぱり食品関係でうつるといいますか、いう可能性もあると思うんですよ。前の料理の残りがあって、次の料理をするときにそれにうつるといふこともあるかと思えます。それで、何とかこの辺は整備していただきたいと思うところでもありますけども、これ質問回数が3回になったんですかね。何とか対策を検討していただきたい。設備ができないならば何らかの方法を考えていただきたいというところでもあります。

それで、③に移ります。

各学校において、就学前指導、病状把握などの方針を問うということでもありますけども、各学校において、就学前指導あるいは病状把握などの方針を決定しているのかと。決定している

のであれば、決定するまでのプロセスを示していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

町内にあります幼稚園、保育園とは、連絡会議というのがございまして、定期的を開催しておりますが、その中で重度のアレルギー疾患をお持ちのお子さんがおられれば情報交換が行われます。しかし、町外の幼稚園とか保育園に通園されてる子どもさんもおられますので、学校としての把握は、小学校の場合ですけれども、入学前の新1年生を対象といたしました説明会等で保護者にお尋ねをし、具体的な情報の入手を行っているところでございます。

特に今年に入りましてからは、町独自で食物アレルギー対応マニュアルを作成いたしまして、入学前に新1年生の状態を把握し、それに基づき、学校給食を提供できる体制という取り組みを現在行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 就学前に新1年生の体調を把握するということですが、それ調査票のことですかね。座ったままで結構ですが、調査票までいってないのかと思うんですが、調査票あたりを配布して、必要事項を記載していただいて、問題ある児童・生徒については聞き取り調査などをするというようなことも必要かなというふうに思います。また、その中で、アレルギー専門家の指導とか助言を受けることもまた必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 失礼いたしました。ちょっとご説明を省いております。私どものほうでは、新1年生に対しましては入学説明会時に調査票を配布しております。それを回収して、内容を確認をとりながら、また場合によっては聞き取りを行うということも行っております。その中で、やはり食物アレルギー対応食が必要というふうに希望する、あるいはそういったのが必要だということになりますれば、養護の先生とか校長先生等々含めまして、あるいは先生と協議をいたしまして、必要であれば医師の診断書なり指示書を出していただくという形の対応をとっております。

やはり食物アレルギーの場合は、非常に判断が難しゅうございます、すべてもそうだと思いますけれども、そのために、できる限り医師の診断書なり指示書をいただいて、それに従って、アレルギー症状が出ないような形での対応というのをとらせていただく形で今取り組みを進めておるところでございます。

また、成長期にありますので、状況が変わる場合もあるかと思っておりますので、そういった場合は、保護者からの申し出あるいは家庭訪問等々の中でもまた確認をとって、日ごろから注意しながら、こういった手続的なところを踏んで動いておるところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 継続的な対応をお願いするところであります。

それでは、④の教育委員会として、アレルギー対応の基本的な考え方を問うということでありますけれども、先ほども申しましたけれども、食品の中で、牛乳あるいは大豆類、卵類というのが学校給食ではよく使われております。このような食物を飲んだり、あるいは食べたりできないような品目については、代替えを選択できるようにされていると思いますけれども、その辺いかがなんでしょうか。そういった飲んだり食べたりできないような品目については代替えをしているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

アレルギーの方への給食の提供でございますが、アレルギーの原因となります食品を、おっしゃるとおり、そういった食材を使わない形でやっております。例えば具体的に申し上げますと、卵がだめな方に、例えばたまごオムレツなどのメニューというのが出てくるかと思えます。こういった場合には代替食を、代替えのメニューをその方だけに提供するという形をとっております。また、牛乳等であれば、ご本人さんがそれを飲まないという形でなってくるかと思えます。

また、そういった材料の中で特定の部分だけがだめだという方であれば、その材料だけを抜いて調理をして提供しているということで、一人一人のお子様のアレルギーの疾患の状況に合わせて現在のところ取り決めをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 結構なことでございます。継続的な対策を、対応をお願いいたします。

子どもが安心して学校生活を送るというためにも、この学校給食というのは大変重要な部分であるかなというふうに思いますけれども、食物アレルギー対応マニュアル、こういったのを策定してあるのかどうか。それと、学校給食においては、給食事務者会議等を開催しているのかということですが、この2点について質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 対応マニュアルにつきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、町独自といいますか、先進事例を参考にしながら作成をしたものでございまして、今年2月ごろに作成いたしまして、現在使用しております。必要に応じて、また町の実情に応じて、また改訂をする必要があるかと思えますが、とりあえずこのマニュアルに従って現在進めておるところでございます。

給食調理員等々、栄養士も含めてでございますが、そういったアレルギーに対応する部分での協議を、定期的な、定例の会がございまして、その中で具体的な対応を考えたり、あるいは

はそういった情報交換をしながら現在進めておるところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） マニュアルに従い取り組んでいるということでもありますんで、結構なこと
であります。

また、給食事務者会においても情報交換をしながら取り組んでいるということであり、今後
鋭意継続をしていただきたいというふうに思います。

私の質問はこれで終わりますけども、冒頭述べましたように、次代を担う青少年が心身とも
に健康に育つためにも、今回質問しましたような問題に対して凛然と取り組んでいかれるよう
提言いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

昼食休憩いたします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時5分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田清明君、一般質問を許します。

○15番（梅田清明君） こんにちは。食事の後で一番眠たい時間帯だけど、元気いっぱい質問し
ていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

外は雨で、昨日から梅雨入りして、農家の人たちも大変安心しておられるかと思えますけれ
ども、通告に従って質問をしたいと思えます。

まず最初に、温暖化対策についてでございますが、太陽光発電パネルについては3月議会に
おいても行いましたが、今回も引き続き質問していきたいと思えます。

100年に一度と言われる経済危機の打開策として、各国政府は今、環境・エネルギー分野へ
の巨額の集中投資とそれによる雇用の創出、いわゆるグリーン・ニューディールの実施にかじ
を切り始めました。アメリカのオバマ大統領は、風力、太陽光、バイオマスなど再生可能エネ
ルギーの開発、導入に10年間で1,500億ドル投じて500万人の新規雇用創出を宣言しました。日
本政府も、日本版グリーン・ニューディールとして、220万人の雇用を見込む環境投資を行
います。その目玉として、現在ドイツに譲っている太陽光導入世界の座を奪還する姿勢を打ち
出しました。また、政府に呼応するかのように、熊本は太陽光発電普及率日本一を目指すとい
って、この6月議会補正予算に11億9,000万円も盛り込みました。政府は、太陽光発電量を
2020年までに現在の20倍程度まで拡大することを目標にし、その大きな推進力としてスク
ール・ニューディール構想を掲げ、現在1,200校に設置されている太陽光パネルを10倍の1万

2,000校に設置することを目指します。

そのような国の方針のもとに、当菊陽町においてもいち早く全小・中学校に太陽光パネルを設置していただきたい。このことについて、町長か教育長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

小・中学校におきます8校に太陽光パネルを設置いたしまして、環境対策を含めまして、学校におきます環境の改善と申しますか、そういった政策をしたらどうかというご指摘かと思えます。

学校に太陽光発電を設置いたします場合は、基本的に現在の私どもの町の場合ですと屋根に設置する形になるかと思っております。そうしますと、当然ながら耐震補強ができてない学校につきましてはまだ難しゅうございましょうし、耐震補強が終わったところも場所のスペース等々が問題になるかと思えます。

この太陽光発電の問題につきましては、計画的な形で導入する方向で順次進めていきたいというふうに今のところ考えております。これは、国のほうでも議論があっておるようでございますが、太陽光につきましては複数年で設置するような形の話も出てきております。やはり1年度では難しいかと思えますので、そういう形で、計画的な進捗で順次整備を図ることができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 耐震補強のこととかいろいろありまして、順次計画的にやっていきたいという答弁だったかと思えますけれども、確かに3年計画とか、いろいろ国のほうでも、10年間に10倍とか、2020年までに20倍にするとかいろいろありますので、計画を練って順次整備されるよう、よろしく願いいたします。

次に、全小・中学校に電子黒板の設置をと通告しておりますので、よろしく願いいたします。

2番の全小・中学校に電子黒板を通告しておりますが、南小学校には去年の秋に電子黒板が設置されております。スクール・ニューディールは、国の今年度補正予算案に盛り込まれた施策で、学校耐震化の早期推進に加え、太陽光発電パネル設置などのエコ化、パソコンや電子黒板の設置によるICT、情報通信技術化などを進め、教育環境を充実させるのと同時に、経済の活性化を図るのがねらいであります。

そこで、私は、南小学校に行って電子黒板の説明をしていただきました。電子黒板にはアクティブボードとスマートボードの2種類があつて、南小のはアクティブボードという名前の電子黒板でした。特徴は、ペンと同じ感覚ですらすら書ける、高い追従速度と高い解像度、マウスと同じ操作が可能な専用ペンでございます。手やそでが振れても誤作動しない電磁誘導式ということでした。いずれにしましても、テレビでの天気予報タッチパネルのことと聞いていた

できれば結構でございます。

そのほか、大津小学校のほうではスマートボードを使用しています。スマートボードは、指でタッチして行っています。勉強に興味がない子が興味を持ち、おもしろみが出て学力が上がりましたと。それよりも、南小の教える側の先生の講習をしなければなりません。南小は、近々電子黒板の操作について講習会を開くそうです。当時のことでしたので、もう開いておられますかもしれませんが、そういうことでした。

こんなにすばらしい電子黒板をほかの小・中学校にも設置していただきたいと思いますので、どうか答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 今お尋ねございました電子黒板につきましては、現在のほうで補正予算で成立いたしました予算の中での、いわゆる地域活性化経済対策臨時交付金等の整備事業の中のメニューの一つとして計上されております。

現在のところ、私どものほうではいろんな事業の検討をしております、現在調整中でございますので、今のところ答弁につきましては、そういう調整中でございますので、具体的な答弁につきましてはちょっと差し控えさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 具体的な答弁は差し控えさせていただきますと。実際南小は、去年12月、もう入ってるわけなんです。もうすばらしいということで、最初私、この通告して、もし入ってるならということで、北小に、校長先生に相談に行ったんです。そしたら、話によれば、南小に何か入ってるらしいということで、私南小のほうに行って、それを見て。パソコン教室に1台据えればいいわけですが、各教室じゃなくて。各パソコンが各小学校・中学校に入ってると思いますので、これを、アクティブボードは大体30万円ぐらいなんです。スマートボードのほうは20万円ぐらい、大津に入ってるのが。性能はやっぱアクティブボードのほうがいらないので、そりゃもうどっちとは言いませんけれども、国の方針で今補正予算が成立したわけなんです。そういったことで、太陽光発電パネルもこの電子黒板も、国が今度の補正予算に予算をつけとってでしょう。だから、私これ一般質問しておいて、まだ今の答弁じゃ私は納得いかんとですよ。教育長、この辺をどう思われますでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今課長がお答えいたしました、ここではお答えできませんという意味は、1つは補正予算等がまだちゃんと計上するという状況でありませぬので、それぞれ学校では、購入順位等も今検討してるというようなこともありまして、この電子黒板等がすぐ、議員のおっしゃるように、各学校に配置ができるというような状況にはないということでございます。これを考えないということではありませぬで、今学校には、例えば先生たちのパソコン等をすべての先生に配置をすとかそういったのも今予定をしております、その辺のことの検

討があるんで、このことについては即お答えできないということであつたらうかと思ひます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 答弁で、大津のほうは各小学校入れてるわけなんです。先生でも、確かにこういったことにやっぱり不得手な先生も確かにいらっしゃるかと思ひますけども、北小の先生では、もうぜひほしいというような先生がいらっしゃって、20名近く先生がいらっしゃるのは、やっぱりそういう得意な先生もおられると思ひます。やはりそういったことで、前向きに検討するという、要するに秋とか、要するに例えば学校が6と2で8あるならば、3校ずつ整備していくとか、半分ずつ2年に分けてするとか、何か方法が、国の予算が通っていることなんです。それで、まだ前向きな答弁じゃなくて、さっきのような答弁じゃ、もうがっかりするわけです。ぜひ今後、学力も上がることだし、設置の方向に前向きにとらえていただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひします。資料だけでももういっぱいあるとですよ。こればかりで1時間もかかります。

次に、3番の電気自動車の所有者に対しての軽自動車税の全額免除をと通告しておりますので、これについて質問させていただきます。

私は、ちょうど1年前、この6月議会において意見書を2つ提出いたしました。その中の一つ、地球温暖化防止へ、脱ガソリン・電気自動車開発研究促進を求める意見書案で、提案理由に、原油高騰、食料危機、物価高騰と世界経済が危機的であるからと書いております。人間、のど元過ぎれば熱さを忘れる、やはりそのときそのときの記録が大事になってきます。いずれにしても、化石燃料には限界がございます。限界がある化石燃料を湯水のように使い、地球温暖化、オゾン層を破壊、生態系をゆがめ、人間自身の生存権を脅かしています。このようなことから、各国政府が自然エネルギー分野への温暖化防止へと巨額の投資を始めたのです。私が電気自動車所有者に対して軽自動車税全額免除をとしているのは、エコカー普及を後押しするためでございます。

私は、3月議会でも、電気自動車の普及に努め、全国に先駆けて環境省の貸し出しにチャレンジしたり、経済産業省の指定に名乗りを上げて、低炭素社会の切り札に電気自動車を導入していただきたいと質問しております。財政課長の答弁では、電気自動車を含みます低公害車の導入につきましては、コスト面、地球温暖化対策の両面から考察いたしまして、その導入について検討していくこととしておりますと述べられています。これはこれで進められてもらい、大手自動車メーカー2社が今夏の発売を公表しており、今年度以降、販売が本格化すると見られています。

そこでまず、町が電気自動車を買ひ、そして二酸化炭素CO₂など排ガスを全く排出しない次世代自動車の普及を後押しするためにも、電気自動車の所有者に対して軽自動車税全額免除を5年か10年実施していただきたい、このことについて、町長の答弁を求めます。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） お答えします。

環境問題、とりわけ地球温暖化問題に対する国民の関心が、昨年の北海道洞爺湖サミットの開催等を契機に高まってまいりました。

そこでまず、電気自動車の普及状況を見ますと、現在国内での販売はあっておりません。国内のメーカー2社が本年7月から販売するという状況にあります。うち1社につきましては、来年3月までの販売計画として、企業や自治体向けに170台程度、さらに来年度も法人向けに200台程度を予定しているという報道があっております。さらに、残りの1社は、本年度中に1,400台、来年度に5,000台を販売目標にしているという報道があっております。

次に、電気自動車の価格につきましては、1社が475万5,000円、さらにもう一社が459万9,000円と新聞で報道があっております。

それから、電気自動車に対する軽自動車税の減免状況について調べてみますと、神奈川県の大和市と大磯町、さらには京都市が、平成21年度から5年間に限り、電動の軽自動車税などに係る全額免除する方針を発表しております。特に神奈川県におきましては、平成20年4月に電気自動車イニシアティブかながわを発表し、電気自動車の導入に当たり、平成21年度から電気自動車購入時の優遇策、利用時の優遇策、さらには充電インフラの整備、公用車の率先導入といった取り組みを計画されております。一例としまして、電気自動車の購入時の優遇策としましては、電気自動車の購入時には国の補助金の半額を上乗せして補助するという制度を設けてあります。先ほどの神奈川県の大和市や大磯町の電気自動車に対する軽自動車税の全額免除方針は、神奈川県のこのような取り組みに呼応したものと考えられます。

最後に、軽自動車税についてですが、本町の場合、自家用の軽自動車で年額7,200円であります。地球温暖化対策の一つとして、電気自動車の普及は有効と考えられますが、先ほど述べましたように、電気自動車の普及への大きな課題としては、国からの補助金を受けても320万円以上と言われる価格や外出先での充電があります。これらの課題につきましては、神奈川県のように、県が購入時における補助や充電インフラの整備等を行い、市町村が電気自動車に対する軽自動車税の全額免除を行うことになれば納税者にとっても大きなメリットになると思いますので、熊本県におきましても神奈川県と同じような優遇策やインフラ整備等ができたときには、菊陽町としましても積極的に電気自動車に対する軽自動車税の全額免除の方針を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 新聞等にこのエコカーのことはもうしょっちゅう載ってきますので、MiEV（ミーブ）でも320万9,000円にその補助をすればなると。ところが、大量生産になってくるとまた安くなると思うわけなんです。ちょっとこのことに関してはまた質問を行いたいと思っております。

今月6月2日火曜日の熊日新聞に、「GM破産」、大きく見出しで何面も取り扱っていましたが、町長、何でGMが破産し、公的管理下に置かれたのか、どう思われます。私は、アメリ

カが温暖化対策、京都議定書も履行せず、20世紀を我が物顔で謳歌してきましたら、昨年のリーマン・ブラザーズ破綻と一昨年の原油高騰、1バレル150ドルと史上最高値を記録し、ガソリン価格の高騰で、需要はハイブリッド車や小型車に集中、低燃費車で差をつけられたGMやクライスラーが致命的な打撃を受けて破綻いたしました。だけど、GMが、石油業界から圧力があつたのかなかつたのか知らないが、今から15年前には電気自動車EV1とシボレーボルトというすばらしいのができております。アメリカがGMを公的管理下として、復活の切り札としてこの電気自動車を前面に出してくるなら、日本の自動車業界も対岸の火事などと思っていたら大間違いです。日本も、化石燃料は必ず底をつくと見越して電気自動車の開発研究に専念すべきです。そのためには、行政の後押しが必要です。

つい先日、九州の知事会と経済界でつくる九州戦略会議で、低炭素社会へ九州モデルをつくらうと、官民で取り組む事業の検討をしようとしてございました。また、松尾新吾九州経済連合会会長は、地球温暖化は看過できない問題だと述べております。

町長、このように九州を挙げて低炭素社会を築こうとしてる、そのためには行政の後押しが必要です。軽自動車税は町税です。だから、軽の電気自動車所有者に対して税金を5年間免除していただきたいとお願いしてるわけです。5年で、200台ふえたとしても130万円前後です。それよりも、行政がエコカー普及のアドバルーンを上げることが私は大事であると思いますが、町長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この地球規模での環境問題、今梅田議員が言われるように、行政のほうもこの問題については積極的に取り組んでいかなければならないと思いますし、町といたしましても、できるものから今取り組んでいるような状況であります。

この軽自動車税のいわゆる電気自動車に対する普及といいますか、この件につきましては、ただいま税務課長が申しあげましたように、この熊本県におきましても神奈川県と同じような県のほうでの優遇策や、いわゆる充電する場合のインフラ整備等が必要だと思いますけども、そういうものができて、整備されていく中では、町としてもぜひこの電気自動車の普及のための今言われたような内容につきましては、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 確かに神奈川県はかなり進んでおります。そういったことで、京都もこの軽自動車税を免除している、そういう見出しがございまして、私今度取り上げたわけなんですけども。ちょっともう一回いきます。オバマの登場で世界の状況が一変しました。世界は低炭素競争の時代に突入いたしました。電気自動車用のリチウムイオン電池に使われているリチウムは海水からとれますので、ほぼ無尽蔵につくられるというわけです。三菱自動車のi-MiEVは、フル充電すれば160キロは走れます。最高時速も130キロ出るそうです。日産のカルロス・ゴーン社長は、2030年ごろにはガソリンのみで走る車はなくなっているだろうと言って

います。また、各自動車会社が競争しますので、30年どころか、20年にはガソリンのみで走る車は相当少なくなっているだろうと言われております。20年と言えばあと10年です。

そういう時代状況の中で、菊陽町がエコカー普及のために、どこよりも先に軽自動車所有者に対して軽自動車税を5年間免除しますとアドバルーンを上げた場合、どれだけ効果があり、評価されますか。まだ、恐らく一台も軽自動車は菊陽にないと思います。けども、10年間にこう変わるところを、5年間先取りして、そのアドバルーンを、電気自動車所有者には免除しますよと、こういったことが物すごく大事であると思っておりますけども、町長はどう思われますでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これにつきましては、そういう普及をしていくということになるかと思っておりますけども、やはり担当課のほうからのいろいろ、この電気自動車の件を聞きますと、今の時点では、充電するのに、家庭とかそういう一般のところですれば七、八時間かかるという話なんですよね。そういう、今あるガソリンスタンド的なところでの、もう短時間で充電できるようなどができて、普及できるような見込みができてきた段階については、今議員のほうから提案のあったような内容については、やはりいわゆるガソリン車を減らしてエコカーをふやすという意味では非常に大事な取り組みだと思っておりますので、その辺は十分頭の中に入れておきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 3回になりましたけれども、こういったエコカー推進は今後急激になってくると思います。ただ、石油業界との駆け引きも、いわゆる圧力もあるかと思っておりますけれども、世界的なこの流れというのはとめられないと思っておりますので、どうかあくまでも早目に対応していただきたい、このように思います。

2番目に、健康福祉対策についてと通告しております。

1、新型インフルエンザ対策はどのように考えているかに移りたいと思います。

メキシコ等における新型インフルエンザの発生と世界各国における感染の広がりが見られる中で、4月30日未明、WHOは警戒レベルをフェーズ5に引き上げる決定を行ったところである。この決定に基づき、いわゆるパンデミックに対応するため、我が国においてもより厳重な行動計画が実施されることとなり、各地方自治体においても、国の行動計画に連動した適切な対応が求められているところである。既に各自治体では対策本部を立ち上げ、情報の共有と水際で阻止するための総合的な対策を講じられていると思うが、どのような対策、行動計画を持っておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（阪本修一君） ただいまのご質問の健康福祉対策についての中の新型インフルエンザの対策はどのように考えているかのご質問でございますけども、一応町全体の部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

新型インフルエンザの対策のための行動計画につきましては、国が定めます行動計画に基づきまして都道府県が計画を定めまして、市町村は、その国、県が定める計画に基づいて市町村計画を策定することになっております。

人口規模の大きな政令市等では既に行動計画等が策定されておりますけれども、小規模の市町村においては、現在計画策定のための準備、また検討が行われているところでございます。

本町のことでございますけれども、まだ計画の策定はしておりませんので、具体的な計画の内容については申し上げができません。しかし、市町村の計画を策定する場合は、先ほど申しましたように、国、県が策定します行動計画に基づきまして策定することになりますので、現在熊本県が策定しております熊本県インフルエンザ行動計画の大まかな概要について少し説明をさせていただきたいと思っております。

新型インフルエンザは、人にとって全く新しいタイプのインフルエンザウイルスが発生することにより大勢の人が感染しまして、社会機能の維持に影響を及ぼすことが懸念される感染症でございます。ウイルスの出現そのものを阻止することは不可能ということが考えられております。したがって、インフルエンザの対策の目標は、感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめること、また社会経済を破綻に至らせないことのこの2つが計画の目標になっているところでございます。

県の行動計画におきましては、新型インフルエンザが発生した場合には、感染拡大の防止を図るために、国が示しております第1段階から第4段階に区分をいたしまして、段階ごとの対応策の行動計画の内容が示されているところでございます。

段階ごとの内容につきまして少し申し上げますと、まず発生段階の前段階でございますけれども、未発生期になりますけれども、この段階は発生に備えた体制の整備が行われることとなります。計画の内容は、県民への周知、それから予防啓発の徹底、それから感染防止等の情報提供、それから情報の共有化が行われると同時に、医療体制の整備や行政機関、それから事業所等の事業継続計画の策定、それからまたワクチンの接種体制の構築、並びに抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について対策が行われることになっております。

次に、第1段階に達したときでございますけれども、この段階は海外での発生期で、県内発生に備えた体制の整備が行われることとなります。この段階での計画の内容について申し上げますと、県内の発生に備えた監視強化、それから医療体制の整備を行うと同時に、事業者に対する職場での感染防止策等の準備要請や新型インフルエンザ発生地への渡航自粛の要請等が行われることになっております。また、感染に対する住民の不安や発熱症状に対する問い合わせのため、保健所に発熱相談センターが設置されることになっております。

続きまして、第2段階でございますけれども、この段階では、国内発生早期でございます、県内での発生拡大をできる限り抑えるための対策が行われることとなります。この段階での計画なんですけれども、学校等の臨時休業、それから集会、外出の自粛要請、それから公衆衛生対策の実施を行うとともに、事業者に対する不要不急の業務を縮小要請や社会機能の維持にかか

わる事業者への事業継続の取り組みの要請が行われることになっております。また、県内に感染者が発生した場合ですけれども、感染症指定医療機関等への入院措置や抗インフルエンザ薬の投与が行われることになっております。

次に、第3段階でございますけれども、この段階は感染拡大期、蔓延期、それから回復期の3つの区分にされまして、健康被害の最小化、それからまた医療機能、社会経済機能への影響等の最小化の措置が行われることになっております。

(15番梅田清明君「課長、もうその辺でいいです」の声あり)

もうちょっとで終わりますから。それで、そういった中で、第1から第4段階までというそういった措置の中で行われることになっております。こういった段階ごとに対応方針が定められておりますので、県計画、それから菊池圏域で策定しております計画に基づきまして町計画を定めまして、新型インフルエンザが発生した場合に速やかに体制整備を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(吉村豊明君) 梅田清明君。

○15番(梅田清明君) 国、県が定める基準と申しますか、それによって対応していくということで、まだ町では計画を立ててないということですかね。

やはり、熊本にまだ入ってないけど、お隣の福岡には入ってますので、ぜひ国、県のマニュアルがあったとしても、菊陽町でのどういうマニュアルを立てるかとか、その辺が大事になってきますので、どうかその辺よろしくお願いします。

それと、幼稚園、保育園、小・中高等学校、社会福祉施設などにおける健康チェックのための体制、対応方針はどうなってるかということをお尋ねいたします。

○議長(吉村豊明君) 福祉審議員。

○福祉部審議員兼福祉課長(眞鍋清也君) それでは、保育所に発生した場合どう対応するかということで、まだ保育所のほうでも具体的なガイドラインについては示しをしておりませんが、仮に熊本県内で新型インフルエンザの感染者が出た場合には、国、県、町などが各施設などと協議して休業を決めることになります。期間は、最低でも1週間ほどになると思います。

菊陽町で全保育所と幼稚園が休園した場合、約1,200人、これは公私立保育所890人、幼稚園316人を超える乳幼児が自宅待機を余儀なくされます。それに伴いまして、保護者の方も仕事を休まざるを得ないというような状況になるかと思えます。その間における代替施設あるいは保護者の休業システムというのはまだ熊本県内でも整備がされておられません。

県外市町村の事例を申し上げますと、医療やライフライン関係の仕事などで家庭で保育できない保護者向けに緊急保育を行う方針であります。全園休園措置をとった場合でも、公立園三、四カ所で保育を継続する準備を進めているということでありました。

本町におきましても、そのような状況になった場合には、特に保育所の場合は保護者が働いている前提条件で保育所に子どもが入っておりますので、当然子どもが休めば親も休まざるを

得ないというふうな状況になりますので、そういった場合に、保護者のニーズに合わせて、保育所とも協議しながら、我が町においても緊急保育などの対応策を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 小・中学校について申し上げたいと思います。

基本的な方針は、感染拡大を可能な限り抑制し、児童・生徒の健康被害を最小限にとどめることというのが1点でございます。それからもう一つは、教育に与える影響の最小化に努めることということでございます。

今お尋ねの健康のチェックでございますが、教職員、それから児童・生徒の健康状態の把握をするためのチェック表というのは、一つの試案がもうできております、県のほうで。それをもとに、町でどうするかについては具体的に考えていきたいということを思っております。

それからもう一点は、6月5日に県の教育長名で「新型インフルエンザに関する対応について」ということで、学校の臨時休業ということでの通知が来ております。その通知を見てみますと、1校から1ないし2名の患者が発生した場合は、当該校または市町村の一部を休校とする、患者の発生状況などを見て適用範囲を広げ、複数の市町村で広範囲に発生が見られれば県内全域で休校とするということ、休校措置の具体的な部分が示されております。この判断基準で町としても対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 小・中学校には健康チェック表ができておるということで、そのマニュアルに沿って、出た場合はチェックしていきたいということだったかと思えます。

また、小学校は、ある程度親がいなくても、結構その辺で遊んだりとかできますけれども、保育園とかなんかがもう大変な、共働きで大変になってくるかと思えます。具体的には1週間程度休みを、休園するという答弁だったですか、そういうことですけれども。これが鳥インフルエンザだったら大変だけでも、今度の新型インフルエンザは弱毒性と言われている、マスコミの対応も過剰のような気がいたします。マスコミが騒ぐから、一人でも出たら保育園や学校を休校しなければならない、それは仕方がないにしても、一番困るのが共働きの親でございます。保育園休業はインフルエンザの拡大阻止への処置だから、行政が日ごろからこういう場合はこうしたらどうでしょうかと、どうしても子どもを見る人がいない家庭は、親同士四、五人のグループをつくって、仕事を休み合いっこして面倒を見るとか、親とのコミュニケーションをとっていくのが一番いいんじゃないかと、この間こういうことが新聞に体験が載っていたんですよ。日ごろから、普通の集団風邪とか何かで学校とかいろいろな保育園休園した場合に、保育園の場合、共働きでないと入れられん、ほとんど、だから全部働いているということで、1週間、到底休めないわけです。それで、親同士で話し合っ、交代交代で1週間に1日休む

ようなシステムをとっているところがあるんです。それは、日ごろからのコミュニケーション
というか、やっぱり自分たちでできる人はいいんだけど、ある程度上のほうでそういう問
いかけを行って、こういった場合はこうした方がいいんじゃないですかという、そういうチーム
づくりなんかも日ごろやっていると私はいいと思うわけです。そういったことが、この間、ち
よっとした体験で、親御さんのことが載っていました。今後、町としてそういうことに努力し
ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 福祉審議員。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） 今の件でございますけども、各園におきましては、町
のほうで定期的に園長会議開いておりますので、そういった園長会議の中でも周知をしたいと
思いますし、今議員が言われましたように、例えば親さん同士が1日ずつ休んで何人かを見る
とか、そのほかにも、今私は、緊急保育ということで、菊陽町に8園保育所がありますけど
も、この中の園の一つを開放して、希望があった保護者に対する子どもの保育というのをお話
しましたんですけども。例えばほかの事例としても、保育士の自宅で複数人程度保育をする
とか、いろんなケースも考えられますので、熊本県内に入ってはきてないと言いつつも、いつ
入ってくるかわからないような状況でありますので、そういったものについては、先ほども申
しましたように、ガイドライン等は定めておりませんが、定期的な園長会の中で、随時情
報提供しながら、発生した場合の対応について協議を進めていきたいというふうに思ってお
ります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 発生した場合は対応していきたいということですが、これは5月
21日の新聞ですけども、「新型インフル、共働き親直撃」保育所休業に対する体験載ってるん
です。もう夏に向かいますので、少しおだれるかと思えますけども、またこの冬にいつ発生せ
んとも限りません。鳥インフルエンザが人に感染するおそれがあるというのは、もう相当死亡
するという推計も出ておりますので、どうかこの辺のマニュアルと申しますか、日ごろからの
対策をよろしくお願いいたします。

次に、2番に移りたいと思います。

新型インフルエンザ感染拡大に伴い、全国的にマスクが不足し、みんな困っているところ
です。熊本はまだだれもインフルエンザにかかっていないからそんなに深刻化していないけど、
いつ熊本に広がるかわかりません。インフルエンザの感染拡大が懸念される中で、特に妊婦は
薬の服用が制限され、感染すると重症化するおそれがございます。新型インフルエンザから妊
婦を守るため、町がマスクを用意して、いつでも無償配布できるように今から準備しておくべ
きだと思うが、町長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この新型インフルエンザの予防対策の一つとして、外出時のマスクの重要

性ということでいろいろ報道されまして、いろんなところでの取り組みをやって、マスクがなかなかもう手に入らないような状況になっているというようなことがあったところでありませぬ。

マスクの配布を行っている自治体は、感染者が出ている地域及び毎日のようにマスクでインフルエンザの感染状況等が報道されたことによりまして、一斉にマスクの購入に拍車がかかりまして、品不足となって、店頭でマスクがなくなる事態に陥って、本当にマスクの必要な方に行き渡らない異常事態が発生したというような状況であります。

全国的に品切れをしまして、応急措置として、自治体でこの配布が行われたのではないかと思っています。熊本県内でも、関西方面からの依頼によって買い占めが行われるなど、薬局などにマスクの品切れが相次ぎまして、現在はもう回復したかどうか確認はしておりませぬけども、県内の店頭でもマスクがない状態が続いておったような状況であります。

そういう中でありまして、この新型インフルエンザにつきましては、菊池振興局のほうで菊池地域新型インフルエンザ対策協議会というのができております。そこに私も出席していろいろ話を聞いたところでもありますけども、そのとき、このマスクの効用について、菊池振興局の保健福祉環境部長、菊池保健所長もされておりますけども、この部長の説明によりますと、このマスクの効用というのが、インフルエンザに感染した人が着用すると6割から7割の効果、この効果というのは、ほかの人にうつさない効果があるというようなことでありました。そして、かかってない人がこのマスクをはめても、これは余り効果がない、気休めにしかならないと言われましたので、私もびっくりしたんですけども、そういうような情報提供があったところでもあります。一番効果があるのが手洗いの励行、手をよく洗うというのが一番大事だということでありまして、この件につきましては、帰ってきて早速担当課のほうにもいろいろ話をしまして、今役場の中のトイレあたりも、この手の洗い方の、そういうのを張って、学校、それから保育園等にもそういう、日ごろからの指導をしていくようにということで、いろいろ担当課のほうとは話をして対応はとっているところでもありますけども。

現時点では、マスクの、これを妊婦の方にとということでもありますけども、災害はいつ起こるかかわからないことで、災害が発生して慌てることのないように、日ごろから町民の方々にも危機管理意識を高めていただいて、このマスクに限らず、備蓄するようなものにつきましては早目に準備しておくような対応をしていただくことが大事ではないかと思っております。

それで、マスクのほうについてはまだ今のところ考えておりませぬけども、今日の新聞によりますと、この新型インフルエンザのワクチンが年内に2,500万人分製造されるというような記事も出とったところでもあります。こういうワクチン等ができますと、現在もこのインフルエンザの予防接種につきましては、町のほうで1回について3,100円かかるところを2,100円の負担をして、1,000円を個人負担ということでありまして、この分だけでも2,100万円の今予算措置しておるわけでもありますけども、こういった新型インフルエンザっていうのが、そういうワクチンができ上がってくれば、これにつきましては国のほうも、今日の新聞見えていますと、国

のほうも、公費負担というところを考えると、予備費を充てるというような、政府に要望するようなことも出てきましたので、こういったことに対するワクチン関係の、新型ワクチンができたときの対応については取り組んでいきたいというふうに考えておりますけれども、このマスクにつきましては、できたらもう個人で、しばらくしますと、またマスクの販売店に入ると思いますが、購入していただきたいって思ってるようなところであります。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 今の町長答弁では、菊陽町では考えていないということですが、普通でも、ただの風邪でも、妊婦が風邪引くといろんな支障を来すということで、なかなか薬とかも服用できないような状態で、大阪、兵庫、あっちのほうでかなりこのインフルエンザが、新型がはやったということで、自治体が妊婦にマスクを配布という、やっぱし新聞にそう載っておりましたので、当菊陽町、また熊本県は全然関係ないけれども、こういったことは日ごろから気をつけとったほうが、妊婦に、枚数も何十枚じゃなくて、普通5枚とか、要するに気をつけるようにするために配るといふか、私はそういったつもりで質問したわけですが、今の町長の答弁がそうございましたので、次に移りたいと思います。

最後になりますけれども、ヒブワクチン予防接種に町の助成をと通告しております。お手元にも配られておると思っていますので、またそれも見ていただきたいと思っております。

最後になりますが、ヒブワクチンについて質問させていただきます。

いまだ国民の間でよく知られていないヒブワクチン、国内で販売、供給開始されたのは昨年12月からでございます。しかし、世界では100カ国以上で予防接種が行われ、90カ国以上で国の定期予防接種に位置づけられているところです。ヒブとは、インフルエンザ菌b型ですが、毎年冬に流行するインフルエンザとは違います。菌と名がつくとおり、細菌にほかなりません。このヒブによって細菌性髄膜炎などが発症し、特に抵抗力を持たない乳幼児が命の危険にさらされているのが我が国の現状でございます。

髄膜炎は、脳や脊髄を覆っている膜で、その中に細菌が入り込んで炎症を起こすのが細菌性髄膜炎でございます。日本では年間約1,000人の子どもたちが感染しています。そのうち約5%が亡くなり、4人に一人が後遺症に苦しんでおられます。

世界保健機関（WHO）は、1988年に乳幼児へのヒブワクチンの定期接種を推奨するよう声明を発表しております。アメリカでは87年に認可されて、その後ヒブ感染症は100分の1に減少しております。そのほか、どの国も定期接種を行うことでヒブによる髄膜炎を劇的に減少させております。日本では、予防接種を受けるかどうかは各家庭の判断、任意接種になっておりますが、1回当たりの費用が高く、7,000円か8,000円します。合計4回の接種で約3万円にもなります。費用が高額なため、接種費用に対する公的助成を行う自治体がふえています。宮崎県の宮崎市、清武町、国富町、綾町の4市町は、昨年12月のヒブワクチンの供給開始と同時に助成をスタートさせております。助成額もばらばらでございますが、北海道の幌加内町は、今年4月から、少子化対策の一環として全額助成に踏み切っております。国富町の担当者は、ワ

クチンの効果が非常に高い、国内では幼い子が命を落としたり、後遺症が残る確率も高いし、こうした悲劇をなくしたいと言っておられます。どうか菊陽町でもヒブワクチンの予防接種に対して補助、助成をしていただきたい。このことについて町長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ご質問のヒブワクチンの予防接種に町の助成をとということでもありますけども、この質問につきましては、昨年、20年3月の定例議会において北山議員のほうから同様の質問がありまして、当時の答弁では、町として、現段階では、国や県の取り組みの動向や接種の安全性の確保等について見きわめていきたいというふうな答弁を行ったところであります。

このヒブワクチンの接種について、日本では現在は任意接種として、平成20年12月から有料で接種が行われておりますけども、将来はその有効性等が確立され、また供給体制が整いまして、定期接種に組み込まれることを期待しておったところであります。

町としましては、まず国においてヒブ髄膜炎の深刻さ、ヒブワクチンが予防に有効であることが証明され、任意接種から定期接種に変更していただきたいと思っております。定期接種になることで、だれでも接種でき、接種家庭の経済的負担がなく、万が一ワクチンの副作用による健康被害が生じたとしても、予防接種法による補償が受けられる定期接種に組み込まれることが望まれるところであります。このようなことで期待しておるわけでありましたけども、今日議員のほうから、このヒブワクチンの定期接種にということでの新聞記事をいただいておりますけども、こういったことで、国のほうでこの定期接種のほうにぜひ認めていただいて、できればと思うところであります。

この新聞の中でも、舛添厚生労働大臣が、副作用がないか、安全性を確認した上で決めたい、問題意識は持っている、そうすれば3万円もする保護者の負担も少なくなると前向きな取り組みの表明をされたということでもありますので、こういう定期接種のほうになることを期待しまして、なりましたらもうすぐにでも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 今の町長の答弁で、国が決定したならばそのようにしますということですかね。国は国で働きかけてやっておりますけれども、はしかが、各家庭の判断に、任意で、小さいときにはしかの注射を打たずに、大学生になってからはしかが流行したということで一回問題になったですね。そういったことで、やはり家庭の判断にというのもいいけれども、やはり予防接種というのは小さいときにしとったほうがいいわけです。必ずしも、値段が高いもんだからこういったことで、宮崎県なんかはもうほとんど、鹿児島市もしてるわけです。ほかにも幾つかずっとありますけれども、そういったことで先進的に取り組んでいる町村も市もあるということです。町として取り組んでいきたいという方針は、検討というか、そういうことはできないでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） やはりこの厚生労働大臣も言われておるように、副作用がないか、その安全性の確保といいますか、こういうことで、町のほうで助成しまして、その副作用等があった場合に、そういう面が非常に懸念されるところでありまして、そういう意味で、この定期接種のほうに組み込まれることが、やはりそうなれば、宮崎、鹿児島あたりは取り組んでおられる自治体もあるかと思えますけども、今後のやっぱり国、県の動向を注視して、今のところちょっと、現時点ではまだ今すぐ取り入れるというようなところは見合わせておきたいというふう
に思っております。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 現時点では、もし副作用があったときとおっしゃっておりますけれども、世界で100カ国以上予防接種が行われ、90カ国以上で定期予防接種に位置づけられて行っているわけです。それで、要するに100分の1ぐらいに、その接種がきいて、病気が減っているわけなんです。そういう実例がございますので、日本はやっぱり国のほうでまだそういったことは、舛添厚生労働大臣もおっしゃっております、もうちょっと日本もそういったところは世界各国見習って、早くしていただきたいと思えます。

今回の質問は、地球温暖化を阻止するための環境問題、いわゆる低炭素社会をどう築くかと、今社会を騒がしている新型インフルエンザの対応、行政としてどう先取りして、住民の安心・安全のためにどう取り組むか質問いたしました。議会も同じです。今後も住民の安心・安全のために、大いに切磋琢磨、問題提起してまいりたいと思えます。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時5分

再開 午後2時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石原武義君、一般質問を許します。

○3番（石原武義君） 今日4番目の質問者であります。傍聴席の皆様方、大変足元の悪いところをありがとうございます。

今回もまた、3月の定例議会に引き続き、中部小学校建てかえ問題について引き続き質問させていただきます。

個別的、具体的な質問は質問席にて行います。

大変お疲れのところでございますが、あとしばらくご辛抱お願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） では、質問通告に従って、①、町長はこの重みをどうとらえるかというこ

とについて質問させていただきます。

中部小学校の建設問題については、私を含め6人の議員が3月の一般質問で取り上げられました。質問順に、私、石原武義、芝和長議員、甲斐榮治議員、北山正樹議員、吉本堅議員、小林久美子議員がそれぞれ取り上げられました。この6人の議員が、それぞれの角度からアプローチされ、問題点を指摘されました。そもそも同じ問題について同時に6人の議員が質問すること自体、前代未聞ではなかろうかと思っています。それだけ問題は大きく、関心は高いということでもあります。

以上6人の議員が指摘された問題点は、要約しますと次のとおりではなかろうかと思えます。1つ、小学校の校舎を4階、5階建てにすること自体間違っている。1つ、現在の校庭は北側が崖になっており、しかも急斜面である。こんな場所になぜわざわざ建てなければならないか。1つ、現在の校庭は狭過ぎる。運動場では、サッカー、野球は当然できないばかりでなく、駐車場のスペースすら確保できない。また、花壇、小動物を養う場所もない。1つ、小学生の校舎は木造平家が最もふさわしい。以上、6人の議員が指摘された以上の問題点の背景には、小学生の教育はどうあるべきか、教育を行う場、つまり教育環境はどうあるべきか、この2点を念頭に置いて導き出されたものであります。

3月25日、表決が行われました。私どもが指摘した問題点に新たに6人の議員が同調され、計12人の3分の2以上の議員が執行部原案の現地全面建てかえに反対されました。ご承知のとおりであります。

そこで、質問しますが、3分の2以上の議員が反対されたという厳然たる事実をどう受けとめられているのか、参考として受けとめている、尊重しなければならない、町長、率直な心境はいかがですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

3月議会に提案しました中部小学校の建てかえに必要な設計など関連予算について、修正動議が提案され、可決されたところであります。提案しました内容につきましては、これは平成21年度当初予算に対する施政方針の中でも出しておりましたけども、ご承知のとおり、現在地において一部5階建ての構想に基づくものであったところであります。

中部小学校の建てかえは、耐震対策事業として実施するものであります。平成23年度の校舎完成を目指しておりましたけども、今言われたように、議会のほうで多くのいろんなご意見をいただく中で、それが実現しませんでしたので、完成がおくれることになって、中部小学校に通学する子どもたちやその保護者を初め地域住民の皆さん、そして議員各位にも心配をおかけする事態となったところであります。

この件につきましては、ご指摘もあっておりましたように、私どもの説明不足によるものも大きなものがあつたのではないかと思いますけども、保護者や地域住民、そして議会のご意見を拝聴しながら、今後は一日も早く安心して安全な校舎の提供ができるようなことにつきまして

鋭意努力していきたいというのが現時点で考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今私の質問は、尊重するのかもしれないのか、この前の否決された厳然たる事実ですね、1票差、2票差で否決されたならばともかく、3分の2以上という多数であります。そこで、尊重するのかもしれないのかと、これが私の質問でありました。どうもすっきりしない答弁であります。

いやしくも長たる者は、理念を掲げ、それを実現、達成、具現化するために強力なリーダーシップを発揮することが必要であろうかと思えます。まさにこれこそ長たる者の使命であります。

昨日、甲斐議員が東京研修での報告をなさいました。その中で、何が正しいかわからなくても、決断するときには決断しなければならない、ちょっとその講師の方のお名前まで今記憶しておりませんが、そういったことを昨日聞いたと述べられておりました。この中部小学校の問題に関しては、何が正しいか明白であります。つまり決断することに何らちゅうちょをすることは何ひとつありません。町長の決断がないから、いたずらに事を先延ばし、事態は混乱するばかりであります。この問題は、この時期に来たら、町長の決断以外解決する方法は、前進させる方法はありません。町長、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 当初予算に提案したのが一つの決断として出したわけでありまして、それにつきまして否決されたということでありまして。そうすれば、当然その否決されたことについての検証等十分した上で、またそういった時間が必要になるということでありまして、現時点では、先ほど申し上げたような心境であります。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 3月25日の表決になる前は、一日も早く、一日も早く、答弁された方はおのおの口をそろえたようにおっしゃっていました。一日も早くしなければならない、一日も早くしなければいけない。しかし、3月25日以来、2カ月半を過ぎても、何ら動きが見えません。その辺に対して私は大変な懸念をもっているのであります。早く決断し、どの方向にいくか、これは町長の決断次第であると思えます。

以上申し上げまして、質問事項の第2番目、否決後2カ月過ぎましたが、この間何をどう検討してきたかを問うとしております。

3月25日否決以来、既に2カ月半が過ぎました。それ以前においては、一日も早く、一日も早くと答弁され続けていました。しかし、3月25日以後、何をどう検討されているのか、全く外からは見えません。今どういう方向で検討しているのか、こういう点が問題となり行き詰まっているとか、そういったことを議会に報告してもしかるべきだと思えます。

そこで、町長に質問しますが、3月25日の否決を受けて、今後どういう方向で検討せよと何か具体的な指示をなされたかお聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

（3番石原武義君「これは指示ですから、町長のほうにお聞きしております」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、教育委員会のほうに、3月議会で修正動議が出され、提案され、可決されましたが、その審議でご発言いただきました内容を整理し、どういった点に、今議員のほうからもありましたけども、どこに問題があり、課題であるかを検討を行うように指示したところであります。

教育委員会の中での取り組みについては、また教育委員会のほうから答弁していただきたいと思っておりますけども、私のほうも、この教育委員会と、それぞれ私ども行政のほうも連携を深めていかなければならないということで、5月に教育委員会の教育委員の先生方と意見交換を開催しまして、この中部小学校の問題について協議をしたところであります。

今後は随時意見交換をしながら、一日も早く前に進めるように取り組んでいきたいと思っております。

その教育委員会での内容につきましては教育委員会のほうから答弁をしていただきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

私のほうでは、今議員おっしゃりましたとおり、私どものほうでも、やはりどこが私ども提案の中で課題となり、問題となったのかというのを私どもは私どもなりに分析をさせていただいております。それと合わせまして、私どものほうでは、4月に入りましてからになりますけれども、教育委員会、これ毎月定例に、月に1回開催をしておりますけれども、教育委員の先生方とやはり中部小の問題を定例協議会の中では話す時間が足りないということで、臨時の教育委員会を4月から開催をして、定期的に、毎月最低1回は開こうということで、開きながら、議会での、3月議会、今日はたまたま委員長の方は昼から所用で欠席をされておられますけども、議会のほうに出席をされておりますのは委員長だけでございますので、他の委員さん方に、議会の状況なりそういった経過報告を踏まえながら、今後どういうふうにしていくかということを中心に臨時の教育委員会を開催しながら、意見をいただきながら、また委員の先生方と一緒に今現在検討を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 先ほど5月の、私が言ったの13日ですか、中部小学校の教職員の方と意見交換会をされましたということを知っておりますが、そのときどういう意見が出されたのか、何の情報ももらっておりません。なぜ懐にしまっておかれるのですか、大変私は疑問に思っております。お互いに情報を交換してこそ、問題の解決に必要であります。情報を共有すること

が問題の解決に必要であろうと思っております。この点、何ら、5月13日、もう1カ月以上もたっておりますけども、どういう意見が出されたかというもの、私は文教厚生委員会のメンバーですけども、この文教厚生委員会に対しても何ら返答といたしますか、報告がございません。ただ懐にしまっているだけでは、何ら一步も前進も解決もしないと思っておりますけども、その点、いかがですか。1カ月もたっておりませんが、教職員のほうからどういう意見が出たのか、これは私どもも知る権利があるんです。その点をひとつお願いします。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

中部小学校の教職員の先生方に5月13日にお伺いいたしましてご説明いたしました内容というのは、あくまでも3月の議会の結果を受けての説明でございます。これは、PTAの総会でも、4月にPTAの総会がございましたので、行いましたけれども、PTAの総会のときにお話をした内容も、やはり3月議会でこういう結果になったということで、詳しくは後日という、説明会を開くということでの説明をいたしました。中部小学校の教職員の先生方もそういう形でご説明しております、新たな形なり、あるいは意見の聴取ということではなくて、経過説明に基づく意見交換ということでございましたので、あえて議員の先生方にはご報告してないところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） あわせて、今の点についてしますけども、3月25日の否決を受けての報告ということだということですが、なぜ反対多数で否決されたか、その辺のところはどう説明されましたか、教職員の方に、何が理由で否決されたかということ。その点、お聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 私どものほうからは、今石原議員さんが先ほどご説明ありましたとおり、やはり一部5階建てという点、それから敷地が狭い、これはもう当初からわかっておった話でございますが、そういった点、それから仮設校舎の問題等々も含めましてご説明した次第でございます。

このご説明をという形で、すべて事細かくかどうかはちょっとあれですけども、大きなところはすべてご説明したところでございます。

以上です。

（3番石原武義君「3回目ですかね」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 3回終わりました。次へ進んでください。

石原武義君。

○3番（石原武義君） では、③に移ります。これは、決断はいつするのかと質問事項に書いております。

先ほども申しましたとおり、これは長たる者の決断がなければ一步も前へ進めない状況になっております。あえて申し上げますけども、今こそ町長の決断が必要じゃないかと思っておりますけども、何をどういう方向に決断するのか、そしてどういう指示を出すのか、その辺のところをちょっともう一度お聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、教育委員会で、いわゆる中部小のPTAや校区内の住民の方々の意見も聞きながら、そして議会の皆様方の意見も拝聴しながら、その意見の取りまとめをもって判断したいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） もうかなりの時間が過ぎておりますけども、まだ意見を取りまとめたの上で決断をするという。問題点はもうはっきりしてるんです、先ほど申しました4つの問題点、これを解決するためにはどうしたらいいか、おのずから方向は決まってくると思います。何らちゅうちょされることは何ひとつないかと思うんですけども。大体もういつごろまでされるつもりでありますか。また、お聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今言いましたとおりです。いわゆる教育委員会のほうで今後のことについていろいろ、PTAや住民の意見等、どういった形でまた教育委員会のほうで今後のあり方についての提案をするようなこともあると思いますけども、そういった意見、実際そこを使われる方、そしてこれまでその校区内におられる住民の方々の意見の集約を見ながら、そしてもう一つ、いろんな、どういう案が出てくるかということでもありますけども、そういったことを見ながら判断していきたいというふうに思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今さっき、教育委員会のほうのいろいろ検討の材料を見てから決断をしたいということでございましたが、教育長、これからどういうことを具体的に検討していかれるのか。先ほど申しました4つの問題点はどういうふうに解消していくのか、校庭が狭いとか、4、5階建てはもつてのほかだとか、先ほど申しましたけども、この点は検討するにおいてどういうふうにして解消していくのか、ひとつお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 3月議会についての一つの受けとめ方としては、議員の皆さん方からの修正動議であつた形になったわけではありますが、そのことは真摯に受けとめたいと思いますし、どこが問題点であつたのか、どこが課題であつたのか、今そういったことについて、教育委員会等も聞きながら検討を進めてるところでございまして、時期的なものについては、そういったものがある程度、住民の説明会なり、意見なり、集約をした、そういったものをまとめたことで、時期を見て、また議員の皆さん方にもお諮りをしたいと思っております。

幾つかありました、例えば5階建てであるとか、狭い校地であるとか、解決できる部分もあるし、解決できない部分もあるわけでありますから、その辺のことも、今十分検討を進めとる状況でありまして、2カ月たって何も進んでないというふうなご意見もあるわけでありますが、しかし私どもは私どもなりに早くという、子どもたちに安全な校舎を早くという思いでは、それぞれ内々検討を進めてる状況でございます。時期が参りましたら、町長にも十分そのことを報告し、また議員の皆さん方にも、できれば直接お一人お一人の議員さんがどうお考えなのか、その辺もお聞かせいただければ大変参考になるかなと思いますし、そういった時期を見て決断をしたいと思っております。

(3番石原武義君「もう3回終わりましたね」の声あり)

○議長(吉村豊明君) はい。

石原武義君。

○3番(石原武義君) では、そういうことで、壇上から一言。皆さん、今日はどうもありがとうございます。中部小を現地に於て全面建てかえた場合、冒頭申し上げました具体的な4つの問題は何ら解決されることなく、少なくとも向こう50年、60年間はこの負の遺産を引き継ぐこととなります。二、三年間我慢せよならまだわかりませんが、五、六十年間です。だれがこうした負の遺産を押しつける権利があるのでしょうか。

再度私は強く申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(吉村豊明君) 石原武義君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

なお、明日も一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時43分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成21年6月11日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成21年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成21年6月11日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|           |            |
|-----------|------------|
| 1番 坂本秀則君  | 2番 北山正樹君   |
| 3番 石原武義君  | 4番 甲斐榮治君   |
| 5番 芝和長君   | 6番 岩下和高君   |
| 7番 佐藤竜巳君  | 8番 大塚昇君    |
| 9番 福島知雄君  | 10番 川俣鐵也君  |
| 11番 吉本堅君  | 12番 小林久美子君 |
| 13番 酒井良一君 | 14番 上田茂政君  |
| 15番 梅田清明君 | 16番 鍋島有志男君 |
| 17番 永野輝全君 | 18番 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 坂本秀則君 | 2番 北山正樹君 |
|----------|----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 町 長 後藤三雄君            | 副町長 松永政秋君             |
| 教育委員長 三島誠一君          | 教 育 長 赤峰洋次君           |
| 教 育 次 長 田中真治君        | 総務部長 宮本義次君            |
| 福祉生活部長 大川育男君         | 産業建設部長 服部貞夫君          |
| 会計管理者兼<br>会計課長 大野秀治君 | 総務部審議員<br>兼総務課長 吉岡典次君 |
| 総合政策課長 松本東亜君         | 税 務 課 長 廣野豊徳君         |
| 人権教育・<br>啓発課長 渡邊幸伸君  | 福祉部審議員<br>兼福祉課長 眞鍋清也君 |
| 健康・保険課長 阪本修一君        | 環境生活課長 吉野邦宏君          |
| 町民課長 堀川正信君           | 武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君         |
| 農政課長 荒木一雄君           | 建 設 課 長 松村孝雄君         |
| 都市計画課長 坂本恭一君         | 下水道課長 山崎謙三君           |
| 商工振興課長 平野誠也君         | 教育審議員兼<br>図書館長 帆保勇君   |
| 教育審議員兼<br>学務課長 大山晃君  | 中央公民館長 堀川俊幸君          |
| 生涯学習課長 佐藤清孝君         | 農業委員会事務局長 志垣敏夫君       |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程に従って、前日に引き続き一般質問を行います。

北山正樹君、一般質問を許します。

○2番（北山正樹君） 皆さんおはようございます。

早いもので、1期目の任期をいただいて2年が経過しました。折り返しに入りまして、最初の2年間で反省しつつ、次の2年間のためにまた懸命に議員活動に励んでまいりたい、そのように思います。1期目の北山でございます。本日も時間をいただきましたので、皆様方のご協力いただきながら、議論を深めていきたいと、そのように思います。

過去2年の間にいろいろなものを質問させていただきましたが、その中で検討します、そういった答えがやはり一番多かったかと、そのように思います。検討が進んでいるものもあるでしょうし、ないものもあるかもしれません。そのことについて改めてお尋ねをしていきたい、そのように思っております。

今日は4点ほど上げてあります。リサイクルとカリユース、CO<sub>2</sub>の削減、地球温暖化防止、さまざまな観点、そして何よりも税金を有効に使っていくという節約をメインとしたエコ・グリーン運動ということに位置づけた問題を最初に取り上げております。

早速質問に入らせていただきます。

今年度からグリーンカーテンというのをこの菊陽町役場のほうにも導入しました。私の息子が通っている小学校でもほかのPTAの役員のほうから導入をしたらというような要望もありまして、導入することに決しました。初年度についてはさまざま、どこにどういうふうに取りつけるかと、検討するところもあり戸惑ったところもありましたが、初年度としては、小学校の中としてはスムーズに取りつけが終わったのではないかと、そのように思っております。

今、日々芽が伸びた、実がついた、花が咲いた、そんなことを子どもたちが言ってるのを楽しみにして、その実がやがて大きくなるように、子どもたちの中にもこの植物を慈しむ、そして自然に親しむという感覚を磨いておいてほしいな、そんなふうに使っております。

このグリーンカーテン活動に対して、どのように評価をしていくのかと。やるだけやりましたということではやはりちょっと寂しい思いがありますので、やはり評価というのは大事かと思っております。正しく評価することなくして正しい施策なしということを使っております。今後、このグリーンカーテンを契機に、このグリーンカーテン、効果がどのような形であらわれていくのかというのを客観的な数値、そのような形で示していく必要があるかと思っております。

このことについてまず、どのような効果を見込んで導入に踏み切ったのか。そして、どのような効果を目指していくのか、町長の所見を伺いたと思います。

次は、質問席のほうから質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） ただいまのグリーンカーテンの効果、効用はということにつきまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

昨日ですけれども、地球温暖化防止のための温室効果ガス削減のためということで、政府のほうも中期の目標、方針を決められて記者発表がされておりますけれども、その中で日本の中期目標としては2005年比で15%削減をやると。また、その発表の中では国民に対しても相当の負担をお願いして低炭素革命の実現のため行動を起こしていただいて、将来の子どもたちにとって未来を救った世代になるようお願いしていきたいというようなことも言われております。

そのような中で、本町の温暖化防止対策も着実に進めていく必要があるというふうを考えてるところでありまして、市町村の事務事業を進めていくに当たりまして、二酸化炭素の発生量を抑制しなければなりませんし、住民の皆様にも排出抑制が進められていくよう理解していただくかねばならないというふう考えております。

こういった中で、今回の公共施設の緑のカーテンの整備につきまして、取り組みのお願いを各施設にしていたわけなんですけれども、それぞれの施設ではもう既に実施されておるところもあったわけなんですけれども、この効果、効用につきまして、町で具体的な緑のカーテンの効果を測定したということはまだ行っていませんけれども、調査されたところの資料を見ますと、条件により異なりますけれども、室温につきまして2度から5度ほど低くなっているというようなことがありますようで、緑に対しまして室温を下げ消費電力を節約するとともに、葉の持つ蒸散作用による涼しい空間をつくることや、景観の向上、収穫の喜び、植物が育つ過程の学習といった効果も期待しているところでありまして、また先ほど議員おっしゃられましたように、この公共施設の緑のカーテンの整備を行う際につきましては、保育園の保護者会あるいはPTAの皆さんのご参加もいただいているというふう聞いておりますので、緑の快適さを理解していただいて地域の皆さん、特に都市化が進む地域についても緑が広がっていったらいいというふう考えております。

今回、呼びかけて行いました公共施設につきましては、距離で申しますと約350メートルほど、配布の鉢数につきましては900鉢ほど配布しておりまして、どのような内容であったか、その温度効果とかそういった部分じゃなくて、学校であれば生徒さんの動向あるいは保護者の方たちの意見、そういったことも含めまして、秋ごろにはいろんな意見のほうを施設のほうから聞きたいなというふうに思いまして、それをまとめていきたいというふうに思っております。

また、南小学校区なんですけれども、南小の活動を聞かれて、付近の事業所のほうでも取り



組んでいきたいというようなこともすぐ申されておるような事例もありますし、少し苗が余りましたので役場玄関のところで苗のほうを配布しましたところ、もうすぐになくなってしましまして、この温暖化防止対策あるいは緑を広めていくということにつきましては多くの方に関心を持っていただいているのではないかなというふうに思っております。今後とも、こういうことを広げていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） わかりました。

これは教育委員会のほうにもちょっと聞いていただきたいところですが、グリーンカーテンのこういうグリーン運動の効果っていうのはやはり課長が言われたみたいに、室温の温度を下げるっていうことが効果の一番ポイントですよ。

去年9月の質問でもちょっと触れさせていただきましたが、夏になったときの教室内の温度、これがもう今36度、7度っていうぐらいまで上がるわけです。我々ですと、36度、7度の環境で仕事しろっていうとなかなかできない。そこで子どもたちは勉強しているわけです。ですから、今年の春のPTAの総会のときに保護者のほうから教室の温度を下げる方法を一生懸命探してほしいというのが出されました。当然のことです。

ですから、グリーンカーテン運動で数字的に2度から5度ぐらい下がるということですから、これが教室内の温度がそれだけどんと下がるかどうかちょっとわかりませんが、要するに学習環境をもうちょっと整えていくというレベルで、本当にこのいい運動とプラスアルファ的なものも一緒に取り組んでいただければなど、そういうふうに思います。

西小のPTAの役員、導入を呼びかけた役員がこんなこと言ってました。花が咲いて、そこに受粉して小さな実が立つ。その実が少しずつ少しずつ大きくなって行って、やがてはヘチマを育てよったんですよ、その人は。ヘチマを育ててそのヘチマ水を、化粧水をつくってママにプレゼントしよう、子どもたちが、いいでしょって。みんながそれで、ああ、それいいねって。秋になって枯れたらその枯れ葉を集めて重さをはかると、どのぐらいの二酸化炭素を吸収したかわかるんだそうですよ。

だから、そういう過程で子どもたちに教科書ではない学習の機会を与える、一生懸命やろうということであつという間に決まって始まったんですが、僕としては子どもたちがその実が大きくなっていく過程で、自分に転化して自分たちも小さいけどやがて大きくなってほしいなと、そんな思いで息子に今どうなってるって時々聞いたりしてますが、子どもたちもそういう生き物を育てるといふ喜びを、やはりプラスアルファで持ってもらいたい。そんなところにもぜひ教育委員会のほうからもそういう指導をしていただければ、そのように思います。

町長にもちょっと今写真をお見せをしましたが、グリーンルーフというものがあります。これはヒートアイランド現象、すいません、質問の1番の2番のグリーンルーフのほうに移ります。

ヒートアイランド防止ということで、屋上が熱くなるからそこに植物を植えたら熱が下がるだろうということで、安易的に始まったものが意外と最上階のエアコンの設備の電気代とか、そういったものが節約できるということで、今世界的にこのことが導入されている。見た目にも美しいというのがありますけれども。

グリーンカーテンというのは、どちらかというと地域の人たちが自発的にやってきたっていうところがあります。グリーンルーフっていうとちょっとなかなか工事が伴うので、これはなかなか難しいと思いますが、これ去年の8月の熊日新聞の記事で天草の企業が紹介されてるんです、エコアースっていう会社ですが、何かシラス台地のそういう材料を使って、厚さが大体三、四センチ、五センチぐらいの、そういう石こうボードのようなものをつくって、それを敷き詰めてそこに芝生を植えると簡単にグリーンルーフができ上がると、そういうもので去年の8月にそういう記事が載りました。

先月だったか、NHKのテレビでも、NHKだったと思いますが、そのテレビでもそのことが紹介されていて、非常に効果があると、土を使ってやるよりも3分の1ぐらいの値段でできるというようなことも言ってます。

この議会事務局といいますか、議会のほうから東側を見ると2階の屋根がざあっと見えます。もうあそことか、それから別館とか。別館はちょっと波形ですから難しいかもしれませんが、そういうところも恐らく2階で仕事されてる方は夏の暑さを避けるためにエアコンをどんどんかけてらっしゃると思いますよ。昨日も暑かったから午後ここ物すごく冷やしましたよね。エネルギーを使って冷やすっていうことよりは、こういうもので恒常的に設置してしまえば、夏涼しく冬暖かい、そういうものができ上がる。見た目にもきれいですし、最終的には光熱費が節約できるという運動をグリーンカーテンと一緒にグリーンルーフ運動を広めていくおつもりはないでしょうか。町長、よろしかったらご答弁お願いします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 町長っていうことですが、グリーンルーフの取り組みにつきまして、いろいろ担当課のほうでも整理したりしておりますので私のほうからお答えさせていただきます。

屋上緑化につきましては、議員言われましたように重さの問題あるいは根の問題あるいは風圧あるいはメンテナンス費用、そういった部分の中で、都会のほうではヒートアイランド現象の緩和のためにということで数年前からいろいろ取り入れられておりますけれども、そういった問題があるというようなことも指摘されておるかと思えます。

そういった中で、やはり温暖化対策ということでは非常に効果があるものだというふうにも考えております。ただ、現段階で本町におきましては平面的な緑もたくさんございまして、そういった平面的な緑も大切にしながら、あるいは都市化が進む中におきましていろいろな緑も取り入れていきたいというようなことで、生け垣設置補助等もやっていっておるところであります。

まだ、そういった中での屋上緑化についてですけれども、今役場の庁舎でのグリーンルーフ等のお話もされましたけれども、雨水を利用するというような観点もございまして、そういった自然環境をうまく利用していくと。もちろんグリーンルーフもそうなんですけれども、雨水対策における地下水涵養も進めるために、そういった屋上の雨水をどう利用していくのか、そういうような観点からもいろいろな検討をして、どういった部分が必要であるかというようなことを考えていかなければならないというふうに考えているところです。

現段階で都市化、都会のほうで行われておりますようなグリーンルーフにつきましての緑化の義務や、あるいは助成制度とか、そういったことについての検討はまだ行っているところではありませんけれども、今申しましたような観点でいろんな勉強あたりをさせていただいてるような段階でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 町長に伺いたかったのは、環境生活課は環境生活関係ですよね。さっき小学校の話、学校の話したでしょ。だから、学校の屋上って広いですよね、今菊陽中学校もそこ見ても上平らで熱くて、ああ、あそこが仮にグリーンルーフで室温、あそこが涼しくなったら、学習環境がよくなるんじゃないですかという気持ちがあるわけですよ、僕は。

ですから、どうですか、教育長。室温が下げられるっていうのはありがたいっていうか歓迎すべきことじゃないですか、どうですか、その辺は。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 学校にもそういったグリーンルーフをというご意見でございますが、確かに議員おっしゃるようにそういった面については必要な部分だろうと思いますが、各学校においては今耐震化等の工事等がありまして、それとの絡み等もありますんで、どこの学校にできるかっていうような部分もあるわけでございます。

将来的にはそういったのも考えていく必要があると思いますが、ただ先ほど環境生活課長からありましたように、よほどしっかりしたものをつくっていかないと、後で漏水が出たときに工事をするとかというふうなメンテナンス部分との絡みで、なかなか学校苦勞してるところありまして、そういった面もご意見としては大変参考になるご意見だろうと思います。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 町長に先ほど写真をお渡しいたしましたので、後でよろしかったら皆さんで見てくださいと思いますが、鹿児島県で二、三年前にできた環境未来館というのがあります。おわんを伏せたようなそういう建物で、非常に上が芝生できれいで、子どもたちが遊んだりするんですが、その中の係員の方が言っていたのは、夏涼しく冬暖かいと、そういうことで。

最終的に、長期的に見ると、やっぱり節約ができるという、そういうところで環境も整えられれば一石二鳥ではないかなということで。さまざまな問題点はあるかと思います、確かに、

水漏れとか、重量の問題とか。そういうことも踏まえて、とれるものならとっていくっていう貪欲な姿勢をとっていただければと、そのように思って、3番に移りたいと思います。

焼却ごみを減らして再資源化が可能なバイオ処理についてです。

これも去年の9月に私のほうから質問させていただきました。現実に菊陽町にある大型の会社、例えばソニーであるとかそういうところからの事業系のごみはわざわざ沖新のほうまで運ばれて、そこでバイオ処理されていると、そういうような状態です。

これが6月3日の熊日新聞ですが、天草市の五和町で去年から試験的にやっていた生ごみの分別をしてバイオ処理をするというのを五和町全域に広げたと。これは行く行くは平成25、6年ごろと言ってましたけども、そのころには天草市全域に広げていく。彼らも言ってますけれども、この役所の人も言ってますけども、水分の多いものを燃料代を使って燃やすのは不経済だと言ってとるわけですよ。

くしくも、環境保全組合のほうから5年間の包括契約っていうか、その予算として、いきなり30億円っていうのがあると、もちろん菊陽町1町に対してじゃないですけども、30億円っていうのがどんと出とる。焼却ごみは最終的には最終処分場で処分しますよね。そちらのほうの30億円、合計61億数千万円というのをこの5年間で使うという予算案が出てきとるわけですよ。その算出根拠があいまいだということでもう一回検討してもらってという話ですが、いずれにしろ5年間で何十億円か使うっていう話ですよ。

使えるもの、バイオ処理すれば使えるものを、わざわざ水分含んでるものを燃料使って燃やして、そしてさらに費用がかかる最終処分をやってる。無駄の固まりみたいなもんですよ。

沖新にある熊本清掃社は、キロ10円で生ごみを受けて、菊陽町は27円かけてますよね、それをキロ10円で受け取ってバイオ処理をして、そのでき上がった肥料を販売して完売できると、再利用できる。これエコで、最終的には住民の皆さんからの税金を減らしていく方向、環境保全組合のその30億円、60億円ていうのは5年間ですよ。ですから、5年契約してしまうと、また次の5年間であの設備を使う、最終処分場をまたつくらないといけないけど。とにかく、そういうお金が次に次にかかるわけですよ。

今あるのは燃えやすいごみを燃やすんだったら自焼式っていうんですか、自燃式っていうんですか、要するにガスを使わないで生ごみの熱で次のごみを燃やしていくっていうやり方ですよ。ですから、最終的にすごくそういうお金がかかっていくんだったら、炉のあり方も検討して、住民の皆さんには短期的にはちょっと今回これぐらいお金かかるけれども、向こう10年間くらいでもってペイしますよ、かえって安上がりですよ、そしてバイオすればこういうメリットがありますよ、そういうことに取り組んでいく時代がもうそこに来ていると、僕はそう思っておりますが、このことについては、方針の話なので、後藤町長に答弁お願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、一般廃棄物の処理につきましては41年4月に一部組合でし尿処理から開始しまして、45年4月からし尿処理にごみ処理を加えて

事務を開始しております。

そして、17年8月から市の処理が広域連合に分離され現在に至っておるわけでありまして、長年にかけて合併前の大津、合志、西合志、泗水町で連携をとりながら、事務処理を行ったところでもあります。そういった中で処理をしてきておりますけれども、県内の市町村のバイオマスタウン構想を作成され、バイオマス処理を進められるところもあるわけでありまして、本町のごみにつきましては、今議員のほうから言われましたように、菊池環境保全組合で焼却施設や資源再生施設、それから埋立処理施設を設置して構成市町と連携しながら処理を行って、分別やリサイクル処理を行っておりますが、これ県内でも高い水準で行っているところでもあります。

埋め立ても細かく砕いてリサイクルできないものは最小限のものとして埋めるような処理をしているところでありまして、基本的には組合の処理体制を維持しながら、必要な部分について構成市町で協議しながら効率的な処理体制を築いていきたいというふうに考えているところでもあります。

焼却ごみを減らして再資源化が可能なバイオ処理につきましては、事業所から出されるごみにつきましては食品リサイクル法に基づきまして、バイオ処理による堆肥化ができるよう、食品リサイクル法の登録再生利用施設での処理を推進しておりまして、効果も出てきておりますのでまだ処理体制ができていない事業所にも今後とも引き続き生ごみの再資源化をお願いし、食品リサイクルの拡大に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

さらに、農業の観点から見ても、生ごみや汚泥の新しい処理の技術や精度についてもこの知識が必要なところでありまして、町のその担当部署の中で連携をさせながら、そういった勉強といいますか、それを習得させながら取り上げられる体制づくりや住民の皆さんの理解と協力を得られるものかどうかにつきましても研究していかなければならないというふうに考えているところでもあります。

今2市2町の一部事務組合でやっておりますので、そういうところの中でもありますけれども、当然言われるように、燃やして処理するというのは非常に一方ではこの環境問題のところにも今指摘されるようなところがありますので、そういう面について今申し上げましたように、十分担当のほう、連携とらせながら今は勉強のほうさせておるといような状況であります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 去年9月も同じような答えだったんじゃないかなと、そういうふうに思うんですけども、要するに鹿児島県のほうの、それから山鹿のほうの堆肥化施設というところも私たち産業建設とかそういったところで行きました。

そこで見たのも、やはり堆肥化してでき上がった肥料は販売ができていて、売れ行きが良好であるということです。ですから、堆肥化するというのは完全肥料につくりかえるということです。ですから、農家が受け取ったときに使えない肥料じゃ話にならないので、それをちゃんとした肥料につくりかえるってことは大前提ですが、そういうふうにやっていけば使えるものは使っ

ていけるといことですよ。

それはでき上がったその生ごみの問題ですけれども、今菊陽町は、菊陽町だけじゃありませんが、この2市2町っていうのは菊池市を除くと人口的にはふえてますよね。人口的にはふえていながらごみの量減ってるんですよ。それなぜかっていうと、それはもう住民の皆さんのやはりそういうごみとか、そういうものに対する意識のあらわれなんですよ。人口はふえててごみは減ってるわけですから。

住民は、これも私9月にもこういう指摘しましたけれども、住民は、私もそうですが、ごみ処理に関する費用というのは、お金と分別回収という労働っていいですか、それで負担してるわけです。この五和町で試験的に去年行われていた、その方々に対して本渡市がアンケート調査をやった。そのときは普通の焼却ごみと生ごみと分けるので、手間2倍になってるわけですよ。その手間2倍になってることでどうですかって言ったら、その3,400世帯ですか、その方々が、そういう手間が2倍になったとしても、生ごみというのは分別して回収したほうがいいという肯定的な意見が大半を占めた。

ですから、私たちっていうか、今この菊陽町に住んでる人たちもそうですが、要するに使えるものは使っていく、無駄な燃やし方、処分の仕方はもう無駄だ、そういうはっきりした意思表示をしているという時代に入ってるっていうことを改めて強調させていただきたいと思いません。

その2市2町で運営している、広域でやってるから、その環境保全組合のほうに任せるといことじゃなくて、環境保全組合を菊陽町が引っ張っていくっていう考え方もあっていいと、僕はそう思います。吉野さん、その辺のところきっちりあちらのほうに、菊陽町の威信を通していただければと、そういうふうに思います。

さて、じゃあ次に、この中部小の問題にいよいよちょっと入らせていただきたいと思います。

中部小は3月議会で執行部提案を否決をしました。そして、昨日の石原議員によって多少の質疑がありまして、否決の意味をどうとらえてるかということをもまず一番先に聞く予定にしておりましたところ、同じような質問を昨日石原議員がしましたので、このことについてはちょっと飛ばして、町長、この広報きくようというのは町の発行ですよ。ということは、最終的には町長が責任とられる、そういうふう判断してよろしいわけですね。

ここの5月号に菊陽中部小を小学校耐震建てかえ計画について、この文章が載りました。一口に言うと大変遺憾ですよ、こういう書き方。無礼ですね。ここでいろんなこと書いてありますが、最優先すべきことは子どもの命を守ることであり、時間を要する対応は避けるべきである。そう思いますけど。現在地の中部小学校で機能上の諸問題を解決しながら、財政状況も勘案する必要があったからですと。あたかも議会側にそういう諸問題を理解できない間違った判断をしたと、そのような記述ですよ、これは。そういうとらえ方でいいんですか。まず、町長にそのことお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） やはり中部小学校のいわゆる耐震化の問題につきましては、3月議会で修正動議が出されて、この修正可決ということになったわけでありまして、こちらのほうから提案しました内容についてのそれが否決されたということでありましたので、その内容について記事として載せたところでありまして、その取りまとめについては教育委員会のほうで、この記事の内容につきましてはそういった記事が出てきたものを掲示をしたところでありまして、

今言われたところの、今その記事の載せ方について無礼なところがあったんじゃないかと言われてきましたが、そういった点で内容が町民の皆さんにとって無礼だったか、そういうところ、その辺はどんなでしょうか。議会の中でいろいろされた点について記事の書き方に無礼なところがあったというようなことですかね。

（2番北山正樹君「更正の余地はないでしょうね」の声あり）

その辺について配慮が足らなかった点があるということであれば、その辺いろいろ意見をを出していただいて、どういう面であったかということをお伺いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 急がなければいけないことも理解しているし、子どもたちの命を守らなければいけないことも理解してるんですよ。財政上の問題も理解した上で判断したんですね、私は。わかってます、それ。

この3月の議会のときも急ぐって言われました。今回もここに財政っていうことが書いてあります。このことについて、順次ちょっとお尋ねして、本当にその認識があるのかどうかっていうところ聞いていきたいと思うんですけども。

急ぐって何回も言ってるんですけど、否決以来2カ月半たって、昨日石原議員の質疑を聞いてびっくりしましたよ。あれだけ急ぐから、否決された時点で僕はすぐに教育委員会でも開いてすぐ善後策をとるのかと思ったら、1カ月に1回しか開かない。臨時会を含めて検討したい。その程度だったんだ、急ぐって。我々議員って、否決したから私たちにも責任があるから、恐らく数日中に何か話があるだろうから、我々議員としても何とかしようって話をするのに何にも来ないからどうなってんだろうって。いや、来ないわけですよ、1カ月間何もしてなかったんだったら。

もう一つありますが、平成17年のときに耐震診断をやって0.3未満ってことがはっきりわかってたわけですよ。そのときに、ライト設計でしたっけ、小学校の建設の計画を発注してないですか。そして、今の現在の小学校の道の南側に新しい土地を取得して、そこに小学校を建てる、それ平成17年の段階でしょ。そのときからこのことを進めていけば、今平成21年ですよ。もう学校は建ってますよ。十分急げてたじゃないですか。じゃあ何をしてたんですか、この間、急ぐって言うけど。

そのライト設計が出したことを我々議員のほうにも一つも説明もなかったじゃないですか。

かつては、こういうことがあったんですよって、こういう設計をしてもらったんですよって。それを没にして現在地に建てかえる、何か説得ある説明は僕は聞いた覚えがありません。まず、この急ぐってことについて、僕は時間を失ってるって見てるんですけど、そのことについて、これは課長はいいです。とにかく、町長のほうにお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 17年にそういうことがあったということでもありますけども、私が就任して18年10月の中旬だったんですけども、その後いわゆる中部小学校のところが進んでないということで、19年度で職員による幾つかの案のあった中でのこの検討をさせるという意味で検討委員会を立ち上げまして、それに基づいて20年でその基本構想等の見直しをやって、20年のところで実施するというところで取り組んできたところでもあります。

そして、この耐震につきましては、当時いろいろ財政的、一時期に一気にやれるというところでもできませんので、当時武蔵ヶ丘小学校を17年から19年の3年間かけて、ここは耐震化とそれと大規模改造まで事業実施してきたところでもあります。

そして、その後はもう耐震化を急がなければならないということで、20年度で菊陽北小学校、そしてそういう計画のもとで私としては進めてきたところでもあります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 平成20年度の12月の吉本議員の質問に対して、中部小の建設急がなければいけないんじゃないかという質問に対して、町長は考えてないって答えてますよ。19年です、ごめんなさい、失礼しました、19年。

17年にこういうこともやっというて、順次やりますから、そら一遍にできないことわかってますよ。そのときに、3月のときも言いましたけども、検討委員会なら委員会とかそういうことやってもっとオープンにして、進めてるってことやれば、別に問題なんか大きくなってないんですよ、こんなもん。

だから、もう一つ言いますよ、財政って。財政は大事ですよ。これも町長にお尋ねしますが、でも、財政のこと言うんなら、昨日も小林議員の質問にありましたけども、まだ使用目的がはっきりしない光の森公有地ですよ。あれを購入をすること決めたのは18年の3月議会ですよ。急いでるんでしょ。子どもの命が大事なんでしょ。だったら何でそちらのほう優先しなかったんですか。もうやってることがちぐはぐですよ。

17年のライト設計のときにこのことを進めていけば、あの光の森の公有地はひょっとしたら買えなかったかもしれないけれども、そのときの金額でもう小学校建ってますよ。そうしたら急げたし、子どもたちの命にかかわる問題も解決できた。僕はこれは優先順位を入れかえた、間違えた、大きな間違いだと思ってます。

もう一回、財政についてもこのきくよう広報の中で言及してますので、財政支出を間違えたんじゃないかっていう私の質問に対してちょっと町長のほうの答弁お願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。



○町長（後藤三雄君） 事業をどう選択していくかということでありまして、それは当時光の森の用地取得についてはもう取得時期が来とったってところで、予算計上してお願いして取得したところであります。

それと、事業はいろいろありますけれども、最優先で学校の耐震化ていうのを今上げておりますけれども、その幾つかの事業をする中で、やはりその部分だけということじゃなくて、いろいろその時代の流れの中で取得時期が来たものについて、その時点で取得しておかないと、いろいろ県の住宅供給公社のほうにおいてもその時期前からずっと迫っておられて、事業も終盤のほうに来るとということで、そういう中での判断でお願いして取得したところであります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） じゃあ、2番の意見集約のことについてお尋ねをします。

益城町でも今小学校つくってますね。隣の合志小学校は2年前ほどでき上がってます。その両方とも大体四、五年かけて学校というものを計画をして建てるんですよ。だから、僕は17年あたりに耐震が悪かったってところで、平均的な自治体のやり方だったらその時点で検討委員会立ち上げてれば17、18、19、20、21年、大体今年ぐらいで骨格を決めて建設ゴーなんですよ。僕の感覚からすると。

それを、なぜかその表面上に姿を出さずに、いきなり現在地に建てるっていうやり方で、そしてその年余り説明がないまま12月に基本構想とか言いながら、たたき台とか言いながら、最終的にはそれが案になって出てきた。当然煮詰まってないもんだから、私たちとしては否決をした。そういう形です。

遅くないですから、まだ。多くの人たちの意見をとる、昨日も教育長がそういう意見を、そんなことを言われてましたから、やはりここでもって検討委員会みたいなものを曲がりなりにも立ち上げて、そういう皆さん方の意見の集約をすると、そういう方法をとる考えはありませんか。これはもう課長でもいいですよ。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 検討委員会の話も随分私が参りましてからもそういったお話もあったわけではありますが、現在検討委員会という形で立ち上げる検討はしておりません。幾つか申し上げましたように、教職員の意見聴取っていうのは必要であろうと思っておりますし、議会へ報告をいたしましたので、そのことについてはまた改めて提案のほう等含めながら、教職員のほうの学校の意見も聞いてみたいと思っておりますし、保護者の方々についても、各ブロック等少し検討しながら、それぞれ少し小分けをした形で意見の聴取をしたいと。全体ではなかなか意見が出せないという方もいらっしゃいましたし、小グループ等になれば少し意見聴取ができるかなというようなこともありまして、その辺の段取りをいつの時期にっていうことになるわけではありますが、2カ月たって何もしてないというお話もありましたが、何もしてないわけじゃなくて、4月、5月ってのは学務課、生涯学習課も含めて本当に調査書類等のすごい中でこういった仕事に、この仕事もほったらかしでしてるわけではありまして、土曜、日曜出てきて職

員はしております。そういった仕事もしておりますが、おくれてるという指摘については反省しかありません。

そういった意味で、今後懇談会等の、やっぱり懇談会を開く等、あるいは意見を聴取するには、何らかの形で問題提起をしなければやっぱり意見の聴取ってのは非常に難しいのかなというのは今検討しております、その辺できるだけ早い時期に保護者への意見聴取等も含めながら、それと昨日も申し上げましたように、議員さん方それぞれお一人お一人お考えもありませんし、最終的には議会で決議をしていただくということになりますが、文教厚生委員会あるいは全員協議会等のご意見等含めて、そういったものをまとめましてご提案をできれば申し上げたいというようなことを思っております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） お忙しいことはわかってるんですよ。だから、3月のときも外部の検討委員会に検討していただいて、行政の皆さんは行政の仕事があるんだから、それをしとけばダブルで物事が進むでしょって、僕はそのことを提案したつもりです。

中部小は、北のほうに北小学校があって、南に南小学校があります。2つの小学校はどどん児童数が減ってって、真ん中の中部小は敷地が一番小さいんですけど児童数は一番大きいというわけ。非常にアンバランスな形になってます。

地域の方々の中にはやはり校区の見直しもやるべきだ、そのことを踏まえて学校建設に当たるべきだ、そういう意見もあります。そういうことについての意見集約ということも考えてませんか、お願いします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 校区の見直し等についても何かご質問等あるようではありますが、校区の見直しをしながら同時についていう形ってのは非常に難しいのかなと思います。

かつて、私はおりませんでした、平成15年にこの議会で一般質問で三里木あるいは青葉台の区の問題等が提案され、その審議が終わったのが4年後でございまして、そういったことを考えると、同時についてのは非常に難しゅうございしますが、しかし人口の動向等が伴ってくるわけでありまして、地域でのそういう意見聴取等は別にしましても、委員会としてはそういった状況を考えながらこのことに向かっていくことは大事なことであろうと思います。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） じゃあ、その3番のほうに行きます。

意見集約のほうはできるだけ幅広い意見を集めてよろしくお願いたしたいと思います。

工程表の公表ということですよ。

期日を決めるってことが大事ですよ、とにかく期日を決める。その期日を決めて、その期日に対して物事を進めていく。よく計画っていうじゃないですか。計画っていうのは期日を決めて、大目標を建てて、中目標を立てて、小目標を立てて、それも一つ一つこなして行って最終的に目的を達する、これが計画なんですよ。やるつもりですってのは計画じゃありませんか

ら。

ですから、まずいつの時点でどうするのか。その辺の公表はいつになりますか。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 工程の組み方ってなのはいろんな組み方があると思いますが、工事等へ移る工程ということになりますと、やっぱり場所の決定等ができないと工程は組めない。何かが決まらないとやっぱり工程は組めないと思います。

そういった意味では、今申し上げました保護者の懇談等含め、議員さん方の意見等含めてまとめた段階で、一応工程が決まればその工程に従ってというようなことになりますが、今ここでこの時期についてというのは申し上げられませんが、今6月の議会にはこういった提案ができませんでしたので、そういったものをできるだけ早くまとめる努力をしながら、9月の議会等には提案ができるような形で努力をしてみたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） わかりました。次の計画が出てないということだと、もうこれ以上ちょっと質疑ができないという感じですので、先に行きたいなと思っておりますが、要するにちょっと気になることがありますので、その気になることをちょっと言わせていただいて次に行きたいと思っております。

昨日の小林議員の質疑の中でも、町長は住民の無用の混乱を避けるっていうような答弁がありました。これは僕がここに来て時々聞くんですすごい気になってたんですよ。住民は無知じゃありませんよ。もう学歴も経験も、そして先進的な考えを持つて人たちがいっぱいふえてますよ、特に菊陽町は。情報を開示して、皆さん考えてくださいって言ったら、職員さん以上に考える人たちはいっぱいいます。門外オープンにしたほうがいいと思いますよ。

先日、東京で行われた地方分権という話で、先日甲斐議員からのその報告がありましたけれども、地方分権とかっていうのは行政とか私たち議員のことではないですよ、あれは。地域に住んでる方々が自分の地域自治に対して自立して経営責任を持つてというのが地方分権の姿なんですよ。

したがって、自分の納めた税金がどうなってるのか、今この町で行われている政治がどうなってるのか、それを煮詰めていく、一人一人が、それが地方分権だ、僕はそう受け取ったんです。今物すごい大きな岐路に差しかかっていますよ。危機感を持ったほうがいいと思いますね。それなりにすごく判断する人がいっぱいいますから。そのことを言わせて、もう次に行きたいなと思っております。

余り時間がなくなりましたが、先日合志の議員さんたちが菊陽町に訪れて、ちょうど延伸拡張というところで申し入れがありました。3番に移ります。

この下原堀川線延伸の取り組みっていうことですが、今菊陽町は県道が2つあって、そちらのほうは今どうなるかわかりませんが、それは県道は県道のほうでちょっとお任せするとして、今横道合志線の今度橋がかかれます。そうすると、菊陽バイパスのほうから車が流れ

込んでいって、実は鉄砲小路のところをたくさん車が通るようになる。あそこは生活道路です。そこにテクノパークのほうに行く、工業団地に行く、通勤行くか帰るか、そういう車がいっぱいになって、生活道路で彼らが困るといような事態が想定されます。

あそこの図書館からの来た道をそのまま北のほうに行っていく、それはもう合志との折半でやればいいんですが、そうすることによって通勤している人も利便性がよくなって、そして地元にいる人たちは交通渋滞に巻き込まれない、この路線の拡充をするおつもりはございませんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

下原堀川線、横道合志線になりますけども、役場の横から堀川まで約3,590メートルの都市計画道路でございます。町西部地区から杉並木公園、「さんふれあ」、図書館及び役場方面を結ぶ道路として建設を進めているものでございます。

全延長のうち、供用開始の延長が約2,430メートル、工事中及び未着手延長が約1,160メートルでございます。議員が言われます延伸区間は、菊陽町区域が約400メートル、合志市区域が約100メートルでございます。

先ほど議員が申されましたように、この道路問題については今年4月合志市議会より菊陽町の産業建設常任委員会のほうに申し入れがっております。今年度合志市において菊陽町の県道新山原水線から合志市の県道大津西合志線までの調査を行うこととのことです。

町としましては、西部地区と東部地区を結ぶ下原堀川線の全線を完成させるのが先決であると考えます。また、テクノ関連道路につきましては、県道辛川鹿本線のバイパス路線、県道大津植木線とちょうど南方大人足線の交差点改良工事も行われます。

そういったことで、車の流れも変わってくるかと思われますので、その状況を見ながら検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） ありがとうございます。

費用対効果っていうところでやっぱり取り組んでいただきたいなと思うんですよ。あそこは400メートルで短いですね。両隣はまだ畑とか、そういうのも山地ですから、土地を買収して道路つくるにしても、そんなに費用かかりません。町レベルで十分拡張できる道路だと思いますので、何か家が建ったりして移転するのに費用がかかってから物事進めるってことじゃなくて、また鉄砲小路の皆さん方がその交通渋滞で困ることがないように、今後も煮詰めてこの辺のところの優先順位で、どれが得かというのを適地選んでいただければというふうに思います。それは希望だけつけ加えさせていただいて、4番の子ども教室についてお尋ねをいたします。

去年夏休みに西小きらきら教室というの行われまして、結構その当時の、荒木さんでしたか

ね、そのときの総括では非常にいい結果が出たというようなことで、私は大変喜んでおりました。放課後子ども教室ですから、夏休みではなくてふだんの学校、月曜日から金曜日っていう普通のときに開かれるのがこの放課後子ども教室です。

そういう面で行くと、今後の実施が望まれていたんですが、そのことについてまずお答えをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） ただいまの質問ですけれども、確かに昨年の実施後のアンケートではよかったと、保護者の方から回答をいただいております。これは本当に子どもたちが地域の人たちの協力を得て、いろんな遊びとかを通してながら子どもの育成に影響があつてよかつたということだと思います。

それで、今年ですけれども、今年も南小学校と西小学校と2カ所を計画しております。南小学校につきましては隣接する南部町民センターの部屋を借りまして、毎週水曜日には実施する計画で、今年度はもう6月10日からスタートしております。

西小学校につきましては、この授業が確かに放課後ということですが、西小学校の場合はかなり児童数が多くて余裕教室ございませんので、昨年度同様に学校との相談、連携をとりまして、実施体制を整えて基本的にまた夏休み中に実施したいと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） ぜひよろしく申し上げます。北小学校もありますし武蔵ヶ丘小学校もあります。今夫婦が働いてる、お父さん、お母さんが、両親が働いてる家庭が物すごく多いので、やはり夏休みに子どもたちをどうするかっていうようなことが最大の関心事ですよ。昨日の保育園の話がありましたけども、保育園に預けて仕事に行ける時代はいいんですよ。ところが、保育園を卒業して小学校に入ってしまうと夏休みが大変なんです。

ですから、去年も30人ぐらいでやろうと思ったら実際には120人ぐらいいた。今年はずっとふえますよ。ですから、もう皆さんがこのことに、夏休みやるっていうんだったら、もう父兄のほうは物すごく期待しているわけです。

安易に保育みたいな形でとらえているっていうところもあるかもしれませんが、それはね。ですから、行政側のほうでできるところとできないところははっきりと区別をするっていうか、線引きをするっていうか、そこを明確にして、こっからここまではやるがそこから先は皆さん方父兄の問題ですよというようなところははっきりして、ただ制度があるからやりますということだと、父兄のほうは何から何までやってもらえると思うので、朝出したら夕方までやってもらおうだろうというようなとらえ方をしてもまずいと思うんですよ。ですから、その辺のところも含めてやはり周知を図っていくっていうことです。

あともう一つは、コーディネーターが大変ですから、コーディネーターとバックアップしてくれるお手伝いの方々、その方をどれだけたくさん集めるか。メニューづくりもあります、そ

の辺のところやっていたきたいと思いますが、その指針、その学校側というか行政側っていいですか、放課後子ども教室としてはここまでやるけど、要するに学童保育みたいなことじゃありませんよというところのガイドラインを示すということは考えてます。ちょっとお願いします。

○議長（吉村豊明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） 現在のところ、すべての学校ができるという状況にはないと思います。それは菊陽町の場合はかなり児童数が多いということで、教室に余裕がないとありますけれども、まずはこの授業のよさ、地域の人たちの学校へのかかわりという部分ではいい授業だと考えておりますので、まず各小学校の状況をお聞きしながら、まずできるところからやっていきたいと思っております。

基本的には、コーディネーター、アドバイザーとか、そういう人たちを町で集約して、いろんなところで活躍できるようにも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） よろしくお願ひいたします。

子どもたちも去年やったのに、子どもたちに僕も何人か会ってどうだったって聞くと、異学年、つまり1年生から6年生まで、上の子どもは下の子どもを自然と指導するようになるし、何かやろうとすると低学年はできないから、そうすると上の子どもたちが下の子どもをみると。

今兄弟が多くてっていうような社会じゃありませんから、疑似兄弟のような形がその中でできていた。だから、小さな子どもたちは上のお兄ちゃん、お姉ちゃんを見ながらこういうやり方をするんだ、こういうふうに教えるんだっていうことも覚えていく。僕は実地に即した教育だと思いますので、教科書で見る教育というのとまた全然違って、こういうところの拡充をぜひよろしくお願ひしたいという希望を加えまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○4番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。甲斐榮治、一般質問をいたします。

ちょうど梅雨に入りましたけれども、先ほどから議員の一般質問の方々と執行部の応答を聞きながら、ちょっと梅雨空のような感じで今ここに立っております。

今日家を出てここに来ながら車の中で、この議会と執行部というのをつくづくちょっと考えながら来ました。かつて、私も一校の校長として職員会議と対峙しながら10年ばかり過ごしましたが、それとダブらせながら考えてみました。

我々は議会議員ですけれども、町民の意向を背負っておりますから、それなりに重荷を背中に背負ってるとは思いますけれども、ただ執行権がございません。執行に関する責任が軽い分、やや気楽かなと、執行部に比べれば。

一定のルールと節度を守れば、発言は比較的自由にできる。それから、議員のほうが数が多いから、議論の切り口は多様になると。これ職員会議とダブらせて今話をしておりますが、一方執行部は非常に責任が重いと。それは執行権があるから当然重い責任が伴うと思います。不用意なことは言えない、神経を八方に配って、感情は押し殺して、どんな意見に対しても顔は真摯に受けとめているような顔をしなければならない。

私は10年間校長席を汚しましたけれども、一つの願望を持っておりました。やめるとき、やめるときにただいまで私の任期は終わりましたと言った後、職員室の中をタコ踊りして回ろうと、そういう願望を持っておりました、あらえさささですね。そのぐらいに執行部というのはなかなかぎりぎりの選択を迫られる、非常に責任も重いと、その辺十分理解しておるつもりでございます。

今一つの問題で意見の相違が出ております、中部小の問題ですけれども。町長は議会とこの執行部というのは車の両輪でありますからというふうについていつもおっしゃいますが、今その車の両輪の進路と方向がまちまちになっております。これは迷惑するのはその車に乗っている人たちです。つまり、子ども、保護者、地域であろうかというふうに思います。そのことを私たちはやっぱり片時も忘れてはならない。

今、私たちに必要なことは、両者が議論を尽くして知恵を絞るべきときだというふうに思います。私たちは職員会議と違っていて、これは議会ですから最高議決機関でございます。私たちの議決をしたことがすべてを縛るわけです。それは責任はその分重いとは思いますけれども、しかし執行権がございません、議員には。

時々歯がゆい思いをしますけれども、一方執行部の町長を中心とする執行部は、企画、提案、執行権を持っております。しかも、日常的に数百人の部下を従えて企画立案あるいは執行すると、そういう立場でございます。これは問題を考えるときに、先ほどから言いましたように、ちょっと今暗礁に乗り上げておりますけれども、できればこの強大な執行権を握ってらっしゃる町長を中心とする執行部、ここがもう少し胸を広げて寛容な気持ちになって、そしていつも申し上げますが、聞く耳を持って、どうも今の状況では余り聞く耳は持ってらっしゃらないというのが、これはもう私の感想でございます。聞く耳を持って、そしてリーダーシップを発揮しながら、この問題をまとめていただきたい。

車の両輪が同じ方向を向くようなリーダーシップをとっていただきたい、そういう気持ちを込めながら、今日は一般質問をしたいと思っております。後は質問席でさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 実は、今日は私の言いたいことは3点、そこにお示しをしたとおりです。

1つは中部小学校の建設計画、それから町政運営の手法、保育所の民営化、3点上げておりますけれども、実は申し上げたいことはたった一つです。それを理解いただければ、今日はここに私が立った意味もあるかというふうに思います。

その意味をはっきりさせるために、議長、順番を2番を1番にして、1番を2番というふうに順序を入れかえたいと思いますが、ようございますか。

○議長（吉村豊明君） はい、どうぞ。

○4番（甲斐榮治君） それでは、2番から、町政運営の手法についてということで質問をしたいと思います。

昨日も研修の報告をいたしました、今一番ホットな我々が直面している問題、将来的にもそうなのですが、この地方分権、道州制とか連邦国家とかいろんなそのイメージがありますけれども、要するに地方分権というのが非常に大きな話題になっております。

この地方分権の本質はどこにあると考えているかというのはちょっと漠然とした問い方で答えにくいかと思っておりますけれども、町長が実際に町政をとる中で、今後の地方分権について何が一番大切と思われているか、そのことだけをお聞かせいただきたい。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 質問の内容、地方分権の本質はどこにあると考えているかというご質問だと思いますけれども、この件につきましては地方分権のとらえ方というのは一様ではないわけですが、昨日、おとといだったですかね、甲斐議員のほうで研修の報告されておりましたけれども、明治時代以降、日本では国がまず物事を決め、地方公共団体はその指示を受けて仕事をするという中央集権型の行政が進められてきたところであります。

地方分権とは、このような行政の仕組みをかえて、国から地方に仕事、権限、このために必要な財源を移して、地方のことは地方自らで決め責任を持って行政を進めることだと理解しております。

これまで地方分権の改革につきましては、平成7年の旧分権推進法の制定以来、平成12年の地方分権一括法の施行や、平成15年の三位一体改革、さらには平成19年に施行されました地方分権改革推進法によって進められておるわけでありまして、現段階で十分な成果を実感できる段階には至っていないような状況であります。

このような中で、地方分権の目的はいろいろありますけれども、最終的な目標は住民と行政の協働による地域社会を築き上げることだと認識してるところであります。また、分権型社会とは地方自治が成熟した社会でありまして、地域の行政は地域の住民が自ら決定し、その責任も自ら負うという自己決定、自己責任が原則となる社会であるかと考えます。

したがって、その実現のためには住民が行政に主体的に参加し、その成果を享受するとともに、責任も分担していくことが求められておることで、そのためには職員、住民一人一人



がまちづくりを進めていけるような住民と行政のパートナーシップを構築し、さまざまな分野において住民参加推進を進めていくということが必要であると考えております。

これを進めていく中で、非常にこの職員等の、我々含めまして、意識の改革等が大事であるということは言うておりますけども、そういった面で一挙に思うようにいかないというところありますけども、こういったことを大きなこの地方分権の本質と考えて取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 今町長が申されましたけれども、私も同感でございます。簡単に言えば、地方分権の本質というのは、一言でいえば住民の政治参画機会をふやしていくと、こういうことであろうかと思えます。そして、自立した自治体をつくり上げていくと。

ただ、それが町長がおっしゃったように一挙には行かない、これも理解をいたします。しかしながら、どうも一挙には行かないだけでなく、今初歩のところでは何か菊陽町のやり方というのはおかしいなという感覚を私は持ちます。

おっしゃったように、この住民の行政参画というのは、住民が自覚すること、それから住民が責任を果たすこと、これが基本になると思えます。今菊陽町は3万5,000を超えた人口、市にほとんど、既成の市よりも多いような人口を抱えております。その中で、ご存じのように菊陽町を構成する住民の構成の状況が劇的に変わってきていると、これもご承知のとおりです。

言うならば、都市的感覚と農村的感覚といいますか、そういったものが共存して、これをいかにうまく溶かし合っていくかと、そういう大事な節目に今来てるというふうに思えます。どちらが大事とは言うことはないと思えます。どちらも大事なんで、ただそれをうまく溶かし込んでいくと。1つであれば、どちらかの感覚が1つであれば、意思決定も非常に簡単になってくると思うんですけども、両者が存在するということが非常に難しい意思の統一を図らねばならないということになると思えます。

その際に、やはり一番大事なのは寛容であるということだと思います。胸を広げて、両手を広げて、耳をしっかり広げてというのが当たるかどうか知りませんが、そういう感覚でよく聞いて、そこから意思統一を図っていく、これが大事じゃないか。

私は結論を先に申し上げますが、今日の質問は全部ここです。この聞く耳がちょっとやっばりおかしくなってるんじゃないかなと、執行部の聞く耳がおかしくなってるんじゃないかと、このことを申し上げたいというふうに思います。

2番目に移ります。

国の形を変える地方分権の大きな流れの中で、今の菊陽町の政治手法は理にかなっていると思うか、これも非常に漠然とした質問ですので、少し例を挙げて申し上げますので、それについて町長から感想なり、お考え方を聞きたいというふうに思います。

この事業を進めるについては、大事なのはまちづくりの理念が一つあると思えます。それから、理念に基づいた熱意。それから、事業の企画立案と民意の掌握、これは議会も含めて、こ

の仕方、そのやり方。それから、役場の中の仕事と現場とのかかわり、この辺のところをやっぱり大事にしていかななくちゃいけないんじゃないかと思います。

そういったことを頭に置かれながら、以下の問題について実情を申し上げますし、それについてのお考え方を聞きたい。

幾つかの事業があります。たくさん事業がありますが、幾つかだけ取り上げて。1つは、中部小の建設事業。民意の集約が不足ではないかと思っております。それからもう一つは、後でまた触れますが、公立保育園の民営化の進め方。これも民意の集約の仕方あるいは説明の仕方が大変不足しているんじゃないか。それはまた後で触れますので、もう一つ光の森地域、言うならば、これは菊陽町の将来にとって、現在もそうですけれども、非常に大きな意味を持つ地域が今形成されつつあります。それに対して町の手法がどうであるかというふうなことをちょっと実情を話しながらお聞きしたいです。少し私がしゃべりますけどもお許しいただきたいと思っております。

光の森というのは、要するに最終的に人口7,000人を予定するような一大プロジェクトだと思っておりますけれども、道路とか上下水道、そういう基本的インフラは整備されておりますが、そのほか7,000人の住民をそこに収容するについては、もちろん段階はいろいろあると思っておりますけれども、余りにも施策がないんじゃないかという気がしております。

1つは、大きな公共用地の取得がございました。これは将来を考えたときに先行投資ということで、私は納得をしておりますが、ただここに多目的施設をつくるという話がよく出てきますけれども、全然どういうふうになるのか見えないと。これはもう地元でもそうおっしゃってまずし、私たちもそうです。

町のお答えとしては、これは10年以内に使用目的をきちんとしなければ金を返さなきゃいかんのでというふうな言い方ですけれども、構想を練る分については住民を巻き込んで今からでも十分できるんじゃないか。この1点がございます。

それから、現在公共用地の一部を仮整備がなされております。これも漸進的な事業で事業自体としては前向きの話だと思います。ただ、地元の方々にお聞きしますと、この仮整備については4月24日に総合政策課から整備するという通告があった。5月2日に業者があいさつに来た。整備されるということだけでも、どうも回りの公園を見ても禁止事項が多いと。今度の整備の内容を見ても駐車場、トイレ、ベンチ、木陰、こういったのも必要と思うけれども、整備の検討に住民は加われない。要望をしても中学校グラウンド整備までの代替措置でもあるので、現在の方針でいくというふうにならべもないという、これは住民の方々の感想がございまず。この辺の民意の集約の仕方、漸進的な事業であるにもかかわらず住民から支持されない、これはやっぱり問題だというふうに思います。

それからもう一つ、これ一番大事なことなんですが、自治組織、光の森、私たちの南八久保なんかもそうですけれども、どっかから移ってきた人たちばかりです。在地の方というのはおりません。さまざまな方たちが集まってきてらっしゃるわけです。そうしたときに、自治組織

がそこにないと、これは本当にいろんな面で困られる。

現在でも、これ何回も言ってますが、集会場がございません。集会場の用地はありますという町のお答えなんですけど、50坪ぐらいのが点々とあっても余り役に立たない。それから、公民館の建設用地ということもあるみたいなんですけれども、今自治会を結成するのに四苦八苦してる。それを維持するのに四苦八苦ししている状況の中で、この公民館をつくる金を出せというふうに来たら、これはもう自治会からの脱会の問題になってしまうと。本当はこれはそうあってほしくないんですが、現実はそのようなことですよ。

それから、近くに武蔵ヶ丘コミュニティーセンターがありますけれども、半分は中学校の管理下にあつて非常に使いづらい。しかも、自治会の会議をするのも有料である。そして、その自治会からの脱会者ももう出始めてるそうですけれども、要するに配布物あたりは自治会に入ってなくても全戸配られると。入つたら入つたらまいが余り関係ないと。自治会に入つればあと清掃とか集金活動、緑の羽とか、赤い羽とか、そういったのはかかってくるし、それから街灯のランニングコストもかかってくる。

自治会に対して理解のある世代の方はいいんですけれども、若い世代というのはこの理解がない。ですから、これは重荷だというふうにとられてる。ですから、今詳しくは申しませんが、でき上がった自治会の中も崩壊寸前になっている自治会があるそうです。

地域の方としては、昨年と今年2回にわたって町に何とか手助けをしてくれんかという相談もしたがいまだにその要領を得ないと。こういうことであれば、せつかくの光の森にマイナスイメージが生まれてくると。今人口がここに来てるけれども、もう既に出ていきたいという人も出てきてるといふような話も聞いております。こういった面でももう少し現場に行って、やっぱり現場の要望、そういったものを聞くべきじゃないかと、こういうふうに思います。

それからもう一つ、自警団が壊れかかっている。これはもう詳しくは申しませんが。自警団がA、B、C、D班まであるそうですけれども、A班、B班、これは夜間巡回や駅や商店街をパトロールする、ここはもう20年11月、去年の11月からA、B、B班ていうのは6丁目、7丁目ですけれども、活動を停止している。今、1丁目から5丁目の自治会だけが従来のその発足のときのあれに従って動いてるだけだと。前のA、B、D班が活動を停止しているということも全然連絡もないと。これでは、もう役場に対して自分たちは不信感しか生まれないと、こうおっしゃってるんです。

これも、本当にこのコミュニケーション不足。それから、現場に行ってやっぱり民意をしつかりつかまえると、その辺のところは不足している結果ではないかというふうに思うんですが、その辺聞かれて町長いかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 光の森のいろいろな課題について今ご意見といたしますか、紹介がありましたけれども、私も今甲斐議員が言われたようなところにつきましては同じような認識を持っているところもあります。

まず、この多目的の公共施設といいますか、この複合施設、将来どうなるかその辺がないということでもありますけども、これにつきましては役場の内部のほうではいろいろ話が出て、職員の方での検討をさせたところでもありますけども、今後地域のほうの方々、周辺、あそこは将来的には武蔵ヶ丘支所等の移転等も考えてありますので、既存の武蔵ヶ丘の地域の方々も入っていただきながら、そういった検討委員会といいますか、そういうところは十分これから先のいつの時点でそれが実際取り組めるかというのはまだいろんな財政的な面もクリアしていかないとできないとありますけども、もうそういった将来的などうつくっていくかというのは内部のほうでの話っていいですか、たたき台的なものももう話の中でまとまりかけておりますので、そういったものを持ちながら、地域の方々はそれに対してどう思っておられるか、また別な実際住む立場の方々から出てきましたそういうのを出していただきながら、将来的な構想っていいですか、それを固めさせていきたいというふうに思っているところでもあります。

それから、今一時的につくっておりますこの広場のほうでもありますけども、これにつきましても仮的などころがありまして、これにつきましても将来的にはきちんとしたその地域にとってどういう整備の仕方が一番ふさわしいかというのはまだ自治会等も立ち上がってないところもあるわけですけども、そういうところもありますけども、今回でき上がるものを使われていく中でいろんなご意見、またこの地域がどういうのが必要かというのがだんだん見えてくるかと思しますので、その辺を議論していただきながら、将来的にはどうあるべきかということもこれから今回でき上がるのを使われていく中で、またいただきながら将来的なところをまとめていくならと思っております。

それから、自治組織、またできたところも壊れかかっているところもあるってことでありまして、これは自治組織につきましては今1町内、2町内、4町内、5町内ができておりますけども、3町内になるべきところについては、担当課のほうから、総務課のほうから、担当のほうが何遍も行って立ち上げのほうの準備のいろんなお手伝いをしているところでもありますけども、非常にここがアパートとかマンションが多くて、一戸建ての居住者が少ないという、半々ぐらいということで非常に苦労はしておりますけども、ぜひ立ち上げていただくように現場のほうに担当の職員が行って一生懸命お手伝いさせていただいてるところでもあります。

それと、集会施設がないということでありまして、この武蔵ヶ丘コミュニティーセンターが一番近いところでもありますけども、そういう面から見ましても7,000平米程度ありますもう一つのほう、そちらのほうをどうやっていくかということが一番の課題になっておりますので、そういう面については地域の皆さん方の意見を聞きながらどうするかってことを早くまとめていきたいというふうに思っておるところでもあります。

それと、自治会が崩壊するようなどころがあるということでもありますけども、これは非常にこの光の森地区が急遽、非常にあそこに入居される方、そして家を建てる方々が早くて、そのスピード感がありまして、急にでき上がっておりますので、こちらのほうの、役場周辺のほうの新しくできた地域あたりと比べると非常に人の住むスピードが速いということで、それもい

ろんなところから来られておるってことで、その一体感が出るのが非常に厳しいような状況にありますけども、もう自治組織ができたところについては非常に今ご苦勞かけておるかと思うんですけども、ほかのこちらのほうの役場周辺のあたりの振興地のほうが、やはりそういう苦勞を重ねながら今ではそれぞれきちんとした行政区あたりででき上がっておりますので、その辺非常に苦勞される点あるかと思うんですけども、町のほうでできるだけそういう話も、直接役場のほうに来られて、会長さんその苦勞されておるところあたりも話はされて、担当課のほうで話を承っておりますけども、いろんな面で支援できる面は精いっぱい支援していきたいというふうに考えておりますので、地元のほうでは大変であるかと思っておりますけども、一たん崩れたらもう再編性っていうのは非常に難しいってことでありますので、ぜひその辺持ちこたえていただけるように頑張ってくださいと思いますし、行政のほうとして自治会のことでありますけども、これができ上がらないといろんな行政区といいますか、そういうところでもいろんな面で支障が出てきますので、精いっぱいその辺はそれぞれの関係ある課のほうの職員のほうでも応援させたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 漸進的な言葉ももらいましたけれども、どうぞ実践をしていただきたいというふうに思います。特に、私が今光の森を申し上げておりますのは、光の森という特定地域ではなくて菊陽町全体を考えたときに、そこに7,000人の住民が入る地域ができると、非常に菊陽町の大きな、菊陽町の命運を決するようないろんな地域であるという意味において、そのやっぱり自治をきちんと確立させていく、町がそれを助けるというふうなことでご理解をお願いしたい。

特に、集会、人が集まれるところがなければ子ども会もできませんし、婦人組織もできないし、防犯パトロールあたりも非常に不便を来しますし、できればこの光の森の場合はほかの地域とのつり合いもあるかもしれません、ほかの地域は公民館自分たちでつくってますけれども、ここについてはやっぱり中央公民館的な、例えばそういうものをつくっていただいて、そして住民の自治が進むように配慮をしていただきたい。時間もありますのでそのぐらいでこの項は終わりたいと思います。

3番目のパートナーシップによるまちづくりの理念と具体策を示せば省略をいたします。

次に移ります。

菊陽中部小学校の建設計画についてです。

1番目に、3月議会における同小建設計画にかかわる予算修正をどう評価しているかとしておりますけれども、これはもう北山議員あるいは石原議員あたりに対する答えを聞いておりますので、ちょっと確認だけしときますが、町長としては本事業は耐震事業として実施するものであるというふうに言われました。これはちょっとまた後で聞きたいと思います。

完成がおくれて、各方面に心配をかけていると、説明不足があったと、教育長としては真摯

に受けとめたと、こういうお答えでございました。これは、町長の答えの部分ですが、耐震ではなくて全面建てかえ事業ではないかと私は考えておりますがいかがですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 中部小学校につきましては、1番はやはりこの耐震化をどうするかってところから出発しております、その中でいろんな幾つかの案の中から全面的に建てかえっていか、そういう案のところで一応出した、考え方をまとめたところでもありますけども、やはり現状が耐震化で一番危険な状態にあるということでもありますので、その辺を一番念頭に入れておかなければならないことで、私としては耐震化対策ということの中でどのような建て方をするかということで、それが全面的な建てかえになるっていうようなところでおりますので。もう原点はこの耐震化対策ということにとらえてるところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 出発は耐震から出発をして、結果的に全面建てかえ事業になっておると、こういうふう理解していいですか。

それじゃあ、次です。

先ほどから教育長のほうは2カ月間何もしていなかったわけではないと、いろいろ努力するというふうにおっしゃいましたけれども、一つ議会と意見の調整をしようとは思われなかったのか。その1点だけ、町長と教育長、両方からお聞きしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今行ってるものについては、いろんな内容を検討している状況でありまして、昨日も申し上げましたが、最終的にはいろんな保護者の意見等を含めて議員さん一人一人のご意見を聞きたいという、そういう機会は持ちたいと思っております。

この時期をいつにするかというようなことでありますが、その辺については今検討してる内容等、提起をどうしていくかというような部分もありますし、時期を見ながら議員さん方のお一人お一人の意見は十分聞きたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私のほうも今教育長が言いましたように、教育委員会のほうで意見の集約等やった上でそういう案が出てくるかと思っておりますけども、それもありますが、やはり前回の中で否決されたということでもありますので、議員さん一人一人のお考えを聞かせていただく場があればというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 2番に移ります。

今後の方針ですけれども、教育長のほうは議会や地域住民とよく話をし、時期を見て決断をしたいと。町長は教委がどういう結論に至るかを見て決断をしたいと。昨日の答弁でそういうふうにおっしゃっております。

検討する場合、一回お確かめをしておきますけれども、教育委員会だけで行われるのか、検

討を。そうじゃなくて、幅広く人材を求めてオープンに検討するつもりはないか、その点をどちらでも結構です。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 先ほど北山議員のお答えにもいたしましたでしたが、検討委員会を今つくるということは考えておりません。今教育委員会の委員さん方等含めて、あるいは町部局とご相談をしながら進めておりますので、今そういった委員会を立ち上げてどうこうということは考えておりませんが、町部局等の連絡は、甲斐議員さんご存じのように、地教行法っていうのは教育委員会の権限等をうたってる法律でございますが、地教行法による教育委員会の権限と町部局の権限とは違うわけでありますから、十分その辺は連携をとりながら今後もやっていきたいと思っております。

集約に民意という面でいろいろとご指摘もあるわけでありますが、その辺の民意の集約については、先ほどから申し上げておりますように、保護者であったり教職員であったり、あるいは地域の区長さん方等も含めて、その辺のことは検討してまいりたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 教育委員会を中心に検討されるという方針みたいですが、ただし地域住民とか議員の意見も聞くというふうに理解をしましたが、ただ地域住民と話をするとおっしゃいますけれども、議会の結論はもう出てるわけですよ。どういうふうに意見を聞かれるのか、どうも、だから私たちとしては疑心暗鬼があるわけです。地域住民と話をしながら現地建設案に誘導するんじゃないかという疑心暗鬼を持っています。

これは、先ほどちょっと北山議員も指摘されましたが、まちの広報に出てきた論調、それを見ても依然としてやっぱり現地案が優先されてるようなニュアンスがあります。それで、先日全員協議会で石原議員が、説明会を開くときには議員にも参加できるようにしてほしいという意味の発言をしましたら、教育長のほうが監視なさんですかという発言をされております。

私はちょっと干渉というふうに聞こえたもんですから、干渉とは何事ですかというたら、いや監視なさんですかと言ったんですという教育長のご発言でした。これは、我々は当然チェック機関ですから、監視という言葉が適当かどうかは知りませんが、やっぱり行政のあり方については監視をするというのは当たり前の話なんです。

それをしかし、執行部のほうから監視なさんですかというふうなことを言われると、ちょっと待てよと、不穏当じゃないかという気持ちを持っています。そのことについてもちょっと教育長のお話も聞きたいし、そういうこともあるから地域住民を自分たちの案のほうに誘導するんじゃないかという疑心暗鬼もわくわけです。そういうことがあるのかないのか含めて質問いたしたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 誘導になるかどうかわかりませんが、提案の仕方はいろいろあると思いますので、今後こういったことで保護者の方には提案をしますってことは議員の皆さんにもお

知らせをしたいと思っておりますが、監視という言葉が適当でなければそれは取り消してもよろしゅうございますが、あの場で申し上げましたように、保護者の方々は自分たちだけで意見交換をしたいよというような声があったものですから、そういった意味のことで申し上げました。それが不適當であればそれは取り消しますが、そういった意味で申し上げたということでございます。

ただ、結果的に提案の仕方がまた現地案ていうなものなきにしもあらずでありますし、今検討する状況の中では幾つか、いっぱい出てくる状況もあるわけでありますから、結果的にそうであるということになると、またそういった提案もなきにしもあらずと思えます。

議員さん方の反対っていうのは、昨日申し上げましたように、本当にいろいろ真摯に受けとめをしてるわけで、課題と問題点とどうかっていうものの検討もしてるわけありますから、その辺については、ただいま幾つかの案を検討、議員さん方に示した状況で本当に賛否両論あるということであれば、どういった提案の仕方がいいのか、その辺のことも含めて議員さん方の意見も聞きたいという思いもでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 議会というのは、町民から委託を受けて行政と協力することもありますし、チェックすることもありますし、両面だと思います。その議員に対してやっぱり監視するんですかっていうのは本当不穩当であるというふうに私は指摘をしておきたいと思えます。

この住民を代表する議会とどう向き合うかというのは、やっぱり行政の一つの真摯に考えなくちゃいけない問題だと思います。ですから、9月に再提案するというふうにおっしゃいましたけれども、これが本当に議会を含めて、あるいは住民の方々、先生方、そういった方々の意見の集約をし損なうと、9月に提案されてもあるいは再否決という状態もあるかもしれません。それは避けたい。そういうふうになったら、これはやっぱりちょっとまた事態が全然変わってくると思いますので、ぜひそういうことがないように、ひとつ努力をいただきたいというふうに思えます。

おくれればおくれるほど迷惑するのは、もうこれは教育委員会もそう考えてらっしゃると思いますが、児童でございますので、両方から知恵を出し合って解決をするように努力をしたいというふうに思えます。

次に移ります。

保育園の民営化の件ですけれども、もう時間があと16分ぐらいですから、この民営化の基本的コンセプトは何か、民営化の理念の問題ですけれども。それから、民営化された場合、当該園の児童や保護者が不利益をこうむることはないか、これは省略をしたいと、昨日の質問とダブリますので。福祉課長のほうからかなり丁寧な説明がありましたので、その辺は一応ここまでは胸に落ちております、1番、2番については、特に、この民営化をして通常のことはその民間に任せると。そして、公立のほうはその民間ではなかなかできないことに予算を振り向



け、力を振り向けていくというその方向は私は賛成でございます。

例えば、民営化した分、在宅支援に振り向ける。それから、市立の保育園が幾つかできますが、そちらのほうに予算を振り向けて待機児童を解消させる。それから、育児相談、障がい児の保育、それから妊婦の健診、病後児保育、それから子ども医療費、学童保育、子育て支援、さまざまございますけれども、これはもう要するに公でしかできないことですので、ぜひそれは力を入れていただきたい。

ただ、私はこの保育所の民営化には全体としては賛成をいたしたいと思っておりますが、これもいつも言いますように、この進め方が間違えると本質まで狂ってきますので、その点について今日はただしておきたいし、自分の意見もきちっとしておきたいと思えます。

その面で私がびっくりしましたのは、4月28日以前まではこの民営化の件についてはよく緻密に討論をされていらっしゃるなというふうな感覚でございましたけれども、4月28日に熊日にいきなり第1園とさくら園を民営化いたしますというのが出てきました。

これは全員協議会でも申し上げましたが、私なんかは地域の方から、第1園も近くにありませんし、これは議員さんは聞いてらっしゃいますかと、聞いてなかったんですね。議員さんはどの委員会に属してらっしゃいますかと。文教厚生委員会です。それで聞いてらっしゃらないんですか。これは私が恥かいた話でもありますけれども、ちょっとやっぱおかしいんじゃないか。もう少し丁寧な手順といいますか、十分な配慮をしながら、いい話であってもその手順を欠きますと変なことになります。

一応、今日はその辺のまず日程上の確認だけはしておきたいと思えます。4月28日の新聞発表前後の経過を明確にしてもらいたい。特に、当該園長、職員に対する説明、保護者への説明、議会への説明、その辺についてどう考えてどういうふうにされたのか。その前後のことについてお聞きをしたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 福祉審議員。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） それでは、4月28日の新聞発表前後の経過についてご説明を申し上げたいと思えます。

4月7日に菊陽町公立保育所民営化検討委員会から町長のほうへ答申書が提出されました。町ではこの答申の内容を尊重し、4月中に民営化計画を策定し、その中で民営化の対象となる保育所も示す予定でございました。

しかし、民営化計画の策定作業に時間を要し、民営化計画の4月中の策定は非常に厳しい状況になってきました。また、4月7日の検討委員会からの答申後に民営化の候補に挙げられた4園の保護者の方々からの直接来庁されての質問や、電話による質問が日にちを重ねるごとにふえてまいりました。保護者の方々の動揺が広がってきているものと我々は察しました。

このような中で、民営化計画の策定を待つて民営化対象保育所を発表すると、保護者の動揺がさらに広がり混乱を招くことが懸念され、また今後の日程が非常に厳しくなるものと考えられたため、民営化の対象となる保育所を連休前に発表いたしました次第でございます。

経過といたしましては、4月24日の金曜日に対象保育所を武蔵ヶ丘第1園とさくら園に決定し、4月27日の月曜日に発表することにいたしました。4月25日に新聞各社へファクスを送信し、4月27日月曜日の午前10時に発表する旨を伝えました。

4月27日の当日は、熊日新聞と毎日新聞の記者が取材に見えられ、民営化対象の2園と選定理由とを発表し、記者の質問に応じました。次の日、4月28日の熊日新聞と毎日新聞に記事が掲載されたわけでございます。

保護者の方々と住民の皆様方に対する意思決定を何よりも優先させなければならないという思いから新聞発表を行いました。保育園の園長には、新聞掲載後の28日に全園長に報告し、さらに連休明けに民営化計画が策定できましたので、5月13日に園長会で、5月15日に議会の全員協議会で説明を行ったということが経緯でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 事実関係は出てきました。これについても小林議員のほうから指摘がありましたので、ダブった指摘はいたしません。ただ、もうこの経過から明らかなように、民主主義から考えたときに、考えられないような手順でございますので、これは今後ともにこの辺に対する配慮は注意いただきたいというふうに思います。

このことについて、前の全員協議会で福祉課長は申しわけないというふうな表明がございましたが、町長この点についてはいかがでしょう、町長。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 時間的などころがあって、議会のほうに事前にこの全協あたりで説明すべきところがおくれたことに対しましては大変申しわけなかったと思います。

また、園長等につきましてもいろいろ配慮すべき点があったかと思えますけども、一方では園長あたりには民営化の問題につきましましては、園長自身にいろんな保育の、園長先生方とはとにかく子どもたちの保育に専念してもらいたいということで、そういう気持ちもありましたので、時期的などころはご指摘があればそういうのも配慮足らなかったかと思えますけども、一方ではやはり園長あたりに自分のところが対象になっておるのを早く知らせると、いろんな面で園長自身がかえって自分自身が問題を抱えるようなことがあってはならないという思いもあったところであります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） わからないじゃありませんけれども、問題が保育士の身分にかかわったり、それから園児たちの移行先に移行された場合にどうなるかとかその辺のいろんな話が出てきて、なかなかまとめがたいような状態になる可能性もこれは含んでるということはよくわかりますけれども、だからこそやっぱり手を尽くして説明を尽くさなくちゃいけない、それが筋だと思います。

特に、園長あるいは職員、こういった人たちについては、それは仮に嫌なことであっても説

明すべきはちゃんと説明しなくちゃいけないんじゃないか。それがなければ、後々いろんな支障が出てくるというふうに考えます。

先ほども申しましたように、もう4番目はさっき課長が若干もう触れられました。後また説明の手順とかそういったのは考えてらっしゃいますか、ちょっとそれを聞かせてください。

○議長（吉村豊明君） 福祉審議員。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） それでは、今後の手順ということでよろしゅうございますか。

（4番甲斐榮治君「はい」の声あり）

対象保育所決定につきましては、議会の皆様への説明が遅くなりましたことにつきましては、先ほど議員が言われましたように、5月15日の議会全員協議会でおわび申し上げたところでございますけども、今後につきましては議会への情報提供はもちろんのこと、関係者への情報は素早く対応していきたいと考えております。

今後の手順を申し上げます前に、最近の状況について説明を申し上げます。

5月19日から保護者への説明会を開始いたしました。武蔵ヶ丘第1園の保護者を対象に5月19日に西部町民センターで実施をしております。保護者の出席は19世帯で22名の参加でありました。ちなみに、第1園の対象世帯数というのは79世帯であります。そのほかにも臨時職員を含めた保育所職員が10名参加しております。

当日の状況につきましてはテープおこしをしておりますので、議事録を策定いたしまして、当日欠席されました保護者の皆様には会議資料と議事録を、参加された保護者には議事録を後日配布したところであります。

2回目の会議を6月5日に武蔵ヶ丘第1園で開催をいたしました。保護者の出席は16世帯の17名でありました。保護者からの質問事項について少し申し上げますと、民営化のメリットやデメリットについて、それから保育料の問題、公募を進めていく際の情報の提供、今後の保育所や子育て支援の充実の状況などがあり、数多く質問されたのが合同保育の内容でありました。やはり、子どもたちの環境の変化の心配が多かったようであります。

次に、さくら園でございますが、5月21日に菊陽中央公民館で開催をいたしております。出席者は20世帯の23名の出席でありました。ちなみに、対象世帯は114世帯であります。職員の参加もあり、臨時職員を含めた28名が参加をしております。

第2回目を今週の土曜日6月13日を予定しているところであります。第1回目の保護者からの質問事項でありますけども、今後の子育て支援の具体的な説明、町、法人、保護者の3者懇談会の内容、それから第1園と同じで合同保育の内容について複数の保護者から質問されました。

議員が質問された今後の手順とその内容ですが、今後におきましても保護者に対する会議を随時開催していきたいと考えております。さらに、保護者の方々が……

（4番甲斐榮治君「いいです」の声あり）

よろしいですか。

(4番甲斐榮治君「もう2分しかありませんので。後でまた聞きます」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) あと2分ですので、申し上げましたように私はこの民営化の事業そのものはぜひ進めたいというふうに考えておりますけれども、現時点ではもう圧倒的に説明不足であるというふうに思います。私なんかは保護者のもう陳情も受けております。

あと、公私の性質や役割分担への理解、合同保育の期間やあり方、長期的に見たときの保育士や子どもたちへの配慮。昨日小林議員が随分指摘されましたが、地域や保護者の理解を得るにはまだ手段と時間を尽くさねばならないというふうに思っております。

7月に何か議会にかかるということをございましたけれども、ちょっと時期尚早ではないかという感じを持っております。それ申し上げておきたいと思っております。

以上で一般質問を終わりたいと思っております。

○議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時11分

再開 午後1時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本堅君、一般質問を許します。

○11番(吉本 堅君) 皆さんこんにちは。吉本でございます。

今日は4項目の質問を準備しております、1番目に2億3,000万円ほどの事業費をかけた町の養豚場施設を月4万5,000円の使用料で貸し出してありますが、2年間しか目的達成に沿う事業ができなかったのではないかとということが1番目です。

2番目が大型共同作業所という町の施設をいつまで無償で貸し付けをされるのかと。5年ごとの契約となっておりますが、契約更新がされているのか、町の条例規約に照らしてどうなのかということを質問いたします。

それから3番目が、町の公園管理委託業務を個人に委託をしていると。町は確約書の取り交わしはないと言われておりますが、本当に確約書の取り交わしがされていないのかということです。

4番目はちょっと時間の都合ですつもりはなかったんですが、どうしてもしびれを切らしまして、これも今のうちにしとかにやいかんという思いで通告をしたところでありまして、中部小学校建てかえについて、全く動きが見えないようでありますので、通告をしたところであ

ります。

ちょっと項目が長くなりますので、答弁は簡潔にお願いしまして、あとは質問席から質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 最初に、菊陽町耕畜連携・資源循環総合対策事業豚舎等施設の設置及び管理に関する条例についてと、ちょっと長くなりますけど、これ条例なもんですから。

①で、第1条に菊陽町耕種農家と畜産農家が連携をとりとある。その連携のとり方とその成果を問うとしております。この畜産施設は平成15年に国が2分の1、町が2分の1の負担による総額2億3,000万円の事業費を投じて建設され、町は受益戸数3戸で組織する菊陽堆肥生産組合と平成15年10月7日から20年3月31日までの5年間、使用料月額4万5,000円の賃貸借契約をしていました。

ここで言うところの畜産農家と菊陽町耕種農家がどのような連携をとっておられるのか。また、畜産農家からは毎日家畜のふん尿が出ますが、地域の農地にどのように還元されているのか、どのような成果をおさめられたかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

この豚舎施設は悪臭防止型施設で、地域で発生している悪臭問題の解決と豚の排せつ物を有機資源として地域に還元していく施設です。この施設で生産された堆肥は、町内の野菜農家と連携をとり使用され、さらに稲作にも使用されるところです。

また、町外の有機肥料研究所へ販売し、これをもとに質のよい堆肥として農家へ供給されていますので、十分成果が出てると思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） この農家といいますか、受益農家といいますか、何戸ぐらいの農家との契約をされているのか。それから、1日何トンぐらいのそういうふうな堆肥化されたものができるのか。1年間通せばどのぐらいの堆肥化されたものができるのか、もしその辺まで調べておられるのであれば答弁を願いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） この今の町内の農家というのは今のところ1件になります。それと、その後の町外に回した、町外の有機研究所から農家に供給されているのは3件ございます。それと、あと自分のところでまいておられます。

それと、毎月大体4,000キロぐらい堆肥が生産されています。個人にまかれている量というのはちょっと把握してません。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 次に移ります。

2番目に貸与及び管理、第4条における貸借借状況を問うとしております。この条例の第4条で、町長は豚舎等施設を堆肥生産組合（事業参加者）というふうなことが書いてあるんですが——に貸与することができるものとするがあります。しかし、町は現在この養豚等施設を菊陽堆肥生産組合以外に貸与しているとのことですが、民間企業に貸与することができるとはされていないようであります。町との貸借借契約を結ばれた菊陽堆肥生産組合は現在どうなったのか。

菊陽堆肥生産組合以外に貸し出すのであれば、まずは条例改正を議会に提案され、議会の議決を得る必要はないか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） 今吉本議員さんからご質問でございますけど、これにつきましては当初3戸の農家、堆肥生産組合ということで名称はコーシンのほうに変わっておりますけど、これにつきましては同じ方が、要するに町のほうに名前が個人でされておったのが会社組織にされたということでございますので、相手方は何ら変わっておりません。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今部長のほうから代表者は変わらないというふうな話だったかと思いますが、当初から今引き受けられておられる企業というのは、たしか奥さん名義の会社ではなかったかなと思います。町長、そこはいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 産業……

(11番吉本 堅君「町長です、町長です」の声あり)

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これ今農政部長のほうから説明しましたように、もともとその生産組合ということで出発されておりますけども、会社組織をとられたということでありまして、代表取締役におかれましては当初の組合長が代表取締役になられていると、そのようになっております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） このまま進んでいきますが、次の3番に移ります。

菊陽町耕畜連携・資源循環総合対策事業は、事業に見合う効果かとしております。町は原水工業団地造成事業を進めるため、町の地域改善事業地内で事業をされておられた方の補償を伴う事業として、この豚舎等施設を建設し、貸借借契約を結んだとされているようです。

しかし、総事業費約2億3,000万円を投じた町豚舎等施設であるにもかかわらず、わずか2年間で当初契約者である菊陽堆肥生産組合との契約を終了し、新たな企業との契約をされました。このことは私は情報公開で取り寄せておりますので、間違いなく菊陽堆肥生産組合というのはもうなくなっております。

ということは、受け取り方によっては町は事業費約2億3,000万円を投じ、この施設の使用料として月4万5,000円、2年間で合計108万円の賃貸料を受け取り、わずか2年間しか目的達

成に沿う事業ができなかったということになります。

菊陽町耕畜連携・資源循環総合対策事業は果たして事業費に見合う効果があったのか、町長にお尋ねいたします。町長です。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 2年間だけしか効果がなかったということでありまして、これにつきましてはもともとその生産組合の方が発展的にこの会社組織までとられて続けておられるわけでありまして、また、この養豚業の中でも熊本県産のブランド豚肉の認定を受けて、今大変厳しい環境の中でありまして、経営を維持した農家でないと飼育ができない熊本県産ブランド豚、肥後さかえの使用認定も受けられまして、経営に努力されておるところであります。

そういうところで、この事業の効果というのは出ているというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町長、どうも私の質問に対する答弁からずれてるような気がするんですが、町は事業費約2億3,000万円を投じ、わずか2年間しか目的達成に沿う事業ができなかったということは、町の事業としては疑問が残ると考えます。

受益戸数というふうな町長の今話があったんですが、受益戸数3戸のとらえ方が今回の場合3人というふうなとらえ方になっておりますが、町の審査をもっと慎重にすべきではなかったか。このときは小林議員のほうからかなり突っ込んだ質疑があつておりました。そのときは私も余りそうまでは感じなかったんですが、この件に関しましては県庁の担当課のほうに行きまして、県はどうしてこれを認めたんですかという話をしたんですが、いや県のほうとすれば、事業者がだれなのかということのチェックしかしないと。担当者も変わっておられますので、なかなか昔のことまでは言えないのかなと思ったんですが、町は町でしっかりチェックをする必要があるのではないかなと思つておるんです。町長、町のチェックということに関して、もうちょっと慎重にすべきではなかったか、そこを1点お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） それについてはお答えいたします。

先ほど吉本議員さんから言われました農政のほうから情報公開で資料を差し上げとる中に、菊陽町耕畜連携・資源循環総合対策事業豚舎等の施設の使用許可申請というのが、要するにこれは平成17年でございますけど、当初は堆肥組合の個人でされておられた方が会社組織にされたということで、同じ人でございますけど使用許可の申請が町のほうに出ましたので、それで町のほうでこちらの更新のほうにも変えたという状況を情報公開の中でも文書を差し上げたところでございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） あと時間がありませんので先へ進みますけども、4番目の養豚等施設の設置及び管理に関する条例第7条改正の考えを問うとしております。

この豚舎施設建設事業は、当初町と貸与契約を交わされていた菊陽堆肥生産組合が解散さ

れ、町は新たな企業との賃貸借契約をされるのであれば、公募等による企業選定が必要ではなかったのか。また、使用料の見直しをされる考えはなかったか、町長にお尋ねしたいと思いません。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問でありますけども、これは耕畜連携及び悪臭防止対策のモデル豚舎として建設されたものでありまして、良質な堆肥の生産、研究、それから作物の試験栽培等行い、県内で数件しかないブランド豚の使用認定を受けた家畜の畜産のPRにも力を入れられているようなところであります。

施設の維持管理補修についても、借られた方の借りておられるほうで負担されておられて、そういった中でこの畜産業の低迷する中でそういう努力をされておられますので、使用料等についてはもう現状維持というところで考えております。

それから、条例を改正して公募すべきではないかということでもありますけども、現状の中で今されておる方が努力をされながら経営されておられますので、現状維持でいきたいというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町のとらえ方と私のとらえ方に違いがあると思いますが、一般にこの施設を貸与されるのであれば、いま一度使用料の見直しが必要と考えます。町としては企業誘致の大切さはある程度理解できますが、決められた規約の中で事業を進めることが必要と考えます。

次の大見出しの2番に移ります。

菊陽町大型共同作業場施設の貸し付けについてとしております。この施設を委託料無償とする理由を問うとしております。

菊陽町大型共同作業場施設として、自動車整備事業所、IC部品組み立て工場があり、それぞれに管理委託契約が結ばれております。そのうちの自動車整備事業所は委託期間として平成10年5月15日から15年5月14日までとなっております。もう一件の電子部品工場——IC工場ですね——は平成19年6月20日に再契約をされ、平成20年3月31日までの契約となっております、いずれも管理委託料は無償ということです。町施設を管理委託料無償とされる理由は何なのか、町長にお尋ねいたします。町長でいいです、町長。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この大型共同作業所につきましては、昭和40年に出されました同和対策審議会答申に基づきまして、国が生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることを目的として、昭和44年の同和対策事業特別措置法及び昭和60年には法律の名前が変わっておりますけども地対財特法等の施行によりまして、地域の生活環境の改善、それから職業の安定、産業の振興、資金融資等の各事業の一環として町で取り組んだ事業であります。



そういうことで、これは国の制度事業で当時2つの施設ともできたものでありまして、その中で国の制度事業ということで、この事業の経緯及び趣旨から無償で貸し付けを行っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 同じように他市町でもこういう貸し付けというのはあるかもしれませんが、他市町の対応がどうであれ菊陽町としてどうするかということ判断するのが町長の役目だと考えております。

町はそれなりの管理委託料をいただくような契約はできないのか。町長はこのままの無償貸し付けで町民の皆さん方のご理解が得られると考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この事業は、今申し上げましたように、国が認めた制度事業によって、こういう事業を起こしたいという方々の申請によって起こした事業であります。そういう事業の趣旨からしまして、全国的にも熊本県あたりにもいろいろそういった面で今言われたような内容で見直すべきではないかというようなご質問でありましたけども、全国的な見地からも本町と同じような取り扱いをしてるところであります。そういった面からしまして、この制度事業でつくった施設でありますので、無償での貸し付けていうところと考えてるところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 次の2番目に移ります。

この2事業所の現在の組織を問うとしております。これらの菊陽町大型共同作業場の管理は、会社組織のもの及び企業組合等に委託するものとするとしております。現在の2事業所の会社組織、企業組合組織はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 人権・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（渡邊幸伸君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

ご質問の組織というのは、会社及び役員がどのようになっているのかということで理解しておりますけども、現在は2事業所ともに有限会社組織というふうになっております。代表取締役及び取締役の計3名はそれぞれ同族経営となっております。

これは議員さんもお存じだと思いますけども、平成18年5月の会社法施行後におきましては、有限会社法が廃止されまして株式会社となります。しかし、特例としまして従来の有限会社に類似した制度の適用を一定限度で引き受ける特例有限会社制度が設立されました。この2社はこの制度の適用を受けまして、特例有限会社というふうになっております。しかし、商号としましては有限会社の文字を用いなければならないとの規定がございますので、現在も名称は有限会社というふうになっております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 企業においては問題はないということですね。

じゃあ、次の3番に移ります。

この施設の貸し付けに関する今後の契約の仕方を問うとしております。当初、契約は、さっき町長が言われましたように、法律が存在する中での取り決めであったかもしれませんが、当時のその法律は平成14年3月31日をもって廃案となったということです。

この大型共同作業場管理委託業務契約書第8条あるいは別件大型共同作業場管理委託業務契約書第10条に、この契約によりがたい事情が生じたとき、またはこの契約によって疑義が生じたときは甲乙協議するものとしてされており、さらに、菊陽町大型共同作業場の管理委託に関する規約第5条1項に、作業場の管理委託期間は5年とする。第2項に、管理受託者は管理委託期間を更新しようとするときは、前項の契約期間が満了する前に菊陽町大型共同作業場管理更新申請書を町長に提出しなければならない。第6条では、町長は管理受託者がこの規則に定める義務に違反し、また従わないときは契約を解除することができるとしております。

このうちの一事業所は、町の委託期間として平成10年5月15日から、平成15年5月14日までとなっておりますが、契約更新がなされないまま今も継続中ではないのかなど、私がいただいた資料ではそのようになっております。

菊陽町大型共同作業場施設の管理委託業務に関する今後の契約の仕方を、町長はどのように考えておられるのか。契約期間切れは町の条例、規約に問題はないのか。その辺から、町長お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 契約の仕方ということでありまして、この共同作業所につきまして契約書を取り交わしてありますけれども、その中で見てみますと、1件のものについてはその契約の更新というのは期限が来たときには期限前に契約の更新交わしてありますけれども、もう一件のほうにつきましては、契約期間の中で借りとる方が解約の申し出をしない場合は契約を続行することができるという条文が入っておりましたので、その関係で何か来とる分があったと思いますけれども、そういうものが入ってございまして、いずれにしましても契約はこの期間が来たら改正すべきだというふうに考えておりますので、その辺は担当課のほうに指示をしているところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今の町長の答弁は、契約をしなければいかんのかなという答弁のようですが、これは条例違反であったり規約違反というふうなことにもなるのかなど。町長の怠慢と言われても仕方がないことではないかなど。

今まで町長は総務部長という重要なポストにおられましたので、全然知らないということは、ご存じないということはないかなど。町が今後管理委託業務を行う場合、町民に公開できるような契約に徹していただくことを願い、次の質問に移っていきたいと思

ます。

3番目がセミコンテクノパーク内の公園等管理業務に関する確約書についてとしております。

①で町が作成した確約書の存在を問うとしております。セミコンテクノパーク「原水工業団地」が完成し、公園が設置され、維持管理費として入札するよりも安い金額となるからということで、町が個人に対して毎年数百万円の管理業務を委託されているということです。

今まで幾度となくこのセミコンテクノパーク内の公園管理業務に関する確約書の存在について、本会議で質疑をしてきましたが、その都度そのような確約書はないという答弁をされてきました。確認しますが、本当に町が作成した確約書は町にはないのか、ごらんになったこともないのか、町長にお尋ねいたします。町長です。議長、町長です。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） セミコンテクノパーク内の公園管理業務に関する確約書は存在しておりません。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 最近では裁判員制度が話題になっておりまして、町が関係する裁判案件がどのような状況であったのか、裁判所に資料の確認に行きました。関係資料を眺めておりますと、それらの関係資料の中に、今も町長が言われたんですが、町長がないと今まで言い続けてこられた管理業務に関する確約書がとじてありました。菊陽町長の印鑑が押された確約書です。

この確約書は、菊陽町とA氏との裁判時の証拠書類として提出されたもののようでした。2通の確約書がありまして、1通は平成17年3月18日作成資料で、菊陽町町長が個人の方に対して発行された確約書。もう一通は平成17年4月25日作成資料で、連名で企業に対して発行された確約書でした。

連名で企業に対して発行されたこの確約書は、町長の確認を得ずに取り交わされたものとは考えにくいものです。私に言わせれば、町長は町の責任者である以上、対外的にこのような確約書を軽々に発行すべきではないと考えます。町は裁判資料を含め、この確約書を保存されていないか、再度町長にお尋ねいたします。町長です、町長。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私にとということでありますけども、その辺の事情はその当時担当しておりました職員がおりますので、そちらのほうから内容については説明をさせます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 私が部長に答弁を求めないわけは、やっぱり責任者は町長ではないかなという思いなんです。職員の方々に迷惑をかけるような答弁の仕方はさせたくないという思いであります。

町は原水工業団地造成業務に関する裁判の当事者であり、裁判の当事者の片方から提出され

た資料は、裁判の相手方の手元に渡るようであります。町がこれら2通の確約書を作成しておきながら、後藤町長もだれも知らないということは考えられません。裁判所にとじてあるこれらの確約書が存在することを認められるのか。それとも、裁判所にとじてあるこの確約書は裁判の相手方が勝手に作成された確約書と言われるのか、町長に再度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） お答えいたします。

この件につきましては、この原水工業団地造成業務に伴う用地交渉の中で、同和対策事業により整備しました花木施設等の施設からの立ち退き交渉において、施設利用者からの条件を提示された経緯はあります。

その提示条件を受けまして、町としましては当該施設は同和対策事業により整備したもので、受益者、利用者の生活の安定を図るための施設であり、雇用機会の確保を目的とするという事業の観点から、施設からの立ち退きを条件として地元雇用促進のため原水工業団地造成事業で建設される公共用地の管理業務を優先して委託する旨の、当時の町長が約束されていることは間違いないわけですが、このことはもちろん法令等に関して適切に処理するということが前提となっております。

しかし、吉本議員もご承知のとおり、花木施設等の明け渡し請求については裁判所に提出することにしたことに伴い、平成17年7月12日付で確約書による確約は撤回し、このことにより現在において存在していないという判断であります。

そういう意味で確約書というのはもうその時点で約束されないということで、一時的には、経過的に出たのはあるかもしれませんが、町としてはそれを撤回したということで存在していないということを申し上げたところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今の町長の答弁は、私はずっと以前にそういう確約書はありませんかというふうなことを言っとったと思います。裁判が確定したのはつい最近のことではないかなというふうに思っております。そこはまた時期的なこと、町長の今の答弁が本当に事実なのかどうか、私が質疑したときの事実関係を確認をしたいと思います。

次に移ります。

町が作成した確約書の効力を問うとしております。町は補償交渉の段階で、できないものはできないと言わないからこのようなことになることでありまして、すべての要求を無条件にのめるものではないと考えます。

今町長が言われたんですが、今は確約書の確認というのは認められました。あったということは認められました。本当に今後においてもこの効力はないのか、無効であるのか、再度町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 効力を問うということでもありますけども、これは今お答えしましたよう

に、確約書による確約は撤回しておりますことから、効力は何もないということになります。

そして、このことにつきましては、裁判の争点にもなったところではありますが、平成21年の今年、2月26日の判決文でもかかる事情を考察すれば、確約撤回は不法行為に当たらないと述べられているところでもあります。

以上のようなことから、今後の争点にはもう裁判が終結しておりますので、そういうことになるというふうを考えております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ということは、今裁判でもそういうふうな議論がされたということで、確約書の後のほうで内容は実現可能とか、いろいろしておりますが、いずれにしても今後そのような確約書というのは絶対つくってはいかんと。やっぱり筋の通る契約の仕方をすることによって努めていただくということで、町長よろしいでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今吉本議員が言われるとおり、町としてそういう確約ができないようなものについては文書としておこすようなことは、もう十分いろんな面があるかと思っておりますけども、そういうものについてはつくるべきではないというふうを考えております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今回はたまたま町が裁判の当事者となりましたので、その資料を確認することができたということです。このように、菊陽町の現状は議会で確約書があるかどうかお尋ねをしたとき、実際あってもないというようなことがないように、そういうことがまかり通らないような菊陽町にさせていただきたいなというふうに思うところでもあります。そこはまだ私はクエスチョンマークがついとるところであります。

4番目の中部小学校建てかえについてということで、①で平成21年菊陽広報5月号に掲載された中部小学校記事を問うと。これに関しましては、私の前に3名の議員の方々それぞれに質問をされました。私も同意見でありまして、昨日、今日の意見、教育長の先ほどの答弁、また同じ場所での提案が上がるかもしれないとかという話もあったんですが、1番目から行きます。

広報きくよう5月号の2ページに、I s 値の指標としてI s 値が0.3以下は地震に対して倒壊、崩壊の危険性が高いと。I s 値が0.3と等しいか、それより大きく0.6より小さい場合は、地震に対して倒壊、崩壊の危険性がある等の記載があります。このことは震度幾つを想定したI s 値の指標なのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えをいたします。

ここで書いておりますI s 値の指標につきましては、いわゆる一般的に大規模な地震に襲われた場合ということで、震度6程度の地震の想定になります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今課長は震度6程度というふうな話をされましたが、インターネットあたりで調べてみますと、震度6強とかというふうな数字も上がってるのかなど。いつか課長にお尋ねしたとき、たしか震度6強というふうな話もされたと思うんですが、町はそのように震度6強を想定したI s値の指標ということを理解されておられるにもかかわらず、そのことを広報では知らされておられません。

この記事を見る限りでは、とにかく大きな地震であろうが小さな地震であろうが地震が来ればすぐにでも建物が倒壊するように受け取れます。このことは、かえって町民の皆さん方の不安をあおることにはならなかったのか。町長はその辺どう感じておられるのかお尋ねいたします。町長です。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） そのこの部分が出してなかったことについてということでもありますけども、その件につきましては私もそういう震度幾つの場合がどうこうということに記載してないということにつきましては、そこまで気がつかなかったところでもありますけども、中部小学校の耐震の建てかえについての予算が通らなくて、その結果について知らせるという内容で承知しておりましたので、その辺の記載がなければ、深く読まれる方はそういうこともあったかと思えますけども。

ただ、この中でもそういう疑問に思われる方は耐震化についての問い合わせで学務課のほうで問い合わせをさせていただきますことでもありますので、記事に書き切れなかったものについては学務課のほうにそういう問い合わせがあったかどうかまだ確認しておりませんが、心配される方についてはそんな問い合わせもされたんじゃないかというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 皆さん方がやっぱりこういう記事を見られて、パッと見られて、やっぱり震度幾つのどうのこうのということまではなれてない方、その分野でない方はなかなか理解ができないかもしれません。

ということは、とにかく大きかろうが小さかろうが地震があれば倒壊するんじゃないかと、そういうふうな思いを皆さん方持たれるんじゃないかなと思います。このきくよう5月号4ページに、敷地は確かに広くはありませんが、体育の授業などは支障なく通常の学習活動が行われておりますとあります。

しかし、平成19年9月議会では、中部小学校はがけ地に、急傾斜に建っており、最終的にはほかの場所に移して建てるのが一番ベストじゃないかと考えておりますと答弁されております。町の答弁内容が全く違っています。

また、中部小学校保護者、教職員の皆様を対象に、限られた時間ではありましたが説明会を開催し、ご理解を求めましたとされております。しかし、必ずしも皆さん方が納得されたということではないと考えます。このことは前回の議会でも言いましたとおり、私も出席しており

ましたが、この説明会は決定したことの報告会にしか聞こえませんでした。

さらに、この広報紙を見る限りでは、現在地で建てかえるための実施設計予算が予算執行の最終決定機関である議会で否決されたにもかかわらず、議会が下した町の方針に対する反対討論のようにも受け取れました。

次に移ります。

現在地で建てかえるための実施設計予算否決後の改築計画を問うとしております。これに関しても、前の3人の議員の方々が言われておりますが、中部小学校を現在地で建てかえるための実施設計予算が、今年の3月議会否決後教育委員会として子どもたちに安全で安心できる校舎を一日も早く提供できるよう努力しますと言われております。

ところが、昨日の町長の答弁では、どこに問題があったか、教育委員会に指示をしたとか、教育委員会でされる意見集約を見ながら判断したいとか、また教育委員会では、教育委員と一緒に4月から毎月1回協議していきたいということでした。一日も早く提供できるよう努力しますと言われたことからすると、えらいのんびりされているなど感じました。

また、今後のことに関し、検討している段階と言われました。それでは、実施設計予算否決後の3月から6月まで、先ほどの教育長のほうからも全く何もやっていないわけではないですよと、検討しておりますという答弁がありました。6月までの中部小学校の建てかえについて、どのような作業をされたのか、教育長あるいは町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 私どもの説明については、受けとめ方はさまざまあるし、あってもいいんじゃないかと思いますが、3月議会の後、その後すぐ教育委員会等での報告もいたしましたし、その後月1回じゃなくて、月1回ではどうしても足りないというようなことで、臨時の教育委員会等を現在も開いている状況で、例えばそのときだけでなくも学校訪問が終わった後役場に来ていただいてまた検討するとかというようなことの作業はしてるわけでありまして。

検討の中身等については、当初やりましたのは議会でこういった提案をしたがこういう結果になりましたというご報告を含めて、現在地での課題を、ご指摘のあった課題を一応整理をするというような形でご提案を申し上げ、さまざまな意見を今いただいているという現状でございます。

2カ月もたってそれくらいかということではありますが、現実にはそういった仕事の中身しかできておりません。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 要は、現在地に建てかえる案しか頭になかったから、他の案が真剣に検討されなかったということ。何カ所かの候補地を絞り込むまでの基本構想がしっかりできていなかったというふうにも受け取れます。

議会では、新たな場所あるいは町民グラウンドでの検討がされていないようだから、人材を投入してでもそれなりの調査を早急にすべきであるということ、一般質問あるいは反対討論

をされた方々がおられたと、ほとんどだったと思います。

どのような理由で2カ月以上、中部小学校建てかえ作業ができなかったのか。今教育長のほうの話は聞きました。町長の指示といたしますか、予算的なことは町長であろうと思います。私はそのとき、前回の一般質問でも、先ほど教育長のほうからの答弁もあったんですが、1人で土曜、日曜、残業しながらやっておりますと。職員だけでやれば当然数は少ないんですから、その辺は私は町長、予算をつけてもうちょっと集中的に人材を投入すべきではないでしょうか。町長はそのとき、そのような私の答弁に賛同されるような発言もされたかなと思うんですが。

どうしてその間いろいろな調査がいっぱいできるのではないかなと思うんですが、素人だけでやってもなかなか前に進むことではないと思います。役場に人材が、そういう専門的な技術者が不足しておられるということは十分承知をしております。町長の指示がどうしてその辺はなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 専門的な人を入れてそこまでできなかったというご質問でありますけども、まず教育委員会のほうから答えておりますように、否決後につきまして、その辺教育委員会のほうで内容の整理をした上で今後どのようなふうにして取り組んでいきたいということがあれば、こちらのほうもそれに応じた対応をしていかなければならないと思っておりますけども。

時間的に言われるのはその2カ月間だったのと言われますけども、教育委員会のほうの仕事のほうを見てみますと、この中部小学校は最も耐震化の問題ていうのは大きな問題でありますけども、いろんな作業も、ほかの事務もありまして、そういった中で精いっぱいやられておると見とりますけども。

どういった方向でいくかということを専門的な方向がきちんと出ておればできますけども、今の時点で整理しながら教育委員会のほうで今後のことについて集約に向けての今そういった段階ということで、昨日から答えておるような状況でなかなか進んでいないところもあるかと思っておりますけども、教育委員会としては現段階でできることについては精いっぱいやられるというふうに見ておるところであります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） この事業に関しましては26億円とか三十数億円とかという莫大な事業費を要するわけでありまして、当然1人、2人でできる話ではないし、今が一番重要な時期だと考えております。

先日、中部小学校区の役員の方々、十数名の方々とお話をする機会がありました。その方々の意見は、自分たちも校区の役員であるが何も情報が入らないと。中部小学校の改築はどうなっているんですかと。現在のPTA役員の方々ばかりではなく、もっと幅広く意見を求めるべきではないかと。



先日、説明会があったがあの会合は建てかえ場所はここに決定したという報告会であり、意見を言える状況ではなかったと。将来的な校区の見直し等いろいろなことを議論することが必要ではないかという意見が大半でした。

また、町長が提案された平成21年度当初予算が議会からの修正予算として認められたということは、町長提案が否決されたことであり、中部小学校の改築に関し町長が2カ月以上も議会に何の説明もされないということは、どう考えても理解できませんでした。

事の重大さをどう理解されているのか疑いたくなります。町長が子どもたちに安全で安心できる校舎を一日も早く提供したいという考えを本当に持っておられるならば、専門職の人材が不足していれば補充をされ、諸問題解決に向け直ちに対応をとられるべきだと考えております。現在は、町長が何の対策もとられず、ただ時間だけが過ぎていくように受け取れます。

近い将来、農地法の改正が行われますと厳しい規制がかかることが考えられ、問題解決に時間を要し、中部小学校の建てかえ候補地の可能性がなくなることも考えられ、もしもそのような事態になったなら一大事だと考えております。

また、今回の中部小学校建てかえは、耐震対策、先ほども出ておりましたが、耐震対策と建てかえが重なった大事業と考えます。何の調査もせず住民の方々の意見を聞くだけで中部小学校建てかえ方針が確定するとは考えにくいのではないのでしょうか。先ほどの教育長の議員の意見を聞きたいとか、住民の方々の意見を聞きたいとか、それはそれで、町として調査の段階で取り組むべきことはいっぱいあるのではないかなというふうに思っております。

今後の町長のかじ取りに期待をしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時0分

再開 午後2時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤竜巳君、一般質問を許します。

○7番（佐藤竜巳君） 皆さん、こんにちは。

今日の最後になりました佐藤でございます。

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一般質問を町民を代表しましてさせていただきます。

まず、去る4月29日に町長初め教育委員会の理解で第2回鼻ぐりカップの開催に当たり、65チームの1,500名という人数の多さで杉並木公園での開催に当たり、盛大にあったことを皆さんに報告し、また熊本市から清正くんという人形が来て、子どもと一緒に触れ合いをして楽しくさせていただき、またそのおかげで「さんふれあ」の中にも貢献したと自負しております。

す。

また、「さんふれあ」の誕生祭が6月13日、14日10時ということで回覧が回ったと思いますが、やはりこの不景気に対して「さんふれあ」も少し低迷していますので、「さんふれあ」の皆さんがイベントをたくさんつくっていますので、ご協力いただいて、そして「さんふれあ」を盛り上げていただきたいと思います。よろしく願いして質問をさせていただきます。

今回の質問は、まず農業から、そして第2は教育、そして第3が環境に関することから質問をしたいと思いますので、あとは質問席からの質問をします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 農業の分野の分で、久保田台地（JA菊池菊陽中央支所東側周辺）の開発について。①現在の農地状況（耕作放棄地）の把握はできているのかという問題で、平成20年度農業委員会の耕作放棄地調査の中から、町全体の農地面積に対して耕作放棄地の面積と同様に久保田台地の調査結果の、また耕作地を整備するための反当たりの補助金は幾らなのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（志垣敏夫君） お答えします。

平成20年度9月の農業委員会の現地調査では、菊陽町の市街化調整区域の農地面積は1,764ヘクタールある中で、耕作放棄地面積は約28ヘクタールでございました。全体に占める割合は1.59%でございます。この中で、お尋ねの区域は大字久保田字上原及び中原であると思っておりますが、この区域の農地面積は約43ヘクタールありまして、そのうち2.5ヘクタールが耕作放棄地でございました。割合で5.8%です。

なお、町全体で現在までの解消できた面積は、自作開始及び利用権設定ができて、耕作開始された面積で約4.3ヘクタールでございます。この敷地におきましては、畑地で圃場が狭い上に道路がなかったり狭かったりして、耕作希望者もなく現在のところ解消できない状態でございます。

なお、前年度までは県費助成がございまして、認定農業者が耕作を開始する場合は10アール当たり4万円、認定農業者以外であれば3万円の県の補助金が出ておりました。今年度新たにお尋ねの補助金ですが、国が農用地区域に関しては補助金を出すと。白地地域については県がそのまま出すと、そういう方針でございます。詳細につきましては、もうしばらくしますと積算のやり方というのがございまして連絡が来ると思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ありがとうございます。

続きまして、耕作放棄地の調査後、私たち農業委員会では全員で一部の草取りを実施し作付をしたり、個人の方や他人の方を紹介して対応してきましたが、なかなか解消せずこれまで来

ていました。

そこで、耕作放棄地を減らすため、所有者の理解等対応するためにどのような対策を考えているかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（志垣敏夫君） この回の国の施策によりまして、耕作放棄地の解消5年間の中でやりなさいということが基本ラインで出てきました。それに基づきまして、農業委員会及び農業者の代表者の方を交えまして対策協議会をつくるのが条件となっております。

その事業の中に、圃場整備並びに農道の整備、そういったものも含まれております。これにつきましては、その協議会の中で検討し国に申請をするという事業になっております。ただし、その詳細、どの程度までかというのはまだ示されておられません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） あその土地は、今事務局長がおっしゃったように道幅が狭く、利用される方も借りたと言っても今大型機械なものですからなかなか借りれないというのが現状でございます。ぜひ改修されたんであればその辺の理解を得ていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひして、次に移ります。

②のこの地域の町の将来（農地・開発）の考えはとありますが、今あそこは南方大人足線、光団地の横から来て、今菊陽バイパスの交差点から南側に50メートルか60メートルぐらいでとまってると思っておりますけども、あそこを農道として延長する考えはあるのかないのかをお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問について、農道として整備するかということでありまして、現時点のどこではまだ計画として上がっておらないような状況であります。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） あそこはもともと農業整備事業でやられたと思うんですけども、聞くところによりますと、農家の輸送のためにJAに近いほうにするための道とお聞きしました。

ところが、町長も元農業委員の会長でしたからわかっておられますと思っておりますけども、先ほど私が言ったように、本当に道幅が道路の進入路は狭いんです。あれを延長して上のJAの上のところまで突き通すと、私はかなりのやっぱり効果が出るんじゃないかならうかと思っておりますけども、またあそこは農振でございますので開発は難しいと思っておりますので、その道路をつくっておけばいつかは私は開発ができるんじゃないかならうかと、町長考えてますけども。

一部昨日都市計画の課長と話してたところ、今藤川養豚地のところが、あそこが集落内開発のところだけというふうになっておりますけども、もう既にご存じのごと、あそこに長屋の住宅が8軒建ってますかね、今現在建てられています。もうあそこにやっぱ長屋の住宅が来ると、養豚場のにおいとかハエとか、いろんなことが今度は生じてきやせんかと思っておりますけども、町

長、その辺のやっぱ進め方ですよ。後から来てやかましゅう言う者のほうが多いと思うんですけども、その辺に対してもやはりあそこの道路をつくって何か対策をしていかなきゃならないと思いますけども、その辺の将来的な考えを町長、答弁いただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今言われたところにつきましては、確かに市街化調整区域の集落内開発制度ということが動き出しましたので、それで今言われた建物が建っていて、その隣が養豚場ということで、そういう話が出てきたときに申請される方がそういう事情を知った上でされてるのかということで、いろいろ担当のほうにも話をしたところでありますけども、そういう事情は十分知られた上での申請ということでありました。

ただ、隣が養豚をされておりますので、もうそれはできた時は必ずおいの問題またはやはりハエとか、そういったものが発生するんじゃないかと思っておりますけども。この集落内開発制度が動き出すことによって、そこに接する農振の農用地区域あたりの問題というのは今後出てくることも予想されるわけでありまして、今言われたところにつきましては、市街化調整区域を市街化区域に見直す線引きの見直しの段階で、町としていろいろ開発可能的なところとして久保田台地あたり、それからバイパスを接した分について、いろいろ県のほうに協議はしたんですけども、この市街化区域の拡大というのは菊陽町では1カ所だけ、南池の1地区のもうご存じの場所でありまして、そこだけで、ほかのところについては認められておりません。

そういうことで、いろいろ農用地区域についての開発なら非常に制限がかかっておりますが、そばまでいرونなところが来るとということでありますので、さっき言われた道路の分とあわせてその辺今後どうすべきかというところは内部のほうでちょっと検討させてみたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 町長、皆もあそこは本当に狭いもんですから、期待しとると思いますので、ぜひ将来的なお考えで結構ですから、前向きに検討いただいて、次に入りたいと思います。

小学校区の状況について、通学路に対して危険箇所の把握と対応はということに対してお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 議員のご質問にお答えいたします。

議員もご存じのように、平成21年4月1日から学校保健法にかわりまして、学校保健安全法が施行されております。この法律につきましては、名称の変更はもちろんのこと、財政上の措置、その他必要な施策の実施等の国及び地方公共団体の責務、あわせて学校の施設設備、管理運営体制の整備充実等の学校の設置者の責務が明記されております。

さて、議員のお尋ねの通学路の危険箇所の把握と対応についてであります。本町教育委員会では平成19年度に各学校にゼンリンの地図をもとにした安全マップの作成をお願いしており

ます。これにおきまして、各学校では子どもたちの通学路及び通学路における1人区間、それから交通事故発生、不審者出没の可能性が高い危険箇所、さらには子ども110番の家を明示したマップが作成されております。

また、児童・生徒個々のマップも作成、配布されておきまして、自分の通学路について危険等を認識させる指導はもちろんのこと、各家庭で子どもたちのほうにそういうふうなお話がされていると認識しております。

このように、平成19年度に安全マップを作成したわけですが、各学校では安全点検を通して安全マップの更新が行われております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） そこで、ちょっとお尋ねですけども、上津久礼の区長さんや何川団地、中部小の校長とか、それから信号の要望書が提出されてると思いますけども、その後どのようになったかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務部審議員。

○総務部審議員兼総務課長（吉岡典次君） 信号機の設置の要望にということでございます。

今ご質問のありました信号機については、その役場の前から通って、グリーンホテルの角と来て交差点、その部分の信号機については中部小学校からの要望があつておきまして、総務課のほうにその要望が回つてきております。

それにつきましては、平成18年度の事業として、町としては、これ公安委員会の設置になりますので、警察のほうに要望しておつてございまして、その後もまだ設置されておきませんので、引き続き毎年度要望を続けているところでございます。

公安委員会としましては、信号の設置の要望が、本町につきましてはそこだけではございませんので、ほかのものあわせて年度の事業として要望いたしておりますので、緊急性、通行量、こういったものをあわせて設置が進められているというふうにご認識いたしております。

この今のご質問の場所につきましては、まだついておりませんので、今後まだお待ちいただくということになるのかというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ぜひ継続をよろしく願いしときます。

続きまして、②の小学校区の見直しを考えてはどうかということでございますが、17年6月の定例会の一般質問で、川俣議員さんの質問に対して、傍聴席から一言ということでありましたのでちょっとお知らせしますが、私の提案ですが、町議会で小学校通学区域の変更を検討されたらどうなんでしょうか。久保田地域の東部に居住する子どもたちを、南小学校に通学できるようにすれば、中部小学校の児童対策にもなり、南小学校の児童にも貢献できます。関係者の皆さんへの提案ですということで、ある方が傍聴席からの一言ということでありました。

この方にちょっと朝私も訪ねに行ってお聞きしましたら、やはりそのときは北小学校は人数が多かったということで、今の現状では相当な、その北小と南小を見直したらどうでしょうかということにお聞きしてまいりましたものですから、町としても、先ほど北山議員さんのほうからも出ましたけども、これはすぐはできないと思います。ご理解いただけない点が幾つかあるかと思えますけども、将来的にはぜひ考えていかにやいかんことだと思えますけど、その点をお伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 先ほど北山議員のほうからのお尋ね等の中にも出てまいりましたが、校区の見直しは、今佐藤議員おっしゃったように、どの時期でいうよりか、できるだけ早い時期に、これは見直しはしていくべきだと思います。

現在、子どもたちが減少している状況、数が少ないという学校は菊陽南小学校、菊陽北小学校、ご指摘のとおりであります。ただ私どもがつかめる子どもたちの動態ってなのはゼロ歳から5歳までの6年間の動態ということでもありますから、人口動態っていう結構入ってこられる方々の状況ってのは何らかの形でプロの方がいらっしゃるそうでありまして、ここ何年ぐらいでどれくらいふえるよというそういう把握はできるそうでもありますから、その辺のことが今後業者依頼する状況まで行くかどうかわかりませんが。

ここ何年間かの状況を見てみますと、例えば菊陽南小学校あたり、出ていく人数と入ってくる人数とを比べてみますと、入ってくる人数がわずかに多いという現実がございます。菊陽北小学校も同じように、出ていく、ここ6年間、今までの1年生から6年生までが出て、ゼロ歳から5歳までの子が入るという出入りだけを考えますと、菊陽北も菊陽南も減らないという状況であります。その辺のことがどれくらいこう続くのかわかりませんが、その辺のことを考えますと、校区の見直してなのはもうしていかなければならない状況かなと。

南あたりにおきましては、もう1学年が8名、9名でございますので、1人減り2人減りしますと複式学級というような状況にもなりますから、このことについては学校現場なり、あるいは地域の方々なり、保護者なり、ご意見を聞きながら、できるだけ早い対応をしなければならぬのかなと思っておりますが、いずれにしても光の森等ができた武蔵ヶ丘等は、ご存じのように一時千三百何十という子どもたちがおりました後、分離はしましたが200まで減りまして、今また600まで子どもがふえてきてる状況です。西小につきましては、今の状況を見ますとかなりふえていく状況にもございます。

そういった面で、もろもろ見直しをしていく必要があると考えておりますので、できるだけ早い時期にそういった見直しの状況に移りたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 今教育長がおっしゃいましたけども、やはり南と北ということは、何でふえていかないと理由につきましては、先ほど町長にもお尋ねしてましたように、農振地域が多くて開発ができないということですよ。だから、やはり生徒がふえてこないということの原

困があると思います。そこら辺を含めて、執行部ともまた話し合いをもとに、私は早くこうい  
うとは住民とともに話し合いながら進めていってほしいと要望して、次に移ります。

次は、菊池環境保全組合の各市町の負担金についてということで、①のごみの収集量の誤差  
に対する首長の説明をとってますけども、これはちょっと私も、間違っていたときはちょっと  
ご指摘いただければいいんですけども、廃棄物運搬料の誤差の判明はどのようにしてわか  
ったのか。また、本町に誤差の問題はないのか。また、組合の負担金はどのように対応してい  
くのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 収集車のごみの量につきまして、菊池環境保全組合のほうでは収  
集量を計量しております。その計量方法につきましては、平成19年3月に、それ以前までの計  
量方法を変更いたしまして、計量につきましては収集車の車検の重量、これは車検の重量でな  
のはいろいろ重さが変わった場合には車検のときに変更されますので、まず車検の重量と。そ  
れと、それにプラスしまして乗務員について1人当たり60キロ、2人乗務しますので120キ  
ロ、それと燃料タンクにつきまして、2トン車が75リットルありますので、大体半分という  
ことで40キログラム。それと、3トン、4トン車につきましては100リッターありますので、  
やっぱり半分ということで50リッターということで、2トン車につきまして大体車検重量に  
160キログラム、3、4トン車については車検重量等170キログラムを加算して車の重量といた  
しまして、一度だけ車の重量をはかりまして、全体の重さから登録されたその車の重量を引い  
た部分のごみの重さというふうなことでやっておりました。

それにつきまして、平成20年2月に環境保全組合のほうで再度重量調査が行われてまして、  
そのときに収集車両の重さに誤差が出てきておるといようなことがわかったといようなこ  
とがございました。

本町の重量につきましては、当然委託時、それと収集車についても許可等の業務を行って  
おりますので、重量等についての変更があった場合にはすぐに申し出ること、あるいは申し出が  
あった後についての重量の変更といようなことをやっておりますので、20年2月時の調査時  
点では、ガソリンの重さがありますのでちょうど同じ重さというぐあいにはいきませんけれ  
ども、マイナス20キロから30キロのプラスといようなことで、ほぼ年間にしますと誤差を生じ  
ないといような状況の調査は行われております。

以上でよろしいですか。

それともう一点は。

（7番佐藤竜巳君「何でそれが見つかったのかと、それと町には誤  
差が生じてないのか。そうすると、組合負担金についての関係」の  
声あり）

誤差については今申し上げましたとおりで、わかった分といたしましては20年2月に組合の  
ほうで調査を行って判明しておるといような状況です。

それと、負担金の分については、現在まだいろいろお話の中ではせんだっての2月の組合議会の中で、合志市のほうから収集車に誤差が出ておったので、ごみ量の見直しを行い組合負担金の再調整を依頼していきたいというようなことを組合議会の中で話されておりますけれども、それ以降について協議の依頼とか、あるいは文書の提出とか、具体的な行動は行われておりませんし、まだ両市のどのような状況なのかというような内容も確認できておりませんし、菊陽町としては収集車の誤差はありませんでしたし、組合におけます収集車両の調査というようなのは平成19年3月に協議された2市2町で協議した内容で、協議されたとおりに行われておったと。何ら違うような形で行われていったものではないというふうに思っておるところです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 課長の答弁によりますと、この誤差というと何で発覚したかということは石坂グループからのクレームでしょ、これ。やはり、合志市、菊池市は菊陽と大津と違って、重量のほうで加算されてきよるわけでしょ。重量でしょ。それを車検証のもとでやれば、それもっともっと新しいときはいいけど、古うなればいろんな補修したりいろんなことをして、いろんな場所を修繕して重量が重くなっていくのが当たり前と思うんですよね。それを、まあ合志のことですから菊陽でどうのこうのは言いませんけども、そういったことが発覚してこの問題が出てきてるんじゃないかならうかと思えます。

合志市と大津はこの件に対しても、合志はもう自分地元ですからいろんな説明会はされてます。平成20年2月からずっと来てまた2月、6月、7月、8月、10月、11月というこれは合志の件ですから説明するのは当たり前。ここで過誤金等もある程度名前上げて、2社の名前を上げて何キログラムで幾らということは書いてあります。これはもう合志の説明のとおりです。

大津も取り寄せたところ、5月29日の件で説明をされてます。我が本町に対してはまだ説明はなかったと思えますけども、私の勘違いか知りませんが、あったかないかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） ごみ重量の誤差につきましては、ただいま申しましたようにまだ両市町からはっきり確認してる部分はない点があるわけなんですけれども、ごみ重量の誤差に対する説明につきましては、議員おっしゃられたように、大津町では4月29日の臨時議会のほうで説明されておりますし、菊陽町のほうではちょっと日程のほうがなるべく早くというふうに考えておったんですけども、議会の運営委員会のほうで明日というような日程が組まれておりますので、その中で説明を予定しておったところです。

以上になります。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） なるだけ本当ならば課長、早くしてほしいという点が私の言うところ



です。

次に移ります。

次は、長期包括的運営事業予算の積算概要についてということですが、ちょっと私もわからないので副組合長の後藤町長にお尋ねしますが、もともと環境工学コンサルタントが前回の委託業者だと思いますけども、前回の委託料金が693万円で、積算に基づいて5年間の包括型で事業費が東部清掃工場と環境美化センター、両方合わせて約60億円ぐらいの修理費が出たと思いますけども、この会社が倒産されて、そして財団法人日本環境衛生センターに契約されたとお聞きしましたが、この契約を見ると、当初の方は693万円、このたびは21年度と22年度、21年度が3,677万3,000円、22年度が1,200万円、計の4,877万3,000円ということに契約されたとお聞きしましたが、えらい値段が7倍近くあると思いますけども、この内容はちょっと違うかもしれません。工事の仕様書にはかなり違うところがあるからこの値段になったと思いますけども、その値段の格差がなぜ生じたのか。それと、一般競争入札なのか指名競争入札なのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 長期包括的運営事業予算の積算の根拠ということで、せんだって菊池環境保全組合のほうでは随契によりまして昨年補修業務として設計見積されました、先ほど690万円程度とおっしゃられました補修工事の見積内容につきまして、再度精査をするようにということになりまして、日本環境衛生センターさんのほうと契約されております。

理由につきましては、前年に維持補修業務の設計を委託しました業者さんが経営破綻したということや、設計業務を行うような環境関係のコンサルタントが近年も数多く倒産しております、こういったことから、安全性を確保するというような意味合いで、環境保全組合では財団のほうを選ばれて契約をされているというふうに聞いております。

内容につきましては、前回につきましてが維持補修業務の設計ということだったかと思えますけども、今回の内容につきましては東部清掃工場及び環境美化センターの耐用年数の経過による老朽化もありますので、更新、補修工事等の内容とその経費の精査、それとこの業務が21年、22年と2カ年予定されておりますので、23年度から予定されております長期の包括的委託費、その費用の算定や設備の精密検査、そういうのもあわせて行うというようなことで契約額も追加になってるのかなというふうに思っておりますけれども。

契約額につきましては、環境保全組合も条例の制定あるいは財産権、そういうものも有しておりますので、環境保全組合の規定に準じて予定価格を定め、炉内、それと外も含めて詳細な調査も必要になるということで、内容の委託額の見積書によります内容の精査、そういったものも組合のほうでしっかり行われ、適正だというふうに判断されて契約行為がなされたものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 入札方式は。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 申しましたように、随意契約で入札されてるというふうに聞いております。その辺は安全性を確保のために、今倒産等あるいは前回のこともありますので、財団等のほうが適当だというふうな判断をされたというふうに聞いております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 多くの金額でございますので、各市町村の負担が大きくなりますので、やはり私はちょっとこの4,877万3,000円、ちょっと調べたら、環境保全組合のほうでは県の単価表とか、特殊機械なのでその辺の積算は無理ですということをお聞きしましたが、これは業者からの見積等の中で随意契約ということで、したらいいんですかね。

それと、私はちょっとわかりませんが、そういった金額の差、7倍も近い金額を、そして前の693万円は、例えばそれは使わないでこの4,877万3,000円とするのか。そこがちょっと明白ではありませんので、いま一度課長、よろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 組合の契約行為に対する詳しい内容をすべて詳しく聞いてるわけではございませんけれども、一応契約行為につきましては随意契約でやられたという点と、それと組合の財務規則の中では随意契約によるときにはあらかじめ一般競争入札の規定に準じて予定価格を設定しますし、あるいは見積書の提出等も行われますので、その際に内容等については組合の中できっちり精査されないといけないし、もちろんそのことはきっちり精査されているものだというふうに思っております。

それと、前回との金額差につきましては、ちょっと詳しく聞いてるわけではございませんけれども、今回委託を受けてる財団法人につきましては、炉の状況あるいはこれまでの環境保全組合での運営状況等についてが一から調査しなくてはならないというようなことがあって、金額は高くなるよというようなことは組合事務局のほうから聞いた経緯がございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ある日本環境衛生センターの人はこう言ってますんですよ。前の設計等の瑕疵があった場合、会社としては責任がとれないということで、前の資料は使わないということだと思いますよね。これは、私は本当にこの693万円というと、倒産された方ですから仕方ないとしても、私はこの設計書を生かしながら随意契約をされたり、いろんな方法でやはり見積書をいろいろとられたりしたほうがよかったんじゃないかなろうかという点を考えていますけども。

これと並行して、延命説というて工事費として見積もりをとられたと思いますけども、またこれは31年度延命が終わるとまた新規工場の問題も発生するし、あれが約200億円ぐらいかかりますよね。これは前の金額は30、30、約60億円と、莫大な費用を町が、市が負担せなんとい

うこととなりますが、これは私は以前一般質問しましたけども、新規工場に対して大津もこういう説明はされております。平成21年と22年で、なるべく大津の組合長もそれと並行して、なるだけ早く新規工場を目指していけば各市町村の負担が減るんじゃないでしょうかという意見が出たと思いますけども、町長、やはり各市町村の負担を減らすために、町長その新規工場に対して並行してその予算を無駄遣いせぬという考えがあるのか。そして、それを次に菊池の産廃業者との協定の問題で凍結されているのを、処理区域を平成21年10月までに決定するとなっていますが、それに対しての町長のお考えをお聞きします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この環境保全組合の問題につきましては、これは本町の議会からも福島議員、坂本議員も出られておりますので、また明日そういった中で議会の代表で出ておられますので、いろいろほかの菊陽町の議会の中での説明もされるかと思っておりますけども、690万円ほどで去年できとった、設計ができ上がったものが経営破綻したということで、今度日本環境衛生センターのほうに今3,600万円随契でされたというところではありますが、その件につきまして、今直営でやっておるわけですね、包括から今直営に変わっていますけども。

この先に設計書が出てましたので、その中から今いろいろ委託関係やとるものについては現時点で、今の時点で補修をしなければならぬようなところを見ながら、それも生かしたとるということでありました。

そして、この日本環境衛生センターは今回契約したわけではありますが、ここはいろいろ財団法人でありますので、倒産等の心配もないというようなところで、そして専門的な方もおられるということで、そういうところからきちんとした設計が出てこない、どの工事を進めていくかということで、これも一日もとめることができませんので、そういった中で信頼性のある必要な工事の分について出していただくというようなことで今回なったところでありませぬ。

この施設でありますけども、できるだけ延命措置をとりながら、次の新しい処理場についても整備していくということになりますけども、この点については、今言われましたように、延命措置をとりながら、そして一方では菊池市の、今菊池市は旧泗水町に分だけが来とるわけがありますけども、その件についても菊池市のことも新聞に出ておりましたけども、そういったものをいつまでにはっきりしたところを出していくようなところも詰めながら、次の施設をどう、いわゆる処理区域あたりと、ごみの量がありますので、そういう面についてのところをきちんと整理しながら、組合のほうで進めていかなければならぬということでもありますので、当然次の処理場をどこにつくるかといったことについても、処理区域あたりがきちんと決まれば早くその辺は詰めていかれると思いますけども、そういった面でできるだけ金のかからないような延命措置をとりながら、そして一方では次の段階のところについての取り組みが必要であるというふうにご考慮しております。

また、12日の全協でもまた議員さん方がそれぞれ出とられますので、そちらからまた説明が

あると思います。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ぜひ町長前向きに、町民の税金でございますので、なるべく無駄を省いて、そして町議会にも理解を求めながら、ぜひ頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

なお、明日も一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時56分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成21年6月12日（金）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成21年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成21年6月12日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | |
|-----------|------------|
| 1番 坂本秀則君 | 2番 北山正樹君 |
| 3番 石原武義君 | 4番 甲斐榮治君 |
| 5番 芝和長君 | 6番 岩下和高君 |
| 7番 佐藤竜巳君 | 8番 大塚昇君 |
| 9番 福島知雄君 | 10番 川俣鐵也君 |
| 11番 吉本堅君 | 12番 小林久美子君 |
| 13番 酒井良一君 | 14番 上田茂政君 |
| 15番 梅田清明君 | 16番 鍋島有志男君 |
| 17番 永野輝全君 | 18番 吉村豊明君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

| | |
|----------|----------|
| 1番 坂本秀則君 | 2番 北山正樹君 |
|----------|----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------|-----------------------|
| 町 長 後藤三雄君 | 副町長 松永政秋君 |
| 教育委員長 三島誠一君 | 教 育 長 赤峰洋次君 |
| 教育次長 田中真治君 | 総務部長 宮本義次君 |
| 福祉生活部長 大川育男君 | 産業建設部長 服部貞夫君 |
| 会計管理者兼
会計課長 大野秀治君 | 総務部審議員
兼総務課長 吉岡典次君 |
| 総合政策課長 松本東亞君 | 税 務 課 長 廣野豊徳君 |
| 人権教育・
啓発課長 渡邊幸伸君 | 福祉部審議員
兼福祉課長 眞鍋清也君 |
| 健康・保険課長 阪本修一君 | 環境生活課長 吉野邦宏君 |
| 町民課長 堀川正信君 | 武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君 |
| 農政課長 荒木一雄君 | 建設課長 松村孝雄君 |
| 都市計画課長 坂本恭一君 | 下水道課長 山崎謙三君 |
| 商工振興課長 平野誠也君 | 教育審議員兼
図書館長 帆保勇君 |
| 教育審議員兼
学務課長 大山晃君 | 中央公民館長 堀川俊幸君 |
| 生涯学習課長 佐藤清孝君 | 農業委員会事務局長 志垣敏夫君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程に従って、前日に引き続き一般質問を行います。

大塚昇君、一般質問を許します。

○8番（大塚 昇君） 皆さん、おはようございます。

いよいよ9番、10番目になりました。2人とも農業に携わる者であります。今の農業情勢をあらわすかのように、なかなかトップに立つことができません。

それでは、質問をさせていただきたいと思います。

昨年末からの世界的同時不況が今なお続く中、アメリカではアメリカを代表するような大型乗用車キャデラックでおなじみのGM社、ゼネラル・モーターズが、負債総額16兆4,000億円という莫大な額で破産法を申請し経営破綻したと報道されております。アメリカの繁栄の代名詞、アメリカンドリームというのはだれもが知っている言葉だと思います。その象徴だったGM社、ゼネラル・モーターズの経営破綻は、米国に大きな衝撃と影響を与えているようです。日本にも似たようなCMがありますが、米国少年の夢は、いつかはキャデラックに乗ることであり、またGM社がミシガン州にあるということで、アメリカ東部学生の夢はデトロイト中心街にあるGM社の14階役員室を目指したと言われております。

今日は決して経営破綻の話をするためにGM社を持ち出したわけではありませんが、夢、ドリームについて申し上げたいからであります。夢を持つということはいつの時代でも大事なことであり、世界じゅうどこの国でも同じだと思います。夢を持つことは大人でも子どもでも必要なことであります。特に子どもたちに夢を与える、夢が持てる環境、地域、町をつくること、私ども大人の使命であり義務だと思います。本日はそういった趣旨での夢のある将来の菊陽町について質問をいたしますので、できますなら夢が持てる答弁を期待しております。あと、通告どおりに質問席にて質問しますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 3項目ほど通告しておりますけれども、まず1番目に、町立保育所の民営化について質問をいたします。

この問題についてはこれまでも何回か一般質問でも取り上げられましたし、今回も2名の方が詳しく質問されております。民営化についての目的や移行に至る手順等については、課長の答弁なり全協で2回ほど説明もありましたので、今のこの時代、必要なことであるとは理解しますが、まだまだ十分に承知、納得するまでには至っておりません。先日の2名の方の質問

と重複しないように心がけまして、不安に思う点、私が心配な点について質問したいと思います。

1 番に、国も子育て、親育て、社会、地域をつくることを最優先課題としているが、民営化に移行して問題はないかとしております。少子化担当大臣まで誕生するように、少子化の問題が極めて深刻化しており、一つの手段としてさまざまなニーズに対応し、より一層の保育所の充実が求められて、民間活力が十分活用できる事業については、委託または民営化を図る理念のもとに町においても民営化が進められておりますが、まず少子化について少し述べたいと思います。

先日の新聞報道で出生率が3年連続でやや上昇、熊本県1.48は全国で第4位とありました。現在の日本の人口が適正かどうかわかりませんが、今の人口を維持していくには出生率が2.08だそうです。私どもが生まれました昭和24年は、出生率は3.65で、その子どもたち、昭和48年生まれば2.14で、子どもの数が全国で209万人、平成20年が1.37で、子どもの数は109万人、35年間で子どもの数が約半分に減少しております。昭和24年生まれの私ども、今年60になります。年金一つにしなくても、今の子どもたちでは負担ができない状況にあります。このように、少子化の進行が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるということで、子育てと仕事の両立性を中心にさまざまな対策がとられてきました。

その中で、町においても次世代教育支援に関する行動計画が義務づけられ、さんさん輝く陽っ子プランが作成されております。その中の基本理念として、子どもたちに元気、笑顔、夢を、子育てに安心と喜びをとあり、目標として住民一人一人が子育て家庭を支える意識を持って行動する町、そして地域ぐるみで子育てを支える町の実現とあります。これがまさに町立保育園がこれまでの長い歴史の中で取り組んできたことではないでしょうか。

民営化に移行する準備が着々と進められておりますが、私立の保育園が、果たして公立の保育所のように地域とのかかわりを持つことができるか、大変心配しております。まずこの点について町長はどのような認識を持っておられるか、質問をいたします。

○議長（吉村豊明君） 福祉審議員。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） それでは、質問の、国も子育て、親育て社会をつくることを最優先課題としているが、民営化に移行して問題はないかという質問に対してお答えをいたします。

質問の中で、子育て、親育て社会を国が最優先課題として推進しているとお話しされましたけども、これにつきましては、平成16年6月に国が定めた少子化社会対策大綱のことを言われていると思っております。

この大綱では、少子化の流れを変えるための3つの視点が示されております。その中の一つに、子育て、親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていくとされております。内容を少し説明させていただきますと、近年、核家族化、地域社会の変化など、子育てをめぐる環境が大きく変化したため、家庭のみでは子育てを負い切れなくなってきており、さらには虐待

などが深刻な問題となっている。祖父母などの親族や近隣など、身近な地域社会での助け合いのネットワークが有効に機能することが望まれる。このため、かつて家族や地域、集落が担っていた次代の育成を支援する機能を、地域や社会の力をかりて現代社会にふさわしい形で再構築するとともに、子育てを社会全体で支援していく新たな支え合い等、連帯による子育て支援の体制をつくり上げていくことが求められております。地域、職場など、社会のあらゆる場面で子育てや家庭生活が尊重され、社会を挙げて子育てを応援する社会風土の醸成や、子どもを大切に作る国づくりが求められているとされております。

さて、質問の件でございますけども、まず町立保育所と地域のかかわりについて説明をさせていただきますと思います。ご存じのとおり、町立保育所が各地域に開園されて、8つの公立保育所すべてが30年を経過しております。この保育所は地域と一緒に歴史を刻み、地域と一緒に歩んでまいっております。

各保育所におきましては、毎年、年間行事計画を策定をいたします。この計画の中に地域の人たちとのかかわりが出てまいります。幾つかご紹介をしますと、大きなイベントといたしまして、まず運動会があります。来賓といたしまして地域の区長さんや民生児童委員さん、それから近隣の皆様にもご案内がございます。

(8番大塚 昇君「課長、もう結構です、わかりますので」の声あり)

はい、卒園式についても同様でありまして、それから、地域のお年寄りを招いてひな祭りや豆まき会も行います。そのほかにも祖父母参観や民生委員さんとの交流会も行っており、地域の交流については積極的に図っていると。

では、私立保育所ではどうしているかをお話しさせていただきたいと思います。

先日、平成19年4月に民営化されました熊本市の寺原保育園に担当職員を派遣し、地域とのかかわりについてお話を聞いてまいりました。

まず、入園式と卒園式、発表会には周辺の自治会長さんと民生委員さんにご案内をいたします。7月の七夕祭には地域の高齢者や近所の方がたくさん参加されます。また、夏祭りには卒園した小学1年生から3年生が参加し交流が行われます。運動会では小学校長と自治会長さんへ、秋祭りはバザー等を行い、地域の子どもからお年寄りまでたくさんの方が来園されます。世代間交流もやっておられ、中央在宅センターを訪問し、地域高齢者と交流が行われておりますし、12月のもちつきには食育推進委員や消防署職員、地域の高齢者等が参加されているということでもあります。このほかにも町内の認可保育所にも話を聞いたんですけども、やはりいろんなイベントにおいて出席を依頼していると、参加をお願いしておるということでありました。

ご存じのとおり、町が定めておりますガイドラインにおきましても、地域活動事業に積極的に取り組むことを条件にしております、民営化後においても地域に愛される保育所運営が行われるものと私は思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 今、課長のほうから寺原保育園または近隣のことを説明されたと思います。そういうことが菊陽町の保育園を民営化に移行した場合に、私立の保育園でやっていかれるものかということ町長に聞いたかったわけでありまして。1回目の質問ということで、町長、よろしく願いをいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま課長のほうから説明したように、民営化する場合のガイドラインの中に地域活動は取り入れることを条件としておるところであります。私も菊陽町に私立の保育所が1園できまして、そこにはやはりこの民営化の問題もありますので、いろんな行事等のときに参加しておりますけども、そこに行きますと非常に、やはり私立の保育園というのは、子どもさんを預けておられます保護者の方々から、この保育園は非常にそういう面が行き届いているということは、そういうところを大事にしていかなないともう翌年の入園のほうにつながっていくということで、その真剣みというのは非常に大きいなということを感じたところであります。

そういった面で、民営化のほうになっても、私立の保育園というのは子どもたちの保育というものにサービスと申しますか、その辺を力を入れないと翌年にかかわるということで、その辺はもう一生懸命やっていかれるということで大丈夫だというふうに感じております。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 町長のお考えはよくわかりました。

民営化、初めてのことでありますので、保護者の皆さんの不安というのは大変あるかと思えます。その点をよく考えて移行に移っていただきたいと思えます。

それからもう一点、質問をいたします。

先日でしたか、町長答えられておりますけれども、公立保育所運営費や施設整備費の一般財源化や、延長保育、特別保育事業の交付金の削減等で、財政面からも民営化は必要であると言われておると思えます。子育てというのはただ財政面からでははかり知れないものがあるかと思えます。行財政改革また三位一体のあおりで運営費や施設費の一般財源化、交付金の削減は当然あっておりますけれども、また反対に税制改革の財源移譲で町民税のほうにおきましては、私たちの出す分も多くなりましたけれども、町におきましても19年度は18年度に比べまして3億6,000万円ほどふえております。固定資産税、これはソニーとか大型の企業の誘致によるものでありますけれども、人口がふえたおかげで町民税がふえる、この3億6,000万円というのはやはり有効に使うべきではなかろうかと思えます。ただただ財政面だけではとても、町長もそういうことばかり考えておられるとは思いませんけれども、そういうことを踏まえて、財政面のことをもう少し、もう一回町長の口から、どういうふうにされるおつもりか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この保育所の民営化という中で、16年度から町立の保育所については一般財源化ということで、普通交付税の中の需要額、交付税は需要額と収入額があって、その需要額から収入額を引いた残りが交付税で来るわけですが、その額がもう非常に本町では減っておるといような状況であります。いずれは、近いうちに、不交付団体になればもう全部税収で賄わなければならないということになるわけですが、そういった中で、この民営の場合につきましては、国からもともと一般財源化される前の状態でありました国からの、いわゆる国庫負担分が補助金として現金で民営化分については交付されるということでありまして、そういった面で、保育所関係の分についても民営化された分についてはまた、交付税は来なくなってもそちらのほうで財政的な面で国庫負担金の分が交付されるようになりますので、一般財源化すればもう交付税がほとんど来ませんのでそういった面がありませんけども、民営化すればそちらのほうの、国からお金が来るということで、その来た分をまた子育て支援関係の分について充てたいという意味での財政的な問題ということで答えたところであります。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 町長のお考えは、財政面でそういった方向でよりよい保育園をつくるということでの民営化の移行だろうと思います。この保育園を取り巻く情勢というのは、大きな社会の現象の一つであろうかと思っております。親の就業の変化、またそれに伴って核家族化やいろいろなものが保育園に求められていると思っております。そして、その少子化というものもそういったあたり、影響での少子化だと思っておりますので、社会の変化、これはやっぱりすべての子どもと子育て、そういった家庭を支援していくというのは、これは大きな社会現象の中では町の責任であるかと思っておりますので、ぜひそれを忘れずに、そして急がずに民営化のほうに移っていただければと思います。よろしくお願いをいたしておきます。

それでは、次の2番に移ります。

新しい時代の保育、子育て支援には経験豊富な職員が必要と思うが、何年も職員採用がない時期もあるが対応できるのかとしております。

平成19年9月現在の保育士及び調理師、正職ですが、年齢別構成状況を見ますと、20代が1名、30代は多くて13名、40代がまた少なく2名、50代は多く16名です。20年3月の保育所運営に関する報告書にもありますが、新しい時代における子育て、子育て支援に対応していくためにバランスのとれた年齢構成となるような職員採用、研修体制の改善、充実などによる高度な専門性を持った人材の確保、育成に努めていくことが必要とあります。

構成状況を見ますと決してバランスのとれた職員採用と思いません。まず町長にお聞きしますが、これからの町立保育所において指導的な立場に立つ40代が8年間も採用がゼロ、なかったということはどういう理由でそうなったのか。その当時は審議員であったかと思っておりますので、その経緯なりを質問いたしたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 総務部長。

○総務部長（宮本義次君） それでは、町長ということですが、私のほうから答弁をさせていただきます。

昭和55年から採用があっておりません。これは当時私が担当しておりまして、8園で615人という定員でございますが、その中で51人ぐらい職員がおりました。ご存じのように、児童福祉施設最低基準というのが33条で示されておりまして、ゼロ歳児から未満児につきましては6人に1人、それから3歳児につきましては20人に1人、4歳、5歳につきましては30人に1人ということで、当時におきましてはその職員で十分対応できておりました。ところが、最近25%増員といった、そういう傾向がありまして、現在はふえているような状況と思います。

採用につきましては、昭和52年、3年ということでありましたが、これにつきましては、武蔵ヶ丘第1園、それから第2園の開園ということで採用がなされております。その後につきましては、結婚退職、それから定年退職も少々あったんですが、平成4年度からはまた採用ということになっております。

年齢構成、今回の答申にもありますように、園長は20年以上、それから主任は10年以上というか、そういうことで定めておりまして、年齢構成につきましてはこの保育措置児童によりまず職員数が決まっておりますので、その年その年によって職員数が変わっておりますので、正規の職員を入れた場合につきましては、当時、今阿蘇市ですが、阿蘇町のほうが13園ありまして、要するに組織順の人員費プラスの当時1億3,000万円ということでは話を伺っておりました。その中で民営化、公立保育所の小規模保育所、それから社団法人ですか、そういうことに移管していったという経緯がありますので、職員の採用につきましては、通常の一般事務と違いまして、最低基準で定めてありますので、それをもとに対応していくということになっております。これにつきましては、県の定員管理につきましてもその職員数が平成3年が218、それから4年から221、その枠の中でやっておりますので、この空白というのは退職、それから児童措置数の問題等も含めまして採用があっていないということになっております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） その採用の経緯につきましてはよくわかりました。それじゃあ、その職員の採用というのは、そのときの状況によってそれぞれやっておられたかと思います。ただただ8年間ゼロだったということですよ。そういうことで、あえて職員採用については余りわかりませんので言いませんけれども、民営化に移る場合に公立保育園の役目というのは、休日保育、病児や病後児保育、一時保育など、公立としての特性を生かせる事業を積極的に推進していくとなっております。それには経験豊かなベテランの保育士、あるいはちゃんとした意識を持った正職の方が一番必要であろうかと思います。そういう点、今の正職1人に7人か8人の臨時の保育士さんと聞いておりますので、それでこういった町にしかできない、公立しかできない子育て支援等、保育所の運営が立派にできるか、課長に改めて聞きたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 福祉審議員。

○福祉部審議員兼福祉課長（眞鍋清也君） 確かに議員が言われるように、正職が30名程度と、それから臨時が今130人ぐらいおりますので8割程度が臨時ということで、その正職だけではとてもこの8園のローテーションを組めるような状況ではありませんので、このバランスをうまく考えたような臨時の配置ということで今考えておまして、ちょっと若干、正職と臨時を含めた職員の数を言わせていただいでよろしゅうございますか。

163名になります、合計で。この中で20歳代が54名になります。30歳代が39名、40歳代が29名、50歳代が41名、これは今年の6月1日現在の正規職員と臨時職員を含めたところでのバランスということでお話ししましたけども、この臨時さんを当然こういう状況で当てないと、30名程度の正職でございますので、正職だけをカウントしますと、議員が言われたように20代も少ないし40代も余りいない。30代と50代で占めておるとということで、非常にバランス的には悪い状況にありますので、こういったバランスを確保するためには、やはり臨時職の配置といえますか、臨時職員に頼るところが大きいということになります。

ただ、今後民営化を進める中で、公立園の役割というのが位置づけを民営化計画の中にもやっておりますけども、正職じゃないとできない、臨時保育士はできないということではないんです。当然この保育士というのは、国家資格を取って教育を受けて経験を積んで、今うちの公立園でもクラス担任とか、そういった重要なポストも位置づけてやっていただいておりますし、経験もそうして踏んでおりますので、正職であればそちらのほうがいいんですけども、今の財政的なものから考えた場合に、やはり臨時職員の力に頼ることが大きいのかなという感じがいたしますし、民営化後においてもやはり臨時さんの力もおかりしながら、町、福祉課サイドとしては極力、最低でも退職補充とさらなる採用については人事当局のほうには要望をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 課長、ありがとうございました。よくわかりました。

今163名のうち、振り分けも言っていただきましたけれども、民営化に移行した場合、公立が今8園ありますけれども、仮に5園になった場合、今の正職1人に臨時6名でなくて、反対のように、正職の足らん分を臨時さんで雇うというのが理想であろうかと思えます。その仕事の内容は国家試験を受けて全部一緒でありますけれども、その認識といたしますか、安心して働ける、何十年も働くという観点からは、やはり正職でないと、そういった身を粉にして一生懸命保育のために頑張るといのはなかなかできないのではないかと思いますので、その点を5園になった場合は正職ばかりですのような気持ちでやっていただきたいと思えます。

町立保育園がこれまでの長い歴史の中で果たしてきた功績ははかり知れないものがあると思えます。これはだれもが認めるものです。地域とのかかわりも深く、子どもたちはもちろんですが、親も一緒に成長してきたものと思えます。今後2つの私立の保育園が建設を計画されておりますし、少しここは時間をかけて様子を見て、民間移行には決して反対ばかりではありま

せんので、地域や保護者、議会にも十分説明をされて慎重に取りかかったほうがいいのではないかと思います。これで保育園の民営化について終わります。

次に、2番の鼻ぐり井手公園の将来についてに移ります。

鼻ぐり井手については、400年前の慶長13年、1608年に加藤清正公によってつくられた農業土木の歴史的遺産であり、現在も180ヘクタールの水田が恩恵を受けており、町指定の文化財であるというのはもう皆さんご承知のことと思います。昨年11月3日には鼻ぐり井手築造400年祭が、町の全面的な協力のもと、地元ボランティアさん、実行委員会さん等によって盛大に開催されまして、大変なにぎわいであったと思います。たしか町内外から3,000人の方が来られたかと思えます。この歴史的に見ても貴重な農業土木遺産を後世に残す、周知するためにも地域の活性化はぜひ必要であります。活性とあわせて3点質問をいたしたいと思えます。

まず初めに、資料館やトイレの建設計画は考えていないかということで質問をいたします。

昨年の400年祭以来、新聞等で報道されたこともありまして、毎日絶えることなく見学者、来園者があるようです。何月何日にどこから何人で、観光客なのか趣味で来られたのか、休息なのか、ただただ知っていたからなのかということ、南部町民センターのほうで細かく状況を把握されております。

例えば、昨年の8月13日、神戸から観光と休息で14名とか、遠くは韓国の水環境保全視察団が、報道で知ったと10月8日に17名来られています。町内外はもちろんですが、県外からも多く、400年記念祭の3,000人を含めまして昨年度で4,943人の見学者、来園者とのことでした。本年度も5月24日までに775名来られて、多い日は60名近く来られており、そういう中でトイレがないというのは大変な不便さであります。平日は南部町民センターで、休日は南部町民センターが閉館のときはJAのガソリンスタンドまで行かなければならず、県指定や国指定をも視野に入れていると町長は言われますけれども、まずはトイレの建設をどうするかが一番の問題かと思えますが、町長、このことにつきましてどう考えておられるか、お聞きします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この鼻ぐり井手の公園でありますけれども、これにつきましては、今大塚議員のほうから言われましたように、昨年、築造400年祭ということで開催しましたところ、特に地元のほうで実行委員会までつくっていただきまして、もう実施する段階では地元のみならずいろんな方面からのボランティア、関係団体等の協力も得て盛大にできたところであります。そして、その後も非常に報道関係のほうでも開催に向けた中で、もう何回も取り上げていただいたということで、非常に知名度が上がりまして、県内外からも今も大勢の方々に来ていただいているところであります。

そういった中で、お尋ねのまずトイレの件であります。これは先般この鼻ぐり井手祭が終わった後の反省会等の中でも、ガイドされるボランティアガイドさんの中でも、何が必要かというたらやっぱりトイレをぜひ設置してほしいということであります。この件につきまして

は、もう早急に、建設場所あたり、それから事業費等の関係もありますけども、こういった形であるかということではありますが、これについては早急に対応しなければならないというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 私も今まで何回となく質問をしましたがけれども、初めて検討するでなくて取り組むという答えをいただきまして、もう後は質問いたしません。

いろいろと、トイレを建設されないならば資料館をつくってもらってはどうかとか、その片隅とか、物産館をととか言うつもりでございましたけれども、トイレが一番ですので、ぜひ早急に取りかかっていたきたいと思えます。

2番に移ります。

観光的には常時中須山に渡り、白川を眼下に井手の吐や分水の工夫に接することが一番と思うが、実現できないかとしております。現在の鼻ぐり井手公園も平成9年から15年までに約4億1,300万円かけて整備されるまでは、竹山で覆いかぶさり地元の人にしか知られておらず、私たちが小学生のころは恐る恐る鼻ぐりを渡って山の中を帰っていた記憶があります。

400年記念祭の折、水どめされた水路を歩いてみると先人たちの苦労の跡に接し、神秘的な気持ちになり、中須山に渡ると水害を避けるためにつくった分水の工夫や吐の仕組みをじかに見ることができます。また、何千年、何万年かけてできたであろう白川、そして蛇行した流れを見ますと、自然の大きさに感激します。歴史的にも貴重な遺産ではありますが、現在も現役で使用されており、町の有力な観光地になる可能性がありますので、常時中須山に渡られるようにできないものか、また将来の構想を町長どう考えておられるか、よろしく願いをいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この鼻ぐり井手でありますけども、今議員が言われますように、昨年この400年祭時には馬場楠堰土地改良区の協力を得まして、臨時的に公開をさせていただいたところでもあります。それによって中須山に渡って井手の分岐点や吐き口、白川のエンシャ淵などの見学ができたところでもあります。さらに山の中の管理道を通して井手床まで見学をしていただいたところでもあります。

通時は自由に出入りすると事故が心配されますので、今のところは観光的な来園者にあってはイベント時にだけあけていただくようにしているわけではありますが、今後のことではありますが、この鼻ぐり井手は、今議員が言われましたように現役の施設であるということで、今も180ヘクタールの水田を潤しているということで、馬場楠堰土地改良区の管理下ある井手の中にある施設であります。

そして、一番考えなければならないのが、これが歴史的農業土木遺産ということで、専門家の方々のお話を聞きますと、この文化財的な価値というのが、恐らく日本にもうこれと同じよ

うなはないんじゃないかと言われる学者の先生方もおられるところであります。そういった意味で、これを100年後までの菊陽町の大事な文化遺産として残していくためには、どう保存していくかというのが大きな一つの課題といたしますか、大事にしなければならない点であります。

それともう一点が、これを観光資源としてどう活用していくかということでもあります。県内外の方々へ我が町をアピールする大事な広告塔になる施設でもありますので、そしてこれがまた南校区のほうの活性化のほうに生かせるようなところも考えますと、そういった観光的、今言われたようなことにつきまして、その調和をどう持たせていくかというのが一番考えておかなければならないかと思えます。

そういった意味で、昨年も専門家の方々から鼻ぐり井手のなぞに迫るということで、シンポジウムの中でいろいろご意見いただいたんですけども、今後は地元の保存会のほうも区長さん方中心に立ち上げていただいております。それから、土地改良区そして学識者の方々も交えて、これをさっき質問はされませんでしたけども、資料館ということでありましたけども、そういったことをつくっていく場合に、この構想あたりを立てていくような検証会といたしますか、そういったものを早く立ち上げてやらなければならないかと思っているところであります。

それで、そのためにはこの鼻ぐり井手、また白水地区にいろんなまだ文化財もありますけども、そういったものの、今高齢者の方々が生きておられる間にできるだけ、今までに私たちがまだ耳にしたことのないようなこともいっぱい掘り起こしをしていただいて、これの存在感をまた高めていくようなことも必要じゃないかということで、今年も10月18日に予定してありますけども、そういった方向に向かってまた地元のほうとも連携をとりながらやっていきたいと思えます。大塚議員さんも地元の議員さんでありますので、ぜひご協力をお願いしたいと思っていますところであります。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 2番につきましては、構想とか町長の考え、よくわかりました。1番とあわせて、資料館、町長のほうからつくるように言われたように聞こえますので、ぜひ一緒に考えてつくっていただきたいと思えます。先ほど言われましたように、南校区には文化の香りがいっぱいしております。宝の山、宝が眠っております。なかなかそれを掘り起こすまだ機会が、機械はありますけども機会がありませんので、これからはそういったほうに一生懸命に努めていきたいと思えます。

それでは次、これが一番の問題でありますけれども、南校区の活性化にどうつないでいくかということです。

大盛会でありました昨年の400年記念祭、今年も10月18日に鼻ぐり井手祭として多彩な催し物が計画されておりますが、一時的なもの、イベント的なもので終わらないためにも、南校区の活性化とあわせたものでなければならないと思えます。

昨年の6月議会でも地域の活性化にどうつないでいくか町長に質問しましたが、鹿児島県の柳谷地域を紹介され、地元の人たちが真剣に取り組むことによってこそ活性化すると答弁をされております。当然なことではありますが、法的な制約や規制でこれだけ地域間の格差ができております。町で無理なら県へ、県でもだめなら国へ申し上げていただき、いま一度行政が、町が一步踏み出して取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。何遍もで申しわけありませんが、町長にお聞きします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 質問事項が鼻ぐり井手公園の将来についてというところでありますので、それからお答えしたいと思います。

この南校区の活性化の中で鼻ぐり井手をどう生かすかということでありますけども、鼻ぐり井手は、南校区の発展につなげていく、活性化につなげていくための一つの大きな広告塔になると思っておるところであります。

そして、多くの人々が来る中で、やはり観光面といった場合にはそこに一番大事なのは、経済的な効果が出るということではないと長続きはしないと思います。いろんな資料等を渡しながら説明をして、提供するだけではなくて、そこから経済的な効果が上がるということが大事であるかと思うわけでありますけども、南校区のほうで今農政のほうと文化関係の生涯学習課あたり、それから総合政策課が連携をとりながら、それと商工振興課もやっておりますけども、そういった中でありますが、この南校区のほうを見ますと、そういった人が集まる中でほかの文化財もありますし、また上のほうの台地を見ますと、果樹関係、ブドウやらナシ園もありますし、そして花を栽培しておられるようなところもありまして、そして農産物は大変おいしいニンジンそれからカライモ、いろんなほかの野菜もとれてますけども、そして鼻ぐり祭のときにも地元のほうで加工品をつくっておられましたけども、そういったものも大変、あっという間に売れてしまったということでもあります。そういう面がありますので、全体的な面的な横の広がりを持っていくような、特にJRのほうとも連携をしながら、鼻ぐり祭のときにもウオーキングを入れていただいたところでありますけども、平成23年にはねりんピックで菊陽町でウオーラリーがあるということで、これも決定しましたので、そういったところも視野に入れながら、いろんな散策をしながらそういったものを南校区のほうに経済効果に結びつけるようなところにやはり視線を置いたこれからの活性化が大事ではないかと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） ありがとうございます。

町長、南校区、一番宝の山ではありますけれども、まだまだ覆いかぶっておりますので、早く上を取り払っていただきたいと思います。経済的な効果が一番ということでございます。私も一番国体道路周辺は農業をしますところでありまして、景色もいいし空港も近い、本当に宝の山、宝が埋まっていると思います。大きな一つの農業ゾーンとして活用できるならと考えてお

ります。

先日も小学校の校区再編の話も出ましたけれども、実際、南小、先日運動会に行きまして64名しかおりません。大変寂しい、いいほうに言えば和気あいあいとしていいんですけれども、大変寂しい限りです。ただただ校区編成というのは人数合わせではいけないと思います。根本的に地域の活性化というものを考えて、それとあわせて校区の編成等も取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります、3番です。

農業問題について。

この問題につきましては、私議員にさせていただきまして7年目になりますけれども、毎回やっております。これまで10回以上やったかと思えます。しかしながら、農業というのは国の政策にも左右されますし、外国との関係や気象条件など自然的要因もあり、一朝一夕にはなかなかよくなりませんが、毎回あきらめずにやっております。今回も質問いたしますが、1にしております、国は自給率をおよそ10年で39%を50%に上げる目標を立てている。農地転用など、都市計画の見直しは望めないのであれば、今後農業をいかに守り育てていくかであるが、どのように考えているかとしております。

今朝の新聞にも民主党が39%を50%に上げると明記されております。もうほぼ50%に自給率を上げる計画はあるかと思えます。そのためには、今全国、日本じゅうで農地が465万ヘクタールあるそうですが、それに50%に上げるためには462万ヘクタール必要だそうです。462万ヘクタールといいますと、熊本県全体の面積が74万ヘクタール、全国で15位だそうです。その5倍、6倍以上が農地です。熊本県全体の面積74万ヘクタールのうち11万9,800ヘクタールが農地だそうです。

そういうことで、今ある農地を少しも減らさずにしていかなければ自給率を50%維持することができません。どこにでも作物、農産物というのは植えられるものではありませんし、農地でなければ植えられませんので、そういったことで農地を減らすことができない、ならば市街化調整区域の今までの人たち、住民の方々は農業でしか生きていくことができません。大変なまた格差がつくと思えます。そういうことで、これから農業をどう守り育てていくか、簡単に、簡単とは言いません、力強く一生懸命に答弁をしていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） おはようございます。

自給率でございますけど、熊本県の食料自給率が新聞に載っております、大体今年が61%ということで載っております。それで、近年の農業を取り巻く環境の変化に伴い、農業従事者の高齢化が進んでいる中、農業を将来にわたり発展させ活力に満ちた農村を築くためには、その推進力となる認定農家を長期的視点に立って支援、育成していくことが重要であると思えます。

また、自らの経営改善計画に基づき、必要な機械等を補助制度等を利用して導入していただ

き、規模拡大のため農地の集積や改善管理能力の向上、さらには経営、技術力の提供を関係機関と連携していきたいと思います。

その中で、地産地消のPRとして地元農産物の消費拡大を図るために、消費者が安心して購入できる顔の見える農産販売を直販所等で販売するほか、農産加工グループによる地元食材を使った加工品の販売や、学校給食、保育園、地元企業の食堂等にも地元食材の活用の推進を図っていききたいと思います。また、農業体験学習として田んぼの学校、中学生の農業体験、また今年は小学生のキャンプによる放牧地体験等、農業に触れてもらっていききたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） それをするために菊陽町の農地がどれだけ要るか、認定農家がどれだけか、後継者がどれだけかというのを最初に聞く予定でありましたけれども、時間の都合で私のほうから申し上げます。

調整区域の農地面積が1,764ヘクタール、そのうちの農振用地が1,379ヘクタール、専業農家が217戸、認定農家が192名、40歳未満の後継者数が35戸となっております。これで果たして菊陽町の、市街化もありますので1,800ヘクタールぐらいの農地を守っていくことができるでしょうか。ただただ机上の空論で50%に上げると言いますが、ただただつくってばかりでは農家は立っていきません。やはり経済的効果、飯を食っていかなければ後継者も育ちません。

そういったことで、私の提案ですけれども、今大変農業が疲弊しております。大行一番魅力のない職業になっておりますけれども、そういった自給率を上げるためには、それとまた多面的機能を保つためにも農業というのはぜひ必要でありますし、今の県知事も川辺川ダムが終わった時点では農業に力を入れる、夢のある農業を築くと言っておられますので、町もぜひ負けないように頑張ってくださいと思います。

そういうことで、町、行政がJAや各生産組合団体等と連携しまして、疲弊した農業、農村をどうするかというふうに、保育所等で検討委員会がありますように、ぜひ検討委員会等を立ち上げていただいて、みんなで話し合って農業を守り立てていくようにしていただきたいと思っておりますけれども、最後に町長、お願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 農業の振興というのは、これはもう国としても自給率をどう守っていくかということで、農地を大事にしようという動きが出たところであります。企業参入等も農業のいろいろな話も出ているところでありますけれども、今議員が言われましたように、菊陽町の中での農業の振興につきましては、いろんな、現在もやっているところでありますけれども、やはりどう農業を振興して、やっぱり農業をすればきちっと採算のとれるような農業に持つていくためにはということでは、今議員のほうから提案がありましたことにつきましては、非常に私もそういうものがあって、その中に消費者、町民の消費者、食育の推進という意味では入って

いただいて、その中で農業をどう守り育て、そして安心して、いろんなことがあっても菊陽町におればちゃんと農畜産物はどんな場合でも守っていけるという、そういうことができればと思っていますところでもあります。

この件につきましては、ぜひいい提案をいただきましたので、私も同じようなことを考えておりましたけども、ぜひこういうものも立ち上げながら、その中から何か菊陽町独自のものが生まれていくならと思っておりますので、ぜひこの件についても担当課のほうもちゃんと部長も課長も聞いておりますので、取り組みをさせていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 今日の質問、2つほどいい返事をいただきまして、大変うれしく思っております。最後に一言申し上げます。

議会と行政は車の車輪によく例えられます。先日も同じ方向に向いていかなければならないと言われました。全くそのとおりであるかと思えます。私はその中で両輪の間にデフというのがあります。デフレッシャルギア、日本語でいいますと作動歯車、車輪の回転を時と場合で回転に差をつけるものであります。目的に向かう道、議会も行政も同じだと思います。その向かう道には、きざな言い方ですけども、曲がった道もありますし方向転換もたまにはしなければいけないときもあります。そういったときに、一方の車の回転を抑える、それがデフの仕事であるかと思えます。議会と行政、それぞれ違う立場で、使命は同じでありますので、ともに理解し合って、これからのまちづくりのために頑張っていこうではありませんか。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時53分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君、一般質問を許します。

○1番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。議席番号1番の坂本です。

本日は質問事項に従いまして5つ、1番目に農道の車両規制について、2番目に新規就農者及び後継者の支援について、3番目に農工商連携推進について、4番目に小学校再編について、5番目に同居世帯促進についてを質問いたします。

質問は自席で行います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、質問事項1番目の農道の車両規制について。

①のタクシー等の営業車両等を進入禁止にできないかについて質問いたします。

タクシー等の車両を進入禁止にできないかで、これ町内全般の農道に言えることでありますが、特に入道水から古閑原にかけての上井手添いの農道がひどく、朝7時から9時にかけて、また夕方の5時から7時にかけて、大津駅や大津町のホテル等からのお客さんの原水セミコンテクノパークへの送迎と思われませんが、時には5から10台連なってスピードもかなり出して我が物顔で通行しています。この現状は古閑原内の下水道工事の際、迂回路としてこの農道を使用したことで、そこからタクシー等営業車があそこを使用する要因になっているのも事実です。

我々農業者は農道を整備する際、国の補助を受けて基盤整備等で行いましたが、その際、地主が減歩の形でお互い土地を提供し合って整備された道です。そして、今まさに田植え前の農繁期で、1年で最も忙しい時期であります。このタクシー営業車と、一般車両もですが、進入されて農作業にも支障を来す事態が起きております。そこで、特にタクシー等の営業車両を農道に進入禁止にできないかを質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

一般道路は乗用車等の高速自動車等が通行するのに対して、農道はご承知のとおり、耕運機などの小型車、トラクター、コンバインなどの大型の特殊車両が通行するほか、農作物の出荷、肥料などの運搬に際してトラックなどが通行するほか、一般車両が通行する道路にもなっています。農道とはいえ道路である以上、タクシー等の一般車両の進入禁止にすることはできないと考えています。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 進入禁止にできないと言われましたけど、地元の住民さんがもう目に余るものがあると。本当、時には5から10台連なってスピードもかなり出して、どうにかならないかと要望がありまして、自粛を促すような、ちょっと遠慮いただくようなことはできないんですかね。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） これは2番、3番にもありますけど、自粛をお願いするという看板につきましては、一応公安委員会等と調整を行って可能だと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 今のは2番にも入りましたが、3番にかかわることですけど、2、3番、次一緒にでも構いませんけど、まず2番ですね。下原堀川線完成に伴い堀川地域の農道に一般車両の進入が考えられるが対策はについてですが、下原堀川線は平成23年3月に完成予定とのこと。11日の北山議員の質問の際、下原堀川線の先の大津植木線ですかね、西合志線ですかね、あそこまでの延伸は考えられないかとの質問で、当面考えていないということでした。

この路線が完成しますと、原水新山線で三差路になり、特に朝、その手前で渋滞が生じると考えられます。渋滞になれば一分一秒を争う通勤者は農道へ進入すると思われませんが、現に今でも我々の農道、特に原水地区が多いんですが、かなりの方が農道を使い通勤されております。そこで町として今後どのような対策をとられるのか、3番目の質問と同じ答弁でも構いませんので、どうでしょう、対策のほど。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 今、下原堀川線なんですけど、これがご質問のように、平成23年の春には使用開始の予定ということで、菊陽バイパスから通行が多くなることは十分考えられると思います。また、堀川地区につきましては、町道が南北道路13本のうち7本が農道ということでありまして、また、町の農道が96路線のうち5万131メートルが農道になっております。集落に密接した農道があり、町道のように生活道路として利用されているのはもうご存じのことと思います。それで、一般車両が通行することで交通事故等も懸念されるところがありますが、そのために町として一般車両の通行を禁止することはできないため、一応公安委員会と調整の上、農道入り口に、この道路は農耕車優先の道路ですと、皆様のご協力をお願いしますという看板を立てるのは可能ではないかと思っております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 3番と同じ答弁でしょうけど、ちょっと看板があれ小さ過ぎて、ドライバーの方、あれ運転中に読めるかなと思うんですよね。もう少し文字も大きくして、注意を引くように看板等の色を派手な色にしてもらったらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） それは一応よその町村とかあったら参考にさせていただきまして、公安委員会にもこういう看板はどうだろうかというような相談をいたしまして、できる限り検討したいと思います。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） ドライバーが運転中でも見えるように文字を大きく書いてもらって、看板の色もどこからでもすぐ見えるような派手な看板にしていきたいと思っております。

続きまして、2番目の新規就農者及び後継者の支援についてです。

昨年から本年にかけて大不況の中、異業者から転向して農業を志す人がふえているそうです。JA熊本中央会の2009年度の農業インターン事業でも、例年の3倍の人が入校しているそうですが、県立農業大学でも同じような傾向だそうです。

5月12日の熊日新聞の記事をちょっと引用しますと、農業が不況で雇用の受け皿にということで、未曾有の不況で農業に雇用の受け皿の役割を期待する。国や県の支援も採用を後押ししたと。全国新規就農相談センターによると、例年、年に1万2,000から1万3,000件の相談件数ですが、今年は三、四倍のペースだということで、就農関連のイベントには派遣切りなど、突然職を失った人の姿も目立つということで、ここにメモ書きで、新規就農者向け支援で、新規就農

者の約8割はまず農業法人などに就職する。いきなり地域に受け入れてもらい、農地を確保し、高額な農機具を買うのは難しいからだ。

農水省は4月から農業法人などに新規雇用1人につき最大月9万7,000円を1年間補助する制度を開始、定員は1,226人で、約1.5倍の応募があったということで、自治体でも就農対策事業を行っているところが多いそうですが、このメモ欄の異業者からの転向だけでなく、農家の後継者になる場合も、またUターンされて帰ってこられて農業をする方でも、機械の購入や農地確保等に多大のお金が要ると。国や県の事業だけじゃなくて、町独自の支援策等は考えられないのか。また、国や県の支援の上にさらなる町の支援を補助してやることはできないのか、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 熊本県農業会議では、新たな就農希望者及び就農5年目の方が、新たな生産方式や経営手法で新事業を展開するときの経費の一部を助成する事業や、先ほど議員さんが言われましたJA農業インターンというのがあります。これは今年は40名近くの方が約1年間ですけど就農されております。そういった情報の提供もしています。

また、町独自で新規就農者支援につきましては、県立農業大学入学希望者の推薦、また新規就農者激励会の参加、農地の借り貸しである菊陽町担い手規模拡大推進事業補助金、また後継者へは結婚祝い金があります。また、相談事業としまして農業会議や県立農業大学から紹介の新規就農者には、農地や住宅を希望される方は、農業委員会を窓口で農地の購入や借地についても相談に乗っています。また、国、県の融資制度について就農支援資金、就農研修資金、就農準備資金と農業経営に図られるよう説明をいたしております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 昨年、本年はあれですけど、昨年、菊陽町で新規農業者、異業種からでもいいんですが、何名おられましたですかね。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 平成20年度におきましては、農家の後継者と会社を定年された方が野菜を中心とした経営をされている。だから、2名です、はい。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 町独自の施策もあるということですが、これ認定農家対象の施策もあるでしょう。その新規農業者がいきなり認定農家になれるか、そういうところを優遇してやったらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 新規就農者が認定農家ということですけど、一応うちの農地の貸し借りというのがありまして、それが約5反というふうになっております。最低5反ということでは

すが、それにもしも作物としましては、イチゴ等を植える場合とかは認定農家など認定されるのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 先ほど大塚議員も農業に対して質問されましたけど、後継者が少なくなり、高齢化が進んでおります。異業種からの農業者も菊陽町で耕作してもらえるよう、なるだけの支援、よろしく願いいたします。

続きまして、農工商連携推進についてです。

①の農業、工業、商業の連携を促進すべきだが、本町の取り組みはについてですが、今月19日にニンジンしょうちゅうの審議会と選考会が予定されております。商工振興課によりますと、農業者関係はJ A菊陽担当理事とJ A菊陽の所長だけ、2人を予定されていたということでしたので、それではちょっとまずいんじゃないかということで、ニンジン生産者の代表であるサンキャロットクラブの部会長、また米麦部会長などの生産者代表も参加してもらわないと、この農工商連携の大チャンスに、またニンジン焼酎のPRの場と思います、そのときに生産者抜きで挙行されても、何かPRも不足され、またニンジン焼酎をつくるのが何か商工会のほうだけで、生産者は関係しないで推し進められている感じでしたので、ぜひとも参加させてほしいと要望したところであります。

また、国や県も農工商連携推進委員でいろんな事業を行っていると聞いておりますけど、このニンジン焼酎の開発を機に連携を促進し、強化していくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） それでは、今の坂本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

町としましては、農業、工業、商業の連携の促進は重要だというふうに考えております。また、農商工の連携の促進に関しましては2つの法律が制定されておまして、その法律に沿って事業を展開して、その効果を期待するところでもございます。

そこで、ご質問にお答えする前に、その法律の内容について少し述べさせていただきたいと思っております。

農商工の連携に関する法律につきましては、平成19年5月に中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、これは通称中小企業地域資源活用促進法というものでございます。平成20年5月には中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、これは通称農商工連携促進法というものが制定されております。

ここでこの2つの法律にそれぞれうたわれております事業の概要について若干ご説明をいたしますと、項目は多種ございますけども、その中でも地域として取り組みやすい項目について簡潔にご説明を申し上げます。

まず1つが、中小企業地域資源活用促進法関連でございます。事業メニューとしましては、

小規模事業者新事業全国展開支援事業というふうには呼ばれておるんですが、地域における小規模の事業者が全国規模の市場に向けた事業展開を促進するという目的で、商工会あるいは商工会議所等が、事業者と協力して進める特産品の開発や観光資源の開発、及びその販路の開拓等に対しまして事業者に対して支援を行うというものでございます。先ほど申しましたように、事業主体は商工会等でございますけども、1事業について800万円程度を想定されている事業でございます。

先ほどニンジン焼酎のお話がありました。この事業につきましては、農畜産物を含めて地域資源を活用した事業展開というふうになるわけでございます。ニンジン焼酎の件ですが、これは商工会のニンジン焼酎部会というのが主体となって進められているところでございますが、先ほど議員言われましたように、19日に選考会と披露会を実施するわけでございますが、本作品ができ上がって今後の販路の開拓、これが重要な問題になってくるかと思えます。

現状の中でお話ししますと、今回はセット販売ということで販売しておりますが、これについては物すごく好評で、言うならば足りないような状況でもございます。そういうのも含めまして、今後ニンジン焼酎をいかに販路を拡大して売り込んでいくかというのが重要になってくるかと思えます。そこで、平成22年度ですけども、この事業、販路拡大ということで事業に取り組む方向で検討していくということで、商工会のほうから伺っているところでございます。

それからもう一つ、農商工連携促進法関連でございます。これは事業メニューとしましては、新技術、新商品の開発事業、それと販路の開拓事業ということになります。これにつきましては、県内の中小企業者及び農林漁業者等が有機的に連携しまして、それぞれの経営資源を有効に活用して県産の農林産物を活用した新技術、新商品開発及び販路開拓というような事業になるわけでございます。

事業主体は県内の中小企業者及び農林漁業者、またはいずれかの事業者等で構成するグループということに規定されております。事業費のほうに対しましては、一応2分の1が補助されるという仕組みになっております。

この事業の中では中小企業者と農林漁業者とがグループを結成しまして、特産品等の開発、その販路の開拓を行うというような事業でございます。具体的に申し上げますと、農産物の加工品等の開発を中小企業者と農業者とが組織をつくっていただいて、その組織が事業主体となって取り組むというものでございます。

以上、簡潔にご説明申し上げましたけれども、議員のお尋ねの本町の取り組みについてでございますが、本町としましては、先ほども申しましたように、ニンジン焼酎の開発、販路開拓というところに支援をしていくという形になるかと思えます。

先ほど議員のご指摘もありました。確かにこのニンジン焼酎の原料となるのは、まずはニンジン、それと米、それとカンショですね。これにつきましては、JA菊池の菊陽中央支所さんのご協力がございまして、すべて菊陽さんで賄っておるということでございます。

また、先に述べましたように、ニンジン焼酎の開発、販路開拓事業につきましては、平成

22年度において中小企業地域資源活用促進法に基づきまして、小規模事業者には全国展開することができるように取り組むというふうにお聞きしているところでございます。事業の実施におきましては、その協力体制を一層強化して連携し、取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。商工会におかれても、地域資源活用委員会というのが平成20年度に組織されておりまして、農商工連携に向けた取り組みが今後も進められるというふうに期待しているところでもございます。

一方、農商工連携促進法関連の事業に関しましては、中小企業の事業者並びに農業者の皆様への啓発活動を行いまして、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、②の年に1度は合同で推進大会等をすべきだと思うがどうかについてですが、本年9月29日に開かれた菊陽町企業事業者交流促進研修会議に私も参加したんですが、そこでの感想で、我々認定農業者も同じような大会を行っております。そこで、せめて年に1度ぐらいは合同で、商業、工業、農業で合同で促進大会ですか、推進大会ですか、そういう合同で何か開かれる研修会でもようございますけど、そういうのはできないものかと思いますが、どうですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

年に1度そういう農業者それから商業の関係の方ですか、農商工の連携のもとでの大会をしたらどうかということでもありますけども、この件につきまして、農商工連携を推進する法律も整備されまして、農商工連携の重要性が増しているものと思っております。

国がこのような法律を整備されたことに伴いまして、農商工の連携を図って新規産業等の創出及び地域の活性化を促進するものがねらいであるかと考えております。本町におきましても、国の施策に沿って農商工の連携を強化促進させていきたいと考えております。

その具体例として、さきに課長のほうから述べましたように啓発活動があるわけでもありますけども、今議員のほうからご提案がありました、昨年実施しました菊陽町企業事業者交流促進研修会のこの内容を一部変更しまして、これに農業、商業、工業の連携に関する事項について、討議、研修する内容を追加して実施できればと今考えているところであります。

去年のこの研修会のときもほかの議員さんのほうからも、ああこれにやはり農業の関係者の方々が入ったほうがいいんじゃないかなという意見もいただいたところであります。やはり異業種が入ることによっていろいろ自分たちでできる持ち場持ち場がありますけども、そういう話、交流する場からまた新しいアイデアとか知恵も出てきますし、農商工に携わる地域の皆さん方がこの地域資源をうまく活用させながら、そして連携する中で地域活性化に向けた活動ができるものではないかと考えておりますので、この件につきましては、今年はまだ内容の充実をした上で実施したいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） ぜひとも盛大に行ってほしいと思います。

これは加工品とかあれじゃないんですが、宇城市松橋町では、流通業や食肉加工業、農機具販売業者などの有志20人が市内の農家2人の農業指導のもと、耕作放棄地再生へ結集し、耕作放棄地の再生を行い、その後にその有志の方たちが仕事の合間に栽培できる手間のかからないサツマイモやジャガイモ等をつくり始めたとなっております。農業、工業、商業、菊陽町のこの3つの力が集まればいろんな事業に乗り出せるのじゃないかと思われまますので、ぜひともこの推進には行政の力もかりまして、強化していただきたいと思います。

では、4番目の小学校区再編についてに移ります。

現在の各小学校の現状、クラスの数とか空き教室等の現状をちょっとご説明いただきたいと思ひます。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

ご説明いたします。

お尋ねの中では、小学校区の児童数それから生徒数、それから空き教室、いわゆる余裕教室ということでお尋ねいただきましたが、すみません、手元のほうには申しわけございません、余裕教室のほうは資料は持っておりませんので、児童数それからクラスでお答えをしたいと思ひます。

申し上げます。平成21年5月1日の数字になります。中部小学校です。児童数が現在701名、クラス数、これが24クラスになります。うち普通学級のクラスが20になります。それから次、南小学校です。児童数が64人、学級数が6、うち普通学級数が6になります。それから北小学校、児童数が177人、それから学級数が7クラス、うち普通学級が6クラスということでございます。それから次に、武蔵ヶ丘小学校でございます。児童数が682人、学級数が24クラス、それからうち普通学級数が20になります。それから西小学校です。児童数が591人、学級数が20、うち普通学級数が18でございます。それから最後になりますが、武蔵ヶ丘北小学校です。児童数が338人、学級数が13クラス、うち普通学級数が12ということで、小学校を全部合計いたしますと、今年の5月1日現在の児童の人数が2,553人、学級数が94クラス、うち普通学級数が82という数字でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 南小学校と北小学校ですね、これ1学年に2教室は確保してあるんですかね、どうですか。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） それはちょっと手元に数字を持ってきてないんで申しわけないんですが、菊陽北小学校は2クラス分がございまして、南小学校はない状況でござい

す。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、2番目の小学校区を見直すべきではないかですが、先日の教育長の答弁では、将来的には見直すべきだと答弁がありました。今おっしゃったとおり、菊陽北小学校、2クラス分があって、今6学年中、すべて1クラスで、片や教室は余っている状態です。いろいろな名前をつけて教室、コミュニティー教室じゃなかった、いろいろな、数学教室とかいろいろ名前は書いてありますが、今中部小学校の建てかえも控えての中、中部小学校は教室が足りない。北小学校は余っていると。どう考えても何かもったいないような気がします。これはあれなんです。緑陽台等新しい町ができたとき、緑陽台は新町の方の分かれ家等もありますが、そのとき緑陽台を北小学校にもしやっとならば、北小学校も2クラスになっとなんかじゃないかとも考えられます。

そこで、今さら校区再編しても何か地域の皆さんや保護者の方、また児童の心境等を考えればいろいろな障がいがあるとは思いますが、中部小学校を建てかえる今だからこそ、教育長は将来的には見直すべきだと答弁ありましたけども、早急にこれ取り組んでいただければ、教室等の余り、余りというか、北小学校は余ってますので、そういうとの解消とか、学校にかかわる経費とかも削減できるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

ご質問のご趣旨は、現在中部小学校の耐震に基づきます建てかえ計画を進めておるところでございますが、中部小学校の児童数が多くて今後またふえる見込みがあると。片や、菊陽北小学校につきましては、1学年1クラス、いわゆる6クラスしかないのでこの時期に校区の見直しをというご提案だと思っておりますが、私どものほうで考えておりますのは、実は通学区の変更を行うということになりますと、やはりかなり時間を要するという判断をしております。

実は、最近通学区の変更を行いました事例がございますので、これを少し例に取り上げてご説明したいと思いますけども、実は、平成20年4月から三里木、青葉台区の中学校の通学区を変更いたしました。これは従来中学校につきましては、この2つの区は菊陽中学校に通学しておったんですけども、これを武蔵ヶ丘中学校へ変更したという経緯がございます。これは西小学校の校区の部分でございますが、この小学6年生から中学校1年生へ行きますときに、この2つの区以外の地域の方々はすべて武蔵ヶ丘中学校に行っているのに、この2つの区だけが菊陽中学校へ分かれていくという状況があるということで、地元からのご要望がございました。検討させていただきましてこの変更を行ったわけでございますが、この変更に至るまでに大体、平成15年から地元の要望を受けた形で検討させていただきまして、ご意見を伺いますと、このままでいいよというご意見もありましたし、やっぱり変えるべきだというご意見もありました。そういったご意見を聞く機会を設けながら、校区の調整委員会を立ち上げまして審議

をしていただきました。

その学校区調整委員会では、どうするかということ、具体的にこういったところをどうするかと、そういった個々具体的な課題を提案していきまして、またどうしたらいいだろうかという方向性まで検討するというので、この検討の期間がおおむね2年ほどかかっております。ですから、地元説明会にどれだけかかるのか、それから審議会の中で、調整委員会の中でご議論をしていただく期間、そして住民の方、保護者の方のご理解を得ると、いただくという期間がやはり相当な期間を要するのではないかとということで、現在のところこの時期ではこの通学区の変更というのは今のところ検討してないところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） これはまた今のあれと逆行する話ですが、もう北小学校、南小学校も中部小学校も一緒にして、どうせ建てかえるなら一緒にして、小中一貫教育させたらどうかという意見もあります。教育長にお尋ねですが、将来的には見直すべきだと答弁なされました。将来的にはということは大体いつごろから始められて、どのような形にしたがベストなのか、今のお気持ちでもいいですけど、よろしくをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 大変難しい判断だと思いますが、昨日も申し上げましたように、私どもがある面で確かな数字をつかめるのはゼロ歳から5歳までの状況でありますから、それに伴う、昨日もちょっと申し上げましたが、人口動態というなるものつかみ方はいろいろあるそうでございますが、かなりつかまえ方というのは幅広くしかつかまらんというような状況でありますので、実際のその数の動き等を見ながらということになりますと、ここ5年、ゼロ歳から5歳までと小学校の1年生から6年生までの出入りの状況を見ると、中部小学校あるいは西小学校、武蔵ヶ丘小学校といったようなそういった学校はかなりふえていくんですが、今ご指摘のあった北小学校であるとか南小学校であるとかというのは、大体出ていく数よりか入ってくるのがほんの少々という現状維持というような状況でありますから、そういった五、六年の状況というのは、十分動きを見ながら検討をしていく状況でないと、なかなかできないんじゃないかなと思っております。

現校区を基本に、今課長が申し上げましたように、見直しをしていくという作業は、今実質的に2年というようなお話もありましたが、こういった議会での質問から条例制定まで4年、5年という月日を経っておりますので、十分慎重に検討をしていかなければならないかなと思っておりますので、時期的にどういう時期でというのは、今ここでお答えする状況ではございません。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 先ほどの課長の答弁で、距離的にも何か難しいような言い方だったんですが、皆さんご存じのように、菊陽町は縦に東西に長い、旧原水また津田、久保田地区と白水地

区なんです、距離的に申しますと、緑陽台から北小に通うのと新町地区はもう一番先のほうになると、阿蘇製菓の近くまでですよね。また、鉄砲小路地区になりますと一番端っこの、前議長の秋山さんところからすると、西小は目の前に見えて北小までは4キロを超す距離じゃないんですか。結局もう距離的に言うと考え直すべきじゃないかと思うんですが、昔の伝統がありますのでなかなか難しいと思いますけど、これ町民全体で考えにゃんべきことなんでしょうが、校区再編に際しては、将来的というよりか、もう今からでも初めとったほうがいいんじゃないかと考えるんですが、もう一回教育長、よろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） ご指摘のような状況もありますし、できるだけ早目にということでお答えをしておきたいと思います。努力をしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、5番目の同居世帯促進についてに移ります。

社会保障費増額や高齢化率の高い集落がふえると懸念される。また若者が町に定住するためにも同居世帯を促進し、減税等の支援はできないかについてですが、高齢化対策や少子化対策、また子育て支援等で年々社会保障費は増額する一方、昭和30年後半から昭和40年代にできた武蔵ヶ丘7町内等で高齢化率が高まっているようですが、今新しくできている光の森地区や緑陽台等の新しい町、新しい町も今後何十年か後に同じような現象が起り得ると考えられます。また、若者が本町に定住してもらうためにも、同居世帯を促進すれば社会保障費にかかわる経費、また学童保育の急増や延長保育等、社会保障費が多少なりとも抑えられると思われま

す。

そこで、同居世帯を促進するためにも、国の施策以外でも町独自の優遇策として、2世帯住宅を建てられたときの固定資産税の優遇措置、町税の優遇措置などはできないものかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） ただいまの質問に対しましてお答えします。

なお、同居世帯に関する統計資料等がありませんので、世帯数ということで答弁につきましては進めさせていただきます。

まず、本町における人口と世帯数の推移を見ますと、合併当時の昭和30年は人口が1万2,115人、世帯数が2,690世帯で、1世帯当たりの世帯員数は5.86人でありました。平成21年3月末現在の人口は3万5,470人で、世帯数が1万3,205世帯となり、1世帯当たりの世帯員は2.7人となっております。合併後50年以上経過しまして人口が2万3,355人、世帯数で1万1,136世帯の増加に対しまして、1世帯当たりの世帯員は3.13人の減という状況になっております。

次に、本町の高齢化率がどういう状況にあるか見ますと、10年前の平成11年の高齢化率は13.66%でありました。平成21年3月31日現在の高齢化率を見ますと15.88%という状況にあ

り、この10年間で2.22ポイント増加してきております。

そこで熊本県の高齢化率がどのくらいにあるのか見ますと、平成19年で24.7%であります。5年前の平成14年の高齢化率が22.4%でしたので、熊本県の高齢化率はこの5年間で2.3ポイント増加してきております。県と比較しますと本町は高齢化率も高齢化の推移状況も低い状況にあります。しかしながら、本町における高齢化率の状況につきましては二極化しておりまして、15の行政区が30%を超えております。一方14の行政区が10%以下の高齢化率になっております。

これまで人口と世帯の推移と高齢化率の状況を見てきましたが、世帯数の減少につきましては、第1次産業が中心であった農業中心から、時間の経過とともに産業形態が変化しまして、家族の方々の就業先がどこになるかが大きな要因の一つになってきたものと考えられます。本町におきましてその就業先が町内や近隣市町村の勤務ができるところにあればいいのですが、多くの場合、町外あるいは県外が就業先になったものと推察されます。このようなことから、本町としましては、町税等の減免等による支援については、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 就業先が最大の要因とおっしゃられましたけど、私の同年代がまさに今家を建てている世代なんですけど、こう言っちゃあなんですけど、今ちょっと菊陽のほうが土地が高くて、結構もう大津に流れている、大津の美咲野ですね。大津に建てられてる方も多いです。そこで、何で一緒に親と住まんとかといったら、なかなか親子関係も難しいとか、そういうものもあります。でも、今から先、本当人口が今はちょうど横ばいぐらいになっている、頭打ちになっている状態ですかね、今後菊陽町の発展を考えますと、やっぱり若い者が町に残って、そして同居してもらって、学童保育とかやらんでもいいような家づくりとかができればもう最高じゃないかと考えますけど、どうにか菊陽を元気ある町、だからこそ2世帯、同世帯住宅を推進するような施策は何かないですかね、どうでしょう。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 坂本議員のこの同居世帯の促進についてということで、菊陽町は今税務課長が申しあげましたように、県内の中では高齢化比率が一番低い町でありますけども、ただ地区ごとに見ていきますと、もう既に40%近くになっているところもありますし、もう25%を超えたところはかなりの数になっているような状況であります。そういった中で、この高齢社会の中で核家族化は急速に進んでおって、今1世帯当たりの人員が非常に少なくなったような中でありますけど、一方ではよく老老介護による悲劇とか、また子どもも大変だということで、子どもの世話にもなりたくないというような家庭もあるだろうし、また子どもといってももう70歳を超えた方が親の面倒を見るというような状況も続いているようなところであります。

そういった中で、こういった核家族化が進む中での問題点にとらえられて質問していただい

て、これから先抱えていく課題に対して提案していただいたわけでありますけども、これから国のほうもいろいろこういった面での税制面の優遇も考えているようでありますけども、この同居というのがなかなか、核家族化が何で進むかということも、親子関係あたりのそういう、昔は当然親の面倒は子どもが見るといようなところがありましたけども、同居をしても子どもが育っていく中でまた別世帯になられるようなところも、いろんなことがありますので、この同居することによって耐え得る同居といいますか、親子が互いに自立して共同といいますか、そういう形の中での同居というのが大事ではないかということも、建築士でこういった面での権威者であります天野彰さんあたりも言っておられるところでありますけども、この件につきましては、本町での大きな課題でもありますので、現時点では、先ほど税務課長が申し上げたとおりの内容でありますけども、これから先の町の課題として勉強しながら、その辺のところのこれから先、もう既に集落内ではいろんなところで新興地のほうも農村部のほうもそういう状況が起きておりますので、一つの課題としてとらえておきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 皆様、3日間、一般質問お疲れさまでした。最後に課題として考えておきますという町長の答弁でしたので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

私が最後で一般質問これで終わりますけど、今回は何かかなり白熱した一般質問が3日間できたのではないかと思います。どうも皆さん、お疲れさまでした。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

来週15日は各常任委員会を行います。

議員各位も執行部と同じく、委員会はクールビズで結構でございます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時2分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成21年6月15日（月）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成21年6月17日（水）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程 (5日目)

(平成21年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成21年6月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第39号 菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第40号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第41号 菊陽町国土利用計画の策定について
- 日程第4 報告第1号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について(平成20年度菊陽町一般会計予算)
- 日程第5 報告第2号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について(平成20年度菊陽町土地取得特別会計予算)
- 日程第6 報告第3号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について(平成20年度菊陽町下水道特別会計予算)
- 日程第7 報告第4号 菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第5号 有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程
- 日程第1 議案第42号 菊陽町工場等立地促進に関する条例及び菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第43号 工事請負契約の締結について(下原堀川線跨線橋取付擁壁工事)
- 日程第3 議案第44号 工事請負契約の締結について(武蔵ヶ丘中学校耐震補強他建築工事)

## 2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |

17番 永野輝全君

18番 吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

1番 坂本秀則君

2番 北山正樹君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

副町長 松永政秋君

教育委員長 三島誠一君

教育長 赤峰洋次君

教育次長 田中真治君

総務部長 宮本義次君

福祉生活部長 大川育男君

産業建設部長 服部貞夫君

会計管理者兼  
会計課長 大野秀治君

総務部審議員  
兼総務課長 吉岡典次君

総合政策課長 松本東亜君

財政課長 實取初雄君

税務課長 廣野豊徳君

人権教育・  
啓発課長 渡邊幸伸君

福祉部審議員  
兼福祉課長 眞鍋清也君

健康・保険課長 阪本修一君

環境生活課長 吉野邦宏君

町民課長 堀川正信君

武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君

農政課長 荒木一雄君

建設課長 松村孝雄君

都市計画課長 坂本恭一君

下水道課長 山崎謙三君

商工振興課長 平野誠也君

総務課長補佐  
兼庶務法制係長 服部誠也君

教育審議員兼  
図書館長 帆保勇君

教育審議員兼  
学務課長 大山晃君

中央公民館長 堀川俊幸君

生涯学習課長 佐藤清孝君

農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第39号 菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、議案第39号菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） おはようございます。

それでは、議案第39号菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町営住宅条例は、原水団地建てかえに伴います町営住宅の構造、建設年度、戸数の変更を行うものでございます。また、町営住宅駐車場設置管理条例は、原水団地駐車場の所在地の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

参考資料の1枚目をお開き願います。

まず、菊陽町営住宅条例でございます。別表の団地名の欄の原水団地でございます。平成19年度、20年度で新しく建てかえたことにより改正するものでございます。変更箇所は、アンダーラインの箇所でございます。構造の欄中「簡易耐火平家」を「耐火2階」へ、建設年度の欄中「昭和40年度」を「平成19年度、平成20年度」へ、戸数の欄中「20戸」を「20戸、10戸」へそれぞれ改正するものでございます。

次に、町営住宅駐車場設置管理条例についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

別表1駐車場の名称の欄の原水団地駐車場でございます。原水団地建てかえとあわせまして駐車場を整備しておりますが、5筆の土地と用途廃止しました水路3筆の計8筆を合筆しまして1筆としました関係から、別表1、駐車場の所在地欄中「菊陽町大字原水2140-1、2141-1、2142、2143」を削除し「菊陽町大字2137」へ改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次のページは、原水団地の建設年度を示したものでございます。

次のページが、原水団地が建っております土地の合筆前と合筆後の図面でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第40号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議案第40号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、議案第40号の平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

この件につきましては、町長の提案理由説明にありましたように、新年度に入りまして2カ月余り経過したところではございますが、子育て応援特別手当給付事業費の追加、またふるさと雇用再生特別交付金を活用した事業など、急を要するものが生じたので、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましては、ご質問に並び、担当課長等がお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページでございますが、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,917万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億3,665万4,000円と定めるものでございます。

2ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の区分ごとの補正額を申し上げます。

16の国庫支出金を508万6,000円増額しておりますが、国庫補助金の増額でございます。

次に、17の県支出金を1,565万円増額しておりますが、県補助金の増額でございます。

次に、22の諸収入を844万2,000円増額しておりますが、雑入の増額でございます。

歳入合計といたしたしては、補正として2,917万8,000円を増額し、歳入総額を101億3,665万4,000円としております。

下の3ページをごらんいただき、歳出でございますが、これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

3の民生費を306万9,000円増額しておりますが、主に児童福祉費の増額でございます。

次に、6の農林水産業費を964万6,000円増額しておりますが、農業費の増額でございます。

次に、7の商工費を340万6,000円増額しております。

次に、8の土木費を618万9,000円増額しておりますが、主に道路橋梁費の増額でございます。

4ページをお開きいただき、10の教育費を606万4,000円増額しておりますが、主に社会教育費の増額でございます。

なお、14の予備費につきましては、28万4,000円減額しておりますが、これは歳出補正額が歳入補正額を上回ったものについて調整したものでございます。

歳出合計といたしましては、補正として2,917万8,000円を増額し、歳出総額を101億3,665万4,000円としております。

下の5ページ以降は、補正予算に関します説明書としております。

主なものの補正額についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金、節区分の7子育て応援特別手当給付事業交付金を508万6,000円増額しておりますが、これは平成20年度計上分に追加するものでございまして、説明欄の上段は交付金で、当初予定の540名に今回136名分を追加するもの、また下段は事務費分の追加でございます。

次に、款の17県支出金、項の2県補助金、目の5商工費県補助金、節区分の1商工振興費補助金1,557万5,000円は、新たに設けたものでございまして、国の補助を受けた県の基金からのふるさと雇用再生特別交付金を計上しており、100%の交付を受けて実施するもので、基本的には継続雇用につながるような民間等への委託により実施する事業に対しまして交付されるものです。

次に、下の9ページをごらんいただき、款の22諸収入、項の5雑入、目の3違約金及び延納利息、節区分の1違約金は、これは平成20年11月12日に契約いたしました新山4号線管渠改築工事が履行されなかったことによる保証会社からのもので、上段が1割分の契約保証金相当分、下段は平成20年度に支払いました前払い金の総額に当たりますが、過払い分相応の保証金を計上しております。

10ページをお開きいただき、歳出でございますが、下の11ページをごらんいただき、款の3民生費、項の2児童福祉費、目の8子育て応援特別手当給付事業費281万9,000円は、歳入で説明しましたとおり、平成20年度計上分に不足する分を計上したものでございます。

12ページをお開き願います。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の2予防費57万8,000円の増額は、新型インフルエンザ関係で補正を行うものでございます。

次に、下の13ページをごらんいただき、款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節区分の13委託料944万9,000円は、歳入で説明しましたふるさと雇用再生特別交付金関係でございまして、まず特産加工品開発商品化事業委託料449万9,000円は、本町の農畜産物を活用した特産品の開発及び販路の開拓を民間企業に委託し、職員2名の雇用を目指すもの、次の農産物加工品販路開拓拡大事業委託料247万5,000円は、本町のニンジンなどの農産物を主原料とするドレッシングの消費拡大に向けた販路の開拓を民間企業に委託し、職員1名の雇用を目指すもの、さらに農産物直売所活性化事業委託料は、本町の農畜産物の宅配や誘致企業への販路の開拓及び地産地消の推進を民間企業に委託し、職員1名の雇用を目指すものでございます。

14ページをお開き願います。

款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費で、節区分の13委託料247万5,000円は、これもふるさと雇用再生特別交付金関係でございまして、地域ブランド開発販売戦略委託料は、にんじん焼酎の販売戦略の構築や販路の開拓を民間企業に委託し、職員1名の雇用を目指すものでございます。

下の15ページをごらんいただき、款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費で、節区分の15工事請負費585万8,000円は、先ほど歳入の雑入で説明した部分と関連性がございますが、新山4号線管渠改築工事関係で補正するもので、平成20年度からの繰越明許費に加えて事業を推進するものでございます。

16ページをお開き願います。

款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費で節区分の11需用費40万円は、新型インフルエンザ関係の消耗品費を計上しております。

18ページをお開き願います。

款の10教育費、項の5社会教育費で、目の1社会教育総務費は、節区分の13委託料で計上いたしました菊陽西小学校の学校支援地域本部委託料233万円を町が直接執行するための予算区分として組み替えるものでございます。

次に、目の3公民館費、節区分の19負担金補助及び交付金200万円は、津久礼ヶ丘地区の地域公民館に対し、バリアフリー化を含む改修、改築を行うための費用の一部を補助するものでございます。

下の19ページをごらんいただき、目の10図書館運営費、節区分の13委託料365万1,000円は、これもふるさと雇用再生特別交付金関係でございまして、図書館ホール技術員育成管理業務委託料は、図書館ホールにおける音響、照明、舞台の設営、運営及び演出を担当する人材の育成、確保を民間企業に委託し、職員1名の雇用を目指すものでございます。

20ページをお開き願います。

最後に、14の予備費を、先ほど申しましたが、28万4,000円減額しておりますが、これは歳出補正額が歳入補正額を上回ったものについて調整したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第40号ですけれども、今説明がありましたように、ふるさと雇用関係が農業振興費や図書館等にありますが、この民間企業に委託して雇用を目指すということですが、具体的にはどういうふうに民間企業とか選択をされるのかっていうのをお尋ねしたいのと。

それから、例えば19ページの図書館運営費の中で、音響とか技術をするということなんですけど、それもやっぱり民間企業に委託をするということなんですけど、かなりそういうところは専門的な部分が多いと思いますので、具体的にはどういう流れでされるのかについてお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） それでは、私のほうから一括してご説明を申し上げたいと思います。

この事業につきましては、ご存じのように、失業者等に対して雇用を促進しようというねらいで交付金事業として施行するものでございますけども、今ご質問のございました、5事業を予定しております。まず、特産品等の開発とか加工関係になりますと、これは地元の企業で食品関係、山内さんとか、もう一つ、中川物産、そういう会社がございます。こういうところでのやっぱり雇用を目指すということで考えてるものでございまして、基本的には3年間のこれは事業となりますけども、それ以降も継続して雇用できればというような考えでございます。

それから、図書館ホールの運営事業でございますが、現在、音響、照明等につきましては民間に委託してるわけですけども、現在うちの職員が1人張りついてはおりますけども、その辺を1人雇用することによって事業を展開できればというふうに考えておるところでございます。

それと、これはもう商工関係になりますけども、これにつきましては、ご存じのように、にんじん焼酎の開発を行って、本醸造に向けて今取り組んでいるところでございますけども、今後はその販路開拓が重要な問題になろうかと思っております。その辺を含めまして、商工会のほうに1名雇用してその辺の事業を展開できればというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） そしたら、雇用の責任は民間になるんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 今議員が言われたように、当然雇用されるのはそういう民間等の企業になりますから、そこが責任として出てくるということになります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 議案第40号のただいまの図書館ホールの件ですけれども、現在はたしか音響関係は1名いらっしゃるんですね。もう一名どっかに委託をしてふやすという、こういうことですか。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 先ほどもちょっとご説明しましたけども、うちの職員が1名、それと今委託でやってる方がおられます。うちの職員も、そこにつきっきりじゃなくて、やっぱり図書館関係もごさいますので、兼務できるような形に持っていかなければいけないんじゃないかというように考えております。そういうことで、委託して、1名でも失業者等を雇用できればという意味合いで考えているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） これはどこに委託されるんですか。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 基本的には、今委託しているところをお願いして、雇用をお願いしたいというふうに考えているところであります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 13ページの農業関係の今のふるさと雇用のことについてちょっとお尋ねをいたします。

先ほどの説明では、特産物の加工とか農産物の加工の商品づくりも含めて委託をするというようにお話だったように思います。具体的に町のほうとしてはこういうものが、ある特定のものをイメージして委託をするのか、全く白紙委任をするのか、その辺のところをちょっとお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 基本的には、町の産物、主にニンジンだとか、ここは特産品ですから、そういうのがメインになるかと思えますけども、その後、畜産関係では、その畜産の加工品等も一応予定しているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） それでは、続けてですけど、どんな品物をつくってもらって、そしてどのぐらいの販路拡大して、その売上金額の目標、そんなものありますか。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 基本的には、これはもう各民間企業さん等をお願いしてやっていくわけですけども、大もとは、要するにあくまでも雇用対策というふうにお考えをいただきたいと思います。あとは、要するにその委託を受けたところの企業さんが努力していただいでやっていただくということになります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） じゃあ、続けて図書館のほうにお尋ねをします。

先日、文教厚生の方で図書館ホールの予約のことが、これは僕じゃないんですけども、梅田議員の方から出されましたが、1カ月を切ってしまうと予約できないと、そのことの理由づけに、今音響関係は1人しかいないので、時間が必要なので1カ月という時間で区切ると、そういう答弁だったと思います。ということは、ふるさと創生でもって1人雇うってことは、じゃあ1カ月間というその締め切りを縮めるということによろしいんですか。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼図書館長。

○教育審議員兼図書館長（帆保 勇君） はい。そのように考えております。

（2番北山正樹君「はい、わかりました」の声あり）

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 私も、13ページのことでございますが、ちょっと内容がわかりませんでしたので、お尋ねいたします。

この中で、農産物直売所活性化事業委託料、このことについてもう少し説明をお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 今お尋ねの農産物直売所活性化事業でございますけども、これにつきましては、先ほども若干説明がありましたが、農畜産物の加工品等、あるいはそういうのを、例えば宅配とか、弁当をつくって、産物を加工して弁当つくったりとか、あるいは企業誘致している企業に対してそういう販売ができないかというようなことを予定しているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 今町では、ご存じのとおり、「さんふれあ」にそういう施設がありますが、その施設との一体性は何か考えとられるわけですか。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 今お話しにありました「さんふれあ」等でもそういう加工品等の販売はされております。そういうのも含めて、これは今から、「さんふれあ」にお任せするの

か、どこにお任せするのかというのは1つあるかと思いますが、そこは今から協議するべき事項と思っております。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） お任せするかどうかというのは今後の話だそうなのですが、できますならば、あそこの「さんふれあ」は「さんふれあ」で今非常に消費が、特に農産物が売れておりますが、また一方、南のほうにはきくちのまんまですか、若手のあそこの直売所もうえらいにぎわいだそうです。もう午前中ぐらいで野菜類はなくなってしまうというような話もたまには聞きますが、ぜひこういう制度があるんならば、やっぱり町としても、農協を頼りにせずに、やはりそういうところに2匹目のドジョウをねらって直売所を直接この制度を使ってつくっていただくならばと、そういう前向きなことをやっていただきたいと、そういう思いしております。よろしく申し上げます。3回目ですので。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（平野誠也君） 何回も申し上げますけども、あくまでもこれはもう雇用対策の一環として事業を展開するものでございますので、直営でというようなお話もございましたけども、これはもうちょっと農政課さんの話になろうかとも思うんで、その辺はちょっとお答えは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページの9ページです。款の22諸収入、項の5雑入、目の3の違約金及び延納利息、先ほど課長のほうから説明はありまして、違約金は1割とか、過払い金保証金ということで何か説明があったんですが、もうちょっと具体的に、どういう内容なのか。

それから、ページの15ページ、款の8土木費、目の2の道路橋梁維持費、金額が節の15で請負費ということで585万8,000円上がっておりますが、これは全く新しい事業なのか、今までに出されたことはないのか、この辺のところをもう一度お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまのご質問で、9ページの歳入の部分のみ、まずお答えさせていただきますと思います。

予算計上しておりますのが、先ほども申しましたように、違約金と過払い前払い金保証金ということで、2つの項目で計上させていただいております。

この件に関しましては、先ほども少し申し上げましたが、平成20年11月12日に契約いたしました新山4号線管渠改築工事、これは請負金額が2,111万5,500円で前払い金を633万円支払っておるものでございますけども、この工事の履行ができない状況が発生しましたことからの分でございます。建設工事請負契約書の約款の中に定めておる内容が関連してまいります。契約相手の責に帰すべき事由により工事等が工期内に完成しない場合などで、町が当該契約を

解除いたしましたときは、請負代金額の10分の1を違約金として支払っていただくということとしております。

ただし、この分については、保証事業会社等との保証がある場合には当該保証事業会社に当該金額を請求することとなりますので、その部分が上の違約金、予算的には211万1,000円として計上しておりますけれども、実際の収入額は、先ほどの請負金額の1割に相当しますので、211万1,550円ということになります。

また、次の前払い金を支払った場合でございますけれども、この場合には、当然工事の出来形というのが関係してまいりまして、出来形部分に相当する金額を差し引きまして返還していただくこととなります。ただし、これも保証事業会社との保証契約がある場合は保証事業会社に返還すべき金額を請求することとなりますので、この部分が下の欄の過払い前払い金保証金633万円ということで、前払い金相当の総額になります。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、15ページの歳出の款の土木費、項の道路橋梁費、目の道路橋梁維持費、節の工事請負費の585万円についてですけれども、先ほど歳入でありました関連の新山4号線管渠築造工事に関係するものでございます。平成20年度で契約解除した工事請負費については、前払い金を除いて、20年度から21年度へ繰り越しをしております。この工事費については、上水道の移設補償の関係から、工事に着手することなく契約解除となっております、工事は未着手のままです。前払い金を除いて繰り越しをしておりますけれども、今回20年度で支出しました前払い金相当分を補正をお願いして、事業の推進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今課長のほうから説明があったんですが、ということは、9ページのこの違約金、過払い金保証金、そこの絡みがあると。前回いろいろ事情があつて繰り越したとか、また発注をし直したというふうなことでよろしいのでしょうか。それが1点と。

なかなか経営状況というのはわかりにくいところもあるんですが、町内企業さんとかそういうことであれば、町としてどうしようもなかったのかなということで、2点お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 業者については、20年度分については契約を解除しておりますので、21年度新たに発注をしております。

会社の経営内容については、そこまではちょっとわからなかった状態でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○1番(坂本秀則君) 19ページの図書館ホール技術員育成管理業務委託料についてですが、21年度の当初予算では、ホール運営業務委託料が453万6,000円上がってます。新たにまたここで同じ会社と思われる人を1名雇用するということであれば、この当初予算の委託料は減るんじゃないですか、どうですか。

○議長(吉村豊明君) 教育審議員兼図書館長。

○教育審議員兼図書館長(帆保 勇君) 当初予算につきましてはそのままでございます。この365万1,000円の委託料につきましては、企業に技術者養成管理ということで、技術者を養成してもらうということで企業に委託するものでございます。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) ただいまの件ですけれども、たしか去年度、前年度もそうかもしれませんが、技術者が足りないということで、照明、音響について、何か町民から募集をして、結果的には募集が少なかったみたいなんですけれども、何かその町民の中から養成するという事業がありましたですね。これは今年もされるんですか。

○議長(吉村豊明君) 教育審議員兼図書館長。

○教育審議員兼図書館長(帆保 勇君) 図書館ホールのボランティアにつきましては、前年度募集をかけておりますが、応募者が少なかったということで、昨年はやめております。それで、本年もどうするかということを検討しましたところ、昨年も少なくてできなかったのも、本年はやらないということで、一応図書館の話で進めております。

以上です。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

もう一遍終わってからは、また質疑はもうだめです。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○2番(北山正樹君) この議案第40号、この補正予算について、残念ながら反対の立場で討論をさせていただきます。

ふるさと雇用事業については、困ってる方々を雇用するということで、それについてはもう賛成なんですけど、今の執行部からの説明で、先ほども農業関係のことでちょっとお尋ねをしたところの答弁では、人を雇うのが目的で、この菊陽町の中の農家の方々の収入アップを図るということについては二の次というような印象の答弁を僕は受けました。国からお金が出てくる、これは当然もう3年という限度で、その方々が本当に雇用が確定するのか、そのことによ

って菊陽町の事業がどのように発展していくのか、確かに不透明なところはありますよ。ありますが、せっかくここでもってこれだけのものを使うのに、何ら、何か人を雇うのが目的で効果は二の次であると、そういう事業を、1,500万円ですか、そのぐらいかけてやるということ はちょっと何か検討が足りない。どうせやるんだったら、人も雇うし、菊陽町の農家の方々も、それから商工業の皆さんにも利便性がある、かける金額の2倍、3倍の効果を見込む、そういう計画を出していただきたいなど、そういうふうに思います。よって、この案については反対いたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第41号 菊陽町国土利用計画の策定について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、議案第41号菊陽町国土利用計画の策定についてを議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（松本東亞君） 議案第41号菊陽町国土利用計画の策定についてご説明いたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

菊陽町国土利用計画第三次となっておりますが、これは前回は平成11年6月に策定いたしました第2次菊陽町国土利用計画でございますが、その目標年次が平成20年度となっておりますので、改定の必要がありまして、住民アンケート調査を経まして、今回議会のご承認を得るところでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

前文でございます。この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、菊陽町の区域における国土、以下「町土」と申しますが、の利用に関する基本的な事項について定める計画であり、国土利用計画（熊本県計画）を基本として、かつ菊陽町総合計画に即して策定したものであります。

この計画の目的は、国土利用計画法の基本理念である健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るため、町土の土地利用に関して基本的かつ長期的構想を定め、これを本町における土地利用行政の指針とするところにあります。

なお、この計画は、今後の町道の利用をめぐる経済、社会の大きな変化に的確に対応するた



め、必要に応じて改定を行うものいたします。

右側をお願いいたします。

1、町土利用に関する基本構想でございますが、ここでは、菊陽町の条件といたしまして、町土の地理、交通、人口の動向、町民の意識、課題等について述べております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

特に(3)の町民的条件では、アンケートの調査によりますと、「良好な町並み景観の形成や自然との触れ合い等に対する町民の意識が高まっております」ということであり、それにこたえるために、環境面や安全面を含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、豊かな町土の利用をさらに進めていくことが期待されているということで述べております。

次に、その下のほうの括弧の町土利用の基本方針でございます。ここでは、町土利用の大まかな基本理念を述べております。

(1)持続可能な町土管理の能動的展開ということでございますが、ここでは次世代に引き継ぐための持続可能な町土管理を能動的に積極的に進めていこうということを述べております。

その下の(2)でございますが、持続的な町土管理を行う際の5つの観点ということで掲げておりますが、1つ、安全で安心できる町土利用以下5項目にわたって述べております。特に右側の5、計画的に進める町土利用の中では、今後宅地化、工業団地造成等が見込まれる地域においては、土地利用関係諸法との調整を図りつつ、各諸制度を活用し、計画的な土地利用を図る必要があると述べております。

6ページをお開き願いたいと思います。町土の利用の基本方向でございますが、ここでは、より具体的に、地域や利用区分に応じた町土の利用基本方向を述べております。

(1)でございますが、地域類型別の町土利用の方向でございます。これには、主に農地が占める地域、主に宅地が占める地域について述べております。

7ページをお願いいたします。

(2)です。利用区分別の町土利用の基本方向ということでございますが、この利用区分というのは、農地、森林、原野、河川、水路、道路、宅地というような形といった利用区分でございますが、それぞれについて述べておりますが、最初のほうの(2)のときの利用区分別の町土利用の基本方法の中でなお書きが書いてあります。こういった各利用区分の個別にとらえられるだけでなく、1、安全で安心できる町土利用、2、循環と共生を重視した町土利用、3、地下水の保全に配慮した町土利用、4、ゆとりある町土利用、5、計画的に進められる町土利用という、そういう5つの観点をやはり総合的に考えて利用区分別の町土利用を考えておるわけでございます。

次に、10ページをお開き願います。3、町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要でございます。

(1)町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標、ア、計画の基準年次は平成17年とし、目標年次は平成32年といたします。平成32年は、現在、今年から来年にかけて策定いたします

第5期の総合計画の目標年次が32年でございますので、それに合わせて32年としております。

イ、町土の利用に関して、基礎的な前提となる人口と世帯については、平成32年において、およそ4万1,000人、1万9,000世帯と想定をしております。これは、平成17年国勢調査から、近年の大幅な社会増加の状況とその終息などを考慮いたしまして、このように算定をいたしました。

オ、町土の利用の基本構想に基づく平成32年の利用区分ごとの目標は、下のほうの表の1のとおりでありますということでございます。ここでは、基本年次を平成17年、目標年次を32年に書いておきまして、農地、森林、原野と書いております。例えば農地については、平成17年は面積1,873.8ヘクタール、32年には1,741.6ヘクタールでございまして、132.2ヘクタールの減少ということでございます。宅地につきましては、平成17年は548ヘクタールが平成32年は687.1ヘクタールとなり、139.1ヘクタールの増というような計画でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

地域別概要というようなことでございまして、これにつきましては、さらにその右の表をごらんいただきたいと思います。地域名と範囲というふうな形で、南部地域ほか5地域を各校区ごとに分別、地域別に分けておるところでございまして。

それから、次のページ、13ページ以降、それぞれの地域において、その方向性を述べております。16ページまででございます。

それから、18ページをお願いいたします。

4、3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要というようなことで、ここでは1の公共福祉の充実から20ページのその他に関する8項目にわたって、それで述べてるところでございまして、特に18ページの2の土地利用に関する法律等の適正な運用について読み上げたいと思います。国土利用計画及びこれに関する土地利用関係法の適切な運用と本計画を基本としつつ、国土利用計画（熊本県計画）及び本町総合計画に即して、総合的かつ計画的に土地利用を推進することにより、適切な土地利用の確保と地価の安定を図ると。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、隣近接市町村等、関係行政機関との適切な調整を図るというふうなことで、この必要な措置の大事なところでございます。

最後に、参考資料でございます。

土地利用の現況図と、それから土地利用構想図2枚をおつけしております。

その土地利用構想図の取り扱いでございますが、土地利用構想図の下のほうにも書いておりますが、土地利用構想図は、本町の将来の土地利用のあり方を検討するための基礎資料として作成しており、具体的な開発事業や土地取引を想定したものではありません。

また、この産業ゾーンの意味につきましては、農業を含む諸産業をイメージしたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第41号の菊陽町国土利用計画の策定について、今課長から詳しく説明があったんですけれども、これは平成11年6月に作成されたってということで、私が思いますに、やっぱりこれからの、また今後の利用計画をやっていくのであれば、平成11年から、21年ですけれども今、この10年間どのように変化してきたのかと、こういうふうにご利用計画をつくっていたけれども、ここはこうだったっていうようなのが前段にやはり、10年間の総括っていうか、変化っていうのがなぜこういうところはないのかっていうのは疑問なのが1つあります。そういうのはやっぱり必要ではないかというふうに思います。

それから、ページ3ページなんですけれども、ページ3ページの、これはもう余り大きな問題ではないんですけど、例えばページ3ページ、4ページとありますが、ページ3ページの3の町民的条件のところの下から4段目、「また、住民自ら主体となった自然環境の保全、河川、道路の美化活動など、パートナーシップによる土地に関する取り組み」って書いてあるんですけれども、これはもう美化活動などを住民が協力してやったってことだと思うんですが、パートナーシップによる土地に関する取り組みっていわれても、ちょっとこれわかりづらいんじゃないかなと思います。

それと、ページ4ページも同じなんですけれども、「高齢者や障がい者の自立と社会参加を進めるための生活環境の整備を図り、ユニバーサルデザインに配慮した土地利用」って書いてあるんですけれども、このユニバーサルデザインに配慮した土地利用だけを説明してくださいって言われた場合は、私はちょっと、こういう書き方をしてあると、概略的に、イメージとしてはわかるんですけど、少しやっぱりこの辺は、もう少し町民についていいですか、私もちょっとわかりづらいので、この辺、もう少しわかりやすい言葉で表現をさせていただいたほうがいいのではないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。その2点についてお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 第2次と第3次の構想の、その10年間のそれはどうだったかというふうなご質問だったかと思いますが、これにつきましては、この枠組みって申しますか、国なり県の計画の枠組みの中で、项目的にはその枠組みの中でちょっと書きました関係上、こういった構成になっておると。そういう中で文面を構成しております。

そういうことで、重々その10年間の、町がこの理念に基づいて進めたことについては、そういったものを含めまして、今回町の条件なりの中に、社会的条件、自然的条件、町民的な条件に書き込ませていただいております。

それから、4ページの、これは安全で安心できる町土利用というふうなことでございまして、これにつきましては、土地の利用ということになりますが、前段のほうにもそういう、防災拠点、避難場所、そういったの安全、管理保全等の中で安心・安全の場所として使ってい

くというふうな形だと思えますし、さらに延長して何かをつくったり建てたりする場合は、そういった高齢者や障がい者に配慮して、いずれにしてもそういった健常者でない高齢者、障がい者に配慮した建物なりを建てる上での町の、町土の土地の利用を進めるというふうなことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） あれからもう10年たったかなというふうな思いがいたします。10年前の国土利用計画のこの問題では、議会でも大変意見が出ました。一番関心が高かったことが、この一番最後に載っております土地利用計画の現況図のことでもございましたが、あれから10年たちましたが、特に南台地に関しましては全く変わっておりません。何のための国土法なのか、そしてまた何のための菊陽町の国土利用計画か、私には、これはもう行政の怠慢としか言いようがないような歯がゆい気持ちであります。

具体的に申しますと、今課長は町道の問題とか、いろいろ住環境のことを中心に説明をされましたが、10年前は、私どもは菊陽町全体のこの土地利用計画を熱心に議論しました。そして、その結果どうなったかというのは、南台地の産業ゾーン、それとまた久保田地区の産業ゾーンを、まずは議員全員の総意でここを産業ゾーンにしたわけですよ。ところが、その後10年たっても何の変化もありませんが、ただいまの課長の説明では、あ那时的私たちの産業ゾーンとして位置づけしたのは、将来工業予定地のように、企業が来て発展される土地の確保で産業ゾーンとしておったわけでもございますが、ただいまの説明では、産業ゾーンというのは農業も含まれる産業ゾーンですという話でした。もうこれにはびっくりしました。そりゃもちろん農業も産業ですよ。そりゃもう第1次産業ですから、菊陽町にあってはなくてはならないものでございますが、この10年間、何の成果も上げることができずに、この10年目の計画では結局農業ゾーンになってしまったっていう解釈をしてもおかしくないと思っております。本当に憤りをこれには感じております。

そういうことですが、具体的に1つお尋ねします。

10ページのここに町土の利用目的に応じた区分ごとの目標というのがありますね。この中の住宅地ですが、目標年次で面積が増加しておりますね、12%、これは452ヘクタールですが。これはどこを意味するのか。

そしてまた、一番下に、市街地が98ヘクタール計画をされておりますが、これはどこを意味するのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亜君） これにつきましては、近年の農地の転用割合っていいですか、そういったものを基本にして推計をいたしまして、逆に言えば宅地のほうに変わっていくというふうな数値でございまして、具体的にどこがどうかということの推計ではございません。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） とにかく10年ごとに国が定めておる法律でございますので、節目節目には見直しもあってしかるべきかという思いでもありますが、やはり10年前からこの国土の改正について審議した議員として、10年たってもそのまま、全く絵にかいたもちであります。言葉だけはいろんなきれいごとを載っておりますが、全くそのまま、これがまた今後10年間このままでいくかという、本当に寂しい思いがいたします。私たちが訴えました10年前のことをお考えいただきまして、これから先10年間はそういうことがないように、またこの文章が絵にかいたもちにならないように、しっかり執行部としてはやっていただきたいと要望いたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

芝和長君。

○5番（芝 和長君） ページ2ページの菊陽町の条件の中で、社会的条件、このまとめに、「こうした中、一部の地域においては、高齢化や農業の修業人口の減少による農地の管理水準低下等による耕作放棄地の増加、地域の小学校児童数減少による地域力の低下などの問題が生じており、これら諸問題に対して適切な対策を行うことが必要である」と述べてありますけれども、どういうことをどういうふうにするんだという策定はなされておるんですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） これは、繰り返しになりますが、この町土利用計画については、基本理念なり、基本方向を述べさせていただいておりますので、具体策等につきましては、今後関係課等で詰めていくという形になります。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 一番最後の土地利用構想図で、三里木駅北側の辛川鹿本線の西側まで産業ゾーンということでマークが入っておりますが、これに関しては、企業からの要請があったのか、町独自の考えなのか、これが1点。

それから、ページ10ページ、ちょっと前になりますが、表1の町土の利用目的に応じた区分ごとの目標ということで、平成17年度の農地面積からしますと、平成32年度は約132ヘクタール減少しておるのかなど、その分宅地がふえているようではありますが。ということは、それらの地域全域にわたって進出企業の受け入れをするということなのか、それが2点目です。

もう一つ。それから、産業ゾーンとは、先ほどの説明で、農業を含めた諸産業という説明がありましたが、南部地域のように圃場整備をされた20ヘクタール以上のつながりといいますか、広がりのある地域をこのように大々的に産業ゾーンにすることはどのようなことが考えられるのか、町の考えということで、とりあえず1、2、3点お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 土地利用構想図の三里木の産業ゾーンでございますが、関係課長等の会議の中で位置づけられたものでございます。

あわせて、その構想図の南部地域の産業ゾーンの話でございますが、前段で鍋島議員が地域の思いを述べられました思いを、今回もここに、役場の立場、町の立場としても引き継いで載せさせていただいております。

開発等に当たりましては、関係諸法、農振法、それから都市計画法でございますので、その法律をクリアしないことには前に進みません。これについては法律の体系変わっておりません。そういうことで、こういう方向に向かって町としても努力していくということでございます。

それから、少し変わった点は、集落内開発制度というのができまして、白地の地域については宅地化可能となっておりますので、その部分は色をちょっと塗らせていただいておりますが、10年間で変わったという努力は、そういう開発制度が近隣の市町村の協議会の活動の成果の中で取り組まれたことではないかと、かように思います。

それから、もとに戻りまして、10ページの件でございますが、この宅地の増加面積がすべて、会社といいますか、企業用の工場用の土地ではございませんで、一般住宅も含めまして、こういった転用の推計だということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページ17ページですけど、上の表になりますか、南部地域ということで、平成17年度から32年度までの計画を見ますと、おおよそ農地の減少が13.7ヘクタールということになるかと思っております。この13.7ヘクタールというのがどのくらいの数字かと言いますと、現在の免許センターが東西300メートル、南北500メートルということで、三、五、十五、15ヘクタールということだったと思っております。そのように考えますと、南台地に関しては、構想図における産業ゾーンが余りにも広過ぎるということはどうしてかと。産業ゾーンは、13ヘクタール以上でも、この枠内であれば拡大をするという考えなのかということを一つ。

それからもう一つは、この基本構想に基づく土地利用計画ということは間違いなく農地の減少につながりますが、農業委員会の意見や地域の意見が産業ゾーンを望むという集約された意見かということで、とりあえずは2点お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 17ページの南部地域の農地の面積に関してご質問がありましたけど、繰り返しになりますが、どの程度の規模をどこにどういうふうにと位置づけの転用というんですか、土地利用計画ではございません。

それから、この構想の策定に当たりましては、関係部課会議を開催いたしまして、その関係部課のほうから集約に基づいて取り組んでおりますので、十分地域地域の意見は反映されてると考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今関係部課ということで言われましたが、農業委員会とかそっちのほうも十分協議はされたということによろしいんですね。

じゃあ最後に、後藤町長は、町に企業誘致をされるとき、過去の行動からしますと、議員が町長への問い合わせはおろか、議員からの企業誘致の情報はどうも迷惑がっておられたようがあります。今でも、議員の情報は必要なく、後藤町長が責任を持って企業誘致をされるという考えでよろしいでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 企業誘致に関して、議員からの情報を迷惑と思ったことはありません。いろいろ、こういう時代の中で、その情報の提供というのは十分していただいて、その中で、取り組めるような、実現性の可能なものについてはいろいろ情報はいただきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時9分

再開 午前11時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成20年度菊陽町一般会計予算）

○議長（吉村豊明君） 日程第4、報告第1号地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成20年度菊陽町一般会計予算）を議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、報告第1号につきましてご説明申し上げます。

この案件につきましては、平成20年度一般会計予算の中で議決いただきました地方自治法第213条の規定によります繰越明許費につきまして、5月31日までに繰越額を調整いたしましたので、繰越計算書として報告するものでございます。

表紙をめくっていただきますと、繰越計算書をおつけしております。

項目の中で、真ん中ですが、金額とあります欄の額は、予算で定めました繰越明許費の限度額でございまして、その右の欄の翌年度繰越額に調整したものでございます。

まず、款の2総務費では、項の1総務管理費で定額給付金事業5億5,236万3,918円は、事務費1,817万5,918円及び補助金5億3,418万8,000円を繰り越すものでございまして、既収入特定財源として国庫支出金5億4,816万1,918円を受け入れておりまして、未収入特定財源として、国庫支出金420万2,000円を予定しております。

次の電子計算事業は、法改正に伴います後期高齢者の行政情報システムの改修費用として委託料624万7,500円を繰り越すものでございまして、財源は、未収入特定財源として国庫支出金を予定しております。

次に、項の3戸籍住民基本台帳費の住居表示事業は、武蔵ヶ丘地区の住居表示業務委託料556万5,000円を繰り越すものでございまして、すべて一般財源でございます。

次に、款の3民生費、項の2児童福祉費で、子育て応援特別手当給付事業2,027万1,000円は、事務費83万1,000円及び補助金1,944万円を繰り越すものでございまして、未収入特定財源として国庫支出金2,026万9,000円を予定し、一般財源2,000円を計上しております。

次に、款の8土木費では、項の2道路橋梁費で、道路橋梁維持事業1,900万円は、先ほど一般会計の補正でも審議いただきましたが、1つは新山4号線管渠改築工事も含んでおり、ほかに上津久礼地内側溝整備工事に係る工事費及び上水道管移設補償費でございまして、すべて一般財源でございます。

次の北小学校原水駅線道路改良事業1,345万5,000円は、建物等移転補償費と用地取得費等でございまして、未収入特定財源として国庫支出金761万2,000円を予定し、一般財源584万3,000円を計上しております。

次の横道合志2号線道路改良事業1億7,490万2,000円は、跨線橋工上部製作輸送工事費等でございまして、未収入特定財源として国庫支出金9,619万5,000円を予定し、一般財源7,870万7,000円を計上しております。

次の原水駅線道路改良事業3,297万9,000円は、用地取得費等でございまして、未収入特定財源として国庫支出金1,140万円及び地方債1,300万円を予定し、一般財源857万9,000円を計上しております。

裏面をごらんいただき、項の3都市計画費の土地区画整理事業1億6,197万7,000円は、第2土地区画整理地内の工事費、建物等移転補償費等でございまして、未収入特定財源として国庫支出金4,000万円及び地方債7,410万円を予定し、一般財源381万7,000円を計上しております。

合計といたしましては、翌年度繰越額を9億8,676万418円とし、財源といたしましては、既収入特定財源で5億9,222万1,918円、未収入特定財源として国庫支出金1億8,592万5,500円、地方債を8,710万円とし、一般財源として1億2,151万3,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第2号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成20年度菊陽町土地取得特別会計予算）

○議長（吉村豊明君） 日程第5、報告第2号地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成20年度菊陽町土地取得特別会計予算）を議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） 報告第2号についてご説明申し上げます。

これも平成20年度土地取得特別会計予算の中で議決いただきました地方自治法第213条の規定により繰越明許費につきまして、5月31日までに繰越額を調整いたしましたので、繰越計算書として報告するものでございます。

表紙をめくっていただきますと、繰越計算書をつけております。

先ほども申し上げましたが、項目の中で金額とあります欄の額は、予算で定めました繰越明許費の限度額でございまして、その右の欄の翌年度繰越額に調整したものでございます。

款の2諸支出金、項の1財産取得費で、光の森公共用地整地事業は、整地等工事費6,800万円を繰り越すものでございまして、既収入特定財源として一般会計繰入金を受け入れております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第3号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成20年度菊陽町下水道特別会計予算）

○議長（吉村豊明君） 日程第6、報告第3号地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成20年度菊陽町下水道特別会計予算）を議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） では、報告第3号の説明をさせていただきます。

報告第3号は、平成20年度菊陽町下水道特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてであります。

内容は、菊陽町公共下水道事業認可変更設計業務委託の工期の変更を行い、約95ヘクタール下水道計画区域の拡大を図るための認可申請業務に係る費用でございます。

集落内開発などによります下水道計画区域の拡大の変更認可申請を行っておりますが、上位計画であります熊本北部流域下水道の変更認可申請が県及び九州地方整備局との協議が長引いておりまして認可取得ができておりません。そのため、本町分の認可申請もできない状況にあることから、一般財源の336万8,000円を繰越明許費として計上したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 報告第4号 菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について**

○議長（吉村豊明君） 日程第7、報告第4号菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（松本東亞君） 報告第4号菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、これは地方自治法第243条の3第2項の規定により、菊陽町土地開発公社の平成20年度決算に関する書類及び21年度事業計画に関する書類を別添のとおり提出したものでございます。

書類の2ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度事業報告でございます。

1、原水団地造成事業について読みたいと思います。原水工業団地造成事業は、平成16年度

に事業決定を行い、同年度用地買収、平成17年度工事着工を経て、平成19年度末に区域内の造成工事が完了し、その間、平成19年7月に第1期分譲用地として9万525平米を販売しました。平成20年度は、菊陽町の企業誘致を促進するために原水工業団地区域拡大の事業計画変更等を行い、新たに3,281平米の用地を買収しました。さらに、このことにあわせて、区域拡大による大規模用地の販売を可能にするために、平成20年6月に販売した1,300平米の用地について買い戻しを行いました。このことにより、大規模用地を必要とする企業に対しての一括販売が可能となり、販売価値の向上が図られました。なお、原水工業団地内の道路、調整池等の公共施設については、平成20年9月に菊陽町へ帰属の手続を行いました。

平成21年度では、買収を行った用地の工事を実施するなど、大規模用地として販売を行うための環境を整えるとともに、用地の早期販売に向けた必要な取り組みを行っていくこととしています。

2、三里木北工業団地造成事業。三里木北工業団地造成事業は、事業実施のための準備を行ってきましたが、世界的な経済状況の悪化により販売の見通しが立たないため、やむなく事業中止を決定しました。なお、事業費11億7,838万5,000円は、全額平成20年度第1号補正で減額しております。

損益計算書の説明をいたしたいと思います。

これに関しましては、ページ8ページの決算明細書をあわせてごらんいただきながら説明をしたいと思います。

では、3ページの損益計算書でございますが、事業収益、土地造成事業収益2,332万2,000円、ページ8ページをお開きいただきたいと思います。この明細書の大きな枠組みでございますが、(1)収益的収入支出決算明細書、これについては、どちらかといえば分譲関係の費用の歳入歳出を掲載しております。その中での事業収益ということで、収入済額の欄2,332万2,000円と、この数字と、こっから持ってきております。

3ページにお戻りをいただきたいと思います。その販売費及び一般管理費426万5,644円、ページ8ページでございますが、8ページの支出の欄の款の欄でございますが、2の販売費及び一般管理費の欄の支出済額426万5,640円、この金額と一致するところでございます。

それから、3ページでございますが、事業外収益ということで、ここは、そういった形で、受取利息、それから消費税還付金でございます。あわせまして、これは400万8,270円というようなことになっております。

それから、事業外費用ということで、支払い利息664万1,157円というようなことで、合わせまして、経常利益1,642万3,469円となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

4ページ、貸借対照表でございます。これについても、別添の資料を後からあけていただきたいと思います。資産の部、流動資産、現金及び預金という欄でございます。これについては、7ページの財産目録の中にあります流動資産の現金及び預金と、この金額と一致させてお

ります。

また、4ページへお戻りいただきたいと思います。完成土地等11億1,336万7,900円、これにつきましては、11ページをお開きいただきます。11ページの一番下の欄の完成土地明細表の一番右側の欄、期末残高でございます、この金額と一致させております。

4ページにお戻りいただきます。(4)の開発中土地と、これは2,131万7,200円ということでございまして、区域拡大の事業計画変更分で購入した分でございます。合わせまして、流動資産の合計が11億4,302万3,264円というようなことで、同額の資産合計でございます。

次に、負債の部でございます。

負債の部、流動負債、未払金6,861円で、これは会計年度内までに請求はありましたが、支払えなかった分でございます、ガソリン代でございます。

それから、固定負債と、長期借入金11億86万円ということでございます。これにつきましては、12ページをお開きいただきたい。11ページの長期借入金明細表、期末残高の合計欄、この金額に一致させております。

そういうことで、負債合計が11億86万6,861円でございます。

続きまして、次のページの資本の部でございます。

基本財産500万円、これについては、7ページをちょっとお開きいただいでください。基本財産、差引純財産のところをちょっと説明を、基本財産500万円、そういうことでご理解いただきたい。

5ページにお戻りください。準備金、前期繰り越し準備金2,073万2,934円、それから当期純利益1,642万3,469円、準備金の合計3,715万6,403円ということで、この各数値につきましても、7ページの差引純財産のところの数値と一致させております。

そういうわけでございまして、負債の部と資本の部を合わせますと11億4,302万3,264円ということで、先ほどの資産の部の合計と一致するわけでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

今回から追加された資料でございまして、主に現金の流れをここであらわしております。

1、事業活動によるキャッシュフローということで、土地造成事業収入2,332万2,000円、マイクロ電子への売却分でございます。

それから、その他の事業収入、これは預金利息と消費税の還付金で400万8,270円ということなんです。

それから、そういった販売に伴う費用ということで、ページ9ページをお開きいただきたいと思います。販売関係であります、販売をするための造成資金ということで、ここに、下のほうの資本的支出の中の土地造成事業費、それから分譲土地買戻費、そういった金額をこちらに上げております。

6ページにお戻りください。マイナスの4,818万7,550円、その他の事業支出を合わせまして、小計のマイナスの3,175万7,220円でございます。

それから、財務活動によるキャッシュフローということで、長期借入れによる収入というように、3億3,629万4,000円と、この数字は、ページ9ページをお開きください、一番上のほうの資本金収入の長期借入金の収入済額の金額に一致させております。

そういうことで、その6ページにお戻りいただきたいと思いますが、小計の3,052万2,909円というふうなことになります。

一応それを加算いたしまして、現在の現金及び現金同等物の期末残高は33万8,164円と、この金額が通帳に残るとというふうなことでございます。

財産目録は先ほど説明しましたので、省略いたします。

それから、次の8ページ、9ページについては、先ほどの説明に活用させていただきましたので、省略いたします。

10ページ、決算の附属諸表というところでございます。事業収益明細表、土地造成事業収益について、これはマイクロ富士に売買した分の費用でございます。

それから、下のほうの開発中土地明細、それから完成土地明細でございますが、開発中明細については、真ん中のほうの増加面積3,281平米につきましては、拡大分でございます。今年またこれを造成して整備するというふうな事業の用地分でございます。

それから、完成土地明細表でございますが、期首面積の横の当期増加面積、これはマイクロ電子分を買い戻した分をここにまた掲載しております。その横が、道路などを町へ帰属させた面積を減少としてとらえております。現在は期末面積が8万6,000平米あるというふうなふうにごらんいただきたいと。

それから、先ほど出ましたけど、その価値でございますけど、現価といえますか、期末残高が11億1,300万円程度、現在の現価があるというふうにご理解いただきたい思います。

次、12ページをお開きいただきたいと思います。

これは、先ほどの説明で使いましたけど、こういった借入先から農協さんが現在借りとるわけでございますが、期末として11億86万円というふうなことでございます。

次に、13ページ、21年度事業計画に関する資料ということでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

これは事業計画でございます。原水団地の売却として、1.2ヘクタール、2億円を予定しております。下のほうは、拡大分で買い取りました分の整備を、今年2,060万円使って整備をしようというふうなことで、あくまでもこの上のほうの原水工業団地売却については、ちょっと計画として入れさせておりますが、基本的には近隣大手企業の動向を見て、今年の販売計画は展開されるものと聞いております。

それから、次の15ページにつきましては、公社関係の予算でございます。1条は総則、2条は収入支出の予算、3条が長期借入金について述べております。

特に借入金の中の限度額については、14億4,952万5,000円を限度額として資金用に充てたいと考えております。

16ページ以降については、これに基づきます予算収支でございますので、省略したいと思います。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページ11です。一番下の(4)の完成土地等明細表、一番右下で、どうも売れ残りというのが11億1,367万7,000円ということだと思っておりますが、これは現在での道路を含まない、全体の区域の中で道路を含まないところでの面積かなと思っておりますが、今後は中の用地がとれたと、確保できたとかということであれば、また一括売買とかということになると当然この額というのは上がってくると考えていいかどうか、これが1点。

それから、14ページです。21年度事業計画の中で、区分及び事業名、1番の土地造成事業、原水工業団地売却ということで、金額が2億円上げてありますかね、事業費。1.2ヘクタール、場所はどこなのか、考え方がどうなのかと。

それからもう一点が、この後この土地を売却するに当たって、どのような売却の仕方をおられるのか、この3点をお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 第1点目については、そういう議員のおっしゃるとおりで、同様に考えております。販売価格については、これは最終決定をしておりますが、価値がうまれるものと考えております。

それから、14ページの1.2ヘクタールですが、具体的な土地を想定してものではございません。

一応20年度の販売計画については、できれば隣接の企業等の経済動向を見ながら、大規模な販売というようなことを町のほうではといたしますか、商工企業のほうでは、企業誘致課のほうでは考えておるといふふうなことでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第4号について質疑を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時51分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 昼食前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第5号 有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、報告第5号有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

農政課長、内容の説明を求めます。

○農政課長（荒木一雄君） 報告第5号について説明申し上げます。

有限会社さんふれあにつきましては、町が出資している法人でございます。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、有限会社さんふれあの平成20年度決算書に関する書類及び平成21年度事業計画に関する書類を別紙のとおりつけております。

まず、2ページをお開きお願いいたします。

(1)で、平成20年度事業実施状況でございます。4月から3月までの期間におきまして、まず4月1日に消費者モニターの募集から始まり、4月21日山菜出荷協議会の総会、73名の出席がございました。5月24日、25日の2日間、「さんふれあ」におきまして春の感謝祭、5月24日には消費者に対するの交流収穫体験、イチゴ狩りに29名の参加がありました。29日は先進地研修に40名の参加がありました。11月3日には鼻ぐり井手400年祭に野菜加工品の出品をいたしました。11月22日には春の感謝祭とカンショ掘りが行われ、消費者交流関係ができておるところでございます。それから、12月26日から29日までが年末にかけのもちつきの実演販売が開催されております。3月29日には、消費者交流でタケノコの収穫体験が実施されました。また、毎月さん菜便り発行、毎月第1月曜日に役員会が実施されたということでございます。

次に、4ページから10ページまでが平成20年度決算の状況について報告いたします。

まず、5ページをお願いいたします。

5ページの貸借対照表では、資産の部の合計が6,032万7,139円、負債の部の合計が4,489万6,745円でございます。純資産の部の合計が1,543万394円になりまして、負債及び純資産の合計が6,032万7,139円となりまして、前年より201万256円の減となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。純売上高が、「さんふれあ」の温泉の券販売機からふれあ館、大広間、売店、氷菓里、直売所、直売所の委託収入、農園使用料の収入、その他の収入は自販機でございます。この純売上高が、右のほうにございます2億5,890万6,474円でございます。前年より1,621万9,180円減額となっております。

一方、売上原価は、仕入れの合計ということで、これにつきましては、大広間等の食料に対して仕入れ価格ということで、合計が5,788万9,796円でございます。前年より、大広間等の仕入れを含め、212万6,025円増額となっております。

さらに、純売上高から売上原価を引きますと、総売上利益が2億101万6,678円でございます。

次に、7ページをお願いします。

販売費及び一般管理費です。これらの中には、「さんふれあ」の職員の給料、それからサウナマット等の賃借料、それに主なものとして水道光熱費、燃料費、それからふろの清掃とか機械の点検とか、衛生管理の費用の合計が1億9,835万6,096円支出されています。

先ほど申しあげました総売上収入から仕入れを引いた金額でございますけど、2億101万6,678円から経費部分でございます販売及び一般管理費の1億9,835万6,096円を引きますと、営業利益が266万582円になります。

6ページを見ていただきまして、営業外費用の中に、この中に寄附金300万円が町のほうに寄附されておるところでございます。さらに、法人税を納めた残りが、当期純利益が59万2,051円になっています。

次の、8、9ページは飛ばしまして、10ページが、5月13日に監査がなされております。また、22日に有限会社さんふれあから報告があつておるところでございます。

さらに、12ページが21年度の事業計画、また13ページが21年度の収支計画書と20年度の実績と比較しながら記載しているところです。

以上で報告を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページ7、役員報酬とあります、250万円。何人分でしょうかと。

それから、ページ13ページ、平成21年度収支計算書、1番の温泉券売機売り上げが平成20年度実績よりも2,000万円減額されている理由。

幾つかありますので控えてってください。よろしいですか。

2番目、今のところで、衛生管理費が平成19年度実績よりも1,600万円下がってます。20年度実績より1,000万円減額されている理由。

3番目、その下の広告宣伝費、20年度実績より40万円減額されているが、PR効果は十分望めるのかと。

4番目、寄附金は、平成20年度より900万円ほど増額した数字が今度の平成21年度では上がっておりますが、寄附金1,234万8,000円というふうな数字が上がっております。寄附金とは、本来定めがないものと考えておりますが、1,234万8,000円という中途半端な数字はどこから来たのか、その根拠。

5番目、現在の指定管理者の契約期間が平成23年3月31日までということですが、指定管理者の一般公募の取り組みの検討はされているのかと。よろしいですか。

6番目、有限会社さんふれあの株主として個人名義があるというような話を聞きますが、そのようなことがあるのか。あるとすればどこの分なのか。今までにそういうことがあったのか。

1回目はこのくらいにしときましょう。お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） まず、1番目の役員報酬でございますけど、これは1人分になります。

温泉券売り上げの……

（11番吉本 堅君「温泉券売機売り上げですね」の声あり）

これは、景気悪化で、車等の移動の節約や消費者の買い控えが重なったことにより、消費者が低迷して売り上げが伸びなかったということです。それと、特に温泉について、近所に新しい温泉施設がふえたり、家庭のふろで節約できたため、客数が減少したと思います。

（11番吉本 堅君「ああ、違うんですよ、21年度の計画をお尋ねしとるところです。20年度よりも21年度のほうは2,000万円ほど減額されて予算書が上がるとる」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） そのことにつきましては、前年と比べまして、やはりふろに来られる方が少ないということで、大体来られる方に対して少ない見積もりというか、それに合わせたという状況で9,200万円の金額を入れたということでございます。

それから、3番目の宣伝費のPRですけど、これについては……

（11番吉本 堅君「その前に、衛生管理費」の声あり）

衛生管理費につきましては、最低限の法定の検査を受けると。それ以上のことはできるだけ経費を抑えたいということで、支出に入れられておるものでございます。

それから、宣伝費のPRについては、社長本人が営業でずっと回っておられまして、できるだけPRの多ければ多いほどいいわけですけど、余りお金をかけられないということで、精いっぱい組まれた金額ということでございます。

それから、23年3月まで指定管理があるけど、現在公募の検討をしてるかということですけど、これについてはまだしておりません。

それから、6番目の個人名義ということでございますけど、これについては、私も聞いたことはございません。

（11番吉本 堅君「もう一つ残ってます、5番目。寄附金に関して平成20年度より900万円ほど増額した数字が上がっているけど」の声あり）

これについては、町との協定がございますので、極力というか、さんふれあとしては努力をされまして、ぜひこの最低金額は納めたいというところで聞いております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 2回目です。今の温泉券売機売り上げが平成20年度実績よりも2,000万円減額という予算書の作成ということは通常考えられんと思います。サービス券の割引券の検討あるいはアンケートの意見等、何らかの取り組みは今までされたのかどうか。店員の方々がお客さんに大きな声であいさつをされているのか、その辺の検討は十分されておるのか。

幾つかありますので、ちょっと待ってくださいね。

2番目、衛生管理費を19年度より1,600万円、20年度よりも1,000万円減額して、衛生面での問題がないのかどうか。

3番目、寄附金の1,234万8,000円は、町との契約でうたわれた、今言われたとおり、額ということなんですが、これは毎年、年間最低目標額として1,234万8,000円以上町に納付するというふうになっておりますが、直営のときには寄附金でいいんですが、毎回私は言っております、第三セクターになってから一度もこの納付金というのは納めておられません。21年度予算書でこういうふうな数字を目標額として上げられるのであれば、もうちょっと上の額を求めたところで予算書として上げるべきではないのかなと。

4番目、これは13ページです、同じとこです。平成21年度収支計算書の20年度実績に役員報酬250万円が上がっておりません。この欄には必要ないのか。これで数字が合うのかどうか。また、平成21年度計算書においても役員報酬の枠がないのは、売り上げが上がらないから無報酬ということで代表者を採用されておるのか、あるいはもう解雇されるということなのか、数字に間違いがないかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） 前の質問と若干ダブる分もございましたですけど、ようございませぬか。

（11番吉本 堅君「はい、どうぞ」の声あり）

まず、衛生面関係については、先ほど言いましたように、法的なあれをクリアしておりますので、それで何ら、レジオネラですかね、そういった細菌、そういうのにはもう全力のあれをさせておられますから、別段衛生面で予算を下げたからといって手抜きをされとるというのはございませぬ。

それから、納付金につきましては、これはもう先ほど言いましたように、精いっぱい頑張つて納めていただくと。ただ、直営でやっておったときも寄附金でやっておったし、納付金で納めたというのは一回もございませぬ。

それと、この役員報酬については、議員が言われたように、もらわないじゃなくて、これちょっと欠落しておるんじゃないだろうかと私も推測しとるところです。

1番に何かあったですね。

（11番吉本 堅君「1番目が抜けてます」の声あり）

券売機の2,000万円につきましては、これは決算で、先ほども言いましたですけど、これが

一番「さんふれあ」で収入源になったのがこれでございます。先ほど荒木課長が言いましたように、隣接のところにもそういう競争相手の方がおられまして、21年度もそう多くは見込めないということでこの額になったということでございます。

(11番吉本 堅君「部長、欠落しているということは、数字が変わるということはないんでしょうかということもお尋ねします」の声あり)

これは、ちょっとさんふれあに確かめますけど、変わる可能性があるんじゃないだろうかと思っております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 温泉券売機売り上げを前年度比で2,000万円も低く見積もるということは、商売人の発想ではちょっと考えられんなというふうに思います。売り上げ努力が全く見えません。

それから、確かに有限会社さんふれあは町に寄附をされております。大変ありがたいことです。しかし、部長の今の答弁は、町が直営で「さんふれあ」を営業しておったときには、あそこの営業をやったときには寄附金で何も問題ないんです。やっぱり指定管理者制度ということになってからのその決め事ですから、議会の、言うならば議会を何もなくて通過したということに現在はなっておる状況であります。

町と有限会社さんふれあの契約では、毎年年間最低目標額1,234万8,000円以上を町に納付することとなっておりますが、指定管理者制度になって一度もこの納付金は町に納付されておられません。先ほど言うたとおりです。このことがどのようなことかといいますと、どんなに有限会社さんふれあが赤字経営になっても、議会の議決なしで町のお金が流れているということなんです。さらに、平成20年度実績、21年度収支計算書の不備なものが有限会社さんふれあの役員会を通過し、有限会社さんふれあの前社長である後藤町長の審査を経てそのまま議会へ報告をされました。これらのことを総合しますと、有限会社さんふれあは町役場主導の会社であり、経営に無理があるのではないのでしょうか。一刻も早く公募方式での指定管理者制度を採用すべきと考えます。有限会社さんふれあの役員会を再度検討され、議会に対してこの報告書の再提案を求めます。そこんところはいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） 今言われた書類の再提出については、ちょっと検討いたしますというか、私のほうからすぐするしないというあれはできませんので。

(11番吉本 堅君「町長」の声あり)

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの吉本議員のご質問でありますけども、この数字の欠落した部分があるということであれば、また違つとれば、検査しますというか、さんふれあのほうにこの、今役員手当の分が欠落しているのか、これ集計してみらんとその数字がちょっとわかり

ませんけども、数字が違ってるところがあれば、また次回正式なものをきちんと出させたいと思います。

(11番吉本 堅君「町長、ここは間違いなく役員報酬というのは抜けてるんですから。抜けてますよ」の声あり)

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 今の質疑も聞いていたんですけども、券売機の売り上げも下がっていく、そして19年度、20年度に対して売り上げと利益も下がっているんですよ。下がってきていて、それ以外の経費のほうが大きく削られているというところもない。その状態で、寄附金が800万円から300万円に減って、それが計画では1,234万8,000円までふやして、さらに営業利益が前年度に対して413%になってる。その根拠をまず教えて。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） 北山議員も見られておりますように、この損益計算書の中で、温泉券の売り上げについては、前年と比べると、先ほど荒木課長が言いましたように、前年12.1%の減で、1,500万円の収入が下がるとのわけです。それと支出について、何ら努力の跡が見えないということを言われましたですけど、支出についても前年と比べれば1,350万円の減にはなるとのわけです。それだけ絞られとるし、この中で、給与の手当関係も前年と比べてみますと330万円ぐらい減になつとる状況でございます。

それと、収入の面では、温泉だけでは極端に減っていますけど、あと直売所関係、それから特にこの大広間の売り上げなんかは逆に上げられとるということでございますので、それぞれの努力の跡は見えるかなと思っております。

それから、営業収入の根拠といいますか、これについては、売り上げから利益を引いた残りの中でやっておられますので、今言いましたように、収入に対して支出のほうも相当切り詰められとるということで思っております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 先ほど部長は、その1,234万8,000円は努力目標としたいというような、ということ、努力目標という言葉が使われたと、僕の耳にはその言葉が残ってるんです。結局、計画に対して実現性があるということが前提で出てるんです。それ、ちょっと確認します。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） やはり21年度計画されたときに、これだけは町のほうと契約になっておりますので、返したいということで頑張るとのことだと思いますんで、そういう状況であります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 頑張る、頑張らないはいいんですよ。あくまでも、小学生の夏休みの宿題

の計画をつくるわけじゃないんですから。ですから、これは正式に町の議会に提案されてる事項ですので、やはり決められてることだから頑張りますからっていうことで出して、結果的に1年間締めてみたら全然いきませんでしたと、こんな話はあるんです。やはりこれは公式的なもので、議題に載せられてるものですから、ですからじゃあこの利益とか寄附金が達成できなかったときにはどのような処置をとる予定ですか。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） これにつきましては、精いっぱい頑張って、落ち込んだということになりましたときには、やはり契約書どおり、個別協議の上、そのときは減額させていただくというふうになろうかと思えます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 私、2つ意見を言わせていただきますが、1つは提案をいたします。

今、温泉の券売機売り上げの話が出ておりますが、19年度、20年度、これはもう実績で約1,000万円以上上がっております。それからまた、21年度の計画では2,000万円弱ぐらいに予算、計画をしてありますが、いろいろ役員の方も外交的に回っておられるという話でございしますが、それでもやはり2,000万円も減額計画をしなければならないというふうな、これはもう現実の話と思いますが。

そこで、提案しますが、火の国ハイツの手前のほうに、石原というところですが、ナショナルの設備工場のようなのがありましたが、あそこが今もう温泉とホテルになっております。で、私は、どういうところだろうかと思って2回ほど行きましたが、なるほどやっぱり新しい設備でもありますので、「さんふれあ」よりも、中に入れば温泉気分によくって気持ちがよくございます。と同時に、1つは、入湯料が360円です、あそこは。どなたも360円で、回数券も用意してあります。話に聞きますと、「さんふれあ」の場合は、町で400円、町外の人で500円という金額だそうですので、やはり金額が高いなら向こうのほうに行きますよ、私の体験談として。そして、同じ金額でも、ひよっとするなら、やっぱり新しくできたところが、あっちのほうの方がやっぱり人気が出てきやしないだろうかと思えますので、やはりここは思い切って金額を下げて、町内、町外も同一金額で、幅広く呼びかけてもう利用していただくよりほかにはないと思えますので、それを1つ提案させていただきます。

それともう一つは、あれが農業構造改善事業で、8割ぐらいの国からの補助でできたと思っておりますが、それから第三セクターというふうな仕方に今なっておりますが、当初の構造改善事業の目的としては、地元の農畜産物の直売所ということでありました。それでずっともう通しておられたかと思えます。同一品物で町外の品物が並ぶことがあるということも何回か聞いたことがございます。町外の同一で並びますと、そりゃもう買う人にとってはいいかもしれませんが、本来の菊陽町の農業改善事業でつくった施設としては、町外はあそこでは販売させないというような最初の決まり事があったように私も聞いておりますので、第三セクターにな

りまして、どの程度行政からの指導ができるか知りませんが、その点はやっぱり最後までしっかり守って、菊陽町の農家の育成に頑張っていたきたいと思います。お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） 最初言われました温泉の金額ですけど、議員さん言われましたように、平成20年の途中までは町外は500円取っておりましたが、やはり議員さん言われるように、石原のほうは360円ですか、そうした金額でありまして、町外のお客さんについても町内並みの、現在はもう400円で取っておるという状況でございます。

それから、構造改善でつくった建物でございまして、特に地元の農産物、これを扱うということございまして、どうしても夏場あたりは、品数が町内だけで賄えないというときは、やはり余りにも品数が少ないとお客さんにも迷惑かけるということで、町外からそのときは、JAとかそういうなところと話し合いながら入れておられると。それと、入られて右側のほうに、昔レストランのあった部分、ここに、今言われたように、町外からの物なんか相当入っておったんですけど、これについては、先週の土曜日から模様がえをやりまして、ぐっとその面積を減らめて、また中でカレーを中心としたレストラン関係のテーブルをずっと並べておりまして、その模様はかえていっておるところでございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 13ページの平成21年度収支計画書についてですけども、この計画書を見れば、非常に立派な計画書であります。ただし、この計画書どおり、あるいはこれに近い数字が達成されたらのことでもありますけども。

まず、この売上計画なんですけど、純売上高として、計画が約マイナスの2,200万円。通常事業の場合、対前年度比、これが約9%ぐらいですか、売り上げをマイナスに計画を立てる企業はまずないと思うんです。これの、いかに客足が減ってきたとはいえ、じゃこれをいかに客足をふやすかというのが営業努力であって、この辺のところを1つお伺いします。

それと、賃借料、平成19年と20年が大体約一千二百何十万で同額なんですけど、21年度計画として半分以下、550万円で約700万円の減額の理由。

それと、保険料、この保険料の内訳は何なのか、これも約2分の1以下に減額してあります。

それと、雑費なんですけど、19年、20年が約290万円に対してマイナスの大体100万円ぐらいの計画なんですけど、この雑費がマイナス100万円にされる理由、この辺のところをお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） まず、最初に言われました、大幅にふろに入る人がもう少なくなったということでございますけど、先般、6月11日の熊日さんの新聞では、丸9年たった中で、それはトータルでございますけど、500万円が1年前倒しでなったということは掲載され

たところでございます。で、現在の代表取締役も、そういったことには一番頭を痛めておられまして、営業をされておりました、いろんなイベントを最近組まれて、できるだけ人が来られるようにやっておられるということでございます。

それから、2番目の賃貸料、これはリース料のことで、おふろに入るときのおしりに敷くマット部分、この部分が一番費用的には加算ということでございました。

それから、衛生管理費につきましては、清掃の委託、それから廃棄物、そういった料理から出る残菜とかそういうのでございます。

(9番福島知雄君「保険料と雑費」の声あり)

保険料につきましても、できるだけ最低限の保険料で済ませたいということでございます。

(9番福島知雄君「内訳、この保険料の内訳」の声あり)

保険については、やっぱり来られた方のけがとかそういう部分で思います。

雑費については、もろもろの、何ていいますか、事務的な費用としますので。

○議長(吉村豊明君) 福島知雄君。

○9番(福島知雄君) 賃借料で、主にマットのリース料ということだったんですが、このマイナス700万円で計画を立てられたということは、このマットのリースを減らすのか、あるいは洗浄といえますか、洗濯といえますか、消毒といえますか、そういうのを自社とするのか、その点と。

雑費は、もちろんもろもろのものが雑費ですからそうなんですが、じゃあ21年度の計画書に約200万円、190万円なんですが、マイナス100万円でやれるということは、じゃあ過去もこれでやれたんじゃないかということが、問題が起きてくるわけです。この部分の質問を再度いたします。

それと、これ提案ですが、先ほど人件費の記載漏れがあったということもありますし、この売上目標というのはあくまでもプラスでつくるべきと思うんです。それへ向かって、社長以下社員努力するということがもっともだと思いますので、この21年度の収支計画書というのを再度検討されたいかがでしょうか、そういうふうに提案いたします。

ちょっと今言うたの説明してください、雑費の件とマットのリース料の件。

○議長(吉村豊明君) 産業建設部長。

○産業建設部長(服部貞夫君) おふろに入られた方はわかると思いますけど、マットは、ふろに入るたびに、1人ずついて、そして、何ていいますか、そのマットを、これをリース会社と、多分かえられるのじゃないかと思えます、1人ずつ敷いておったのを。それと、このマットについては、リースはほかに、いろんなところに、ぬれますので敷いてあります。そういったもろもろについてもできるだけ辛抱されるということではないかと思えます。

それから、あとは雑費ですけど、これについては直接私が聞いておりませんので、さっき言うたような答えじゃできないということでございますけど、そういう、今度さんふれあのほうに聞きに行った中ではまたお答えができるかと思えます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 3回目ですが、先ほども申しましたけども、この21年度の収支計画書を、記載漏れ等もありましたし、こういった、今の部長あたりの答弁でも明快な部分が出ませんので、内訳書なりをつけた計画書が出ればいかなと思いますけども、そのように提案いたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。
坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 13ページの燃料費についてですけど、町内の業者さんの要望もあります。町内の業者さん3社と町外の業者さん3社か4社の見積り入札だそうですね。この燃料の納入に関して、町内の業者さんに絞ることはできないんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） やはり、できるだけさんふれあとしては、経費を詰めたい、下げたいということでございますので、町内だけでやればいいんですけど、やはり町外も含めたところでやってもらえるようでございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第5号についての質疑を終わります。

（11番吉本 堅君「町長、これは再提案されるんでしょうか。町長、間違っていたら提案されるということですかね。そこだけお願いします」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この数字については、精査させまして、前のほうと見ると、確かに言われるように、役員の手当、報酬の分が出てませんので、その辺検証させまして、数字が違っておれば、また次の機会のときに報告をさせたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（吉村豊明君） 日程第9、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（宮本義次君） それでは、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

さきの町長の提案理由の説明がありましたように、菊陽町大字馬場楠5番地にお住まいの上村隆一様、昭和24年3月14日生まれで60歳でございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。



上村様は、平成12年8月から、現在3期目を務められておられ、平成21年9月30日の任期満了に伴いまして、再任の推薦をお願いするものでございます。

経歴につきましては、九州産業大学芸術学部を卒業後、現在画家として活躍されておられます。

上村様は、人権擁護委員として信頼も得られておりまして、温厚、誠実な人柄はもちろん、いろんな面において豊富な経験の持ち主でもあり、人格及び識見ともに高く、人権擁護委員としての要件を十分満たしておられる方であると思われまますので、再び推薦をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、上村隆一君を適任とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は上村隆一君を適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議員派遣について

○議長（吉村豊明君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員を派遣したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願ひしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第11、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

追加議案が3件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第3として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。

以上3議案を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題とすることに決定いたしました。

議案は、さきに議員各位に配付しましたとおりであります。

議案審議に入ります前に、町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様におかれましては、6月9日から本日までの9日間にわたり、提案しましたすべての付議事件について慎重審議いただき、ご承認を賜り、ありがとうございます。

ました。

大変お疲れのこととは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案としてご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第42号は、菊陽町工場等立地促進に関する条例及び菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、統計法の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号、44号の2件につきましては、工事請負契約の締結についてであります。予定価格が5,000万円以上の工事でありますので、議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第43号は、工事請負契約の締結についてであります。下原堀川線跨線橋取り付け擁壁工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

内容は、菊陽第2土地区画整理事業で進めております都市計画道路下原堀川線の橋梁への取り付け擁壁工事であります。

議案第44号につきましても、工事請負契約の締結についてであります。武蔵ヶ丘中学校耐震補強ほか建築工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

内容は、武蔵ヶ丘中学校の建物は、昭和56年度から年次計画により施設整備事業に取り組み、昭和62年度に管理棟などが完成しておるところであります。

耐震診断の結果、耐震補強を要するとの報告がありましたので、平成21年度において耐震補強工事等を実施するものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際ご説明いたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第42号 菊陽町工場等立地促進に関する条例及び菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第1、議案第42号菊陽町工場等立地促進に関する条例及び菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、内容の説明を求めます。

○商工振興課長（平野誠也君） それでは、議案第42号菊陽町工場等立地促進に関する条例及び菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

今回の一部改正は、日本標準産業分類に関することでございます。昭和22年に制定された旧統計法が平成19年に全部改正されまして、新統計法が制定されました。これに伴いまして、日本標準産業分に関しまして、平成21年3月23日に統計法第28条及び附則第3条の規定に

基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件が告示されたところでございます。この告示によりまして、平成21年4月1日から施行をされております。

日本標準産業分類に関しましては、法律制定から計12回の改定が行われておりますけれども、今までは単に告示行為により示されていたわけでありまして、しかしながら、新統計法の制定に伴いまして、法を直接の根拠とする統計基準として位置づけ直されたものでございます。これによりまして、現行の2つの条例に記述しております「日本標準産業分類に掲げる」を「統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める」に改めるものであります。

参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

両条例とも、定義を定めています第2条第1項に掲げる工場等について、下線のとおり改正するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第43号 工事請負契約の締結について（下原堀川線跨線橋取付擁壁工事）

○議長（吉村豊明君） 追加日程第2、議案第43号工事請負契約の締結について（下原堀川線跨線橋取付擁壁工事）を議題とします。

都市計画課長、内容の説明を求めます。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、議案第43号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第43号は、平成21年6月5日に指名競争入札に付しました下原堀川線跨線橋取り付け擁

壁工事について、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容についてご説明申し上げます。

1、契約の目的、下原堀川線跨線橋取り付け擁壁工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、5,386万5,000円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、株式会社坂本建設代表取締役坂本俊正でございます。

次に、施工場所及び工事概要についてご説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、参考資料の図面をごらん願います。

施工場所は、県道熊本菊陽線の南側の菊陽第2土地区画整理事業で施工しております橋梁の取り付け擁壁工事でございます。工事概要につきましては、図面左側の青文字で表記しております施工概要に示しておりますように、施工延長は80.8メートルで、内容につきましては、図面右側の標準断面図の上段で薄茶色に着色しております上の両サイドのL字型のコンクリート擁壁でございます。高さが2.2メートルから3.7メートルを左右それぞれ約48.5メートルと、下段で薄茶色に着色しておりますU字型のコンクリート擁壁で、高さが3.7メートルから5.8メートルを32.3メートル施工するものでございます。

また、擁壁の基礎としまして、図面左側の上段の側面図及び図面右側の標準断面図で、擁壁の下のほうに茶色で着色しておりますけども、直径が1メートルで深さが3.1メートルから3.8メートルの改良ぐいが389本と、図面には表示しておりませんが、今後設置予定の歩道橋の基礎としまして、直径が1メートルで深さが4.2メートルから4.7メートルの改良ぐいを15本もあわせて施工するものでございます。

なお、工期は、平成21年12月18日までを予定しております。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、指名業者についてご説明申し上げます。

最後のページをお開き願います。

本議案につきましては、設計金額が300万円を超える工事でありますので、菊陽町工事等入札指名審査会設置規則第5条の規定によりまして、去る5月19日に指名審査会を開きまして7社を選定いたしました。

指名いたしました業者名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、最低の価格をもって入札した2番目の株式会社坂本建設を落札者に決定したものでございます。

なお、税込みでございますが、予定価格5,571万7,000円に対しまして、落札価格が5,386万5,000円ということで、落札率が96.68%という結果でございました。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 指名の仕方ですが、この議案は7社の指名がっております。あとの44号のほうは12社の指名ですか。どのような考え方で、7社であったり、12社であったりするののか。

それから、話によりますと、ランクづけという話を聞くことがあるんですが、どのような考え方でランクづけがされているのか、それは町独自の考えなのか、内容はどのようになっているのか、まずその辺からお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） まず、43号議案につきましては7社の選定でございまして、もう一件の44号につきましては12社ということで、その7社か12社かというようなご質問であったかと思えます。

基本的な部分といたしましては、財務規則のほうに定めておりますけれども、5社以上ということで指名することを基本としておりまして、その中で、5社以上の10社をめどにというのが指名審査会での基本的な考え方として言えるところでございます。したがって、その10社をめどとした中で、該当する業者さんの数が結果的に7社になったものがあり、あるいは12社になったものがあるということでございます。

次に、ランクづけの部分でございまして、町内業者の格付につきましては、ご存じのように、2年に1回の定期の格付をやっておりますが、これは町で組織しております審査会のほうで審議しまして、町長の決裁を経て決定していきませんが、建設工事のうち、町内の土木一式の競争入札に参加する資格のあるものとして名簿に登録のある業者を対象にランクを決定していくものでございますけれども、以前一般質問の中でも申し上げましたが、基本的な視点として、まず第1点目が、建設業法による国土交通省に登録された分析機関が行う経営状況分析、これに熊本県で行いました経営規模等の評価結果をあわせて求められた経営事項審査というのがございまして、これをまず客観的な事項としての総合評価ということで参考としております。また、第2点目といたしまして、これは工事を担当する担当課になりますけれども、検査成績から求めた主観的な事項、これはですから町の判断とすることができると思います。また、3番目として、契約の履行度あるいは工事のできれば、町への貢献度から見た担当課としての評価、さらに過去の指名停止や不正行為等の有無、またさらに、工事完工高あるいは自己資本額、技術職員数についてチェックした上で、それにあわせて過去の格付を比較しながらランクを決定していくということでございます。

したがって、ただいま質問のありましたように、県の評価も踏まえつつ、町の評価をあわせて町のランクとするということでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 県の評価を加味しながら町の判断でやっとならということでもよろしいでしょうかね。

それから、ということは、クラス別に、A、B、C、D、幾つまであるかわかりませんが、Aクラスであれば何千万円以上とか、Bクラスであれば何千万円以上とか何百万円以上とか、そういうふうなことがなされているのかなというふうに思うんですけど、例えば共同企業体と、例えばAクラスが一番上であれば、Bクラス、Cクラスの方々って、どんなに努力しても今から工事量はどんどんどんどん減ってくるかもしれません。そうした場合に、やっぱり今までも地元の仕事は地元業者でというふうな話で、特に下水道の推進事業とかということも、経験が、地元ではもちろんなかったわけですよ。そういうところも、大手さんのほうと町外業者さんのほうと共同企業体というふうなことで、企業体を組んでいただいて実績をつけていかれて、どんどんどんどん、もちろん企業の努力もあることなんですけど、そういうふうなことが今までなされてきた。今後は、AクラスはAクラス、AクラスがまたずっとBクラスの範囲までおいてこられて、またAクラスがとられる。Bクラス、Cクラスというのは、なかなか受注の機会がない、そのようなことを考えると、例えばBクラスの仕事であっても、Aクラスの会社とCクラスの会社、ジョイントを組んでいただいてBクラスの仕事にも受注の機会を与えるとか、Aクラスの仕事であっても、Aクラスの企業の方とBクラスの企業の方を共同企業体というふうなことで、あるいはたまには入れるというふうなことで、定期的に入れるとか、そういうことも必要ではないかなと思うんですけど、町長、その辺の指名の仕方はどうのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

（11番吉本 堅君「町長のほうがいいですね」の声あり）

○財政課長（實取初雄君） 町長にご指名ということでありましたが、指名審査会の事務局をしておる担当者として、私からまずお話をさせていただいて、もし必要とあれば町長のほうからお答えする部分があるかと思えます。ご勘弁いただきたいと思えます。

まず、今お話がありましたように、町内企業の育成というのは、町長初め執行部一同で基本的な姿勢として今まで持ってきておったところでございますので、今吉本議員がおっしゃった部分についても、執行部も同感ということで動いてきてる部分でございます。

もう一点ありましたように、共同企業体につきましての取り扱いにつきましても、平成20年度におきまして、光の森の公共用地の整地事業において町内のJVということで取り組ませていただいた事例もございますので、これは共同企業体、いわばJVで仕事をやったほうがスムーズに行く、あるいは効果が高いといったもの、いろいろの要素が考えられると思えますけども、いろいろな視点を考慮しながら、町内企業の育成というものもあわせて考えながら進めていく部分だと思いますので、すべてを何もかもJVといったことでもありませんし、JVでやったほうが効果的だというものがあれば、そのような取り組みもこれからもやっていくということではなかろうかと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま財政課長のほうからお答えしましたように、この町内企業の育成ということで、できるものについては、そういった、これから先、だんだんとこの工事関係のほうも仕事が減るような中で、状況もありますけども、そういった中で、できるだけそういう町内の業者に受注機会があるように、そういった面では、できるものについては、議員が言われたようなことについても、今もやっておりますけども、配慮してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。
鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 1つお尋ねします。

地元業者育成ということで、町内の業者に指名権を与えられるのは、私はそれに対しましては賛成であります。こういうことを聞きました。指名競争入札で入札はしたけれど、その下請を町外の方に出されると。極端に言うなら、そっくりそのまま町外の方にやられると、そういうのに対して、ご不満の話も業者の方から聞いたことがあります。それに対してはどういうお考えですか。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいま質問のありました件は、財政課長としての直接の担当部分ではございませんが、基本的な考え方として申し上げたいと思います。

一括下請というようなことは当然できないわけがございますけども、下請については、町のほうに届け出てやる部分で、町が問題ないと認めるときにはいいと思っておりますけども、その際に、今ご質問のありましたように、町内企業が落札して町外の企業に下請に出すというような点についての個別の指導はなかなかできかねる部分ではなかろうかと思っております。

ただし、総合評価という議論が前々から議会の中でも審議いただいております。その総合評価の際の評価項目の中に、下請には地元を使うとかといった部分を評点として加えていくといったものは可能かと思われま。

いろいろな部分で、町内企業育成というのは基本的な町の姿勢として今からも取り組んでいきたいと思っておりますので、今ご意見いただきました分は、最大限努力いたしますよう考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。
北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 総合評価方式についてちょっとお尋ねしようと思ってメモをしてきましたけれども、平成20年度に試行でやるということが実際にはできなかったというような、準備不足のこともあるかもしれませんが、やはり町内企業の育成というところから、この辺のところは避けて通れない部分。今、課長もそのことについて言及しましたので、ついでですので、その辺の実施の見通しについてお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 20年度の状況について今北山議員のほうからおっしゃっていただきましたので、そのとおりでありますので、再度申し述べることはいたしません、国の基本的な部分として、総合評価方式を拡大していくとありますが、また町のほうとしても、今まで議会の中でも審議、議論いただいてきているように、効果的な一つの手法であるかというふうに思っております。ただし、北山議員もご存じのように、総合評価方式の中に、簡易型であったり、やはり専門的な部分を評価する方式であったり、いろいろな方式があります。ですから、後者の専門的な分野になりますと、担当者のその専門的な部分に対するある程度のチェックの技術力が必要になってきます。当然、県あたりの審査会を活用させていただいて、その辺の意見を聞きながら進めていきますので、すべてを町のほうですということではありませんが、平成21年度に取り組んでいきたいというふうに考えておる中で、その簡易型で始める部分あるいはその専門的な部分まで踏み込んでいく部分、その辺の踏み分けというものをしながら取り組んでいくように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第3 議案第44号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校耐震補強他建築工事）**

○議長（吉村豊明君） 追加日程第3、議案第44号工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校耐震補強他建築工事）を議題とします。

教育審議員兼学務課長、内容の説明を求めます。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） 議案第44号工事請負契約の締結についてでございます。

議案第44号は、平成21年6月5日に指名競争入札に付しました武蔵ヶ丘中学校耐震補強ほか建築工事契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の内容をご説明いたします。

- 1、契約の目的、武蔵ヶ丘中学校耐震補強ほか建築工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、6,961万5,000円。4、契約の相手方、熊本市神水2丁目12番11号、三ツ矢建設株式会社代表取締役宮崎隆でございます。

工事の施工場所及び内容をご説明いたしますので、参考資料の次にあります、次のページになります図面をお開きいただけますでしょうか。

色づけをしてあります部分が工事箇所になります。まず、赤の部分でございます。昭和56年3月竣工の校舎でございます。特別教室、それから普通教室があり、鉄筋コンクリートづくり、延べ床面積は2,273平米でございます。この校舎のI s値は0.32でございます。そのため、耐震補強工事を行います。

次に、黄色の部分でございます。昭和56年6月に竣工いたしました校舎でございます。ここも特別教室、普通教室がございます。鉄筋コンクリートづくりで延べ床面積が859平米でございます。この校舎のI s値は0.58でございます。このため耐震補強工事を行います。また、赤い部分の校舎、隣の校舎と、赤と黄色の部分に出ておりますけども、この渡り廊下を改築する予定でございます。

なお、工期は平成21年6月18日から平成22年2月26日までを予定しております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、指名業者についてご説明申し上げます。

最後のページをお開き願います。

本事業につきましても、設計費用が300万円を超える工事でありますので、菊陽町工事等入札指名審査会設置規則第5条の規定によりまして、去る5月19日に指名審査会を開きまして12社を選定いたしましたところでございます。指名しました業者名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、最低の価格をもって入札した、先ほど学務課長が説明した三ツ矢建設株式会社を落札者と決定したものでございます。

なお、税込みでございますが、予定価格7,345万4,000円に対しまして落札価格が6,961万5,000円でございます。落札率が94.77%という結果でございました。

以上で説明を終わります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今審議員ですか、課長じゃありませんよね、審議員から説明がありましたが、今I s値に関しては数字的な説明が、0.32未満とか何やかんやありました。もう一つ、コンクリート強度ということで、10ニュートン未満どうのこうのということでもあります。それがこの耐震に関してどのような影響があるのか、まずそれが1点。

2点目ですけど、12社の指名があるんですが、1社を除き、全部町外企業となっております。

す。菊陽町内に建築に携わる企業、指名願を提出された企業があるのかどうか、あれば何社ぐらいあるのか。

2点目が、このように町外企業を11社も入札参加をされるのであれば、町内企業をどうしてされないのかなど。それぞれに、先ほど言いましたように、共同企業体方式をとれば地元企業の受注の機会がふえてくるのではないかなど。それぞれの地元企業が実績をつけることになるのではないかと。作業内容にしましても、地元で十分対応可能な作業もあるのではないのでしょうか。

町としての育成の姿勢、先ほど、土木工事のほうも一緒なんですけど、後藤町長に地元の企業を育てる考えがなければ、地元企業の繁栄はないのではないのでしょうか。民間のこの厳しい状況は後藤町長にどのように見えるのか、まずその辺からお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育審議員兼学務課長。

○教育審議員兼学務課長（大山 晃君） コンクリート強度のお尋ねがございました。

まず、赤い方のコンクリート強度でございますが……

（11番吉本 堅君「いや、その数字がどうのこうのではなくて、そのコンクリート強度10ニュートン未満、以上、それがこの耐震にどのように影響してるのかということですよ」の声あり）

2つの校舎とも10ニュートンは超えております。

（11番吉本 堅君「それがどういうふうな影響があるかと」の声あり）

これは、I s 値の判定は、このコンクリート強度その他の算定で入ってまいります。ですから、コンクリート強度はI s 値の判定の一つの部分、構成要素になります。その結果、I s 値が、先ほど申しましたように、0.32あるいは0.58という形になってきております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 2番目の指名業者の部分についてでございますけども、町内業者が1社というような、ご質問の中にお話がありました。もう一社、町内に営業所を有する業者さんがおられまして、それ以外が熊本県内の業者さん10社というようなリストになっているかと思っております。

基本的に、町長も申し上げましたように、町内業者育成という形で進めております。その中で、指名願が出てきますときに、主たる業種、その他の業種ということで、当然土木業者であって、建築あるいは電気設備、水道とか設備関係の工事をされるところございます。あるいは一方では、建築部分を主とし、土木もされ、設備もされる業者さん、あるいは設備を主にされ、土木エトセトラされる業者さん、いろいろな組み合わせを持って、吉本議員もおっしゃいましたように、民間企業の厳しい状況の中で、その業者さんの努力によっていろいろな業務の拡大等を図られて努力されている姿を見受けているところでございます。

その中で、町の現時点の考え方でございますけども、これはなかなか難しい部分あるんですけども、基本的な部分といたしましては、主たる業種の部分を持って現時点では指名をしておくような状況でございまして、土木部門に主たる業種についてランクを、格付を行わせていただいて、先ほど金額という話がありましたけども、3,000万円を超えるのか、1,000万円なのかという部分で指名をさせていただいております。

一方、建築一式が今回の工事の概要になっておりますけども、建築につきましては、今回の指名の内容を申し上げますと、おっしゃるとおり、町内の建築工事を主たる業種とする業者さんが1社ということでございます。2番目が、先ほども申し上げましたが、主たる業種とする業者さんで、町内に営業所を有する業者さんが1社おられます。その他は、熊本県内の建築工事を主たる業種とする業者さんで、県の20年度の経営事項審査結果に基づく最近年の平均完工高順位の上位業者の中から10社を選定したという、地理的な要素も踏まえて10社を選定しているというような状況でございますので、その主たる業種を一つのキーワードとして、今まで、現時点では取り組んでいるという状況ということでございます。

以上です。

(11番吉本 堅君「町長」の声あり)

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの財政課長の答弁でご理解いただきたいと思っております。

そして、町内の建築業関係ありますけども、やはり非木造、木造、いろいろの分野で建築業もおられると思いますけども、そういった中での経験とその能力と、そういうものを判断しながら、審査会のほうで出てきた中での指名をしているような状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 何か町内にも今2社、本社が1社、それから営業所があるところが1社というふうな課長の説明のようでしたが、ほかに何か、私の知る限り、何々工務店さんとか、何か幾つかそういう会社がありやせんかなと思うんですが、そういう企業の方々というのはこういう事業には参加できる条件を備えていないということなんでしょうか、それが1点。

それから、今後町営住宅、小学校、保育園、中学校というふうなことで、建てかえであったり、改築であったりというふうな事業が、補修とか、いろいろ出てくると思います。今回のように町外企業の育成、町内じゃなくて、どうもこれを見ると町外育成のような感じがするものですから、あえて町外企業育成のために指名をされる考えか、今後はどのように考えられるのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまもご質問がありました中で、何々工務店というような表現がございまして、それがどこの工務店を指すのか、私のほうでは把握しておりませんで、先ほどお答えした中で、土木工事を主たる業種とし、なおかつ準という用語があるかもしれませんが、土木以外で建築に携わってる業者さんがおられるっていうことは申し上げましたので、そ

の部分ではないかと思うんですけども、町長がおっしゃった中で木造、非木造というお話がありましたので、昔ながらの大工さんの感じで個人経営をやってらっしゃるところ、あるいはその少しランクの高い工務店さんのところ、それから会社経営をもってやってらっしゃるところがその建築部分を主たる業種としてやってらっしゃるところがあるのではなからうかと思ってます。そういう中で、今回の中学校の耐震補強関係については、RC構造ということでありましたので、その辺の部分からのチェック、それから耐震補強という子どもたちの安全を守る工事であるということ等も踏まえまして、このような指名で行ったところでございます。

また、先ほどのJVあるいは共同企業体というお話があったかと思っておりますので、その辺の取り組みも含めて、町内業者の育成については、今後ともいろいろな方式について検討はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑……

（11番吉本 堅君「町長」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの財政課長の答弁でご理解いただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 先ほどから地元育成、地元育成と言いますが、体力のあるなしにかかわらず、体力のない方々が入札して、それを落札すると、地元業者が。それを難なく、自分ではせずに、どこにかまたやるというふうな、そういう傾向は先ほどからたくさんあるんですよ。ですから、体力があって、保証された企業でないと、やはり私は問題があると思います。地元地元で、地元がとっても、体力のない人がとって、それをそのまま体力のある企業にやるという、こういうことはたくさんあるんですよ。ですから、体力のある人が優先的にとりますよ。これは基本的なことです。

（「質疑」「質疑」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 質疑ではないのかな。

○14番（上田茂政君） ですから、どういう、今の吉本議員、ほかの議員が言われましたが、その考えをちょっと課長言ってください。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまご質問のありました件については、確かに、先ほど吉本議員のときにも少しお話しさせていただきましたけども、県の経営事項審査というのがございまして、これは完工高等、従業員の数等々をもとに県のほうで評点をつけるものがございまして、土木建築、それぞれにおいて点数がついてまいります。通常900点の前後が、Aランクと言われてる業者さんがその辺のレベル、あとは下がってきますと700、600ということで下がってきます。ということは、今上田議員のほうでおっしゃいましたように、ランクが低いという

ことは、その完工高の実績もないということでもあります。その前提として、資本金あるいは従業員の数が確保されていないということでもありますから、指名業者の選定におきましては、基本的な部分といたしまして、そのような、先ほども今回の指名については熊本県の完工高の高いところから選定したということをおし上げましたけども、そのような視点で取り組むことによって、工事がより適切、スムーズにいくようにする必要がありますので、指名に当たってもそのような視点、基本的な部分を考慮しながら取り組んでいるところでございます。

・以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これにて平成21年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

ご苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後2時27分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉村豊明

菊陽町議会副議長 永野輝全

菊陽町議会議員 坂本秀則

菊陽町議会議員 北山正樹

菊陽町議会会議録
平成21年第2回6月定例会

平成21年6月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話(代)(096) 232-2111
議会事務局TEL(096) 232-4919